学生便覧

学習及び学生生活

Handbook of Saga University

平成16年度

佐　賀　大　学

部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考
事務局	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8113	総務課総務係
		0952(28)8164	教務課総務係
保健管理センター		0952(28)8181	
保健管理センター(医学部)分室	〒849-8501 佐賀市鍋島5丁目1-1	0952(34)3215	
附属図書館	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8902	
附属図書館医学分館	〒849-8501 佐賀市鍋島5丁目1-1	0952(34)2172	
科学技術共同開発センター	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8965	FAX0952(28)8186
低平地研究センター		0952(28)8582	FAX0952(28)8189
海浜台地生物環境研究センター	〒847-0021 唐津市松南町152-1	0955(77)4484	
総合分析実験センター	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8896	
学術情報処理センター		0952(28)8592	
留学生センター		0952(28)8168	留学生課留学生係
高等教育開発センター		0952(28)8402	
文化教育学部		0952(28)8213	総務係
附属教育実践総合センター		0952(28)8209	FAX0952(28)8305
海洋エネルギー研究センター	〒848-0121 伊万里市黒川町塩屋5-23	0955(27)2061	
附属小学校	〒840-0041 佐賀市城内2丁目17-3	0952(26)1005	FAX0952(26)2049
附属中学校	〒840-0041 佐賀市城内1丁目14-4	0952(26)1001	FAX0952(26)1003
附属養護学校	〒840-0026 佐賀市本庄町正里46-2	0952(29)9676	FAX0952(28)3850
附属幼稚園	〒840-0054 佐賀市水ケ江1丁目4-45	0952(24)2745	FAX0952(28)3842
経済学部	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8413	総務係
理工学部		0952(28)8513	総務係
農学部		0952(28)8713	総務係
医学部	〒849-8501 佐賀市鍋島5丁目1-1	0952(34)3132	総務学事課
資源循環ﾌｨｰﾙﾄﾞ科学教育研究ｾﾝﾀｰ	〒849-0903 佐賀市久保泉町下和泉1841	0952(98)2245	0952(98)2230
教養教育運営機構	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8815	教養教育管理
スポーツセンター		0952(28)8897	
大学会館		0952(28)8175	学生生活課
かささぎホール		0952(28)8175	学生生活課
楠葉寮	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄425	0952(24)3812	
国際交流会館	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄489-1	0952(28)8804	
合宿研修所	〒847-0131 唐津市神集島コウゾ辻1430	0955(79)0986	
守衛室	〒840-8502 佐賀市本庄町1	0952(28)8193	

目　　次

学長挨拶 ……1
平成16年度　学年暦及び年間行事予定表 ……2
佐賀大学（本庄キャンパス）建物配置図 ……4
佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図 ……5

1．沿革及び組織

沿革 ……9
組織図 ……10

2．学生生活

２つのキャンパスについて ……13
学生関係諸手続一覧（本庄キャンパス）……14
本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き ……16
証明書自動発行機 ……16
卒業後の諸証明交付手続き ……16
総務学事課（学務系）の業務 ……19
学生関係諸手続一覧 ……20
一般的注意事項 ……22
学生センターホームページの利用方法 ……23
就職相談室ホームページの利用方法 ……24
留学生センターホームページの利用方法 ……26

3．就職

就職活動について ……29
相談窓口 ……29
就職活動の流れ ……30
平成16年度就職支援事業 ……31

4．授業料の納付

授業料の納付 ……35
授業料の口座振替制度 ……35

5．経済援助

授業料の免除 ……39
奨学金制度 ……39
アルバイト ……40

6．住居

学生寮 ……43
アパート・貸室等の紹介 ……43
医学部学生へのアパート・貸室等の紹介 ……43

7．課外活動

課外活動のルール ……47
課外活動の施設及び利用申込 ……48
各種行事・体育大会 ……48
本庄キャンパス　サークル一覧 ……49
鍋島キャンパス　サークル一覧 ……49

8．福利厚生施設
大学会館 ……53
厚生施設 ……54
佐賀大学合宿研修所 ……54
九州地区国立大学共同研修施設 ……56
九重共同研修所 ……56
島原共同研修センター ……57
9．なんでも相談
相談機関 ……61
10．健康管理
保健管理センター ……65
11．附属図書館
はじめに ……69
入館 ……69
開館時間・休館日 ……69
閲覧と貸出 ……70
図書購入 ……70
施設の利用（本館）……70
文献複写 ……70
他大学図書館等の利用 ……70
相互貸借サービス ……70
レファレンス・サービス ……70
検索端末の利用 ……70
12．学術情報処理センター
学術情報処理センターにようこそ ……73
学情センターの利用（ユーザ登録）申し込みについて ……73
ユーザ名とパスワードは、こんなときに必要です ……73
インターネットの利用について ……73
個人ホームページの作成と公開について ……73
サイトライセンス・ソフトウェアStarSuiteの利用について ……73
学情センターの利用にあたっての諸注意 ……73
メインセンター（本庄キャンパス）の利用について ……74
医学サブセンター（鍋島キャンパス）の利用について ……76
13．国際交流
留学生センター ……79
学術交流 ……80
外国人留学生 ……80
日本人学生の海外留学 ……81
国際交流会館 ……82
14．単位互換
放送大学との単位互換 ……85
西九州大学との単位互換 ……86
15．学内関係規則等
国立大学法人佐賀大学規則 ……89
佐賀大学学則 ……95

佐賀大学教養教育科目履修規程……106
佐賀大学教養教育科目履修細則……108
佐賀大学文化教育学部規則……114
佐賀大学文化教育学部履修細則……117
佐賀大学経済学部規則……176
佐賀大学経済学部履修細則……178
佐賀大学医学部規則……204
佐賀大学理工学部規則……210
佐賀大学理工学部履修細則……213
佐賀大学農学部規則……250
佐賀大学農学部履修細則……253
佐賀大学大学院学則……270
佐賀大学大学院教育学研究科規則……279
佐賀大学大学院教育学研究科履修細則……281
佐賀大学大学院経済学研究科規則……290
佐賀大学大学院経済学研究科履修細則……292
佐賀大学大学院医学系研究科規則……295
佐賀大学大学院医学系研究科履修細則……298
佐賀大学大学院工学系研究科規則……305
佐賀大学大学院工学系研究科履修細則……308
佐賀大学大学院農学研究科規則……326
佐賀大学大学院農学研究科履修細則……328

16. 教育職員免許法等

教育職員免許法……335
教育職員免許法施行規則……339

17. その他の規則等

佐賀大学学生交流に関する規程……351
佐賀大学外国人留学生規程……356
佐賀大学科目等履修生規程……358
佐賀大学研究生規程……359
佐賀大学学生の懲戒に関する規程……360
佐賀大学学生表彰規程……361
佐賀大学集会掲示等に関する内規（本庄キャンパス）……362
佐賀大学医学部掲示等取扱要項……362
佐賀大学授業料の督促及び補導要領……363
佐賀大学本庄地区構内交通規程……364
佐賀大学医学部構内交通規制要項……365
気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ……367

18. 建物配置図等

各学部他……371

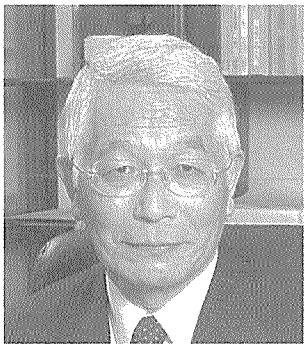

学長挨拶

佐賀大学長　　長谷川　照

新入生のみなさん、佐賀大学への入学おめでとうございます。

みなさんは、人生において最も多感な時期、将来への希望と不安の交錯した時期を佐賀大学で過ごすことになります。

ところで、みなさんの入学した佐賀大学は、昨年までの佐賀大学ではありません。みなさんと同じように誕生したばかりのほやほやの新しい大学です。

昨年10月に佐賀大学と佐賀医科大学は統合して新しい佐賀大学となりました。新しい佐賀大学は、文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部の5学部で構成されていますが、将来すべての学術分野を備えて、新しいタイプの総合大学を目指して第一歩を踏み出しました。２１世紀の社会は、エネルギー、物質、情報、環境、生命、福祉、健康など、学際的で国際的な研究と開発を必要としています。今後、みなさんは、それぞれの学部で専門分野を学んで行くことになりますが、それだけに閉じこもることなく他の分野にも視野を広げて、新しい世紀の社会の要請に応える能力を養ってください。

さらに、本年4月にすべての国立大学は法人化されました。佐賀大学も国立大学法人佐賀大学によって設置された大学となりました。佐賀大学は財政的には国立大学ですが、法人佐賀大学は自ら大学の設置者として、自由で魅力溢れる教育と研究を推進し、その成果を地域社会に還元する「学問の自由を楽しみ、社会に開かれた大学」を建学の目的としています。

今日、高齢化社会、情報化社会、国際化社会を迎えて、大学は年齢や国籍に関係なく生涯を通じて学習する場となってきました。みなさんは、さまざまな学問に興味を持っている人々、そして幅広い年齢層に囲まれて日常生活を送ることになります。また、時空を短縮する情報技術の発達は、教育と研究の国際化を促し、大学を国際的な社会に変貌させています。大学はみなさんが将来に備えてエネルギーを蓄える格好の場なのです。

新しい佐賀大学は、すべての学術・学芸の知恵が集積され総合的な判断力をはぐくむ大学でありたいと願っています。人類が自然と調和のとれた営みを続けるために、「知」の継承と創造のために、そして世界に平和をもたらすために、みなさんの健闘を期待します。

平成16年度 学年暦及び年間行事予定表

月	日	曜	学 年 暦	行　　事
4	1	木	前学期始、春季休業(4月7日まで)	前学期授業時間割発表
				新入学生健康診断(4月3日まで)
				サークル紹介(4月4日まで)
	5	月	平成16年度入学式	
	6	火		学部オリエンテーション
	8	木	前学期開講	
7	16	金		月曜日の代替日
				前学期定期試験時間割発表
	23	金		前学期定期試験(7月29日まで)
8	1	日	夏季休業(9月30日まで)	
9	24	金		後学期授業時間割発表
			平成16年度学位記授与式＜9月期＞	
	30	木	前学期終	
10	1	金	開学記念日、後学期始	
	4	月	後学期開講	
	8	金	平成16年度大学院入学式	
			(工学系博士後期課程、国際環境科学特別コース)	
12	25	土	冬季休業(1月7日まで)	
1	15	土	大学入試センター試験(1月16日まで)	
	27	木		後学期定期試験時間割発表
2	3	木		後学期定期試験(2月9日まで)
	25	金	前期日程入学試験(2月26日まで)(予定)	
3	12	土	後期日程入学試験(3月13日まで)(予定)	
	24	木	平成16年度学位記授与式＜3月期＞	
	31	木	後学期終	

7月22日・30日、1月28日、2月1日・2日・10日は予備日

(参考) 平成17年度

4	1	金	前学期始、春季休業(4月7日まで)	
	5	火	平成17年度入学式(予定)	
	6	水		学部オリエンテーション
	8	金	前学期開講	

授業時間

Ⅰ校時	8:40 ～ 10:10
Ⅱ校時	10:20 ～ 11:50
昼休み	11:50 ～ 12:50
Ⅲ校時	12:50 ～ 14:20
Ⅳ校時	14:30 ～ 16:00
Ⅴ校時	16:10 ～ 17:40

平成16年度学年暦

月	週	月	火	水	木	金	土	日	備考
4					4/1	4/2	4/3	4/4	4/1-4/7春季休業
	1	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/5入学式、4/6学部オリエンテーション
	2	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/8前学期開講
	3	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	
5	4	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	
	5	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	
	6	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	
	7	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	
6	8	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	
	9	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	
	10	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	
	11	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	
	12	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	
7	13	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	
	14	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	
	15	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/16月曜日の代替日
	16	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/23-28前学期定期試験期間
8	17	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/1-9/30夏季休業
		8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	
		8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	
		8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	
		8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	
9		8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
		9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	
		9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18	9/19	
		9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/24学位記授与式＜9月期＞
10	1	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/1開学記念日
	2	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/4後学期開講、10/8大学院入学式
	3	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	
	4	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	
11	5	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	
	6	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	
	7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	
	8	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	
	9	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	
12	10	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	
	11	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	
	12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	
	13	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/25-1/7冬季休業
1	14	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	
	15	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	
	16	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/15,16大学入試センター試験
	17	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	
2	18	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	
	19	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/3-9後学期定期試験期間
	20	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	
		2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	
3		2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/25, 26前期日程入学試験(予定)
		2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	
		3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/12, 13後期日程入学試験(予定)
		3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	
		3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/24学位記授与式＜3月期＞
		3/28	3/29	3/30	3/31				

休業期間
祝日法に規定する休日(休業期間を除く)
予備日

佐賀大学（本庄キャンパス）建物配置図

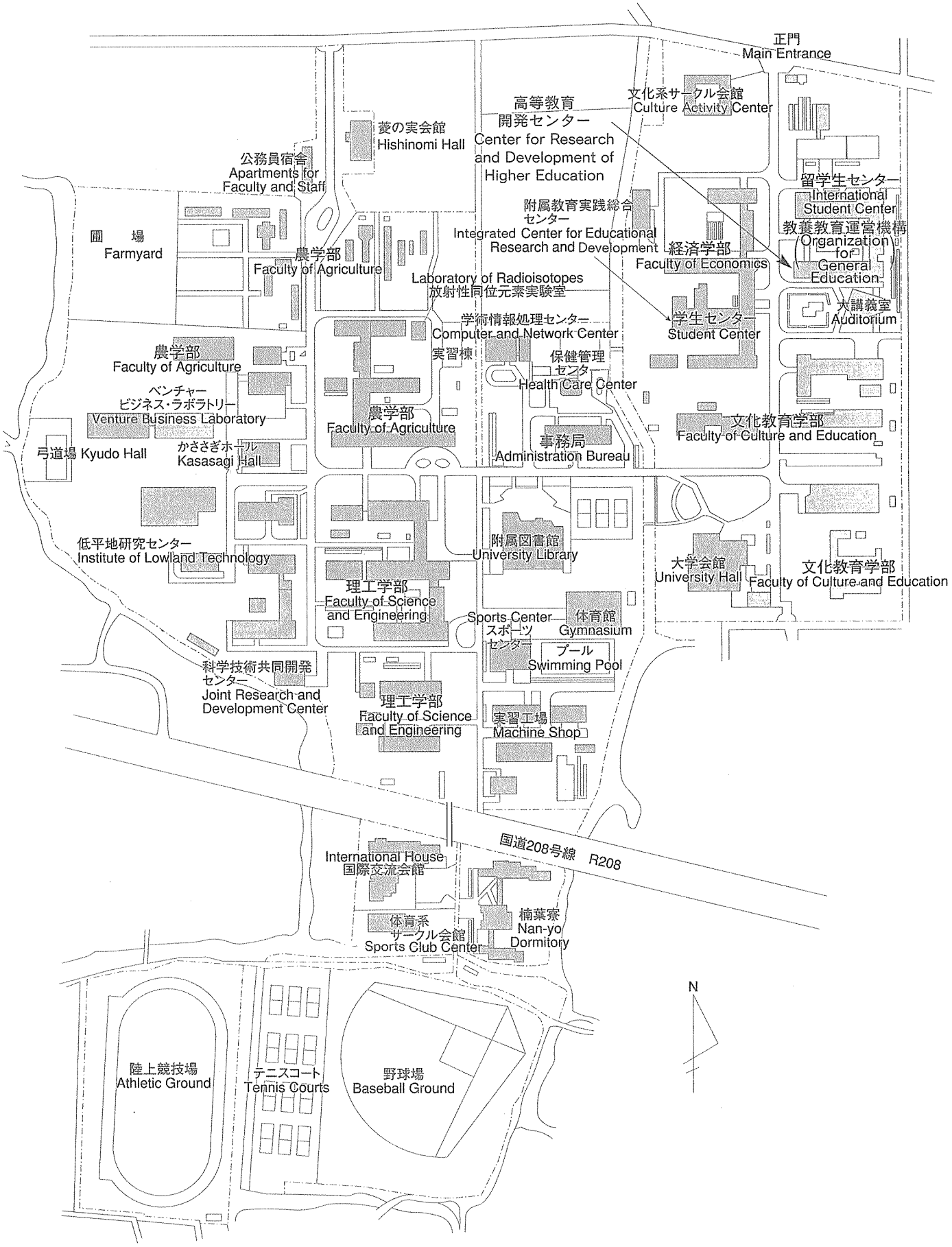

佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図

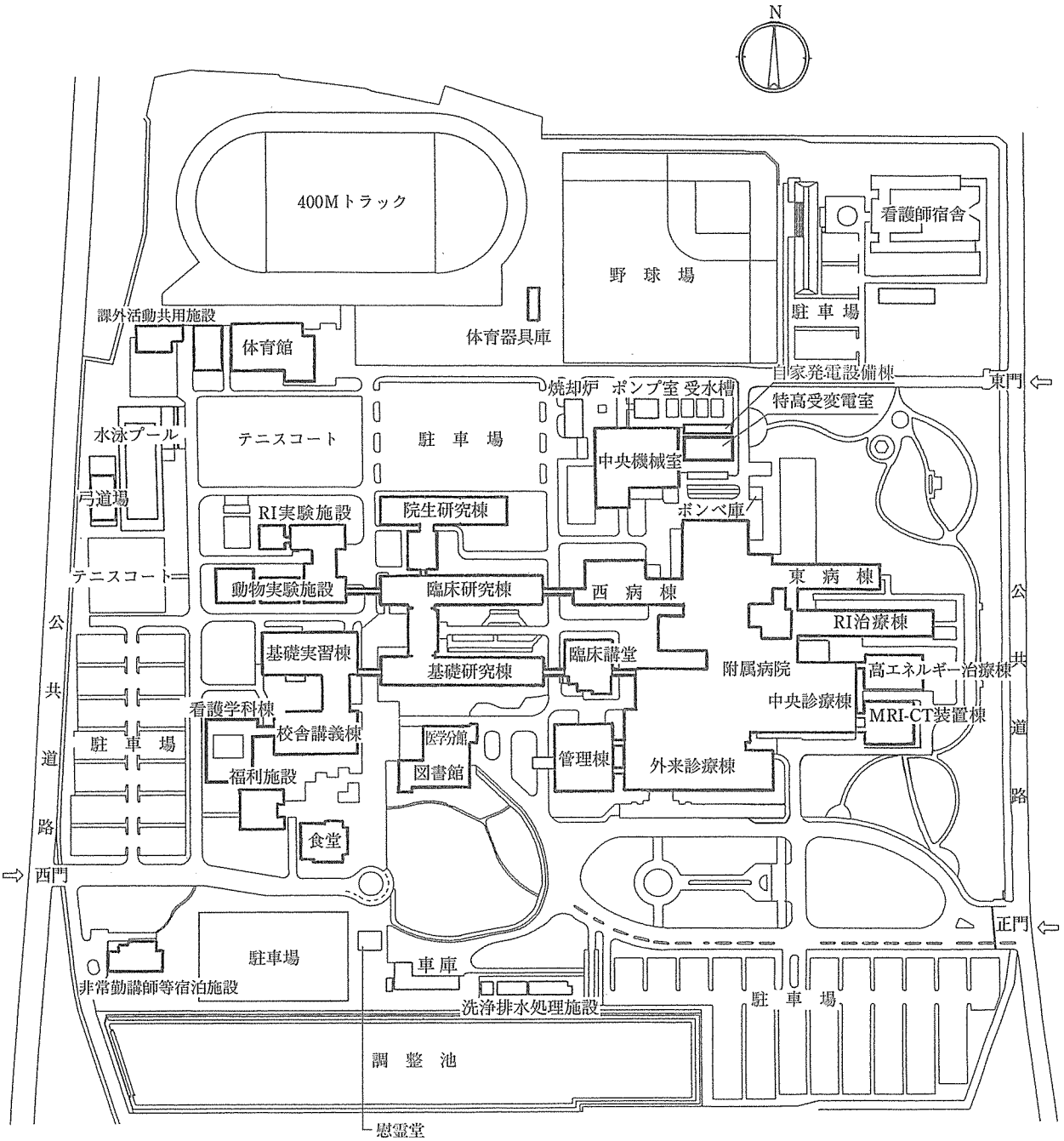

1．沿革及び組織

沿革 …… 9
組織図 …… 10

● 沿　　革

佐賀大学は，平成15年10月1日国立大学設置法により，佐賀大学と佐賀医科大学を統合し，文化教育学部，経済学部，医学部，理工学部，農学部の5学部からなる新大学として発足した。

（沿革略図）

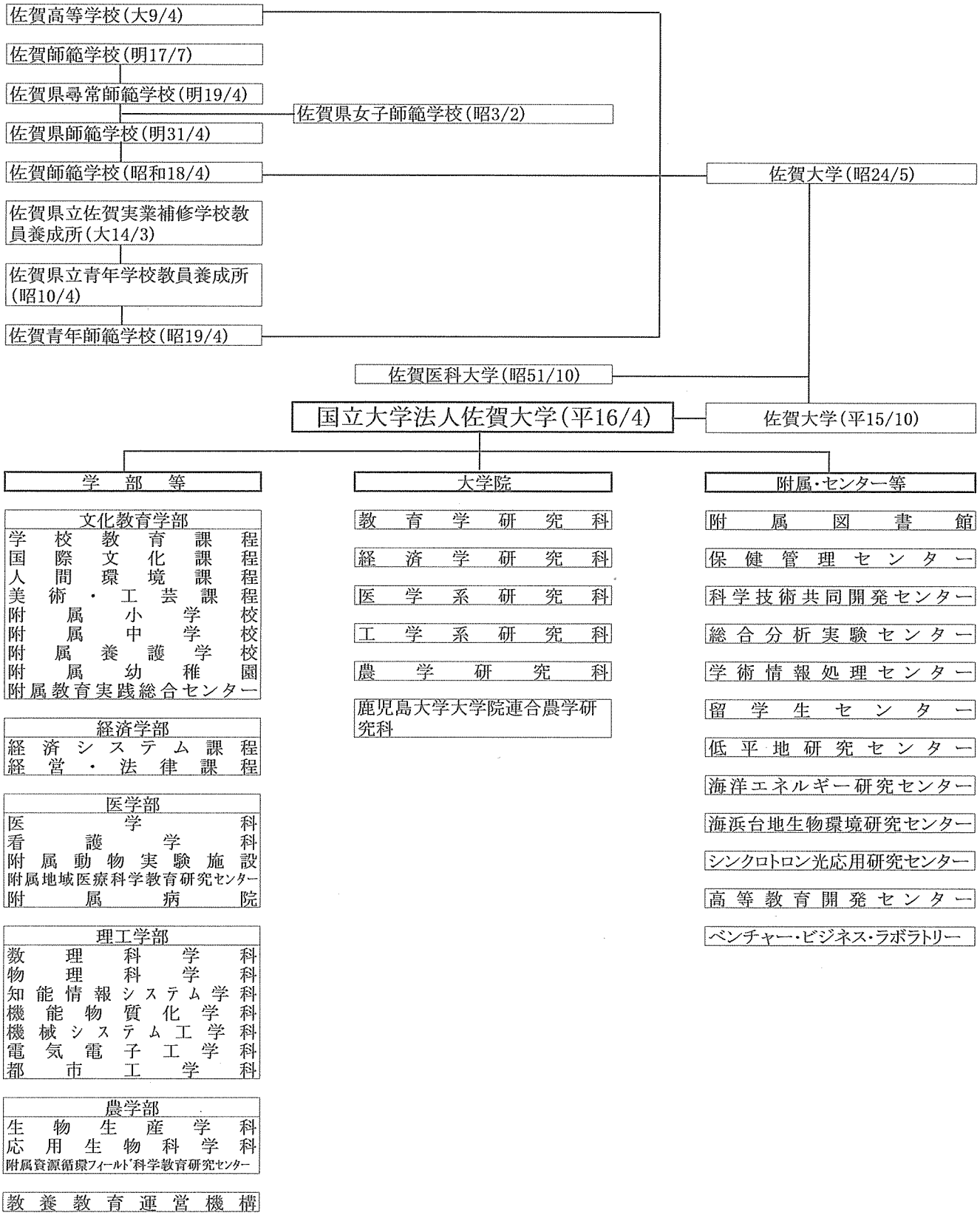

組織図

平成16年4月1日現在

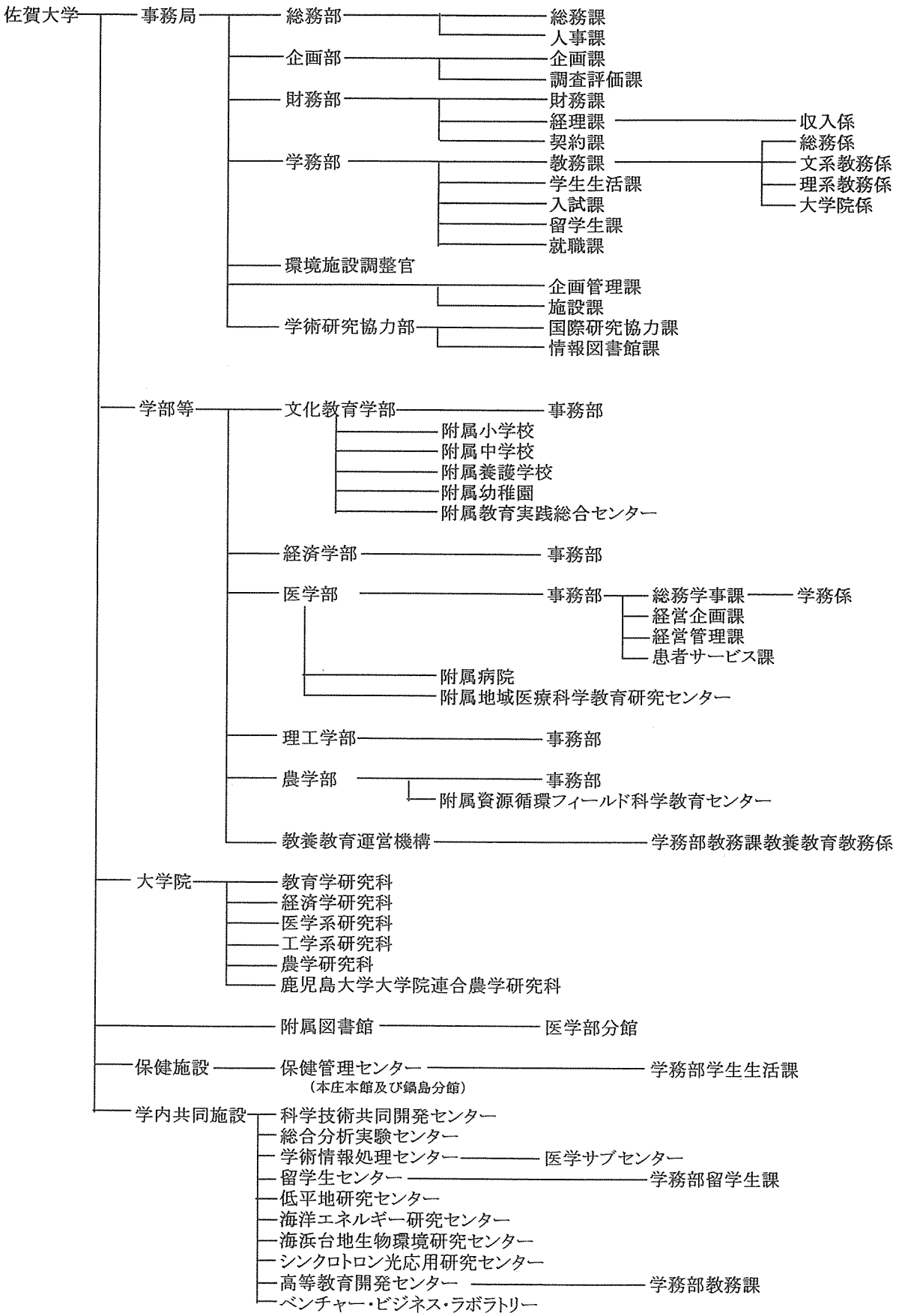

2. 学　生　生　活

２つのキャンパスについて ……13
学生関係諸手続一覧（本庄キャンパス）……14
本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き …16
証明書自動発行機 ……16
卒業後の諸証明交付手続き ……16
総務学事課（学務系）の業務 ……19
学生関係諸手続一覧 ……20
一般的注意事項 ……22
学生センターホームページの利用方法 ……23
就職相談室ホームページの利用方法 ……24
留学生センターホームページの利用方法 ……26

● 2つのキャンパスについて

本学は，文化教育学部，経済学部，理工学部，農学部の4学部が本庄町に，医学部が鍋島町にあり，それぞれ本庄キャンパス，鍋島キャンパスと呼んでいます。

両キャンパスには，学生諸君の学生生活をより豊かにし，諸君の身辺に起こる色々な問題についての相談や助言を行うため次の課を置いています。

■本庄キャンパス…学生センター（教務課，学生生活課，入試課，留学生課，就職課）

■鍋島キャンパス…総務学事課

各課の組織及び業務分担は，次ページに記載しています。

大学は,その目的とする教育,研究の機能を円滑に行い,国民の期待にこたえるために自らに厳しく課した各種のきまりがあります。

本学の学則や学生に関する諸規則その他の学内規則は,このきまりを具体化したものです。これは一般社会にさまざまな法令や慣習があって,人々がそれを守って暮らしているのと同じことです。学生諸君は,学則その他の諸規則を理解し遵守して,有意義で充実した学生生活を送るよう希望します。

学習上の不明な点,奨学金や授業料の減免の手続き,アルバイトその他の日常生活に関すること,健康問題などの相談をしたい場合は上記の部署へ来てください。なお,大学からの学生に対する公示,示達は,すべて掲示によって行いますので,毎日一回は必ず所定の掲示板を見るようにしてください。

学生関係諸手続一覧

窓口事務取扱時間(文化教育学部・経済学部・理工学部・農学部)

平日　午前8時30分～午後6時　(土・日・休日は休業)

医学部総務学事課(鍋島キャンパス)の諸手続の取扱事項及び取扱時間は8時30分より午後6時までで、20ページです。

本庄キャンパス(文化教育学部・経済学部・理工学部・農学部)

区分	事項	留意事項	担当窓口
納入金	入学料	入学手続き時	入学手続窓口
	授業料	前期4月30日まで、後期10月31日まで	経理課収入係
	検定料	研究生・科目等履修生等の検定料	
身上の異動	入学誓約書	入学手続き時	入学手続窓口
	学生カード	入学手続き時	入学手続窓口
	学生証	再発行(新入学生は4月14日に教養教育1号館学生ホールにて交付)	教務課総務係
	住所(変更)届	入学時及び変更の都度	
	保証人変更届	変更の都度	
	改姓名届	変更の都度	
	休学願	3ヶ月以上授業に出席できない場合(疾病による場合は医師の診断書が必要です。)	教務課学籍担当係
	退学願		
	復学願	休学期間が終了する時提出(疾病による場合は医師の診断書が必要です。)	
	転学部・転学科・転課程・転専攻願		
	他大学受験願	他大学を受験する場合	
諸証明	成績証明書・単位取得証明書		教務課各教務係
	卒業(見込)証明書		
	修了(見込)証明書		
	在学証明書	自動発行機にて出力できます。	学生センター、附属図書館、教養教育
	旅客運賃割引証	自動発行機にて出力できます。	
	在寮証明書		学生生活課
	健康診断証明書		保健管理センター
受講手続	履修届		教務課各教務係
	履修カード		
	再履修・指定外・分野登録		
厚生	入学料・授業料免除・徴収猶予・分納		学生生活課
	奨学金		

区分	事項	留意事項	担当窓口
課外活動	課外活動団体結成願		学生生活課
	課外活動団体継続届	毎年5月中旬までに提出がない場合、解散したものとみなす。	
	課外活動団体変更届	役員の変更・規約の変更等がある場合届け出ること。	
	課外活動団体解散届		
	行動計画書	課外活動(サークル)のたびに提出すること。	
	海外渡航届	海外に旅行又は留学する時に届け出ること。(個人・団体共)	
	集会・行事届		
	掲示・配布物届		
	教室使用願		各教務係
	大学会館使用願		学生生活課
	スポーツ用具借用願		スポーツセンター
	スポーツセンター施設使用願		
	体育館使用願		
	野球場等使用願		
	陸上競技場使用願		
	テニスコート使用願		
	プール使用願		
	第1サークル会館各部屋使用願	事前に文化協議会に了承を得ておくこと。	サークル会館事務室
	第2サークル会館各部屋使用願	事前に体育協議会に了承を得ておくこと。	
学生寮	入寮願・退寮願	留学生も入寮可	学生生活課
国際交流会館	入居・退居申請	留学生のみ入居可(ただし、日本人国際交流会館チューター2名は入居可)	留学生課
その他	盗難届		学生生活課
	被害届		
	交通事故届		
	拾得物届		
	紛失物届		
	自動車入構許可願		
	一時帰国届・帰国届		留学生課
	アルバイト		学生センター掲示板

●本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き

(1) 学　生　証　(担当;学生センター教務課総務係)

学生証(磁気カード形式の「学生証 ID カード」)は，入学後に交付します。

この「学生証 ID カード」により，証明書自動発行機(在学証明書及び学生旅客運賃割引証を発行)の利用及び図書館での様々な利用ができます。

また，「学生証IDカード」は，不利益を被らないよう，他人への貸与及び紛失等に十分な注意が必要です。万一紛失した時は，直ちに教務課総務係に学生証再交付願を提出し，再交付を受けてください。

(2) 在学証明書 (学生センター・教養教育1号館及び図書館の自動発行機で発行します。)

(3) 成績証明書等 成績証明書，卒業見込み証明書，その他の諸証明書を必要とする時は，各種証明書交付願により申し込んでください。(担当;学生センター教務課各教務係)

(4) 旅客運賃割引証(学割証)

学生が帰省又は実習等で旅客鉄道会社の交通機関を，片道 100 kmを超えて利用する場合に，旅客運賃割引証(学割証)の交付を受けることができます。

学生 1 人当たり年間の交付枚数は10枚以内となっていますので，年間計画を立て合理的に使用してください。発行は学生センター・教養教育運営機構及び図書館の自動発行機で行います。

また，課外活動で利用する場合は，15 人以上で旅行する場合に限り「団体(グループ)旅行申込書」の交付を受けることができます。この場合は学生センター内学生生活課に申し込んでください。

これらの制度は，学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく，修学上の経済的な負担を軽くし，学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので，これを他人に貸与したり，不正に使用することのないよう特に注意してください。

● 証明書自動発行機

各種証明書等を自動的に発行する証明書自動発行機を設置しています。学生は，学生証 ID カードを利用し，前記の在学証明書及び旅客運賃割引証を簡単な機械操作により，必要な時に入手することができます。

自動発行機の設置場所は，次のとおりです。

○ 学生センター
○ 教養教育 1 号館 1 階(学生ホール西側)
○ 附属図書館 1 階(エントランスホール東側)

● 卒業後の諸証明交付手続き

卒業後における諸証明書の発行は，担当係窓口(本庄キャンパスは学生センター教務課，鍋島キャンパスは総務学事課)に申し込めば 2～3 日後には受け取れます。また，郵送による申し込みを希望する場合は，必ず返信用封筒(住所及び宛名を明記し，切手をはったもの)を同封の上，作成日数(和文 2 日程度，英文 7 日～10 日程度)及び郵送による往復の日数を見込み，余裕を持って申し込んでください。電話による申し込みは，緊急の場合を除き受け付けておりません.

申し込みに際しては，「卒業年月日及び卒業学科，氏名及び生年目日(英文で必要とする場合には，氏名は英文でも併記する)」，「必要とする証明書名及び必要枚数」，「用途及び提出先」を明記してください。

なお，発行手数料は無料となっています。

学生センター平面図

学生センター（学務部）の組織と業務

学生センター入口

学生生活課

- 学生支援
- 入学料・授業料免除・徴収猶予/奨学金
- 健康管理/学生教育研究災害傷害保険，スポーツ安全保険/アルバイト/福利厚生/遺失物，拾得物
- 学生寮
- 課外活動，学生団体
- 集会，印刷物掲示，諸行事
- 大学会館，合宿研修所
- サークル会館，体育施設
- 自動車入構許可

教務課　教養教育（教務）

- 教養教育科目の実施及び履修指導
- 分野登録関係
- 主題科目受講申請
- 英語の再履修関係
- 証明書の申請・交付
  英文在学証明書
- 教養教育における修学相談
- 外国語能力試験等の単位認定申請
- 追試験等の実施願
- 教室使用許可願

教務課　文系教務

文化教育学部・経済学部

- 文化教育学部，経済学部の専門科目の実施及び履修相談
- 履修届の提出及び変更・確認
- 成績交付
- 証明書の申請・交付
  成績証明書（英文を含む）
  卒業見込証明書
  単位修得証明書
  教員免許状取得見込証明書
  卒業証明書
- 定期試験受験許可願
- 追試験等の実施願
- 教室使用許可願
- 転学，転学部等の相談

教務課　大学院教務
学籍管理・教育実習

大学院（医学系研究科を除く。）

- 大学院の履修指導に関すること
- 大学院の時間割（集中講義・定期試験を含む。）計画・実施
- 履修届の提出及び変更・確認
- 成績交付
  履修指導
- 大学院の学位申請に関すること。
- 教育職員免許（専修免許）取得に関すること
- 証明書の申請・交付
  成績証明書
  修了見込み証明書
  単位修得証明書
- 転学・転専攻等の相談

- 学籍担当
  ・休学，復学，退学，除籍
  ・科目等履修生
  ・研究生
  ・単位互換

- 教育実習担当
  ・教育実習の受付，履修指導
  ・介護等体験

教務課　理系教務

理工学部・農学部

- 理工学部・農学部の専門科目の実施及び履修相談
- 履修届の提出及び変更・確認
- 成績交付
- 証明書の申請・交付
  成績証明書（英文を含む）
  卒業見込証明書
  単位修得証明書
  教員免許状取得見込証明書
  卒業証明書
- 定期試験受験許可願（農学部）
- 追試験等の実施願（農学部）
- 転学，転学部等の相談

教務課　総務係
教養教育（管理）

- 授業評価
- 入学手続
- 学生証発行
- 改姓・改名届
- 住所，保証人変更届

- ティーチングアシスタント

入試課

- 学部学生の募集・入学試験
- 大学院学生の募集・入学試験

学生なんでも相談窓口

カ　ウ　ン　タ　ー

「学生なんでも相談窓口」では，担当者が学生のあらゆる疑問や悩み，困っていることを聞いて，その内容に応じて，より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介します。
気軽に相談してください。
例えば，

- ○ 修学・履修のこと
- ○ 課外活動のこと
- ○ アルバイトのこと
- ○ 心の悩みのこと
- ○ その他色々

留学生課

- 国費外国人留学生給与
- 外国人留学生奨学金
- 在留期間更新申請
- 資格外活動申請
- 再入国申請
- 国際交流会館
- 留学生宿舎
- 医療費補助
- 住宅総合補償
- 海外短期派遣
- 海外語学研修
- 留学生チューター申請
- 証明書の申請・交付
  国費外国人留学生証明書
  各種奨学金受給証明書

＊留学生課は，教養教育１号館１階

就職課

- 求人票受付・閲覧
- 求人相談
- 就職ガイダンス（他就職試験対策など）
- 就職資料の配布・閲覧
- 就職相談
- 会社説明会受付，実施

総 務 学 事 課（学務系） の 業 務

総務学事課（学務系）は、諸君が医学部で学生生活を過ごすうえでの様々な問題の相談に応じる業務を行っているところです。修学指導をはじめ、課外活動、奨学金、授業料、アルバイト、就職その他在学期間中の保健管理等学生生活全般について、個々の実情にあった適切な援助と指導を行っています。一人で悩まず、気軽に窓口に来てみてください。

窓口での業務分担は、次のとおりです。

☆総務学事課（学務系）配置図☆

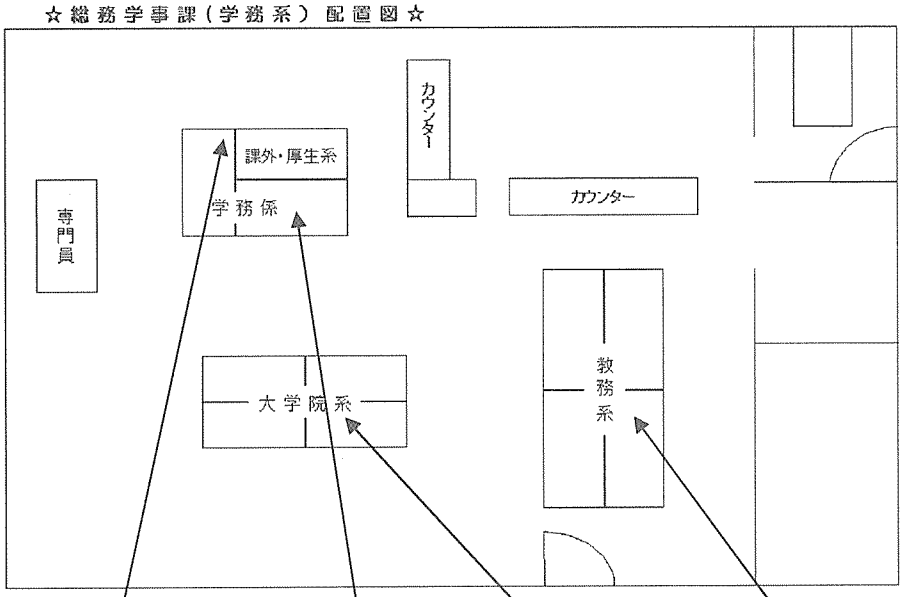

課外・厚生系	学務係	大学院系	教務系
学生の修学指導 （チューター） 学生団体（サークル）の指導援助 学園祭（むつごろう祭） 学生の課外教育に関すること 課外活動施設の管理 掲示物等 就職指導・斡旋 授業料免除 奨学金関係	学生証 住所届 賞罰 備品の管理 広報関係 公開講座 看護学科後援会 通学定期関係学割証 アルバイトの斡旋・指導等 アパート紹介 遺失物、盗難 学生総合補償制度 保健管理、保健管理センター分室の運営・管理等	大学院学生の受入れ・派遣 学籍異動 成績管理 修学指導 各種証明書 学位関係 ＴＡ、ＲＡ関係 研究生の入学・継続	授業実施計画 試験の実施 修学指導等 履修登録 学業成績管理 学籍異動（休学・退学等） 証明書（在学、卒業、成績等）

学生関係諸手続一覧

窓口事務取扱時間(医学部)

総務学事課(学務系)の窓口事務取扱時間は次のとおりです。
なお、大学の行事等のために、窓口事務を休止する場合がありますが、その際はあらかじめ掲示でお知らせします。

平　日　　午前8時30分～午後6時

区分	事項		担当窓口
身上の異動(願・届)	入学誓約書	入学手続時	学務係
	連帯保証書		
	学生調査書		
	住所届	変更の都度	
	連帯保証人変更届	変更・異動の都度	
	転籍届		
	改姓名届		
	休学願	疾病による場合は医師の診断書添付	教務系
	復学願	〃	
	転学願		
	退学願		
諸証明(願)	成績証明書交付願		教務系
	卒業(見込)証明書交付願		
	修了(見込)証明書交付願		
	学生証再交付願	3か月以内撮影写真添付(3.5cm×3cm)	学務係
	在学証明書交付願	原則として3日前までに提出	教務系
	推薦書交付願		
	通学証明書交付願		学務係
	学生旅客運賃割引証交付願	片道101km以上(年間10枚以内)	
課外活動	学生団体設立願	規約、役員及び会員名簿、活動計画書添付	課外・厚生系
	学生団体変更願	変更しようとする規約、計画書添付	
	学生団体継続願	役員及び会員名簿、活動計画書及び前年度活動状況報告書添付(毎年4月末日までに提出)	
	学生団体解散届		
	学外団体加入願		
	学外団体行事参加願	加入しようとする学外団体規約及び役員名簿添付	
	学外団体行事共催願		
	学外団体加入規約変更届		

区分	事項		担当窓口
課外活動	学外団体加入継続願		課外・厚生系
	学外団体加入脱退届		
	集会願	原則として3日前までに提出	
	行事願		
	行動計画書	その都度提出(海外渡航の場合は1か月前までに提出)	
	施設・設備使用願	原則として1週間前までに提出	
	掲示届	その都度提出	
	印刷物配布届		
	課外活動用具借用願		
	課外活動共用施設使用願	短期の場合、使用予定日の3日前までに提出	
	プール使用願	使用予定日の前日までに提出	
	医学部会館使用願	使用予定日の1週間前までに提出	
授業関係	欠席届	事前に提出、疾病により1週間以上欠席する際は医師の診断書添付	教務系
	試験欠席届	事前に提出、疾病による場合は医師の診断書添付	
	再試験受験願	再試験を受験するとき提出	
	履修届	選択科目を履修するとき提出	
	再履修届	担当教官(教科主任)から指示されたとき提出	
	履修科目変更取消し届	履修届提出後、履修を変更又は取消すときに提出	
学生生活	金品の遺失、紛失、取得届		学務係
	盗難届		
	駐車許可申請願		課外・厚生系
	交通事故届	発生後遅滞なく提出	学務係
	医学部学生総合補償制度保険		
	アルバイト(家庭教師)の紹介		
	アパート等の紹介		
授業料	授業料免除申請	前期・後期に区分、掲示により通知	課外・厚生系
	授業料徴収猶予申請		
奨学金	日本育英会	募集の都度掲示	
	その他の奨学金		

＊ 大学印学生に関することは、大学院系が窓口となります。

一 般 的 注 意 事 項

（1）学生証の携帯

学生証は、本学学生の身分を証明するものです。通学定期及び学割証による乗車券購入の際にも必要となりますので常に携帯するとともに、学内で行われる試験の際は必ず学生証が必要です。

なお、有効期間は4年間，医学科のみ6年間となっています。

学生証を汚損、紛失したとき、記載内容に変更があったときは、学生証再交付願に写真1枚(3.5×3cm)を添え学生センターに届出てください。また、卒業、退学等により学籍を失ったときは学務部教務課または医学部総務学事課に返却してください。

（2）学生諸君への連絡

学生諸君に対する種々の連絡は、原則として学生用の掲示板によって行います。この掲示は、修学、福利厚生、課外教育等、学生生活を送る上で大切なことが連絡されますので、午前・午後それぞれ一度は必ず見るように習慣づけてください。

なお、学生個人及び各サークルに対する呼び出し電話には応じられないので、その旨家族等に周知しておいてください。

（3）郵便物

学生団体宛の郵便物は所定の場所に整理、保管しておきますので、各自取りに来てください。

なお、個人宛の郵便物は必ず自分の住所(下宿・アパート等)に送付されるよう家族等に周知しておいてください。

医 学 部 関 係

（4）個人用ロッカー

医学部では，個人用ロッカーを学年の始めに割り当てますので、ロッカー内の整理整頓に心掛け丁寧に取り扱ってください。

なお、ロッカーキーは各自に貸与しますので、紛失しないよう特に注意してください。万一、紛失した場合は総務学事課に届け出てください。

なお、卒業時には必ず総務学事課へ返却してください。

（5）図書館利用カード

医学部では，入学時に配布した図書館利用カードは図書館を利用する際に必要です。なお、カードを紛失した場合は図書館に届け出てください。

なお、卒業時には必ず総務学事課へ返却してください。

（6）名札の着用

医学部内においては、所定の名札を必ず着用するとともに学内で行われる試験の際も必ず名札を着用しなければ受験が認められません。なお、紛失した場合は総務学事課に届け出てください。

●学生センターホームページの利用方法　(URL　http：//sad. admin. saga－u. ac. jp /)

このホームページでは，より豊かな学生生活を支援するための情報を提供しています。学生便覧をはじめ，電子掲示板，学生呼出，休講情報の検索や各種申請に必要な書類の印刷ができます。ただし，電子掲示板には全ての掲示物を掲載することができませんので，試験運用中です。掲載内容については，再度，学生センター内の掲示板で確認を行う必要があります。なお，休講情報などは，携帯電話から見ることもできます。携帯電話から直接アクセスする場合のアドレスは，
http:// sad. admin. saga－u. ac. jp. /ｉ/ です。(iモード以外からも可能です。)

パソコンのトップ画面

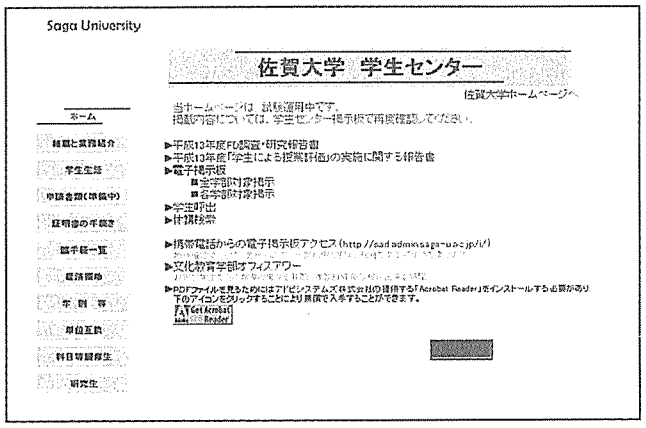

携帯電話のトップ画面

○電子掲示板

掲示板は全学生対象，所属学部対象，全学教育センター対象と３種類がありますので，それぞれ必要に応じて検索してください。下の表は「文化教育学部」として検索した例を示します。

詳細	宛先	表題	掲示日
340	「初等家庭科教育法Ⅱ」の受講者へ	教育実習に伴う授業開講日の変更について	02/10/03
332	教育実習履修生	教育実習事後指導について	02/10/01
318	「初等社会科教育法Ⅱ」受講者へ	教育実習に伴う授業開講の変更について	02/09/26
309	学校教育課程4年生	学校教育課程の中学校教育実習の事前指導	02/09/20
283	教員免許状申請予定者(現4年生)	教員免許状取得のための申請手続き	02/07/26

検索後，左の列の詳細番号をクリックすると，掲示内容が確認できます。

番号:　332
掲示日:　02/10/01
宛先:　教育実習履修生
表題:　教育実習事後指導について
掲示文:　4年次教育実習の事後指導
(主に国際文化、人間環境、美術・工芸課程)

①月 日　平成14年12月7日(土)
②集合時間　8時30分
③集合場所　文化教育学部1号館(2階)6番教室

校時 時間帯 内　　容
Ⅰ　8:50～10:20 教師とは…現職校長の立場から
附属教育実践総合センター　高橋 克巳
鳥栖市立鳥栖西中学校長　岩永和人
Ⅱ　10:30～12:00 教師としての心構え…
〃　附属教育実践総合センター　高橋 克巳
佐賀県教育庁教職員課管理主事　中島 秀明 〃
Ⅲ　13:00～14:30 教育実習を終えて
学部・教科別に実施します。詳細は後日掲示します。
Ⅳ　14:40～16:10 教育実習を想う
学部・教科別に実施します。詳細は後日掲示します。
担当課係名: 教務課 文系教務係
備考:

○学生呼出

個々の学生諸君に用件を伝えるために，学生呼出専用の掲示版を設けています。呼出画面に自分の学籍番号があれば，担当課係へ赴いてください。

条件に合ったレコードは98 件あります。現在、表示中のレコード:1～50.

学籍番号	用件	担当課係名	呼出者	登録日
00s208	教育実習の件	教務課 理系教務係	佐藤	02/10/09
00A174	履修の件で至急教育委員の五十嵐先生の研究室まで	教務課 理系教務係	大木	02/10/08
99E118	主題登録の件 至急連絡をとう。	教務課 文系教務係	栗富	02/09/30
00T507	専門周辺科目履修の登録の変更を行って下さい。	教務課 理系教務係	島田	02/09/27
01T308	専門周辺科目履修の登録の変更を行って下さい。	教務課 理系教務係	島田	02/09/27
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

○休講検索

休講についても，検索することができますが，授業の際に担当教官から直接学生諸君へ連絡済みの場合など，この掲示板に掲載されないものもあります。

条件に合ったレコードは29 件あります。現在、表示中のレコード:1～29.

休講日	曜日	校時	科目名	担当教官	備考
02/10/10	木曜	3校時	学校・学級経営論	高橋	
02/10/10	木曜	3校時	スピーチコミュニケーション論	熊本	
02/10/10	木曜	3校時	初等家庭科教育法Ⅱ	中西	
02/10/10	木曜	4校時	対照言語学	熊本	
02/10/10	木曜	5校時	初等社会科教育法Ⅱ	佐長	

●就職相談室ホームページの利用方法　(URL http://www.sao.saga-u.ac.jp/)

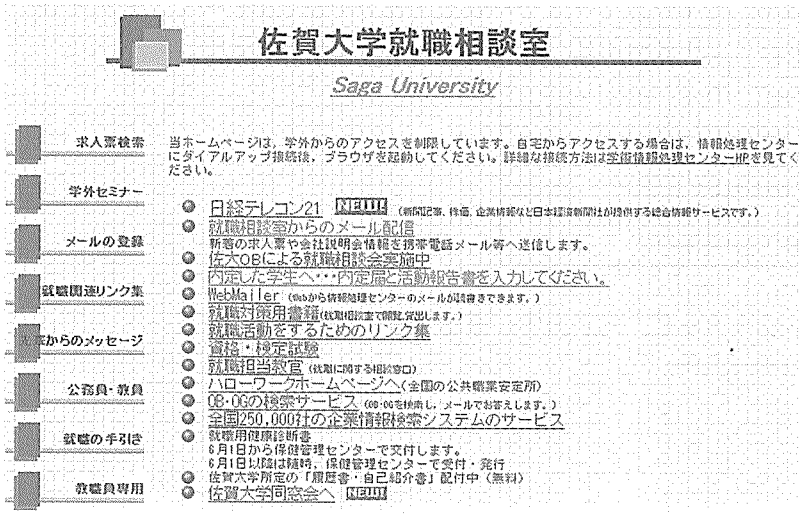

このホームページでは、学生の就職活動を支援するための情報を提供しています。

1) 求人票検索 … 就職相談室で受理した求人票を閲覧できます。ただし、特定の学科や教官が直接受理した求人票はこれに含まれません。
2) メールの登録 … 指定したアドレスへ就職相談室からメールをおくります。情報収集だけではなく、就職相談室への質問・相談にも利用できます。
3) 就職関連リンク集 … 検索エンジンやリクルート等の就職関連企業にリンクしています。
4) 先輩からのメッセージ … 就職活動の体験報告が掲載されています。
5) 公務員・教員 … 採用試験日程を見ることができます。また、中央省庁、地方自治体へもリンクしています。
6) 就職の手引 … 企業、公務員、教員への就職活動の取り組み方を概説しています。

以下に、上記の「1」求人票検索」の利用例を示します。

求人票の検索

それでは、業種・地域からの検索を行ってみます。

まず、検索年度を選択します。(時期により２年度分を表示しています。)

次に、検索方法の「業種・地域で検索」を選び検索条件の指定を押します。

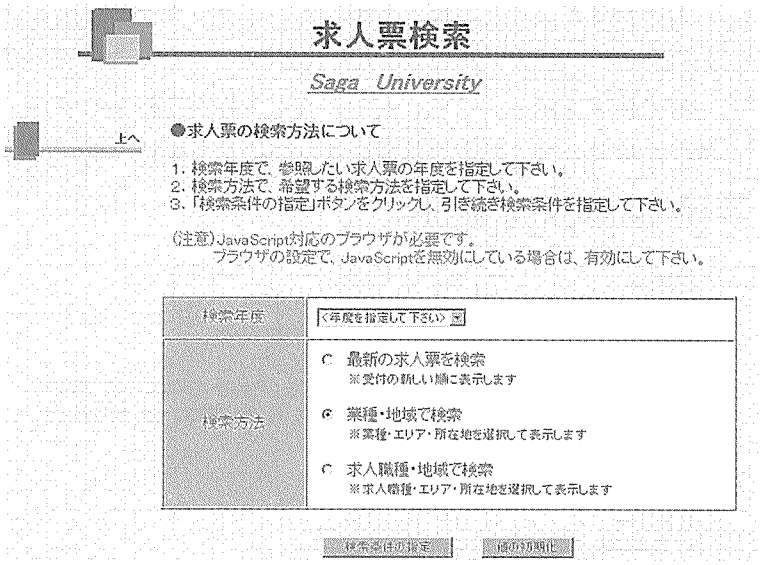

次の画面では、業種、エリア、所在地（県）を選択し指定します。

条件に合ったレコードの検索結果一覧が表示されます。

次に、企業のID番号の数字部分をクリックすると求人票の詳細な内容を見ることができます。

他の企業を見るときは、使用しているブラウザの〔戻るボタン〕で検索結果一覧の画面に戻って下さい。

他の検索方法も、これと同じような、操作を行いますが、事務職、技術職の検索は183種類に細分化された事業分野、都道府県別にさらに細かく絞込み検索を行うことが可能です。

ID番号	登録日	事業分野	会社名	所在地
69	2003/02/04	建設	(株)朝日工業社	福岡県
299	2003/02/20	建設	九積セキスイハイム(株)	福岡県
338	2003/02/20	食料品	(株)ふくや	福岡県
339	2003/02/20	医薬品	(株)アステム	福岡県
525	2003/02/28	医薬品	万有製薬(株)	福岡県
208	2003/02/10	化粧品	関西酸素(株)	福岡県
578	2003/02/28	化粧品	シャボン玉石けん(株)	福岡県
238	2003/02/18	セメント	新日鐵高炉セメント(株)	福岡県
427	2003/02/23	家電・AV機器	アプライド(株)	福岡県
317	2003/02/20	その他製造	日之出水道機器(株)	福岡県
590	2003/02/28	その他製造	(株)アグロメイト	福岡県

他の企業を見るときは，使用しているブラウザの〔戻るボタン〕で検索結果一覧の画面に戻って下さい。

他の検索方法も，これと同じような，操作を行いますが，事務職，技術職の検索は183種類に細分化された事業分野，都道府県別にさらに細かく絞込み検索を行うことが可能です。

〔検索結果一覧の画面〕

ID番号:	726
事業分野:	都市銀行
会社名:	(株)福岡シティ銀行
かな会社名:	フクオカシティギンコウ
所在地:	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号
事業内容:	一般銀行業務・外国為替業務・証券業務並びに電子計算業務
資本金(万円):	3820000
従業員数:	2260
職種内容:	総合職
求人数:	3
対象学科，履修内容:	全学部
給与:	173000
説明会日程:	
採用締切日:	
採用担当者:	人事部長
連絡先電話:	(092)-461 -1870
ホームページ:	http://www.fcb.co.jp/
備考:	
登録日:	2002/04/01 00:00:00

●留学生センターホームページの利用方法　(URL　http：//sad. admin. saga－u. ac. jp / isc /)

このホームページでは，留学生センターおよび留学生課に関する情報を，日本語と英語で提供しています。

1）ニュースレター…留学生センターの活動，および，留学生や国際理解教育に関わる最新の情報を随時掲載しています。

2）交流会情報（オープンキャンパス情報・地域交流情報…）…留学生センターが主催あるいは後援している国際交流イベント情報を提供しています。

3）留学生生活…「留学生ガイドブック」，および，「チューターの手引」を掲載しています。

4）留学生ガイドブック…留学生が日本で生活するために必要な情報をPDF形式で掲載しています。「留学生指導教官の手引」をも兼ねるものであり，留学生指導教官，および，チューターのみなさん必読のガイドブックです。

5）相談コーナー…留学生センターでは，留学生や海外留学・国際交流を考えている日本人学生のために相談の時間を設けています。「相談コーナー」では，相談の時間に関する情報を提供しています。

6）海外派遣・語学研修…佐賀大学で実施している海外派遣・語学研修についての情報を掲載しています。

7）紀要・広報誌…留学生センターで発行している紀要・センターニュース等の紹介を行っています。

３．就　　職

就職活動について　……29
相談窓口　……29
就職活動の流れ　……30
平成16年度就職支援事業　……31

● 就職活動について

就職は、新たな人生のスタートラインです。卒業する時の職業選択、将来の人生設計などを入学の時から考え、毎年の目標を立てて大学生活を送ってください。

就職活動を始める前にやっておくべきことは、なんと言っても正課教育をしっかりと学習することです。それから授業以外で興味のあることにも積極的に取り組むことです。

「大学生活の中で○○をがんばった、これだけは自慢できる」といえる何かを残しましょう。いろんな体験を通して自分の興味・関心を再認識し、「自分のやりたいこと」を見つけてください。

就職活動のスタートは目標の設定により異なります。就職ガイダンスなどに出席し目標にあったスタートが切れるようにしてください。

● 相談窓口

就職相談室（全学）

就職に関する全学の窓口です。就職ガイダンス等の企画・実施、就職指導、求人情報の公開、会社説明会の開催などが主な業務です。企業からの求人票・会社案内や公務員・教員の採用試験募集要項等を整理していますので、自由に閲覧してください。

就職相談室のホームページ（http://job.admin.saga-u.ac.jp/gakunai/index.htm）では、求人情報会社説明会情報、就職活動報告など、いろんな情報を検索できるようにしています。

また、本学の同窓会の協力を得て、皆さんのいろんな相談に応えるようにしています。

就職に関するお知らせは、就職相談室をメインに学生センター入り口と大学会館の談話室に掲示されます。

就職相談室の利用状況

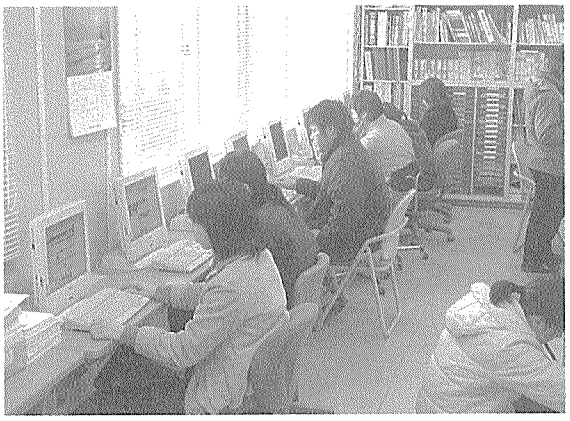

就職相談風景

就職担当教員（学部）

学部等によって学生の就職志望が異なることが考えられます。それぞれの学部等では就職担当の教員を配置し、学生の専門性に応じた就職活動の指導を行っています。就職担当教員の名簿は就職相談室のホームページで見ることができます。

鍋島キャンパス（医学部）

医学部は、就職相談室（本庄キャンパス）から離れているため、就職に関する資料は学部で閲覧できるようにしています。

就職活動の流れ

1年～4年

自己研鑽：社会から求められる人材に近づくために目標を持って努力しよう。
勉学だけでなく、部活、バイトなどの体験を通して社会性や専門性を磨く。

⇩

1年前期～3年前期

自己分析・PR：価値判断の基準、興味・関心などから自分を見つめよう。
自分は何ができるんだろう？　自分は何がしたいんだろう？
ライフプランを立てる。　働く自分をイメージする。　自分の魅力を言葉にする。

⇩

3年（7月～11月）

企業研究・業界研究：自分の能力を生かせる仕事、やりたいことができる会社を探す。
会社の仕組みについて勉強する。　企業や業界のことを調べる。　ＯＢから話を聞く。

⇩

3年（12月～1月）

エントリー：企業等へ志望意志有り！を発信する。
会社の資料や説明会の案内が届く。　企業によっては選考を兼ねている場合もある。

⇩

3年（1月～）

会社説明会への参加：全国各地（主要都市）又は企業毎に随時開催される。
学内では後学期の定期試験が終わってから実施される。

⇩

3年（3月～）

採用試験開始：　採用の早期化により企業によっては2月実施も考えられる。
時間（スケジュール）とお金（交通費等）に無理のない計画を立てよう。

⇩

内　　定：就職活動のゴール　＝　社会人へのスタート
来るべき「入社」に向けてできるだけのことをやっておきましょう。

平成１６年度就職支援事業

<table>
<tr><th>学年</th><th>月</th><th>教　員　志　望</th><th>公　務　員　志　望</th><th>民　間　志　望</th></tr>
<tr><td>1年</td><td>4～6月</td><td colspan="3">キャリアセミナーⅠ（学生生活をどう過ごすか）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2年</td><td>4月</td><td></td><td>ガイダンス
・就職状況、受験状況
・受験対策講座（2年生用）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">6月</td><td colspan="3">キャリアセミナーⅡ（生き方選び、仕事選び、会社選び）</td></tr>
<tr><td>ガイダンス
・就職状況、受験状況
・受験対策講座</td><td>受験対策講座開始（～３月）</td><td></td></tr>
<tr><td>12月</td><td colspan="2">合格者の体験報告会</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">3年</td><td>4月</td><td></td><td>ガイダンス
・就職状況、受験状況
・受験対策講座（３年生用）</td><td></td></tr>
<tr><td>6月</td><td>ガイダンス
・就職状況、受験状況
・受験対策講座</td><td>受験対策講座開始（～３月）</td><td>ガイダンス
・平成16年度の就職支援計画
・.就職活動の進め方
・仕事、企業研究
・自分研究－夏休みの過ごし方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7月</td><td rowspan="2"></td><td></td><td>ガイダンス
・自己分析の演習、就職サイトの利用方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">医学部看護学科就職セミナー　進路のガイダンス、質疑応答</td></tr>
<tr><td>10月</td><td colspan="2">・内定学生による後輩指導（相談会）（～12月）</td><td>ガイダンス
・今年の総括、今後の取り組み方
・企業選択の方法論
・採用試験の種類と目的</td></tr>
<tr><td>11月</td><td>受験対策講座（～6月）</td><td></td><td>面接対策講座
・面接での心構え
・礼儀、服装　・自己ＰＲ
受験対策試験（毎月１回、２月まで）
・ＳＰＩ講座、模擬試験
・一般常識模擬試験、他
業界研究会
ガイダンス
・エントリーシート・履歴書の書き方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12月</td><td colspan="2" rowspan="2">合格者の体験報告会</td><td>面接セミナー、集団討論対策（～1月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">医学部看護学科就職セミナー　（講師の講演、講師ごとの質疑応答）</td></tr>
<tr><td>1月</td><td></td><td></td><td>個人面接指導</td></tr>
<tr><td>2月</td><td></td><td></td><td rowspan="4">採用試験（模擬体験）
１日シミュレーション

個別会社説明会
（定期試験終了後から、平日に随時実施）
合同会社説明会
（２月～６月及び１０月の各月１回）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4年</td><td>4～5月</td><td>模擬試験</td><td>・模擬試験
・採用試験説明会</td></tr>
<tr><td>7月</td><td>受験対策
（教科、論文、実技）</td><td></td></tr>
<tr><td>8月</td><td>受験対策
（模擬授業、面接、実技）</td><td></td></tr>
</table>

4. 授 業 料 の 納 付

授業料の納付 ……35
授業料の口座振替制度 ……35

●授業料の納付(担当:財務部経理課収入係)

区　　分	納付期限	備　　考
授業料・・・ 年額 520,800 円 前期(4～9 月分)260,400 円 後期(10～3 月分)260,400 円	4 月 1 日～ 4 月 30 日 10 月 1 日～10 月 31 日	所定の期日を過ぎても納付を怠ったときは、除籍されることがありますので、滞納しないようにしてください。

●授業料の口座振替制度

本学では新入生の後期分授業料から、「口座振替制度」を実施していますので手続きをお願いします。

この制度は、学生の授業料の納付にかかる利便性の確保及び現金取り扱いに伴う事故防止等の観点から本学指定の金融機関に学生名義(又は保護者名義)で開設した預金口座から引落し、大学へ納付する方法で、電気料金等の公共料金の口座振替と同様のシステムです。

1 しくみ

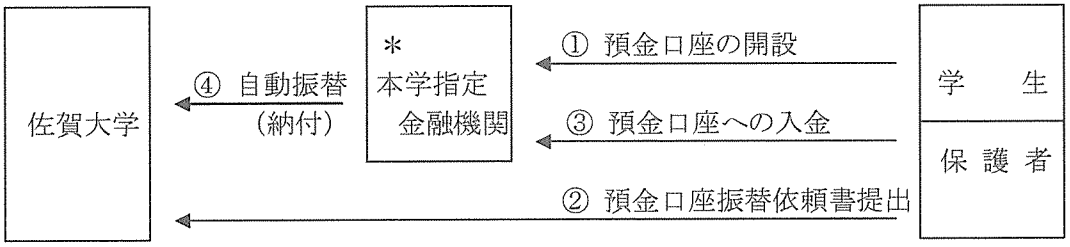

2　実施の時期及び振替日

平成16年度後期分の授業料から振替を実施します。振替日は、平成16年11月1日(月)となりますので、前日までに入金しておいてください。

3　手続き

①、②の手続きは、平成16年5月31日(月)までに行ってください。

＊本学指定金融機関一覧(下記金融機関の本・支店に限ります。)

○銀行(10行) 福岡銀行、筑邦銀行、西日本銀行、福岡シティ銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、 佐賀共栄銀行、十八銀行、親和銀行、長崎銀行
○信用金庫(15金庫) 福岡信用、福岡ひびき信用、大牟田信用、筑後信用、飯塚信用、柳川信用、 田川信用、大川信用、遠賀信用、唐津信用、佐賀信用、伊万里信用、杵島信用、 たちばな信用、西九州信用
○労働金庫(1金庫) 九州労働金庫
○農業協同組合等 福岡県、佐賀県及び長崎県内の農業協同組合 福岡県、佐賀県及び長崎県内の信用農業協同組合連合会

5．経　済　援　助

授業料の免除 ……39
奨学金制度 ……39
アルバイト ……40

●授業料の免除(担当;学生生活課)

下記のいずれかに該当する場合は,本人の申請により,選考の上,授業料の全額又は半額が免除されることがあります。また,免除のほか,徴収猶予,月割分納の制度もあります。

◆経済的理由(負債等は除く)により授業料の納付が困難であり,かつ学業優秀(平均 70 点以上(良))と認められる場合

◆納期前6か月以内(新入生の1年次前期の場合は入学前1年以内)において,学資負担者が死亡し,又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合授業料の免除,徴収猶予及び月割分納の申請の期日,方法等については,前期分(1 月)と後期分(6 月)の年 2 回学生センターに掲示するので,注意してください。

●奨学金制度(担当;学生生活課)

本学で取り扱っている奨学金には,日本育英会と地方公共団体及び民間育英団体があり,その概要は次のとおりです。

(1)日本育英会の奨学金

教育の機会均等に寄与することを目的として,人物・学業ともに優れていながら経済的理由により修学困難な学生に対して貸与されます。

◆奨学金の種類と貸与額

区　分	種　別	貸　与　月　額
学部学生	第　一　種	自宅通学　44, 000 円 自宅外通学　50, 000 円
	きぼう 21 プラン	3 万円・5 万円・8 万円・10 万円 の中から学生が選択
修士課程	第　一　種	87, 000 円
	きぼう 21 プラン	5 万円・8 万円・10 万円・13 万円 の中から学生が選択
博士課程	第　一　種	121, 000 円
	きぼう 21 プラン	5 万円・8 万円・10 万円・13 万円 の中から学生が選択
修士・博士前期課程 博士後期課程 博士医・歯・獣医学課程	第　二　種	5 万円・8 万円・10 万円・13 万円 の中から学生が選択

(注)きぼう 21 プランは,在学中は無利子。卒業,修了又は退学後は年率 3%を上限とした変動金利。

◆貸与期間

奨学生に採用された月から,その学生の在学する最短修学年限の終期まで貸与されます。

◆出願手続(学生本人又は学術情報処理センター等のパソコンを使用したインターネットによる申込みになります。)

奨学生の募集は,4 月(定期採用)と第 2 次及び追加募集(不定期採用)で行われます。募集はその都度学生センターの掲示板及び医学部学生掲示板に掲示するので,所定の期日までに関係書類を提出してください。

また,第一種緊急採用(家計支持者の失職,破産,倒産,病気,死亡等,又は火災,風水害等で家計が急変した場合)及びきぼう 21 プラン応急採用(第一種緊急採用の場合に同じ)の制度もあるので,該当する者は上記募集期間にかかわらず,学生生活課に申し出てください。

◆その他の手続

次に該当する者は,入学後直ちに必要な手続を行ってください。

該　当　者	提出書類	提出場所
学部入学の前年度(高校時等)に予約採用の決定通知を受けている者 (大学院予約採用決定者は，インターネットによる提出のため除く。) 入学以前に奨学生であつた者で，上記以外の者	「進学届・確認書・振込口座届」 「在学届」	学務部 学生生活課

提出期限…「進学届・確認書・振込口座届」及び「在学届」のいずれも,4月9日(金)までに上記の提出場所へ提出すること。

(2) 地方公共団体等の奨学金

地方公共団体等の奨学金は,地域を限定し,その地区出身者に限る奨学金と限定しない奨学金とがあります。また,学部・専攻等を指定した奨学金もあります。

本学で現在取り扱っている育英奨学団体は次のとおりですが,このほかにも,大学を通さず直接行われている奨学金があります。

詳細については,学生生活課に問い合わせてください。

名　称	貸与月額	名　称	貸与月額
佐賀県育英資金	(自宅) 42,000円	山口県育英会	6年次生 34,000円
	(自宅外) 48,000円	中村積善金	51,000円
福岡県奨学会	(自宅) 42,000円	交通遺児育英会	4万,5万,6万より選択
	(自宅外) 48,000円		(学資支弁の困難度による)
長崎県育英資金	31,000円	実吉奨学会	学部
宮崎県奨学会	29,000円		(自宅) 30,000円
鹿児島県育英財団	48,000円		(自宅外) 36,000円
山口県育英会	1年次生 40,000円		大学院
	2～3年次生 38,000円		(自宅，自宅外の区別なし) 45,000円
	4～5年次生 36,000円		

(平成15年度実績)

●アルバイト(担当;学生生活課)

学生生活課では,学生にアルバイトの紹介を行っています。

しかし,授業期間中のアルバイトは学業に相当支障をきたしますので,修学との関係を十分考慮し,成績不振等で進級できなかったため,奨学金の停止処分を受けてしまったということのないように,必要最小限にとどめるようにしてください。

《学生アルバイトとして不適当な職種》

危険を伴うもの	(例)バイク・自動車の運転，プレス・裁断機等の操作，建築現場での作業，交通頻繁な路上での作業
人体に有害なもの	(例)農薬・劇薬等の取扱い，高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例)営利あっせん業者への仲介斡旋，マルチ商法，出来高払
教育的に好ましくないもの	(例)風俗営業関係，深夜作業，勧誘，ポスター張り

アルバイトの求人申し込みは,学生センターの掲示板に掲示しています。

アルバイト決定後の就労に際しては,健康・安全に心がけるとともに,所定の時間に遅れたり,無断欠勤のないよう注意してください。

新入生については,原則として入学後 3 か月間はアルバイトの紹介は行いません。この期間に,大学生活に慣れてもらうためです。

従って,新入生に対しては,7月1日から紹介を行います。

6．住　　居

学生寮 ……43
アパート・貸室等の紹介 ……43
医学部学生へのアパート・貸室等の紹介 ……43

● 学生寮 （担当;学生生活課）

本学の学生寮(楠葉寮)は，鉄筋コンクリート造りで５階建の男子棟，４階建の女子棟及び平屋建ての管理棟からなっています。収容人員は，男子 100 人，女子 50 人です。入寮を希望する場合は，所定の受付期間に願い出ることになっています。

居室は，洋室(9.5 ㎡=約 6 畳)で 1 人用の個室になっており，部屋には，ベッド，整理箱，机，椅子，本棚，パネルヒーターが備えつけられ，ベランダがついています。

また，各階に補食室，洗面所，洗濯室及び便所があり，各棟の 1 階には談話室があります。浴室は，男子用が管理棟に，女子用は女子棟にあります。

食堂はありませんので，原則として外食となりますが，共同炊事場である補食室で簡易な炊事は可能です。寄宿料は，月額 4,300 円です。ほかに光熱水料等（月額約 4,000 円）の実費を負担しなければなりません。

● アパート ・ 貸室等の紹介

佐賀大学生活協同組合で紹介するだけでなく，佐賀市にはアパート等の斡旋業者がたくさんあります。市内の業者の取り扱う物件についても，"学生向けアパートの紹介・斡旋を佐賀大学生活協同組合と大学周辺や市内の業者が共同参画する"という立場に立って，佐賀大学生活協同組合が紹介していますので，利用ください。

・紹 介 場 所……生協事務室(「かささぎホール」 2 階)
・問い合わせ先……佐賀大学生活協同組合
所在地　佐賀市本庄町 1 番地(佐賀大学構内)
電話電号　(0952)25-4450(代)

● 医学部学生への アパート ・ 貸室等の紹介

医学部学生への紹介は，家主等から申込みがあったものについて総務学事課で紹介を行っています。

7. 課 外 活 動

課外活動のルール ……47
課外活動の施設及び利用申込 ……48
各種行事・体育大会 ……48
本庄キャンパス　サークル一覧 ……49
鍋島キャンパス　サークル一覧 ……49

課　外　活　動

大学における課外活動は諸君の人間形成に大きく貢献するものです。課外活動は、本来、学生諸君の趣味等に応じ自発的かつ自律的に行われるべきですが、大学という共同社会の機能を高め、維持するために一定のルールが設けられています。

課外活動のルール、施設等は次のとおりです。

(1) 課外活動のルール

課外活動団体の設立	学内で団体(サークル等)を設立しようとするときは、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ課外活動団体結成願(団体規約、役員及び会員名簿、活動計画書を添付)を提出してください。 なお、許可団体が活動を継続しようとするときは、毎年度5月末日までに学生団体継続願を提出してください。この願い出がないと当該団体は解散したものとみなされます。
学外団体への加入 又は参加	学内の団体が学外団体(各種スポーツ連盟、文化団体等)に加入又は学外の行事に参加しようとする場合は、学外団体加入・行事参加・行事共催願を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ提出してください。
掲　示	学内において、ビラ・ポスター等の掲示をしようとするときは、事前に責任者氏名を記載した現物を，本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ提出し、承認(掲示期間を明示した確認印)を受けてください。(掲示期間は原則として1週間です。)学外において本学の名を用いて掲示しようとするときも同様です。 なお、学内における掲示は指定された掲示板以外にしてはいけません。
印刷物の配布	学内において印刷物(新聞・雑誌・小冊子・ビラ等)を配布しようとするときは、発行責任者はあらかじめその趣旨又は目的を明らかにして、その印刷物又はその原稿の写し等1部を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ提出し承認(掲示期間を明示した確認印)を受けてください。 本学の名を用い、学外において前記の行為をしようとするときも同様です。
集会・行事	学内で集会・行事(対外試合を含む)を行う場合、1週間前までに集会・行事願を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ提出し承認を得てください。学外で集会・行事を行う場合には、社会的な手続きの問題上(税務署・消防署・警察署への連絡等)が生じますので、あらかじめ事務とよく打合わせをしてください。 なお、大学名で公的な施設、物品を借用しようとする場合も同様です.
学外での行動	団体又は個人を問わず、学生諸君が学外に出て活動(競技、練習、登山、合宿等)する場合には、事故時の救援、その他連絡の必要が生じることがあります ので、事前に本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ行動計画書を提出してください。 なお、海外に出て活動をしようとする場合(個人旅行含む)は、約1ヶ月前までに行動計画書を提出してください。

傷害保険等の加入	課外活動中の事故、特に体育系学生団体の事故については増加の傾向にあります。 事故の未然防止に努めることはもちろんではありますが、万一事故が発生した場合の備えとしてスポーツ安全協会傷害保険等に加入しておくことも大切です。 スポーツ安全協会傷害保険は、課外活動中の傷害の程度に応じて補償する保険制度で、個人では加入することができずサークル等の団体単位でしか加入できません。この保険に加入しようとするサークルは本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ申し出てください。

(2)課外活動の施設及び利用申込

大学会館	本庄キャンパスの大学会館は附属図書館東側にある2階建の建物で、本学の学生相互及び学生と教職員の人間関係を深めるとともに、学生及び職員の福利厚生を増進するための中心的な施設です。 なお、大学会館の使用については、使用願を学生生活課に提出して下さい。
医学部会館	鍋島キャンパスの医学部会館は附属図書館西側にある2階建の建物で、本学の学生相互及び学生と教職員の人間関係を深めるとともに、学生及び職員の福利厚生を増進するための中心的な施設です。 なお、医学部会館の使用については、使用願を総務学事課に提出して下さい。
体育施設	学生諸君が文化系、体育系学内団体に参加し活動するほか、余暇を利用してスポーツ、レクリエーション等をする場合は、授業等に支障がない限り、体育施設や課外活動用具を利用することができます。
サークル会館・課外活動共用施設	サークル会館・課外活動共用施設は、課外活動を助成し、発展させることを目的として設けられ、大学会館が学生及び教職員の交流の場とするなら、これは課外活動を行うサークルのための施設といえます。 使用に当たっては、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ，鍋島キャンパスにあっては医学部総務学事課へ使用願を提出して下さい。

(3) 各種行事・体育大会

学生諸君自ら計画、立案し実施するものに学園祭があります。このほかに主として体育系サークルの競技大会として次のような大会があります。

九州地区大学体育大会	九州内の各大学が参加する，大規模な大会です。毎年6月から8月にかけ夏季大会があり，12月には冬季大会があります。 種目によっては，各大学から1チームの場合もあります。
九州山口医科学生体育大会 (略称、九山医体)	九州及び山口地区の医学生による体育大会であり、各校が持ち回りで主管校となり毎年4月末から5月初旬の日・祝日を利用して開催されています。
西日本医科学生総合体育大会 (略称、西医体)	西日本地区(名古屋以西)の医学部医学科学生による体育大会であり、各ブロック(東海、関西東、関西西、中国、四国及び九州)が毎年度、持ち回りで主管し夏季休業中に開催されています。

本庄キャンパス サークル一覧

文　化　系(22)		体　育　系(37)	
アニメーション研究会	フォークソング研究会	アーチェリー部	ソフトボール部
E. S. S	漫画研究会	合気道部	体操部
映画研究会	落語研究会	アイスホッケー部	卓球部
S. V. C		アメリカンフットボール部	探検部
FMメディア研究会		空手道部	テコンドー部
演劇部		弓道部	熱気球部
管弦楽団		競技ダンス部	ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ部(女子)
ｸﾗｼｯｸｷﾞﾀｰﾊｰﾓﾆｰ		剣道部	ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ部(男子)
混声合唱団		硬式テニス部	バドミントン部
コンピュータ研究会		サイクリング部	バレーボール部(女子)
茶道部		サッカー部	バレーボール部(男子)
児童文化研究会		自動車部	民俗舞踊団
写真部		射撃部	モータースポーツクラブ
ジャズ研究会		柔道部	ユースホステルサークル
将棋部		準硬式野球部	ヨット部
吹奏楽団		少林寺拳法部	ラグビー部
ﾊﾜｲｱﾝﾐｭｰｼﾞｯｸ研究会		水泳部	陸上競技部
美術部		スキー部	ワンダーフォーゲル部
BBS会		ソフトテニス部	

鍋島キャンパス(医学部) サークル一覧

文　化　系(22)		体　育　系(22)	
混成合唱部	STEM	硬式テニス部	弓道部
現代音楽倶楽部	LSC	漕艇部	ジャズダンス部
音楽鑑賞部	SMILE	卓球部	陸上競技部
美術部	LA部	準硬式野球部	ｽｷｭｰﾊﾞｰダイビング部
軽音楽部	囲碁・将棋倶楽部	空手部	ウィンドサーフィン部
茶道部	蘇生の会	バスケットボール部	ビリヤード部
ESS	(ACLSサークル)	剣道部	ｻｰﾌｨﾝ・ﾎﾞﾃﾞｨﾎﾞｰﾄﾞ部
国際医療研究会	そらの会	サッカー部	
Writing team		ラグビー部	
メディカルクラブ		バドミントン部	
すずめの学校		水泳部	
天文部		馬術部	
室内楽部		バレーボール部	
ケヤキの会		柔道部	
漢方研究会		ヨット部	

8. 福利厚生施設

大学会館 ……53
厚生施設 ……54
佐賀大学合宿研修所 ……54
九州地区国立大学共同研修施設 ……56
九重共同研修所 ……56
島原共同研修センター ……57

●大学会館

大学会館は，学生相互及び学生・教職員が教育研究以外での文化的な学園生活を有意義に過ごし，憩いの場とするための施設です。

また，学生・教職員の福利厚生の施設でもありますので，みんなの施設として規則に従い楽しく使用し，大学生活が実り多いものとなることを期待します。

(1) 施設の内容（2 階建 2,336 ㎡）

室　名	面積(㎡)	適　用
談話室	156	学生・教職員が自由に談話する室
多目的ホール	210	200 名程度の発表，講演，作品展示等の催しをする室
和室	85	茶道，華道，書道，謡曲等を行う室(10，8，45 畳)
研修室一 1	39	20 名程度の研修，研究会，小会議等をする室
研修室一 2	40	〃
研修室一 3	41	〃
娯楽室	39	囲碁，将棋，読書を楽しむ室
事務室兼準備室	26	会館の管理事務を行う室
倉庫	29	会館の備品，用具を格納する室
食品コーナー	204	フーズショップ，食事コーナー（50 席）
大食堂	534	カフェテリア，セルフバー，めん類等（460 席）
厨房等	262	食品を調理する室
生協購買部	240	文房具・日用品・書籍・旅行・パソコン等
便所	83	1 階，2 階
玄関，廊下，ロビー，階段等	344	

(2) 使用期間及び使用時間

① 土曜日，日曜日，祝日，8 月 12 日から 8 月 16 日まで及び 12 月 27 日から翌年 1 月 5 日までを除く全期間使用できます。

② 9 時から 20 時まで使用できます。

(3) 使用手続

研修室，多目的ホール及び和室を使用する場合は，必ず所定の使用許可願を学生生活課に提出し，許可を受けてください。

なお，原則として同一の者が 2 日以上引き続いて使用することはできません。

① 使用許可願は，学生生活課に提出すること（用紙は，学生生活課に備付てあります)。

② 使用許可願は，1 か月前から 7 日前まで受付けます。

③ 受付時間は

月曜日～金曜日（祝日除く）午前 9 時～午後 4 時

(4) 使用上の注意

① 使用責任者は，使用開始前に学生生活課に使用許可書を提示し，これから使用する旨連絡すること。

② 使用時間を厳守すること。

なお，予告なく使用開始予定時刻 30 分経過しても使用しないときは，使用許可を取り消すことがある。

③ 常に整理整頓に努め，使用後は清掃，消灯及び戸締りを行うこと。

④ 備付けの暖房器具以外は，使用しないこと。
⑤ 火気に注意し，喫煙場所以外で喫煙しないこと。
⑥ 下駄及びスパイク等を使用しないこと。
⑦ 所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。
（ア）掲示物は，学生生活課で掲示承認印を受けること。
（イ）掲示物の大きさは，原則として新聞紙１頁を限度とする。
⑧ 使用後は，終了した旨を学生生活課に連絡すること。
その他会館の使用に際しては，係員の指示に従うこと。

別　表

室　名	使用目的	使用手続		
		使用願	使用日の７日前	喫煙
研修室	研修会，研究会等	必要	〃	不可
和室	茶道，華道等	〃	〃	〃
多目的ホール	研究発表，講演会等	〃	〃	〃
娯楽室	碁，将棋，室内娯楽等	〃	〃	〃
談話室	談話	不用	不用	〃

●厚生施設

(1) 食堂
本庄キャンパスに生活協同組合の経営による食堂が２カ所あり，鍋島キャンパスには学校福祉協会経営の食堂が１カ所あります。

(2) 売店
本庄キャンパスに生活協同組合の経営による売店があり、書籍、学用品、一般食品、衣料品、その他日用品などを販売しています。
また，鍋島キャンパス内には紀伊国屋経営の書籍の売店があり，病院内には栄人会経営の白衣や一般食品，その他日用品を販売しています。

(3) 理髪店
本庄キャンパスに理髪店があり、安い価格で学生への便宜を図っています。

●佐賀大学合宿研修所

所在地;〒847-0131 佐賀県唐津市神集島コウソ辻 1430
電話;0955-79-0986

佐賀大学合宿研修所は，風光明媚な唐津市神集島にあります。各種の研修の場として大いに利用してください。

(1) 目的と内容
この研修所は，教職員と学生あるいは学生同士の相互理解と意志の疎通を図るために設置したものです。

(2) 利用対象　本学の教職員及び学生

(3) 収容人員　40人

(4) 利用申込　利用者は，学生生活課で所定の用紙により申込み手続きをしてください。申込みの期間は，利用開始予定の1ヵ月前から7日前までです。

(5) 諸経費　利用者は，シーツ等のクリーニング代，炊事，入浴のためのガス代，水道代電気代として，1人1日につき200円を申込み時に納入してください。（冬季の暖房費を含む.）

(6) 構造と内部

① 構造　鉄筋コンクリート平屋建て205.23㎡

② 内部

イ　管理人室　利用者は，利用許可書を提出して，管理人の指示に従ってください。

ロ　研修室　研修室は，畳敷で寝室と兼用です。研修室は，8畳の間と44畳の間の2室があります。8畳の間は，主として女子用として設置してあります。

ハ　食堂　食堂は，ダイニングキッチンとなっています。自炊方式をとっていますので、当番を決めて炊事をするようにしてください。炊事に必要な用具は備え付けてありますので，食事材料のみ持参してください。
また，自炊しない場合は，食事を民宿に依頼することもできます。

ニ　浴室　ソーラーシステムによる給湯で，シャワーと同時に5人の入浴ができます。

ホ　展望台　屋上は，展望台となっています。

(8) 周囲の環境

付近一帯は，玄海国定公園です。近くに七ツ釜，立神岩があり，展望台からは遠く壱岐までが望める絶景の場所です。海あり，山あり，空気よし，眺めよしで玄海の自然を心おきなく満喫することができます。

また，研修所から歩いて20分程度の所に海水浴場があります。

(9) 交通機関

唐津市から湊までバス（湊行き又は七ツ釜経由呼子行き）で約30分，湊から神集島まで連絡船で約10分，神集島港から徒歩約15分で研修所に到着します。

また，西唐津からも湊経由神集島行きの連絡船が出ています（所要時間約40分）。

自家用車を使用する場合は，大学から1時間40分程度で湊へ着きます。

(10) 合宿研修所使用上の注意

① 利用期間は，原則として3泊4日以内です。

② 利用者は，入所の際利用許可書を研修所管理人に提出し，備え付けの入所者名簿に必要事項の記入を済ませたうえで入所すること。

③ 利用者は，研修の成果を挙げることを心がけ，他に迷惑をかけるような行動は慎むこと。

④ 利用者は，宿泊中又は退所に際して，次の事項を励行すること。

ア 各室備え付けの備品を移動させないこと。
特に移動させる必要が生じた場合は，管理人に届け出て，その指示に従い，使用後は必ず現状に復すること。

イ 水泳訓練，野外実習等で外出する際は，行先，参加者，帰所予定時刻を管理人に届け出ること。

ウ 退所に際しては，寝具，机，炊事用具等を整頓し，数量の確認及び室内の清掃を行って管理人の点検を受けること。

⑤ 火気の取扱は，各人が責任を持ち，細心の注意を払わなければならないが，特に次の事項を厳守すること。

ア 炊事は，指定の場所で行うこと。

イ たき火，ロケット花火等は厳禁する。

ウ たばこの火には，特に注意すること。

エ 備え付けの照明以外，ローソク等は使用しないこと。

⑥ 入浴時間は21時まで,門限は22時,消灯時刻は23時とする。
⑦ 施設及び備品を滅失,殿損又は汚染した時は,直ちに管理人に届け出て,その指示に従うこと。
⑧ 上記事項に定める心得を無視し,又は他に迷惑を及ぼす行為があった時は,管理人により退所を命じられることがある。

●九州地区国立大学共同研修施設

(1)九重共同研修所

所在地; 〒879-4912 大分県玖珠郡九重町筋湯
電 話; 飯田高原局 09737-9-2617

この研修所は,九州地区国立大学の学生及び教職員の研修施設です。
ここは阿蘇国立公園の特別地域内に属し,九重連峰の海抜1,100mの位置にあって四季折々の自然の風物にめぐまれ,湯けむりに包まれた閑静な環境と,夏季の平均気温が21,8度という,研修には最適の条件がそろっています。
建物は,鉄筋コンクリート造3階建で,総面積1,115㎡,収容人員は約loo名。研修室(大1,中1,小2,和室30畳1)、その他体育館,ロビー,大食堂,浴室等があり,暖房設備も完備しています。

① 利用条件
(ア)九州地区国立大学の教職員・学生であって,5人以上の団体であること。
(イ)利用期間は,1泊2日以上・4泊5日以内であること。
(ウ)研修計画と責任者が明確であること。
②申込方法
利用を希望する団体は,1年前から2ヵ月前までに,九州大学学務部学務課総務掛(電話092-642-2245ダイヤルイン)に希望日が空いているかを確認し,利用可能であれば,直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い,2ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。
③利用料金
(ア)食費1,720円(朝400円,昼520円,夜800円)
(イ)雑費260円(1人1泊につき)
(ウ)暖房費(暖房期間中のみ)150円(1人1泊につき)また,退所日の昼食は,原則として弁当になります。
④注意事項
(ア)利用者は,共同研修所規則を守り,研修所職員の指導を受けて,十分にその成果を上げるようにしてください。
(イ)研修所への入所は14時から18時までに,退所は8時から10時までに行ってください。
また,利用の3日前までに,必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。
(ウ)体育館を利用する場合は,研修所の利用申込の際,体育館使用願に所定事項を記入の上,願い出てください。
⑤交通
久大線豊後中村駅下車,筋湯行バス(約1時間),終点で下車,徒歩20分。

(2) 島原共同研修センター

所在地；　〒855-0026 長崎県島原市礫石原町甲 1201 番地
電　話；　0957-64-2201

九重共同研修所と同様に，九州地区国立大学の学生・教職員の合宿研修のための施設です。
こちらは，雲仙・天草国立公園内の，島原市の西方 8km の丘陵地帯，焼山の中腹にあって，背後に雲仙岳，前方には島原市街が開け，その向こうには有明海，さらに，天気が良ければ阿蘇連峰まで望むことができます。

建物は，研修室（大 1，小 1），宿泊室（和室 7，洋室 12）のほか，ソフトボール場，テニスコート，体育館，食堂，浴室等が整備されており，一度に 100 人までの利用が可能です。

① 利用条件

（イ）九州地区国立大学の教職員・学生であって，原則として 4 人以上の団体であること。

（ロ）利用期間は，原則として金曜日から翌週火曜日の宿泊までの 5 泊 6 日以内であること。

（ハ）研修計画と責任者が明確であること。

② 申込方法

利用を希望する団体は，6 ヵ月前から 1 ヵ月前までに，長崎大学学務部学務課学生センター課外活動コーナー（電話 095-847-1111 内線 2207）に希望日が空いているかを確認し，利用可能であれば，直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い，6 ヵ月～15 日前までに利用申込書を提出してください。

③ 利用料金

（イ）食費　1,680 円（朝 420 円，昼 525 円，夜 735 円）

（ロ）雑費　400 円（1 人 1 泊につき，日帰りの場合は 1 人につき 100 円）また，食事は，原則として入所日の夕食から退所日の朝食までが提供されますので，退所日の昼食（弁当）を希望する場合は，最終確認の際に申し出ることになります。

④注意事項

（イ）利用者は，研修所職員の指示に従ってください。

（ロ）研修所への入所は原則として 13 時から 16 時まで，退所は 8 時 30 分から 10 時までとなっています。

また，利用の 3 日前までに，必ず最終的な利用人員及び到着時刻を長崎大学学務部学務課学生センター課外活動コーナーに連絡してください。

（ハ）毎週水曜日及び木曜日（水曜日は，火曜日の宿泊者に限り，午前 10 時まで利用可能）と 8 月 14 日～16 日，12 月 28 日～翌年 1 月 4 日は，休業日ですので，この日の宿泊はできません。
但し，繁忙期（3・4・5・7・8・9 月）の休業日はありません。

（二）体育館を使用する場合は，必ず専用シューズを持参してください。

⑤交通

長崎本線「諫早」で，島原鉄道に乗換え，「島原駅」下車。島原駅前または島鉄バスターミナルから，島鉄バス礫石原線（油堀経由）に乗換え，終点で下車，徒歩 5 分（行程約 25 分）。

9. なんでも相談

相談機関 ……61

● 相談機関

1．学生相談

学生の皆さんのキャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困ってることを聞いて、 その内容に応じて、より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生 なんでも相談窓口」を設置してます。気軽に相談して下さい。

（1） 次のようなことに悩んでいたら相談に来てください。

・単位のこと　・授業料・奨学金のこと　・アルバイトのこと
・卒業の（修了）のこと　・就職・進学のこと　・スポーツ障害、交通事故のこと等

（2）「学生なんでも相談窓口」へのアクセス方法について

○直接本庄キャンパス、鍋島キャンパス「学生なんでも相談窓口」へ

受付時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までに直接来てください。

○連絡方法について

	本庄キャンパス	鍋島キャンパス
電話受付	TEL ０９５２－２８－８２００	TEL ０９５２－３４－３１２６
手　紙	〒８４０－８５０２ 佐賀県佐賀市本庄町１番地 佐賀大学学務部学生生活課 「学生なんでも相談窓口」　宛	〒８４９－８５０１ 佐賀県佐賀市鍋島５丁目１番１号 佐賀大学医学部総務学事課 「学生なんでも相談窓口」　宛
Ｅメール	toknagat@cc.saga-u.ac.jp	matsuzak@post.saga-med.ac.jp

「学生なんでも相談窓口」の場所は

本庄キャンパス(文化教育、経済、理工、農学部)　　鍋島キャンパス（医学部）

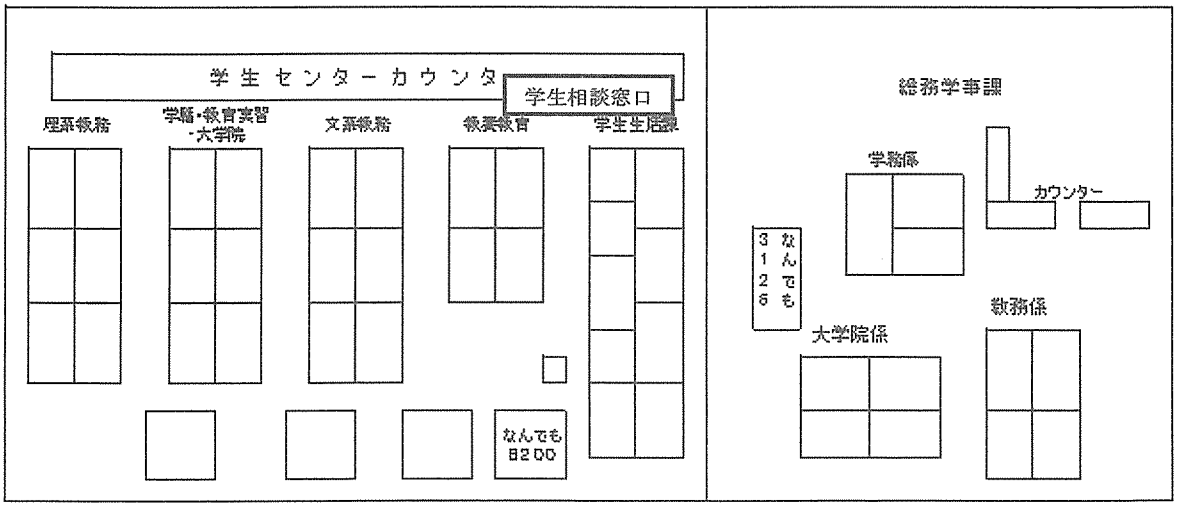

2．学生の身体・精神面の健康上の相談

保健管理センターの学生相談室は「学生の身体・精神面の健康上の問題」について個人的相談を希望する学生のために設けられたもので、いつでも相談できます。

また、保険管理センターまで行きにくい時は、直接電話で相談することもできます。

電話番号

本庄キャンパス　0952―28―8181
鍋島キャンパス　0952―34―3215

平　日　　8：30～17：30　（月曜日から金曜日）
＊土・日曜・祝日は休みです

10. 健　康　管　理

保健管理センター ……65

●保健管理センターの目的

保健管理センターは,学生の保健管理に関する専門的業務を行う施設として設置されたもので、学生の心身の健康の保持・増進を図るのが主な目的です。

●保健管理センターは本庄キャンパスと保健管理センター分室が鍋島キャンパスに設置されています。

●利用案内

(1) 利用時間

午前８時３０分から午後５時まで（月曜～金曜）

(2) 利用手続き

保健管理センター事務室に申し出るだけで利用できます。

(3) 費用

健康診断、応急処置、健康相談など保健管理センターで受ける検査や治療は、すべて**無料**です。

ただし、学外および本学附属病院などの医療機関を受診する必要が生じた場合は医療費を支払わなくてはなりません。その際には、各自の健康保険証が必要となりますので、家族と離れて生活する人は**「遠隔地被扶養者証」**を作っておいてください。

●健康診断

(1) 定期健康診断

毎年１回、４月から５月にかけて定期健康診断が実施され、身長、体重、視力の計測と胸部レントゲン撮影、血圧測定、尿検査および問診が行われます。

また、学部新入生・編入生にはこのほかに心電図検査と内科診察が加わり、医学部学生については各学年で若干項目が違います。

定期健康診断は、本学に在籍する学部学生・大学院生・研究生などすべての学生を対象に行っています。**必ず受診してください。**

定期健康診断の日程については、学内掲示板およびホームページにてお知らせします。

(2) 特別健康診断

スポーツ学生健康診断・放射性物質取扱い者健康診断を行っています。

＊健康診断の対象者は必ず受診してください。

●健康相談

身体的健康についての相談はもちろん、心理的・精神的健康についての相談も受けられます。医療機関の情報提供、医療機関への紹介も行っています。

本庄キャンパス

心理面の相談は精神科医（予約制）
身体面の相談には内科医（予約不要）・看護師が対応しています。
直接来て相談しにくい場合は電話相談も受け付けます。

TEL ・・・ 0952-28-8181

鍋島キャンパス

身体面の相談には内科医・看護師が対応し、専門的なカウセリングが必要な場合は予約制で専門のカウンセラーや学校医が相談に応じます。

TEL・・・ 0952-34-3215

＊ 相談内容など個人の秘密に関しては、外部に漏れないよう厳重に保護されています。

●予防接種（医学部に所属する学生）

保健管理センター分室では医学部学生を対象に、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（ムンプス）・B型ワクチン・BCG・インフルエンザの予防接種を実施しています。

対象学年、実施日については保健管理センター分室発行の予定表を参照してください。予防接種は自己負担となっています。

●応急処置

正課中や課外活動中にケガをしたり、風邪や腹痛などの病気や気分が悪くなった時、保健管理センターで傷の手当てや投薬などの治療が受けられます。

また、安静を必要とする人のために休養するベッドもあります。

ただし、精密検査や専門的な治療を必要とする場合は医療機関を紹介します。

●健康診断証明書発行

就職・アルバイト・奨学金申請などに必要な健康診断書を発行します。

（証明内容によっては、発行できないこともありますので早めにご相談ください。）

なお、定期健康診断未受診者には発行できません。

●自由に使える医療機器の案内

保健管理センターには自動身長体重計・自動体脂肪計・自動血圧計・自動視力計などが備えてあり、いつでも自由に自分で測定できるようにセットされています。自分の身体状況を知るため、また、食生活改善や運動の効果を確かめるのに、これら機器を大いに利用して自己の健康管理に役立ててください。

●保健管理センター案内図

本庄キャンパス

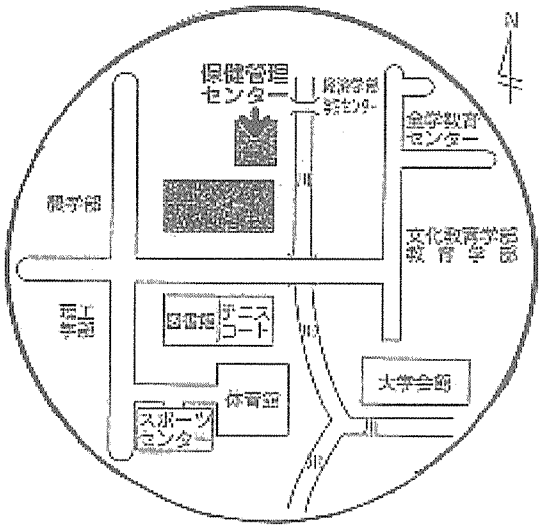

鍋島キャンパス

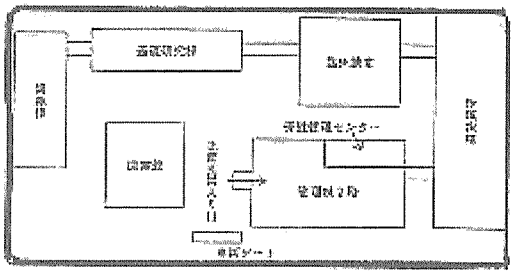

11. 附 属 図 書 館

はじめに ……69
入館 ……69
開館時間・休館日 ……69
閲覧と貸出 ……70
図書購入 ……70
施設の利用（本館）……70
文献複写 ……70
他大学図書館等の利用 ……70
相互貸借サービス ……70
レファレンス・サービス ……70
検索端末の利用 ……70

●はじめに

附属図書館は、教育・研究に必要な資料(図書、雑誌、視聴覚資料、電子資料、貴重資料)を収集・整理し、利用者に対する迅速なサービスを効率的に提供することを任務としていますα蔵書は、人文科学、社会科学、自然科学の全分野にわたり、図書約 70 万冊、雑誌約 1 万種類を所蔵しています。

附属図書館は、本館(本庄キャンパス)と医学分館(鍋島キャンパス)から構成されており、それぞれ専門分野の資料を収集し、利用者に向けたサービスを行っています。

本館には、閲覧室のほか、グループ学習室、マルチメディアルーム、リスニングルーム、閲覧個室、ラウンジなどを備え、自発的な学習意欲を発揮できるよう配慮しています。

さらに、本館に利用者用端末 50 台、情報コンセント、電源、無線 LAN 設備を、医学分館に利用者用端末 53 台を、それぞれ設置し、ネットワークに対応した学習環境を提供しています。

附属図書館のホームページ(http:〃www.lib.saga-u.acjp)では、佐賀大学の蔵書検索、文献データベース、電子ジャーナルなどを提供しているほか、図書館の利用の仕方、文献の探し方などのガイド、各種問い合わせにお答えするレファレンスサービスなどを利用することができます。

また、本学の電子図書館「とんぼの眼」は、佐賀の地に多く生息するとんぼが複眼で世界を見るように、佐賀大学が持つ研究・教育に関する情報を広く収集し、統合的に提供するシステムです。

附属図書館所蔵の種々の資料の情報に加え、講義概要情報、教官の研究業績情報、研究の結果蓄積された各種データ情報などを包含し、相互リンクや横断検索機能を付加して広く学内外へ提供しています。

●入館

入館に際しては、本学の学生証または図書館利用証を携行してください。

●開館時間・休館日

開館時間・休館日は本館と医学分館で異なります。(その他、臨時に休館することがあります。)

本館

学期	曜日	開館時間	備考
授業期	月～金曜日	9:00～20:00	※休館日は、開学記念日、年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)、毎月第 4 木曜日(7 月は除く)です。
	土曜日	9:00～17:00	
	日・祝日	9:00～17:00	
休業期	月～金曜日	9:00～17:00	
	土曜日	9:00～17:00	
	日・祝日	9:00～17:00	

医学部分館

学期	曜日	有人開館	無人開館	備考
授業期	月～金曜日	9:00～21:00	9:00～21:00	※国民の祝日の前日は,有人開館終了後,無人開館はありません。 ※休業期の日曜日,国民の祝日,及び年末年始は休館日です。
	土曜日	9:00～16:30	閉館	
	日・祝日	11:00～18:30	閉館	
休業期	月～木曜日	9:00～	17:00～翌日 8:30	
	金曜日	9:00～17:00	閉館	
	土曜日	閉館	閉館	
	日・祝日	閉館		

●閲覧と貸出

閲覧　図書館備え付けの資料は、自由に閲覧できます。

貸出　借りたい資料に学生証(図書館利用証)を添えてカウンターに提出してください。
貸出条件は本館と医学分館で異なります。

本館

種類		対象	期間	冊数
個人貸出		学部学生	2週間	図書(雑誌を含む)5冊
		大学院生	4週間	図書(雑誌を含む)10冊
		研究生・科目等履修生	2週間	図書(雑誌を含む)5冊
特別貸出	休業期	すべての学生	休業期間終了日の1週間後まで	個人貸出と同条件
	卒論等	学部学生・大学院生	8週間	図書5冊
	実習	学部学生	実習期間内	図書5冊

医学分館

種類		対象	期間	冊数
個人貸出 学生･教職員等学内利用者			10日	図書3冊
			1日	小池文庫3冊
			3日	雑誌3冊
			1日	視聴覚資料3冊
特別貸出	休業期	学生等	休業期間終了日の翌日まで	図書3冊

●図書購入

学生の購入希望図書の受付を常時行っています。

●施設の利用(本館)

本館の各施設(グループ学習室・閲覧個室・リスニングルーム・マルチメディアルーム)を利用できます。学生証または図書館利用証が必要です。

●文献複写

本館、医学分館それぞれに設置した複写機を利用できます。

●他大学図書館等の利用

他大学図書館等を利用する場合、公文書が必要な機関があります。発行しますので、カウンターに申し出てください。

●相互貸借サービス

本学に所蔵しない資料は、他大学図書館等から、借用や複写サービスにより取り寄せることができます。

●レファレス・サービス

資料の所在調査・事項等に関する質問・照会に応じています。

●検索端末の利用

館内の閲覧スペースに設置している端末は自由に利用できます。ユーザーIDとパスワードが必要です。

12. 学術情報処理センター

学術情報処理センターにようこそ ……73
学情センターの利用（ユーザ登録）
　申し込みについて ……73
ユーザ名とパスワードは，
　こんなとき必要です。……73
インターネットの利用について ……73
個人ホームページの作成と公開について ……73
サイトライセンス・ソフトウェアStarSuiteの
　利用について ……73
学情センターの利用にあたっての諸注意 ……73
メインセンター（本庄キャンパス）の
　利用について ……74
医学サブセンター（鍋島キャンパス）の
　利用について ……76

学術情報処理センター長
渡邉 義明

http://www.cc.saga-u.ac.jp/

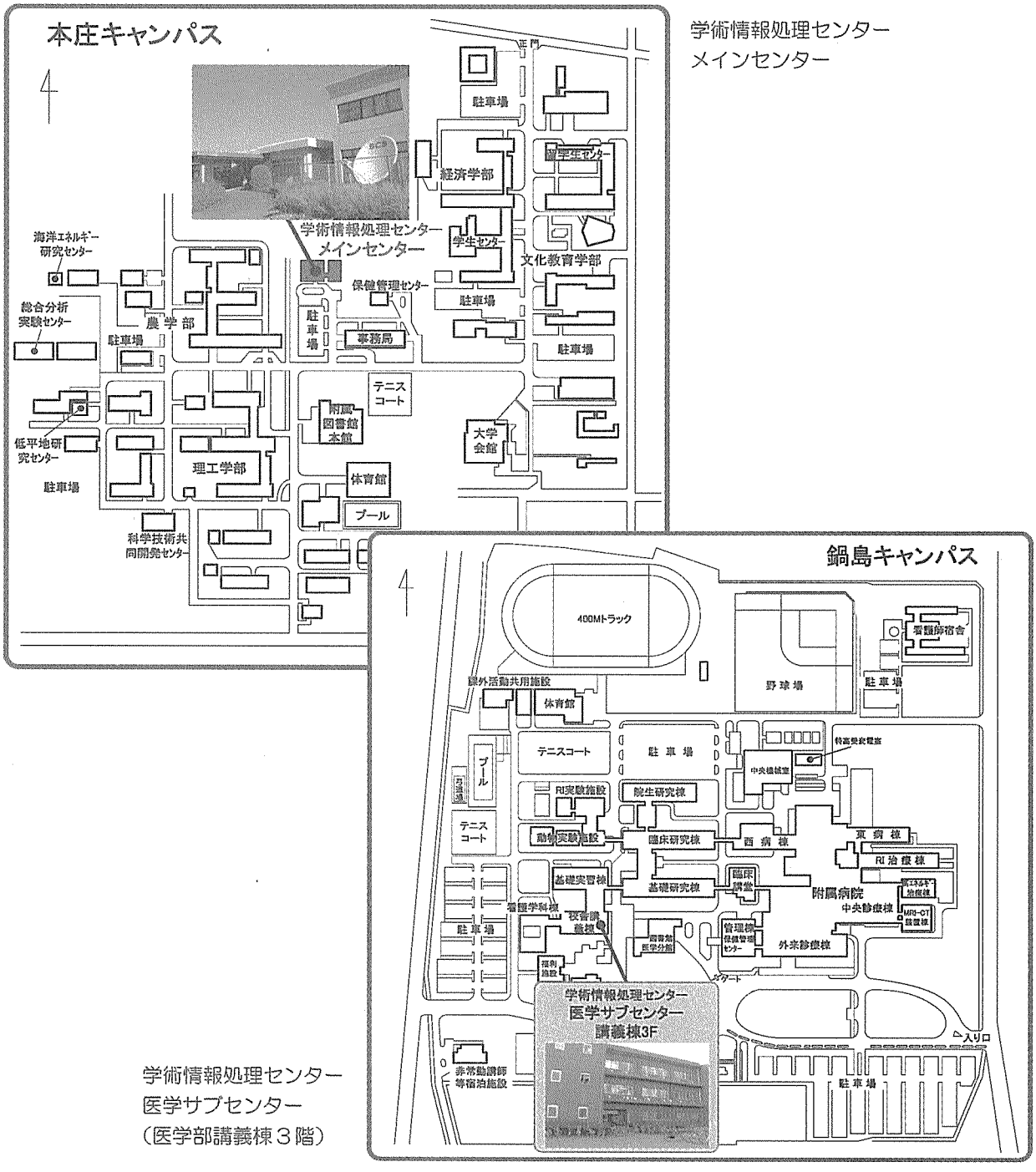

学術情報処理センター
メインセンター

学術情報処理センター
医学サブセンター
（医学部講義棟３階）

● 学術情報処理センターにようこそ

学術情報処理センター（以下、学情センターという）は、本庄キャンパス（メインセンター）と鍋島キャンパス（医学サブセンター）に設置されており、本学の学術研究・教育のためのコンピュータとネットワークの利用などに係るサービスを行っている学内共同利用施設です。

学情センターでは、次のようなサービスを行っています。

(1) 学術研究のためのコンピュータ及びネットワーク利用。
(2) 情報処理教育のためのコンピュータ及びネットワーク利用。
(3) 電子メールやホームページの検索、個人ホームページの公開（学内のみ）などのインターネット利用。

学情センターにはサーバ・コンピュータが設置されており、学生の皆さん及び教職員が教育や学術研究などに利用しています。また、メインセンターと医学サブセンターには演習室が設置されており、学生の皆さんが講義や自習などでできるだけ自由に利用できるようにしています。

学情センターの利用についての概要は次のとおりです。詳細については、学情センターのホームページ(http://www.cc.saga-u.ac.jp)を参照してください。

● 学情センターの利用(ユーザ登録)申し込みについて

磁気カード型学生証が発行される新入生は、利用申し込みを行う必要はありません。紙の学生証が発行される新入生は、学生証を持って学情センターで利用申し込みを行ってください。

また、学情センターを利用できる期間は、原則としてユーザ登録日から卒業の年の3月31日までです。

● ユーザ名とパスワードは、こんなときに必要です

(1) 学情センター演習室のPC端末を利用するとき。
(2) 附属図書館及び学生センター就職相談室のPC端末を利用するとき。
(3) キャンパス各所（講義室、実験室、附属図書館等）に設置された教育用情報コンセントに、個人所有のノートPCを接続しインターネットを利用するとき。
(4) キャンパス各所に設置された無線LANに、個人所有のノートPCを接続しインターネットを利用するとき。

● インターネットの利用について

インターネットは、勉学や就職活動、本学及び全国の大学附属図書館の蔵書検索、電子メールによる友人との意見交換などキャンパス生活をより豊かにするために活用してください。

インターネットは、学情センター演習室や附属図書館などに設置されたPC端末で利用できます。また、キャンパス各所に設置された教育用情報コンセント及び無線LANに、個人所有のノートPCを接続することにより利用できます。利用方法については、学情センターのホームページを参照してください。

なお、インターネットを利用するときは、利用マナーを守るように心がけてください。

● 個人ホームページの作成と公開について

学情センターでは、学生の皆さんが個人でホームページを作成し、学内に限りホームページを公開することができます。利用方法の詳細については、下記のホームページを参照してください。

http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/

● サイトライセンス・ソフトウェアStarSuiteの利用について

学情センターでは、Microsoft Officeと高い互換性を持った統合オフィス・ソフトウェアStarSuiteをサイトライセンスしており、本学の学生及び教職員なら誰でも利用できます。また、このStarSuiteは、学生の皆さんが所有しているPCにインストールし利用することができます。利用方法の詳細については、下記のホームページを参照してください。

http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/center/starsuite/

● 学情センターの利用にあたっての諸注意

学情センターを利用するときには、下記のことに注意して下さい。適切でない行為があった場合には、利用者の所

属する部局もしくは学情センターの判断に基づき、利用の制限や停止、その他の処分を行うことがあります。

1. 大学としてふさわしい目的に限って利用し、下記に例示するような利用をしないこと。
   (1) 営利目的の利用。
   (2) 犯罪・反社会的目的の利用。
   (3) 人権侵害・著作権侵害など他人の権利を侵害する利用。
   (4) 猥褻など公序良俗に反する利用。
   (5) 他人に物的・精神的被害を与える利用。
   (6) システムの正常な運用を妨げる利用。
2. 下記の注意事項に気を配り、ユーザ名とパスワードの管理に努めること。
   (1) 自分のユーザ名とパスワードは、絶対に他人に教えないこと。また、使わせないこと。
   (2) 初期パスワードを早期に変更すること。なお、変更するパスワードは簡単な文字列にしないこと。
   (3) パスワードは、定期的に変更することが望ましい。
   (4) ログインの状態のままPC端末を放置しないこと。
   (5) パスワード漏洩時には届け出ること。
3. 下記の注意事項を守り、学情センターの正常な運用を妨げないこと。
   (1) 講義時間になったら、受講者以外は演習室から退出すること。
   (2) 建物内では、喫煙・飲食をしないこと。
   (3) 騒音発生・ゴミ散乱など他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
   (4) メインセンターの閉館時間を厳守し、閉館10分前までには後片付けをして退館すること。
   (5) 自転車は、自転車置き場に必ず置くこと。

メインセンター（本庄キャンパス）の利用について

● 利用案内

1. 開館日

開館は、平日の月曜日から土曜日までです。

日曜日・祝日は、閉館です。また、大学の行事等により臨時に閉館するときは、あらかじめ掲示します。

2. 開館時間

曜日	開館時間	事務の受付時間	
		午前	午後
月～金	8:30 ～ 20:00	9:00～12:00	13:00～17:00
土	9:00 ～ 17:00		

※ 毎週水曜日の13:00～16:00は、システムの保守点検のため演習室は利用できません。
※ 各季休業期間中及び大学の行事等により開館時間を変更する場合もあります。
※ 開館時間中でも演習室が利用できない場合もあります。
※ 利用に関するお問い合わせは、事務の受付時間に行います。

● 演習室の利用について

メインセンターには、大・中・小の演習室があり、大演習室(演習棟2F)にはPC端末110台とプリンタ(PSPR)4台、中演習室(演習棟1F)にはPC端末55台とプリンタ2台、小演習室(演習棟1F)にはPC端末38台とプリンタ2台、演習棟1Fホールには PC端末6台とプリンタ1台、2Fホールには PC端末6台が設置されています。

1. 演習室の自習利用について

メインセンターの開館時間内で演習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。

自習で利用する場合は、メインセンターの行事日程表及び各演習室の時間割を必ず確認してください。

2. プリンタの印刷枚数制限について

演習室に設置されているプリンタでの印刷については、資源の節約等を考慮し個人毎に印刷枚数を月間300枚、年間2,000枚に制限しています。月間の印刷枚数が300枚を越えると、翌月まで印刷することができません。また、年間（4月1日～3月31日）の印刷枚数が2,000枚を越えると、次年度まで印刷できませんので、印刷枚数には十分にご注意ください。

● センター相談の利用について

メインセンターでは、水曜日を除く月曜日から金曜日の 12:25 ～ 16:25 で「センター相談」を開設しています。「センター相談」の相談員は、本学の大学院生などの学生ですので、気軽に相談することができます。

1. 相談できる内容について

(1) 演習室の PC 端末の利用及び利用時のトラブルに関すること。
(2) 個人所有 PC 等のハードウェア及びソフトウェア、ネットワークの設定等に関すること。
(3) 自宅の PC の PPP 接続に関すること。
(4) 電子メール、ホームページの検索等のインターネット利用に関すること。
(5) 研究用システムの利用に関すること。

上記の項目について相談に応じていますが、相談内容によっては解決できるというわけではありませんので、ご了承下さい。また、授業に関する相談には応じていません。

● 学外からの PPP 接続によるインターネットの利用について

メインセンターでは、PPP(ダイアルアップ)接続サービスを行っており、自宅などの PC から電話回線を利用して 24 時間いつでも電子メールやホームページの検索などが利用できます。PPP 接続用電話番号については、メインセンター業務室にお問い合わせください。

1. PPP 接続用電話回線について

PPP 接続用電話回線は、アナログ回線(33.6Kbps)と ISDN 回線(64Kbps)の両方に対応し、同時利用回線数は 24 回線となっています。なお、PPP 常時接続回線(ADSL 等)には対応していません。

2. 利用時の注意について

毎週水曜日の 13:00 ～ 16:00 までは、システムの保守点検のため利用できません。
夜間は、1 時間で回線が切れます。

● メインセンター平面図

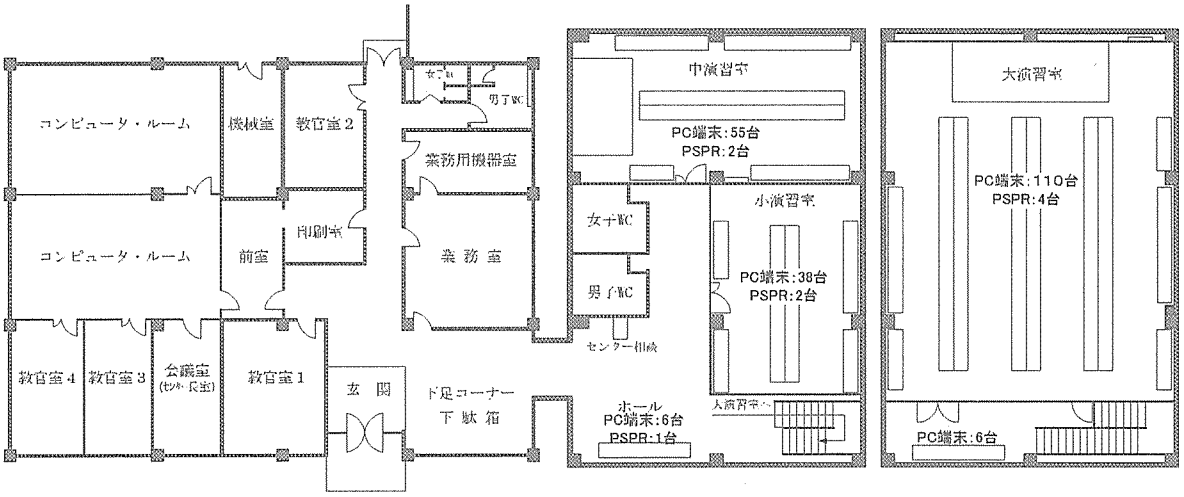

※ メインセンター内は下足厳禁ですので、下足コーナーでスリッパに履き替えてください。また、濡れた傘などは、建物内に持ち込まないようにしてください。

※ メインセンター内各所には、監視カメラが設置されています。

※ メインセンターでは、分別ゴミ収集を行っていますので、空缶、ペットボトルなどは指定のゴミ箱に必ず捨てるようにしてください。

医学サブセンター（鍋島キャンパス）の利用について

医学サブセンターの事務室及びコンピュータ実習室は、医学部講義棟の３階にあります。

● 利用案内

1. 開館日

開館は、平日の月曜日から金曜日までです。夜間は、磁気カードによる無人開館になります。

土・日曜日・祝日は、閉館です。

2. 事務受付時間

曜　日	事　務　の　受　付　時　間	
	午　　前	午　　後
月～金	9:00～12:00	13:00～17:00

● コンピュータ実習室の利用について

医学サブセンターのコンピュータ実習室には、PC端末110台とプリンタ６台が設置されています。

実習室は、24時間利用することができます。17:00以降の夜間に実習室を利用するときは、実習室に入るときに磁気カード（図書館用と共通）が必要です。

1. 実習室の自習利用について

実習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。

2. プリンタの利用について

プリンタ用紙は、講義・実習の用途以外は原則として利用者が各自で用意することになっています。講義・実習用途でプリンタ用紙が必要な場合は、開館時間帯にセンター事務室まで申し出てください。

● 学外からのPPP接続によるインターネットの利用について

医学サブセンターでは、PPP(ダイアルアップ)接続サービスを行っており、自宅などのPCから電話回線を利用して24時間いつでも電子メールやホームページの検索などが利用できます。PPP接続用電話番号については、医学サブセンターのホームページを参照してください。

1. PPP接続用電話回線について

PPP接続用電話回線は、アナログ回線(33.6Kbps)、ISDN回線(64Kbps)、PHS（PIAFS, 64kbps）に対応し、同時利用回線数は24回線となっています。

2. 利用時の注意について

PPP常時接続回線(ADSL等)には対応していません。

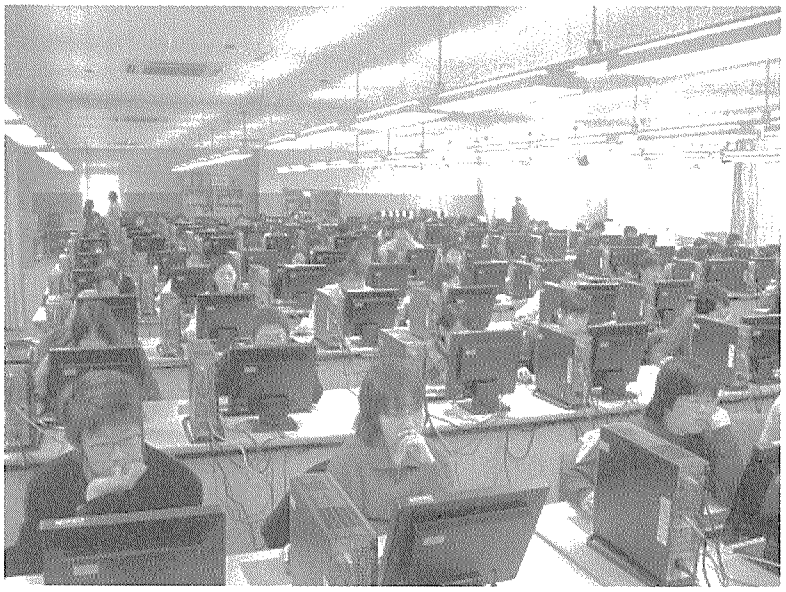

コンピュータ実習室(医学部講義棟3階)

13. 国　際　交　流

留学生センター ……79
学術交流 ……80
外国人留学生 ……80
日本人学生の海外留学 ……81
国際交流会館 ……82

我が国の大学等で教育研究を行う外国人留学生・研究者の数は年々増加しています。留学生等との交流は，諸外国との間の相互理解を深め，友好親善を促進する上で重要な役割を果たしています。特に，教育・研究協力を促進することは，極めて重要であります。これらの観点から本学でも外国人留学生・研究者の受け入れや学生の海外留学，教官の海外研修等の国際交流を積極的に行っています。

●留学生センター

留学生センターは，勉学・研究する外国人留学生及び海外の大学に留学を希望する学生に，必要な日本語教育と指導助言及び留学の資料の提供，指導を行う教育研究施設として，本学の広く世界に開かれた，国際交流の推進に寄与することを目的として，平成12年４月１日に設置されました。

留学生センターの業務内容は，以下のとおりです。

①日本語・日本事情教育

学部留学生を対象に，正規の授業科目として日本語と日本事情を開講しています。日本事情の授業は，学部の教官により，それぞれの専門分野から見た日本事情について講義が行われています。

②大学院入学前予備教育

主に国費留学生（研究留学生及び教員研修留学生）を対象に，大学院等への進学又は教育研修のために必要な日本語教育を６ヶ月間集中的に行っています。このコースは，４月と10月に開講します。

③日本語総合コース

大学院生，研究生，外国人研究者等を対象とした日本語プログラムです。初級から上級まで開講しています。

④短期留学プログラム(SPACE)

Saga University Program for Academic Exchange(SPACE)

佐賀大学と交流協定を締結している外国の大学から留学生を受け入れ、１年以内の短期間、日本語・日本事情及び英語による専門科目を提供する全学的なプログラムです。留学生センターはコーディネートと日本語教育を担当しています。

⑤留学生に対する修学上及び生活上の指導助言

本学で学ぶ留学生が修学・進学や日常生活の面で悩みを抱えた時に，適切な指導助言を与え，解決に向けたサポートを行う体制を整えています。

⑥海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導助言

海外留学を希望する学生のために，留学に関する資料を提供すると共に，修学上及び生活上の指導助言を行う体制を整えています。また，短期（４週間程度）の海外語学研修も実施しています。

⑦外国の大学等との学生交流の推進

外国の大学等と学生の交流に関する協定の締結を推進し，留学生の受入，学生の派遣がスムーズに行えるように取り組んでいます。

⑧地域との留学生交流の推進

地域の国際交流団体やボランティア・グループとの連携を図り，留学生がより充実した留学を送れるようバックアップを行うと共に，学内外の国際交流を促進します。

⑨留学生教育の調査研究

留学生の日本語教育を始め，留学生の受入・派遣に伴う問題や，入学後の問題等に関し，調査研究に取り組んでいます。

●学術交流

本学では，昭和53年から北米，ヨーロッパ，アジアの国々と学術交流協定の締結を始め，現在では，21カ国76大学等との間に学術交流協定を締結し，それぞれの大学と交流を図っています。

平成15年12月現在

国名	学術交流協定大学等名	国名	学術交流協定大学等名
アメリカ合衆国	アンダーソン大学	大韓民国	木浦大学校食品産業技術研究センター
	カリフォルニア大学デイビス校		＊釜慶大学校
	デンヴァー大学人文学部		慶北大学校師範大学数学教育科
	リッチモンド大学		＊韓国技術教育大学
	カリフォルニア大学デイビス校農業・環境科学部		＊済州大学校
	ハワイ大学医学部		＊大邱カトリック大学校自然科学大学・工科大学
カナダ国	セントメリーズ大学科学部	台湾	＊フジェンカトリック大学
	コンゴルディア大学工学・情報科学部	ベトナム社会主義共和国	＊ハノイ農業大学
英国	グラスゴー大学	タイ王国	＊カセサート大学
	ベルファーストクイーンズ大学工学部		カセサート大学工学部
	ロンドン大学インペリアルカレッジ		カセサート大学農学部
	＊イースト･アングリア大学ケミカルサイエンススクール		カセサート大学農工学部
ドイツ連邦共和国	＊ドレスデン工業大学化学部門		カセサート大学理学部
中華人民共和国	＊北京工業大学		＊コンケン大学
	中国社会科学院世界経済政治研究所		コンケン大学農学部
	＊中国科学院長春応用化学研究所		＊チュラロンコン大学理学部
	＊華東師範大学	インドネシア共和国	ガジャマダ大学農学部
	首都師範大学		＊ハサヌディン大学
	＊中国農業大学		＊ガジャマダ大学
	＊遼寧師範大学		＊サムラツランギ大学
	＊ハルビン工業大学		＊リアウイスラム大学
	華東師範大学教育技術学院	マレーシア国	プトラ（パータニアン)大学農学部
	上海交通大学高度技術企業化室		マレーシア科学大学生物学部
	上海交通大学複合材料研究所	スリランカ国	モラツワ大学
	中国科学院上海技術物理研究所		＊ペラデニヤ大学
	＊武漢大学電気工程学院	バングラデシュ人民共和国	バングラデシュ工科大学
	＊華東理工大学		＊バングラデシュ工科大学クルナ校
	＊江西医学院		＊ラジャヒ大学
	大連医科大学		ジャフジャラル大学応用科学技術学部
	＊第四軍医大学	チェコ共和国	プラハ化学技術大学
大韓民国	＊全南大学校	スロバキア共和国	＊コメニウス大学自然科学部
	＊済州大学校農科大学		＊コメニウス大学数理・物理学部
	＊安東大学校	ポーランド共和国	ルブリン工科大学衛生土木工学部
	＊木浦大学校	ルーマニア	アレクサンドルーイオンクザ大学
	＊国民大学校	フランス共和国	NEMO国際共同研究グループ
	＊釜山大学校		＊ブルゴーニュ大学
	＊釜慶大学校人文社会科学大学	オーストラリア	＊ラトローブ大学
	全南大学校農科大学	ネパール	＊トリブーバン大学理工学部

「＊」印については，学生交流に関する覚書締結校学部間重複含む

●外国人留学生

本学における外国人留学生は，年々増加し，現在315名（平成15年12月現在）に達しています。外国人留学生の受け入れ区分としては，国費留学生，外国政府派遣留学生，私費留学生があり，本学では約77%が私費留学生となっています。また，地域別ではアジアからの留学生が大部分を占めています。

留学生の留学生活を充実させるために，大学においては，入学時期の春と秋に，新入留学生オリエンテーションを実施し，また，留学生研修旅行，留学生との懇談会，日本語講座（日本語総合コース）等を行っています。そのほか，国や県，市町村，民間団体と連携協力して，「佐賀地域留学生等交流推進協議会」を設立し，留学生活が充実したものになるように努力しています。

《外国人留学生の国（地域）別人数》合計315人（平成15年12月現在）

中華人民共和国	182人	ネパール	5人	シリア	1人	マダガスカル	1人
大韓民国	27人	エジプト	2人	バーレーン	1人	フランス	1人
インドネシア	18人	イラン	2人	メキシコ	1人	ポーランド	1人
バングラデッシュ	15人	台湾	2人	ドイツ	1人		
マレーシア	14人	スロバキア	2人	ルーマニア	1人		
スリランカ	12人	ラオス	2人	リビア	1人		
タイ	12人	カンボディア	2人	ミャンマー	1人		
ベトナム	6人	フィリピン	1人	オーストラリア	1人		

●日本人学生の海外留学

日本人学生の海外留学制度としては，「派遣留学」，「語学研修」，「その他の留学」があります。詳細については，留学生センター及び学務部留学生課に問い合わせて下さい。

また，留学を希望する場合は，必ず，留学生センター及び学務部留学生課に相談してください。

(1) 派遣留学

派遣留学は，佐賀大学が協定を結んでいる大学へ，６ヶ月以上１年以内の期間，留学するものです。佐賀大学では毎年10名程度の学生が留学しており、平成15年度については下表のとおりです。この募集は，11月頃に行います。

この制度における奨学金は，「短期留学推進制度（派遣)」があり文部科学省から月額80,000円の奨学金が支給されます。佐賀大学では毎年３～４名の学生が受給しています。

平成15年度海外留学者

大学名	国費	私費
アメリカ･カリフォルニア大学デイビス校	1	
大韓民国・釜山大学校	1	1
中国・北京工業大学	1	
中国・華東師範大学		1
中国・遼寧師範大学		1
タイ・カセサート大学	1	1
オーストラリア・ラトローブ大学		2
カナダ・セントメリーズ大学		1

(2) 語学研修

本学では，米国・カリフォルニア大学デイビス校，中国・華東師範大学，韓国・釜山大学校等において語学研修を実施しています。期間は，約４週間で，この研修を修了した者には，教養教育の共通基礎科目の外国語単位として認定される場合があります。募集は学内掲示でお知らせします。

(3) その他の留学

上記(1)及び(2)に該当しない留学は，一般的には，休学して海外留学を行うこととなります。

毎年20名程度の学生が海外留学をしています。留学する際は，指導教官等と相談して下さい。留学に関する情報は留学生センターに相談してください。

なお，特別の例として，関連する専攻分野について勉学するため，大学の許可を得て，留学する場合もあります。

※ 留学生センターでは，海外留学相談窓口を設置しています。相談されたい方は事前に学務部留学生課へ問い合わせてください。

●国際交流会館

外国人留学生･研究者に居住の場を提供すること並びに，国際交流の事業に供するために，国道208号線（南部バイパス）沿いの楠葉寮に隣接して，国際交流会館が設置されています。

会館の，Ａ棟は留学生単身室40室，研究者単身室２室のほか，管理施設，ラウンジ・図書研修室，会議・研修室，和室の共用施設からなり，Ｂ棟は留学生夫婦室３室，研究者夫婦室２室，留学生家族室４室，研究者家族室２室からなっています。

詳細は，佐賀大学国際交流会館入居案内及び外国人留学生ガイドブックをご覧ください。

14. 単　位　互　換

放送大学との単位互換 ……85
西九州大学との単位互換 ……86

放送大学との単位互換

放送大学と単位互換協定を締結したことにより，佐賀大学の学生は，特別聴講学生として，放送大学の科目を履修することができます。また，放送大学の通信指導（レポート）及び単位認定試験に合格した場合，放送大学長は，当該学生に対して単位を認定し，佐賀大学では，放送大学で取得した単位（60 単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

1. 放送大学が受け入れる学生数 50 人程度
2. 放送大学において修得できる単位数 60 単位以内
3. 単位互換科目

   放送大学のすべての放送授業科目（ただし共通科目のうち外国語科目及び司書教諭資格取得に資する科目は除く）
4. 入学資格は本学の学生であること
5. 放送大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
6. 履修期間

   履修期間は 1 学期間（6 ケ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
7. 履修方法

   放送大学の学生と同様に，学期開始までに送付される印刷教材，テレビ又はラジオによる放送指導及び通信指導によって学習し，学期末に単位認定試験を受けることになります。
8. 単位認定試験

   単位認定試験は，各学期 15 週の放送授業が終了した後，佐賀学習センターで全国一斉に実施されます。
9. 単位修得

   試験の結果，60 点以上の者が合格となり，60 単位以内を卒業要件の単位として認定します。但し，佐賀大学の単位として認定する科目は全学教育科目のみです。
10. 放送教材の貸出

    佐賀学習センターにて放送教材を借りることが出来ます。
11. 出願に必要な書類

    （ア） 出願表（学務部教務課総務係にあります。）

    （イ） 在学証明書
12. 出願手続

    （ア） 出願表の受付

    前学期（4 月入学）12 月末日（12 月 1 日～12 月 27 日）

    後学期（10 月入学）6 月末日（6 月 1 日～6 月 30 日）

    （イ） 出願表の提出の場所

    佐賀大学学務部教務課総務係
13. 学費

入学料の徴収はありませんが，授業料として，1 科目（2 単位）について 9,000 円の授業料が必要です。

西九州大学との単位互換

西九州大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、西九州大学の科目を履修することができます。また、西九州大学の単位認定試験に合格した場合、西九州大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、西九州大学で取得した単位（６０単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

（１）西九州大学が受け入れる学生数　　３０人程度
（２）西九州大学において修得できる単位数　　６０単位以内
（３）単位互換科目　　西九州大学の特定の授業科目
（４）入学資格は本学の学生であること。
（５）西九州大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
（６）履修期間
履修期間は１学期間（６ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
（７）履修方法
西九州大学の学生と同様に、学期開始までに西九州大学の履修届けを西九州大学教務課に提出、西九州大学の講義室にて学習し、単位認定試験を受けることになります。
（８）単位認定試験
単位認定試験は、前学期　７月・後学期　２月に実施されます。
（９）単位修得
試験の結果、６０点以上の者が合格となり、６０単位以内を卒業要件の単位として認定します。
(10) 出願に必要な書類
１　出願表（学生センター学籍担当窓口にあります。）
(11) 出願手続
１　出願表の受付
前学期（　４月入学）　３月中旬まで（３月１日～３月中旬）
後学期（１０月入学）　９月中旬まで（９月１日～９月中旬）
２　出願表の提出の場所
佐賀大学学生センター学籍担当窓口
(12)　学費
入学料及び授業料は必要ありません。

15. 学内関係規則等

国立大学法人佐賀大学規則 ……89
佐賀大学学則 ……95
佐賀大学教養教育科目履修規程 ……106
佐賀大学教養教育科目履修細則 ……108
佐賀大学文化教育学部規則 ……114
佐賀大学文化教育学部履修細則 ……117
佐賀大学経済学部規則 ……176
佐賀大学経済学部履修細則 ……178
佐賀大学医学部規則 ……204
佐賀大学理工学部規則 ……210
佐賀大学理工学部履修細則 ……213
佐賀大学農学部規則 ……250
佐賀大学農学部履修細則 ……253
佐賀大学大学院学則 ……270
佐賀大学大学院教育学研究科規則 ……279
佐賀大学大学院教育学研究科履修細則 ……281
佐賀大学大学院経済学研究科規則 ……290
佐賀大学大学院経済学研究科履修細則 ……292
佐賀大学大学院医学系研究科規則 ……295
佐賀大学大学院医学系研究科履修細則 ……298
佐賀大学大学院工学系研究科規則 ……305
佐賀大学大学院工学系研究科履修細則 ……308
佐賀大学大学院農学研究科規則 ……326
佐賀大学大学院農学研究科履修細則 ……328

国立大学法人佐賀大学規則

目次

第１章　法人
　第１節　総則（第１条・第２条）
　第２節　運営組織（第３条－第７条）
　第３節　役員及び職員等（第８条－第１２条）
第２章　大学
　第１節　大学の目的等（第１３条－第１６条）
　第２節　組織（第１７条－第２４条）
　第３節　運営組織（第２５条－第２７条）
　第４節　職員組織等（第２８条－第３５条）
第３章　秘密保持の義務（第３６条）
第４章　雑則（第３７条）
附則

第１章　法人

第１節　総則

（法人の目的）

第１条　国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という）は，佐賀大学（以下「本学」という。）を設置し，大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに，我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする。

（業務の範囲等）

第２条　本法人は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 本学を設置し，これを運営すること。

(2) 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 本法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 本学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。

(6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成１５年政令第４７８号）で定めるものを実施する者に出資すること。

(7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第２節　運営組織

（役員会）

第３条　本法人に，国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。以下「法」という。）第１１条第２項の規定に基づき，役員会を置く。

２　役員会に関し，必要な事項は，別に定める。

（学長選考会議）

第４条　本法人に，法第１２条第２項の規定に基づき，学長選考会議を置く。

２　学長選考会議に関し，必要な事項は，別に定める。

（経営協議会）

第５条　本法人に，法第２０条第１項の規定に基づき，経営協議会を置く。

２　経営協議会に関し，必要な事項は，別に定める。

（教育研究評議会）

第６条　本法人に，法第２１条第１項の規定に基づき，教育研究評議会を置く。

２　教育研究評議会に関し，必要な事項は，別に定める。

（委員会等）

第７条　本法人に，必要に応じ，委員会等を置くことができる。

２　委員会等に関し，必要な事項は，別に定める。

第３節　役員及び職員等

（役員）

第８条　本法人に，次の役員を置く。

学長

理事

監事

２　役員の職務は，国立大学法人法その他の法令の定めるところによるほか，別に定めるところによる。

３　役員の選考に関し，必要な事項は，別に定める。

（職員）

第９条　本法人に，次の職員を置く。

教授

助教授

講師

助手

教頭

教諭

養護教諭

事務職員

教務職員

技術職員

その他必要な職員

２　職員の職務は，学校教育法その他の法令の定めるところによるほか，別に定めるところによる。

３　第１項に規定する職員のうち，教授，助教授，講師，助手，教頭，教諭及び養護教諭を教員という。

（教員組織）

第１０条　本法人に，教員組織として講座を置く。

２　前項に掲げるもののほか，第２０条に規定する保健管理センター，第２１条に規定する学内共同教育研究施設並びに第２２条に規定する学部附属の教育施設及び研究施設に，教員組織を置く。

３　教員組織に関し，必要な事項は，別に定める。

（事務組織）

第１１条　本法人に，事務局その他の事務組織を置く。

２　事務組織に関し，必要な事項は，別に定める。

（室）

第１２条　本法人に，室を置くことができる。

２　室に関し，必要な事項は，別に定める。

第２章　大学

第１節　大学の目的等

（大学の目的）

第１３条 本学は，教育基本法（昭和２２年法律第２５号）の精神に則り，国際的視野を有し，豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに，高度の学術的研究を行い，さらに，地域の知的拠点として，地域及び諸外国との文化，健康，社会，科学技術に関する連携交流を通して学術的，文化的貢献を果たすことにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第１４条　本学は，本学の教育研究水準の向上改善を図り，かつ，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに，本学の職員以外の者による検証を行い，その結果を公表する。

（情報の積極的な提供）

第１５条　本学は，本学における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって，積極的に情報を提供するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第１６条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

第２節　組織

（学部）

第１７条　本学に，次の学部並びに学科及び課程を置く。

文化教育学部
- 学校教育課程
- 国際文化課程
- 人間環境課程
- 美術・工芸課程

経済学部
- 経済システム課程
- 経営・法律課程

医学部
- 医学科
- 看護学科

理工学部
- 数理科学科
- 物理科学科
- 知能情報システム学科
- 機能物質化学科
- 機械システム工学科
- 電気電子工学科
- 都市工学科

農学部
- 生物生産学科
- 応用生物科学科

２　学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

（大学院）

第１８条　本学に，大学院を置く。

２　大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

３　大学院の教員は，本学の教授，助教授及び講師のうちから，各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

４　大学院に置く研究科及び専攻は，次のとおりとする。

教育学研究科	（修士課程）	学校教育専攻
		教科教育専攻
経済学研究科	（修士課程）	金融・経済政策専攻
		企業経営専攻
医学系研究科	（修士課程）	医科学専攻
		看護学専攻
	（博士課程）	機能形態系専攻
		生体制御系専攻
		生態系専攻
工学系研究科	（博士前期課程）	機能物質化学専攻
		物理科学専攻
		機械システム工学専攻
		電気電子工学専攻

		知能情報システム学専攻
		数理科学専攻
		都市工学専攻
		循環物質工学専攻
		生体機能システム制御工学専攻
	（博士後期課程）	エネルギー物質科学専攻
		システム生産科学専攻
		生体機能システム制御工学専攻
農学研究科（修士課程）		生物生産学専攻
		応用生物科学専攻

5　大学院の入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

（附属図書館）

第１９条　本学に，附属図書館及びその分館を置く。

2　附属図書館及び分館に関し，必要な事項は，別に定める。

（教養教育運営機構）

第２０条　本学に，教養教育運営機構を置く。

2　教養教育運営機構に関し，必要な事項は，別に定める。

（保健管理センター）

第２１条　本学に，保健管理センターを置く。

2　保健管理センターに関し，必要な事項は，別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第２２条　本学に，次の学内共同教育研究施設を置く。

科学技術共同開発センター
総合分析実験センター
学術情報処理センター
留学生センター
低平地研究センター
海洋エネルギー研究センター
海浜台地生物環境研究センター
シンクロトロン光応用研究センター
高等教育開発センター
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

2　学内共同教育研究施設に関し，必要な事項は，別に定める。

（学部附属の教育施設及び研究施設）

第２３条　本学に，次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

文化教育学部
　附属小学校
　附属中学校
　附属養護学校
　附属幼稚園
　附属教育実践総合センター
医学部
　附属病院
　附属地域医療科学教育研究センター
農学部
　附属資源循環フィールド科学教育研究センター

2　学部附属の教育施設及び研究施設に関し，必要な事項は，別に定める。

第３節　運営組織

（教授会）
第２４条　学部に，教授会を置く。
２　教授会に関し，必要な事項は，別に定める。
（研究科委員会）
第２５条　研究科に，研究科委員会を置く。
２　研究科委員会に関し，必要な事項は，当該研究科において別に定める。
（委員会等）
第２６条　本学に，必要に応じ，委員会等を置くことができる。
２　委員会等に関し，必要な事項は，別に定める。
第４節　職員組織等
（副学長）
第２７条　本学に，副学長若干人を置く。
２　副学長は，学長が指名する。
（学部長）
第２８条　学部に，学部長を置く。
２　学部に，学部長を補佐する副学部長を置くことができる。
３　学部に置かれる学科に，学科長を置く。
４　前３項に規定する学部長等の選考の手続等に関し，必要な事項は，別に定める。
（研究科長）
第２９条　研究科に，研究科長を置く。
２　研究科長は，当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。
３　研究科長は，当該研究科に関する事項を掌理する。
（附属図書館長）
第３０条　附属図書館に，館長を置く。
２　分館に，分館長を置く。
３　前２項に規定する館長等の選考の手続等に関し，必要な事項は，別に定める。
（教養教育運営機構長）
第３１条　教養教育運営機構に，機構長を置く。
２　教養教育運営機構に，機構長を補佐する副機構長を置くことができる。
３　前２項に規定する機構長等の選考の手続等に関し，必要な事項は，別に定める。
（保健管理センター所長）
第３２条　保健管理センターに，所長を置く。
２　保健管理センターに，所長を補佐する副所長を置くことができる。
３　前２項に規定する所長等の選考の手続等に関し，必要な事項は，別に定める。
（施設長等）
第３３条　学内共同教育研究施設に，長（以下「施設長」という。）を置く。
２　学内共同教育研究施設に，施設長を補佐する副施設長を置くことができる。
３　前２項に規定する施設長等の選考の手続等に関し，必要な事項は，別に定める。
（学部附属の教育施設及び研究施設の長）
第３４条　学部附属の教育施設及び研究施設（以下「附属施設」という。）に，長（以下「附属施設長」という。）を置く。
２　附属施設に，附属施設長を補佐する副附属施設長を置くことができる
３　前２項に規定する附属施設長等の選考の手続等に関し，必要な事項は，別に定める。
第３章　秘密保持の義務
（秘密保持の義務）
第３５条　本法人の役員及び職員は，職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。
第４章　雑則

（雑則）

第３６条　この規則に定めるもののほか，組織及び運営に関し，必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　第１７条の規定にかかわらず，次の表に掲げる学部並びに学科及び課程は，平成１６年３月３１日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

学　　部	学科又は課程
教育学部	小学校教員養成課程
経済学部	経済学科
	管理科学科
	経営学科
理工学部	情報科学科
	電気工学科
	電子工学科

佐賀大学学則

（平成１６年４月１日制定）

目次

第１章　総則
第１節　趣旨及び目的（第１条・第２条）
第２節　学部（第３条）
第２章　学部通則
第１節　学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限（第４条－第７条）
第２節　入学，転入学，編入学及び再入学（第８条－第１５条）
第３節　教育課程及び履修方法（第１６条－第２１条）
第４節　単位の授与等（第２２条－第２７条）
第５節　休学，復学，退学，転学，転学部，転学科，転課程，派遣，留学及び除籍（第２８条－第３４条）
第６節　卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得（第３５条－第３７条）
第７節　賞罰（第３８条・第３９条）
第８節　学生証（第４０条）
第９節　厚生施設（第４１条）
第１０節　科目等履修生，特別聴講学生及び研究生（第４２条－第４４条）
第１１節　外国人留学生（第４５条）
第１２節　検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第４６条－第５７条）
第１３節　公開講座（第５８条）
第３章　改正（第５９条）
附則

第１章　総則

第１節　趣旨及び目的

（趣旨）

第１条　この学則は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）第　条第　項の規定に基づき，佐賀大学（以下「本学」という。）の学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本学は，教育基本法（昭和２２年法律第２５号）の精神に則り，国際的視野を有し，豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに，高度の学術的研究を行い，さらに，地域の知的拠点として，地域及び諸外国との文化，健康，社会，科学技術に関する連携交流を通して学術的，文化的貢献を果たすことにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

第２節　学部

（学部）

第３条　本学に，次の学部を置く。

文化教育学部
経済学部
医学部
理工学部
農学部

2　前項の学部に置く学科又は課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文化教育学部	学校教育課程	90人		360人
	国際文化課程	60人		240人
	人間環境課程	60人		240人
	美術・工芸課程	30人		120人
	（3年次編入学）		20人	40人
	小　　計	240人	20人	1，000人
経済学部	経済システム課程	140人		560人
	経営・法律課程	135人		540人
	小　　計	275人		1，100人
医学部	医学科	95人		570人
	看護学科	60人	10人	260人
	小　　計	155人	10人	830人
理工学部	数理科学科	30人		120人
	物理科学科	40人		160人
	知能情報システム学科	60人		240人
	機能物質化学科	90人		360人
	機械システム工学科	90人		360人
	電気電子工学科	90人		360人
	都市工学科	90人		360人
	（3年次編入学）		20人	40人
	小　　計	490人	20人	2，000人
農学部	生物生産学科	65人		260人
	応用生物科学科	80人		320人
	（3年次編入学）		10人	20人
	小　　計	145人	10人	600人
合　　計		1，305人	60人	5，530人

第2章　学部通則

第1節　学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限

（学年及び学期）

第4条　学年は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2　学年を分けて，次の2学期とする。

前学期　　4月1日から9月30日まで

後学期　　10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第5条　休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日　10月1日

(4) 春季休業　　4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業　　8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業　12月25日から翌年1月7日まで

2　前項第4号から第6号までの規定にかかわらず，教育上必要がある場合は，教授会の議を経て，学長が休業日を変更することができる。

3　休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。
4　臨時休業については，その都度関係学部の教授会の議を経て，学長が定める。
（修業年限）
第6条　修業年限は，4年とする。ただし，第35条第2項の規定による場合は，3年以上4年未満とする。
2　前項の規定にかかわらず，医学部医学科にあっては，6年とする。
（在学年限）
第7条　在学年限は，8年とする。ただし，転入学，編入学又は再入学により入学した者は，第14条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
2　前項の規定にかかわらず，医学部医学科にあっては，10年とする。ただし，1年次及び2年次の在学期間は，通算して4年を超えることができない。
第2節　入学，転入学，編入学及び再入学
（入学の時期）
第8条　入学の時期は，学年の始めとする。
2　前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。
（入学の資格）
第9条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第2項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(8) 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの
（入学志願）
第10条　本学に入学を志願する者は，所定の期日までに，入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。
（合格者の決定）
第11条　前条の入学を志願した者については，別に定めるところにより行う選考の結果に基づき，教授会の議を経て，学長が合格者を決定する。
（入学手続）
第12条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，誓約書その他所定の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。ただし，入学料の免除の許可を受けようとする者は，入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。
（入学許可）
第13条　学長は，前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された者を含む。）に，入学を許可する。
（転入学，編入学及び再入学）
第14条　次の各号のいずれかに該当する者があるときは，教授会の議を経て，学期の始めに，学長が，相当年次に入学を許可することがある。
(1) 他の大学に在学中の者で転入学を志願するもの
(2) 短期大学，高等専門学校，国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願

するもの
(3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９２条の３に定める従前の規定による高等学校，専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し，又は卒業した者で編入学を志願するもの
(4) 外国において，学校教育における１４年の課程を修了した者で編入学を志願するもの
(5) 学校教育法第８２条の１０の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
(6) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの
(7) 本学を除籍された者で同一学部に再入学を志願するもの
２　転入学，編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，学部長が認定する。
（転入学等の規定の準用）
第１５条　転入学，編入学及び再入学の場合には，第１０条から第１３条までの規定を準用する。
第３節　教育課程及び履修方法
（教育課程の編成）
第１６条　本学の教育課程は，次の教育科目をもって編成する。
教養教育科目
専門教育科目
２　教養教育科目は，大学入門科目，共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
４　専門教育科目の区分は，各学部の定めるところによる。
（履修方法）
第１７条　学生は，各学部の定める教育課程により，教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。
２　教養教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学教養教育科目履修規程（平成１６年４月１日制定）及び各学部規則の定めるところによる。
３　専門教育科目の授業科目，単位数，授業時間数及び履修方法は，各学部規則の定めるところによる。
４　前２項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については，各学部の定めるところによる。
５　学生は，所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。
（授業の方法）
第１８条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　第１項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。
（単位の基準）
第１９条　１単位の授業科目は４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義及び演習については，１５時間から３０時間までの範囲の授業をもって１単位とする。
(2) 実験，実習及び実技については，３０時間から４５時間までの範囲の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，大学が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。
２　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。
（１年間の授業期間）
第２０条　１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，３５週にわたることを原則とする。

（授業期間）
第２１条　各授業科目の授業は，１５週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
２　卒業論文，卒業研究，卒業制作及び経済学部の演習の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して，授業期間を定めることができる。

第４節　単位の授与等

（成績の判定）
第２２条　学生が一の授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。
２　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）
第２３条　教育上有益と認めるときは，第３３条第１項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については，これに相当する時間数（以下第２４条，第２５条及び３５条において同じ。））を，教授会の議に基づき，６０単位を超えない範囲で，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は，学生が，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
（大学以外の教育施設等における学修）
第２４条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，教授会の議に基づき，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は，前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第２５条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む。）を，教授会の議に基づき，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を，教授会の議に基づき，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，転入学，編入学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第２３条及び前条第１項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）
第２６条　本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法第５６条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合において，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，本学の修業年限の２分の１を超えてはならない。
（長期にわたる教育課程の履修）
第２７条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第５節　休学，復学，退学，転学，転学部，転学科，転課程，派遣，留学及び除籍

（休学）
第２８条　病気その他の事由によって継続して３月以上授業に出席できない者は，学長の許可を得て休学することができる。ただし，疾病の場合は，医師の診断書を添えなければならない。

2　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，１年を限度として，その期間を延長することができる。
3　休学期間は，通算して２年を超えることができない。ただし，医学部医学科にあっては３年を超えることができない。
4　休学期間は，在学期間に算入しない。
（復学）
第２９条　休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは，学長に復学を願い出て，許可を受けなければならない。
（退学）
第３０条　自己の都合により退学する者は，学長に願い出て，許可を受けなければならない。
（転学）
第３１条　他の大学への入学又は転学を志願する者は，学長に願い出て，許可を受けなければならない。
（転学部，転学科及び転課程）
第３２条　転学部，転学科又は転課程を志願する者があるときは，関係する学部の教授会の議を経て，学長が学期の始めに限り許可することがある。
2　転学部を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，転入する学部の教授会の議を経て，学部長が認定する。
3　転学科又は転課程を許可された者の在学すべき年数，履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，学部長が認定する。
（派遣及び留学）
第３３条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき，当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し，又は留学させることができる。
2　前項の派遣及び留学については，教授会の議を経て行うものとする。
3　派遣及び留学の期間は，在学期間に算入する。
4　派遣及び留学に関し必要な事項は，別に定める。
（除籍）
第３４条　次の各号のいずれかに該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。
(1) 第７条に定める期間在学して卒業できない者
(2) 病気その他で修業の見込がない者
(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって，その納付すべき入学料を納付しない者
(4) 授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者

第６節　卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

（卒業の認定）
第３５条　第６条第１項本文又は第２項に規定された期間以上在学し，第１７条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には，教授会の議を経て，学長が卒業を認定し，卒業証書・学位記を授与する。
2　本学（医学部医学科は除く。）に３年以上在学し，第１７条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が，第６条第１項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には，別に定めるところにより，教授会の議を経て，学長が卒業を認定し，卒業証書・学位記を授与することができる。
3　前２項の規定により卒業の要件として修得すべき１２４単位のうち，第１８条第２項の授業の方法により修得する単位数は６０単位を超えないものとする。ただし，卒業の要件として修得すべき単位数が１２４単位を超える場合において，当該単位数のうち，第１８条第１項の授業の方法により６４単位以上を修得しているときは，同条第２項の授業の方法により取得する単位数は，６０単位を超えることができるものとする。
（学位の授与）
第３６条　卒業者には，学士の学位を授与するものとする。

2　学位には，専攻分野の名称を付記するものとする。
3　前項の専攻分野の名称は，別に定める。
（教員の免許状）
第３７条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
2　本学の学科又は課程において，当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，別表に掲げるとおりとする。

第７節　賞罰

（表彰）
第３８条　学生として表彰に価する行為があった者は，学長が表彰することがある。
2　学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める
（懲戒）
第３９条　本学の学則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をした者は，教授会の議を経て，学長が懲戒する。
2　前項の懲戒の種類は，次のとおりとする。
(1) 退学
(2) 停学
(3) 訓告
3　停学期間（３月未満のものを除く。）は，第７条に規定する在学年限に含め，第６条に規定する修業年限に含めないものとする。
4　懲戒に関し，必要な事項は，別に定める。

第８節　学生証

（学生証の交付）
第４０条　入学を許可された者には，学生証を交付する。

第９節　厚生施設

（厚生施設）
第４１条　本学に，寄宿舎その他の厚生施設を置く。
2　厚生施設に関し，必要な事項は，別に定める。

第１０節　科目等履修生，特別聴講学生及び研究生

（科目等履修生）
第４２条　本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは，正規課程の学生の学修に支障のない範囲で，選考の上，学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。
2　科目等履修生に関し，必要な事項は，別に定める。
（特別聴講学生）
第４３条　他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，当該他の大学又は短期大学との協議に基づき，学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。
2　特別聴講学生に関し，必要な事項は，別に定める。
（研究生）
第４４条　本学教員の指導を受けて，特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは，正規課程の学生の学修に支障のない範囲で，選考の上，学長が，原則として学期の始めに，研究生として入学を許可することがある。
2　研究生に関し，必要な事項は，別に定める。

第１１節　外国人留学生

（外国人留学生）
第４５条　外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるとき

は，選考の上，学長が外国人留学生として入学を許可することがある。
2　外国人留学生に関し，必要な事項は，別に定める。

第１２節　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料，入学料，授業料及び寄宿料）

第４６条　検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額は，別に定める。

（入学料の免除）

第４７条　次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては，入学料の全部又は一部を免除することがある。

(1) 入学前１年以内において，入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある場合

2　入学料の免除を希望する者は，所定の期日までに願い出て，許可を得なければならない。

（入学料の徴収猶予等）

第４８条　入学料の徴収猶予は，本学に入学する者（科目等履修生及び研究生等を除く。）であって，次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

(2) 入学前１年以内において，学資負担者が死亡し，又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2　入学料の免除を願い出た者については，免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの期間，入学料の徴収を猶予する。

3　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者は，所定の期日までに，所定の入学料を納付しなければならない。

4　次の各号のいずれかに該当するときは未納の入学料の全部を免除する。

(1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者が，第２項に規定する期間内において死亡した場合

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が，前項に規定する期間内において死亡した場合

(3) 第３４条第３号の規定により除籍した場合

（授業料の徴収）

第４９条　授業料の徴収は，各年度に係る授業料について，前期及び後期の２期に区分し，前期に係る授業料は４月に，後期に係る授業料は１０月に，それぞれ年額の２分の１に相当する額を徴収するものとする。

2　前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，前期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3　前２項の規定にかかわらず，入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，入学を許可される者の申出があったときは，入学を許可するときに徴収するものとする。

（転入学，編入学及び再入学における授業料）

第５０条　転入学，編入学又は再入学の場合は，その者の属する年次の在学者にかかる額と同額の授業料を納付しなければならない。

（授業料の月割分納）

第５１条　授業料の月割分納を希望する者は，納期前に願い出て，許可を得なければならない。

2　前項の許可があった場合には，授業料年額の月割額を毎月始めに納付しなければならない。

（授業料の延納）

第５２条　授業料の延納を希望する者は，納期前に願い出て，許可を得なければならない。

（休学期間の授業料）

第５３条　休学期間の授業料は，月割計算によって休学当月の翌月から復学当月の前月まで免除する。

2　学期の中途で，復学を許可されたときは，復学当月以降の授業料は，復学当月末日までに納付しなければならない。

（除籍及び退学の場合の授業料）

第５４条　除籍又は退学の場合は，その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，それぞれ当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合　　未納の授業料の全額

(2) 授業料の延納又は分納を許可された者が，その願い出により退学を許可された場合　　月割計算により退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合　　未納の授業料の全額

(授業料の免除)

第５５条　第４８条第４項第３号に該当する場合において，授業料が未納であるときは，未納の授業料の全部を免除することがある。

２　学業優秀で学資の支弁困難な者及び風水害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては，願い出により審査の上，授業料の全部又は一部を免除することがある。

(寄宿料)

第５６条　寄宿料は，毎月所定の期日までに納付しなければならない。

２　第４８条第４項第３号に該当する場合において，寄宿料が未納であるときは，未納の寄宿料の全部を免除することがある。

(既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第５７条　既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返還しない。

２　前項の規定にかかわらず，第２次の学力検査等において，出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行ったときに，第１段階目の選抜で不合格になった者に対しては，所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り，既納の検定料のうち，別に定める第２段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

３　第１項の規定にかかわらず，第４９条第２項の規定により授業料を納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には，納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

４　第１項の規定にかかわらず，第４９条第３項の規定により授業料を納付した者が入学年度の前年度の３月３１日までに入学を辞退したときは，納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

第１３節　公開講座

(公開講座)

第５８条　本学に，地域社会の教育文化の向上に資するため，公開講座を開設することができる。

２　公開講座に関し，必要な事項は，別に定める。

第３章　改正

(改正)

第５９条　この学則の改正は，教育研究評議会において構成員の３分の２以上の賛成がなければならない。

附　則

１　この学則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成１５年法律第２９号）附則第２項の規定により平成１５年９月３０日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は，本学において行うものとし，本学は，そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し，必要な事項は，平成１６年３月３１日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

３　この学則施行後，第１４条の規定に基づき，在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し，必要な事項は，理工学部機械システム工学科に転入学，編入学又は再入学する者を除き，前項の規定を準用する。

別表(第３７条第２項関係)

学　　部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
文化教育学部	学校教育課程	小学校教諭１種免許状	
		中学校教諭１種免許状	数学，理科，音楽
		高等学校教諭１種免許状	数学，理科，音楽，情報
		養護学校教諭１種免許状	
		幼稚園教諭１種免許状	
	国際文化課程	中学校教諭１種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭１種免許状	国語，書道，地理歴史，公民，英語
	人間環境課程	中学校教諭１種免許状	保健体育，技術，家庭
		高等学校教諭１種免許状	保健体育，家庭，工業
	美術・工芸課程	中学校教諭１種免許状	美術
		高等学校教諭１種免許状	美術，工芸
経済学部	経済システム課程 経営・法律課程	中学校教諭１種免許状	社会
		高等学校教諭１種免許状	地理歴史，公民，商業
理工学部	数理科学科	中学校教諭１種免許状	数学
		高等学校教諭１種免許状	数学
	物理科学科	中学校教諭１種免許状	理科
		高等学校教諭１種免許状	理科
	知能情報システム学科	中学校教諭１種免許状	数学
		高等学校教諭１種免許状	数学，情報
	機能物質化学科	中学校教諭１種免許状	理科
		高等学校教諭１種免許状	理科，工業
	機械システム工学科	高等学校教諭１種免許状	工業
	電気電子工学科		
	都市工学科		
農学部	生物生産学科 応用生物科学科	中学校教諭１種免許状	理科
		高等学校教諭１種免許状	理科，農業

教養教育運営機構

佐賀大学教養教育科目履修規程

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定。以下「学則」という。）第１７条第２項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構（以下「運営機構」という。）が開設する教養教育科目の履修等に関し，必要な事項を定めるものとする。

（教育課程の編成）

第２条　運営機構の教育課程は、次の教養教育科目をもって編成する。

大学入門科目

共通基礎教育科目

主題科目

２　共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

３　主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

４　外国人留学生のための授業科目等の特例は、別に定める。

（単位数）

第３条　前条の規定に基づき、各学部が定める学科又は課程の単位数は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第４条　教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（履修手続）

第５条　学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を所属する学部に提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第６条　授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。

３　成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

（試験）

第７条　試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

２　追試験及び再試験については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第８条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、所属学部の教授会の議を経て、認定する。

（科目等履修生）

第９条　科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

別　表

学　部	学　科　・　課　程	教養教育科目									計
		大学入門科目	共通基礎教育科目							主題科目	
			外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目			分野別主題科目	共通主題科目	
			第1外国語	第2外国語	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ	演習Ⅱ			
文化教育学部	学校教育課程	2	6		2	2	2	1		20		35
	国際文化課程	2	6		2	2	2	1		20		35
	人間環境課程	2	6		2	2	2	1		20		35
	美術・工芸課程	2	6		2	2	2	1		20		35
経済学部	経済システム課程	2	6	4	2	2	2	1		24		43
	経営・法律課程	2	6	4	2	2	2	1		24		43
医学部	医学科	4	6	4			2	1		20		37
	看護学科	2	6	2			2			20		32
理工学部	数理科学科	2	6	4	2	2	2	1	1	24		44
	物理科学科	2	6	4	2	2				22		38
	知能情報システム学科	2	6	4	2	2	2	1		20		39
	機能物質化学科	2	6		2	2		1	1	20		34
	機械システム工学科	2	6	4	2	2		1	1	20		38
	電気電子工学科	2	6	4	2	2	2	1	1	20		40
	都市工学科	2	6	4	2	2	2	1		20		39
農学部	生物生産学科	2	6	4	2	2	2	1		20		39
	応用生物科学科	2	6	4	2	2	2	1		20		39

佐賀大学教養教育科目履修細則

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この細則は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成１６年４月１日制定。以下「履修規程」という。）第４条の規定に基づき、教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大学入門科目）

第２条　大学入門科目は、１年次前学期に２単位を修得するものとする。ただし、４単位を修得しなければならない場合は、１年次の前・後学期を通じて修得するものとする。

（共通基礎教育科目）

第３条　共通基礎教育科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

（外国語科目）

第４条　外国語科目は、第１外国語６単位及び第２外国語４単位を修得するものとする。

２　第１外国語と第２外国語とは、異なる外国語でなければならない。

３　英語を第１外国語とする場合は、１年次に４単位、２年次に２単位を修得するものとする。

４　英語以外の外国語を第１外国語とする場合は、３年次までの各年次に２単位を修得するものとする。

５　第２外国語は、２年次までの各年次に２単位を修得するものとする。

６　前各項の規定にかかわらず、学部又は学科若しくは課程（以下「学部等」という。）において履修すべき授業科目、修得すべき単位数及び各年次に修得できる単位数を指定することがある。

（健康・スポーツ科目）

第５条　健康・スポーツ科目は、１年次に講義又は演習のいずれか２単位及び実習２単位を修得するものとする。ただし、学部等によっては、履修を要しないことがある。

（情報処理科目）

第６条　情報処理科目は、講義２単位、演習Ⅰ及び演習Ⅱ各１単位を修得するものとする。ただし、学部等においては、修得すべき単位数を指定することがある。

（主題科目）

第７条　主題科目は、次の分野をもって構成する。

分野別主題科目

（１）文化と芸術分野

（２）思想と歴史分野

（３）現代社会の構造分野

（４）人間環境と健康分野

（５）数理と自然分野

（６）科学技術と生産分野

共通主題科目

（１）地域と文明分野

２　各分野に、副主題及び副主題を構成するコア授業を置き、副主題とは別に個別授業を開設する。

３　分野ごと、あるいは複数の分野にわたる総合型授業を開設することがある。

４　学生は、履修規程別表に掲げる所定の主題科目の単位を、いずれかの学期に修得するものとする。

５　学生（医学部の学生を除く。）は、１年次後学期の始めに、分野別主題科目の一つの分野を選んで登録し、前項に規定する所定の単位のうち、登録した主題分野から登録後に必要な単位として少なくとも８単位を修得しなければならない。この場合において、登録前に修得した単位は、前項に規定する所定の主題科目の単位の中に含めることはできるが、登録後に必要な単位８単位の中に含めることはできない。また、登録後に修得した共通主題科目の単位は、２単位を限度として、登録した主題分野における登録後に必要な単位８単位の中に含めることができる。

６　登録の変更は、届出の上、２年次の各学期の始めに行うことができる。ただし、登録変更前に修得した単位は、登録後に必要な単位８単位の中に含めることはできない。

７　３年次に転入学、編入学又は再入学した者については、主題分野の登録を必要としない。

第８条　主題科目の構成及び単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

（授業科目等の特例）
第９条　第２条から前条までに定めるもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を別表Ⅰ及び別表Ⅲのとおり開設する。
（授業クラスの指定）
第１０条　共通基礎教育科目については、授業クラスを指定することがある。
２　指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は、あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。
（単位の授与）
第１１条　各授業科目の単位は、学期ごとに与える。ただし、特に指定する授業科目の単位は、学年ごとに与える。
（追試験）
第１２条　やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目について、追試験を行う。
（再試験）
第１３条　不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。
（雑則）
第１４条　この細則に定めるもののほか、教養教育科目の履修に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附　則
この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

別表Ⅰ（第３条関係）

共通基礎教育科目の授業科目及び単位数

区　分	授業科目	単位数	備　考
外国語科目	英語Ａ	1	第１外国語 前学期・ 後学期各２単位 第２外国語 前学期・ 後学期各１単位
	英語Ｂ	1	第１外国語 前学期・ 後学期各１単位又は前学期２単位 第２外国語 前学期・ 後学期各１単位
	ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ ドイツ語Ⅲ	2 2 2	
	フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ フランス語Ⅲ	2 2 2	
	中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 中国語Ⅲ	2 2 2	
	朝鮮語Ⅰ 朝鮮語Ⅱ 朝鮮語Ⅲ	2 2 2	
	日本語Ⅰ 日本語Ⅱ 日本語Ⅲ－１ 日本語Ⅲ－２	2 2 1 1	外国人留学生のための科目
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義 スポーツ科学演習 健康科学講義 健康科学演習 スポーツ実習	2 2 2 2 1	前学期、後学期各１単位
情報処理科目	情報基礎概論 情報基礎演習Ⅰ 情報基礎演習Ⅱ	2 1 1	

備考　１　外国人留学生が外国語科目を履修する場合は、次に定めるところによる。

（１）　母国語を選択しないこと。

（２）　日本語を第１外国語として選択する場合は、１年次に日本語Ⅰ、日本語Ⅱの各２単位を、２年次に日本語Ⅲ－１，日本語Ⅲ－２の各１単位を修得し、第２外国語とする場合は、１年次に日本語Ⅰ、日本語Ⅱの各２単位を修得するものとする。

２　別途定める「海外語学研修の教養教育科目の単位認定に関する実施要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位は、履修規程別表（第３条関係）に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

別表Ⅱ（第８条関係）

主題科目の構成及び単位数

分野別主題科目

分　　野	副　主　題	授業の区分	単位数
1　文化と芸術分野	言語とコミニュケーション	コア授業	各　2
	文学の世界	コア授業	各　2
	芸術と創造	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2
2　思想と歴史分野	人間・社会と思想	コア授業	各　2
	歴史と異文化理解	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2
3　現代社会の構造分野	現代の国際社会と環境	コア授業	各　2
	現代の政治	コア授業	各　2
	現代の経済	コア授業	各　2
	現代の日本社会	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2
4　人間環境と健康分野	生活と健康	コア授業	各　2
	心とからだ	コア授業	各　2
	発達と環境	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2
5　数理と自然分野	数理の世界	コア授業	各　2
	物質の科学	コア授業	各　2
	身のまわりの科学	コア授業	各　2
	自然と生命	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2
6　科学技術と生産分野	技術の歴史	コア授業	各　2
	資源とエネルギー	コア授業	各　2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各　2
	生産と環境	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2

共通主題科目

分　　野	副　主　題	授業の区分	単位数
1　地域と文明分野	地域とくらし	コア授業	各　2
	佐賀の文化	コア授業	各　2
		個別授業	各　2
		総合型授業	各　2

備考　　1　コア授業、個別授業及び総合型授業の授業科目は、別に定める。

2　九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、履修規程別表（第３条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。

3　主題科目の中の実験・実習科目については、毎週１８０分（２コマ）１５週の授業で２単位又は毎週９０分（１コマ）１５週の授業で１単位として開講する。

別表Ⅲ（第９条関係）

外国人留学生のための授業科目及び単位数

授　業　科　目	単位数
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
日本事情Ⅲ	2

備考　１　上記の授業科目について修得した単位は、履修規程別表（第３条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。

２　上記の３科目６単位を修得したときは、この細則第７条第５項により登録した主題分野について修得すべき８単位のうちの６単位に振り替えることができる。ただし、残余の２単位は、登録した主題分野から修得しなければならない。

文化教育学部

佐賀大学文化教育学部規則

（趣旨）

第１条　佐賀大学文化教育学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規則に定めるところによる。

（課程及び選修）

第２条　本学部の課程に次の選修を置く。

課　　程	選　　修
学校教育課程	教育学選修
	教育心理学選修
	教科教育選修
	障害児教育選修
	数学選修
	理科選修
	音楽選修
国際文化課程	日本・アジア文化選修
	欧米文化選修
人間環境課程	生活・環境・技術選修
	健康福祉・スポーツ選修
美術・工芸課程	美術・工芸選修

（入学）

第３条　本学部に入学することのできる者は、学則第９条及び第１４条に定めるところによる。

２　編入学、転入学及び再入学に関する事項は、佐賀大学文化教育学部編入学等規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（選修の決定）

第４条　学生が所属する選修の決定は、入学時に行うものとする。ただし、次の選修の決定については、入学後に行うものとする。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

（教育課程の編成）

第５条　本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2　教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
3　共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
4　主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。
5　専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

（履修方法）

第６条　学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。
2　教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学文化教育学部履修細則（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
3　専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学文化教育学部履修細則の定めるところによる。

（履修手続）

第７条　学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第８条　授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。
2　成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。
3　成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

（試験）

第９条　試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。
2　追試験及び再試験については、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第１０条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

（編入学した者の履修科目等の認定）

第１１条　編入学、転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

（卒業の要件）

第１２条　本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第５条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第１３条　科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第１４条　特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（研究生）

第１５条　研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第１６条　外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（公開講座）

第１７条　学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

（雑則）

第１８条　この規則に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

別表（第６条第１項関係）

課程	教養教育科目									小計	専門教育科目		小計	合計
	大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目			専門基礎科目	専門科目		
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目	共通主題科目					
		第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習							
学校教育課程	２	６		２	２	２	１	２０		３５	６	８７	９３	１２８
国際文化課程	２	６		２	２	２	１	２０		３５	６	８３	８９	１２４
人間環境課程	２	６		２	２	２	１	２０		３５	６	８３	８９	１２４
美術・工芸課程	２	６		２	２	２	１	２０		３５	６	８３	８９	１２４

佐賀大学文化教育学部履修細則

（趣旨）

第１条　文化教育学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則、佐賀大学教養教育科目履修規程及び佐賀大学文化教育学部規則に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

（共通基礎教育科目）

第２条　共通礎教育科目における外国語科目は、英語を履修しなければならない。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

２　共通基礎教育科目における情報処理科目は、情報基礎概論及び情報基礎演習Ｉを履修しなければならない。

（主題科目）

第３条　学校教育課程の学生は、「現代社会の構造」の分野から現代の法と社会（日本国憲法）２単位を修得しなければならない。

（専門教育科目）

第４条　課程・選修別の専門教育科目の修得単位数は別表Ｉのとおりとする。

２　学校教育課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅱ及び別表ⅢＡ～別表ⅢＧによる。

３　国際文化課程の専門教育科目の履修は、別表ⅣＡ又は別表ⅣＢによる。

４　人間環境課程の専門教育科目の履修は、別表ＶＡ又は別表ＶＢによる。

５　美術・工芸課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅵによる。

６　教員免許状取得のための授業科目は別表Ⅶのとおりとする。

７　各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は、別に定めるものとする。

８　転入学、編入学又は再入学した者の履修方法等については、別に定めるものとする。

９　外国人留学生は、別表Ⅷに定める科目を各課程・選修に定める自由選択科目の一部として履修することができる。

（卒業研究）

第５条　卒業研究に関する細目は、別に定めるものとする。

（教員免許状）

第６条　教員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定めるものとする。

（履修手続）

第７条　学生は、履修届を、前学期、後学期ともに所定の期間内に学務部教務課へ提出しなければならない。

２　履修届を提出しない場合は、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は、認定されない。

３　履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

（追試験及び再試験）

第８条　やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、追試験を行うことがある。

２　再試験は原則として行わない。ただし、不合格と判定された授業科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出したものについては、１回限り再試験を行うことがある。

３　追試験又は再試験の願書は、所定の期日までに提出しなければならない。

（雑則）

第９条　この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会において定める。

附　則

この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

別表I（第4条第1項関係）

課程・選修別の専門教育科目の修得単位数

課程・選修		専門基礎科目	専門科目								合計
			課程共通科目	学校教育科目又は教育科目	専門外国語科目	情報処理科目	選修科目		自由選択科目	卒業研究	
		(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(必修)	(選択)	(選択)	(必修)	
学校教育課程	教育学選修	6	6	51			8	8	10	4	93
	教育心理学選修	6	6	51			12	8	6	4	93
	障害児教育選修	6	6	51			8	10	8	4	93
	教科教育選修	6	6	51			6	10	10	4	93
	数学選修	6	6	51			12	10	4	4	93
	理科選修	6	6	51			16	8	2	4	93
	音楽選修	6	6	51			10	4	12	4	93
国際文化課程	日本・アジア文化選修	6	4		10		16	22	25	6	89
	欧米文化選修	6	4		10		12	26	25	6	89
人間環境課程	生活・環境・技術選修	6	4			4	12	39	18	6	89
	健康福祉・スポーツ選修	6	4			4	17	34	18	6	89
美術・工芸課程		6	4	4			24	25	20	6	89

別表Ⅱ（第4条第2項関係）

学校教育課程専門教育科目（各選修共通）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2		
		生活文化論	2	2	
		実践英語	2		
		小計	6		
専門教科目	課程共通科目	教職概説	2		
		教育臨床心理学	2		
		授業実践論	2		
		小計	6		
	学校教育科目	小学国語	1		
		小学書写	1		
		小学社会	2		
		数学概説	2		
		理科講義及び実験	2		
		生活科概説	2		
		小学声楽	1		
		小学ピアノ	1		
		小学図画	1		
		小学工作	1		
		小学体育Ⅰ	1		
		小学体育Ⅱ	1		
		小学家庭Ⅰ	1		
		小学家庭Ⅱ	1		
		教授・学習過程論	2		
		道徳教育の研究	2		
		特別活動の研究	2		
		初等国語科教育法Ⅰ	1		
		初等国語科教育法Ⅱ	1		
		初等社会科教育法Ⅰ	1		
		初等社会科教育法Ⅱ	1		
		算数科教育法Ⅰ	1		
		算数科教育法Ⅱ	1		
		初等理科教育法Ⅰ	1		
		初等理科教育法Ⅱ	1	1	
		初等理科教育法Ⅲ	1		
		生活科教育法	2		
		初等音楽科教育法Ⅰ	1		
		初等音楽科教育法Ⅱ	1		
		図工科教育法Ⅰ	1		
		図工科教育法Ⅱ	1		
		体育科教育法Ⅰ	1		
		体育科教育法Ⅱ	1		
		初等家庭科教育法Ⅰ	1		
		初等家庭科教育法Ⅱ	1		
		カウンセリング	2		
		総合演習	2		
		小学校教育実習	5		事前・事後指導を含む。
		教育実践総合研究		1	
		小計	51		

別表ⅢA（第4条第2項関係）
学校教育課程専門教育科目（教育学選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	教育社会学	2		選修選択科目として，8単位以上を修得しなければならない。
		人権教育論	2		
		教育相談心理学	2		
		生徒指導論	2		
	修得科目	教育学研究法		2	
		教育学講読演習		2	
		教育学課題研究		2	
		教育思想史		2	
		人権意識論		2	
		教育方法学概説		2	
		視聴覚教育		2	
		教育制度論		2	
		学校・学級経営論		2	
		臨床教育学		2	
		社会教育概論Ⅰ		2	
		社会教育概論Ⅱ		2	
		社会教育計画Ⅰ		2	
		社会教育計画Ⅱ		2	
		社会教育実習		2	
		高齢化と生涯教育		2	
		生涯教育演習		2	
		国際化と生涯教育		2	
		図書館概説		2	
		教育学特殊講義		2	
		小計	8	8	
	自由選択科目			10	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合計			93		

別表ⅢB（第4条第2項関係）
学校教育課程専門教育科目（教育心理学選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	教育社会学	2		選修選択科目として，8単位以上を修得しなければならない。
		人権教育論	2		
		教育相談心理学	2		
		生徒指導論	2		
		心理学実験Ⅰ	1		
		心理学実験Ⅱ	1		
		教育統計Ⅰ	2		
	修得科目	基礎心理学ゼミナール		2	
		発達心理学ゼミナール		2	
		心の健康		2	
		教育統計Ⅱ		2	
		心理学研究法		2	
		乳幼児心理学		2	
		学習心理学		2	
		教育評価		2	
		発達神経心理学		2	
		教育測定法		2	
		学習心理学演習		2	
		臨床心理学演習		2	
		教育心理学演習		2	

目	目	教育心理学特殊講義		2	
		小　　計	12	8	
	自由選択科目			6	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合　　計			93		

別表ⅢC（第4条第2項関係）
学校教育課程専門教育科目（障害児教育選修）

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	障害児教育	2		選修選択科目として，10単位以上を修得しなければならない。
		障害児心理学	2		
		障害児教育社会学	2		
		精神遅滞児心理学	2		
		障害児病理学		2	
		障害児保健学		2	
		精神遅滞児教育		2	
		障害児学習指導法		2	
		心理療法		2	
		障害児教育実習		3	
		障害児教育史		2	
		障害児診断法		2	
		障害児教育演習		2	
		養護学校観察		1	
		人格測定法		2	
		障害児心理学演習		2	
		障害児心理学実験		1	
		小児医学		2	
		大脳生理学		2	
		心身医学		2	
		視聴覚教育		2	
		障害児教育特殊講義		2	
		小　　計	8	10	
	自由選択科目			8	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合　　計			93		

別表ⅢD（第4条第2項関係）
学校教育課程専門教育科目（教科教育選修）

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
		教科発達心理論	2		選修選択科目として，AからJまでのいずれか1つの分野から１０単位を修得しなければならない。
		教科教育授業設計論	2		
		教科教育情報論	2		
		国語科教育学		2	
		国語教育学演習		2	
		国語科書写教育学		2	
		国語科教育課題研究Ⅰ		2	A 2
		国語科教育課題研究Ⅱ		2	
		日本語表現論		2	
		日本文学史Ⅰ		2	
		社会科教育学		2	
		社会科教育学演習		2	
		社会科教育課題研究Ⅰ		4	B 4 ※社会科教育課題研究Ⅲは日本近現代史演習Ⅰ及び同Ⅱで読み替える。
		社会科教育課題研究Ⅱ		4	

専門科目	選修科目	社会科教育課題研究Ⅲ		4	
		日本史要説		2	2
		人文地理学		2	
		数学教育学		2	
		数学教育学演習		2	
		代数学基礎Ⅰ		2	C
		幾何学基礎Ⅰ		2	
		解析学基礎Ⅰ		2	
		確率論基礎		2	
		理科教育学		2	
		理科教育学演習		2	
		理科教育課題研究Ⅰ		2	
		理科教育課題研究Ⅱ		2	2 D
		化学概論		2	
		化学実験		2	
		音楽教育学		2	
		音楽科教育課題研究Ⅰ		2	
		音楽科教育課題研究Ⅱ		2	E
		音楽教育学内容論Ⅰ		2	2
		音楽教育学内容論Ⅱ		2	
		音楽教育実践論		2	
		美術教育学		2	
		美術教育学演習		2	
		基礎デザイン		2	F
		素描Ⅰ		2	
		世界の美術		2	
		保健体育教育学		2	
		保健体育教育学演習		2	
		体育科教育課題研究Ⅰ		2	
		体育科教育課題研究Ⅱ		2	
		スポーツⅠ A1		1	
		スポーツⅠ A2		1	2 G
		スポーツⅠ A3		1	
		スポーツⅠ A4		1	
		スポーツⅠ B1		1	
		スポーツⅠ B2		1	2
		スポーツⅠ B3		1	
		スポーツⅠ C1		1	
		家庭科教育学		2	
		家庭科教育学演習		2	4
		家庭科教育学課題研究A		2	
		家庭科教育学課題研究B		2	H
		家庭科教育学課題研究C		1	6
		家庭科教育学課題研究D		1	
		保育学Ⅰ		2	
		現代社会の家族		2	
		技術教育学		2	
		技術教育学演習		2	
		情報技術教育課題研究		2	I
		生活環境電磁気学		2	
		ヒューマンエレクトロニクスⅠ		2	
		プログラミング演習Ⅱ		2	
		英語教育学		2	
		英語教育学演習		2	
		英語科教育課題研究		2	J
		英語学概論Ⅰ		2	
		英語音声学Ⅰ		2	
		小　　計	6	10	
	自由選択科目			10	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合　　計			93		

A1　体操
A2　体操競技
A3　水泳
A4　陸上競技
B1　バスケットボール
B2　サッカー
B3　バレーボール
C1　ダンス

別表ⅢE（第4条第2項関係）

学校教育課程専門教育科目（数学選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
専門科目	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
	選修科目	身のまわりの数学	2		
		コンピュータⅠ	2		
		代数学基礎Ⅰ	2		
		幾何学基礎Ⅰ	2		
		解析学基礎Ⅰ	2		
		確率論基礎	2		
		身近な現象のサイエンス		2	選修選択科目として，10単位以上を修得しなければならない。
		コンピュータⅡ		2	
		統計学基礎		2	
		確率論		2	
		統計学		2	
		応用数学		2	
		代数学基礎Ⅱ		2	
		代数学Ⅰ		2	
		代数学Ⅱ		2	
		代数学Ⅲ		2	
		代数学Ⅳ		2	
		幾何学基礎Ⅱ		2	
		幾何学Ⅰ		2	
		幾何学Ⅱ		2	
		幾何学Ⅲ		2	
		幾何学Ⅳ		2	
		解析学基礎Ⅱ		2	
		解析学Ⅰ		2	
		解析学Ⅱ		2	
		解析学Ⅲ		2	
		解析学Ⅳ		2	
		コンピュータ研究基礎		2	
		代数学研究基礎		2	
		幾何学研究基礎		2	
		解析学研究基礎		2	
		統計学研究基礎		2	
		コンピュータ領域研究Ⅰ		2	
		コンピュータ領域研究Ⅱ		2	
		代数学領域研究Ⅰ		2	
		代数学領域研究Ⅱ		2	
		幾何学領域研究Ⅰ		2	
		幾何学領域研究Ⅱ		2	
		解析学領域研究Ⅰ		2	
		解析学領域研究Ⅱ		2	
		統計学領域研究Ⅰ		2	
		統計学領域研究Ⅱ		2	
		情報社会と倫理		2	
		コンピュータハードウェア		2	
		コンピュータ演習Ⅰ		2	
		コンピュータソフトウェア		2	
		コンピュータ演習Ⅱ		2	
		計測・制御実験		2	
		情報システム論		2	
		情報システム演習Ⅰ		2	
		情報システム演習Ⅱ		2	
		統計情報システム		2	
		情報ネットワーク論Ⅰ		2	
		情報ネットワーク演習Ⅰ		2	
		情報ネットワーク論Ⅱ		2	
		情報ネットワーク演習Ⅱ		2	
		情報メディア論		2	
		マルチメディアを用いた図形処理		2	

		計算機シュミレーション		2	
		画像解析		2	
		デジタル画像論		2	
		情報と職業		2	
		小　　計	12	10	
	自由選択科目			4	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合　　計			93		

別表ⅢF（第4条第2項関係）
学校教育課程専門教育科目（理科選修）

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
専門科目	選修科目	身近な現象のサイエンス	2		
		物理学通論Ⅲ	1		
		物理学通論Ⅳ	1		
		化学通論Ⅰ	1		
		化学通論Ⅱ	1		
		生物学通論Ⅰ	1		
		生物学通論Ⅱ	1		
		地学通論Ⅰ	1		
		地学通論Ⅱ	1		
		物理学基礎実験Ⅰ	1		いずれか6単位選択必修。超過単位は選修選択科目単位とすることができる。
		物理学基礎実験Ⅱ	1		
		化学基礎実験Ⅰ	1		
		化学基礎実験Ⅱ	1	6	
		生物学基礎実験Ⅰ	1		
		生物学基礎実験Ⅱ	1		
		地学基礎実験Ⅰ	1		
		地学基礎実験Ⅱ	1		
		理科コンピュータ演習		2	選修選択科目として，8単位以上を修得しなければならない。
		身のまわりの数学		2	
		物理学通論Ⅰ		1	
		物理学通論Ⅱ		1	
		力学		2	
		電磁気学		2	
		原子物理		2	
		放射線科学		2	
		固体物理		2	
		電子物性		2	
		化学通論Ⅲ		1	
		化学通論Ⅳ		1	
		無機化学		2	
		物質環境科学		2	
		物理化学		2	
		有機化学		2	
		分析化学		2	
		生物学通論Ⅲ		1	
		生物学通論Ⅳ		1	
		生命科学		2	
		植物分類学		2	
		植物分類学演習		2	
		動物生理学		2	
		分子生物学		2	
		動物生態学		2	
		臨海生物学		2	
		地学通論Ⅲ		1	
		地学通論Ⅳ		1	
		地球環境科学		2	
		進化古生物学		2	

		岩石鉱物学		2	
		天文学		2	
		地学巡検		2	
		小　　計	16	8	
	自由選択科目			2	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合　　計			93		

別表ⅢG（第4条第2項関係）
学校教育課程専門教育科目（音楽選修）

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		別表Ⅱのとおり	6		
	課程共通科目		6		
	学校教育科目		51		
専門科目	選修科目	ソルフェージュⅠ	1		
		ピアノⅠ	1		
		合唱Ⅰ	1		
		和声学Ⅰ	1		
		指揮法Ⅰ	1		
		弦楽合奏Ⅰ	1		
		音楽史Ⅱ	2		
		音楽心理学	2		
		音楽教育学		2	選修選択科目として，4単位以上を修得しなければならない。
		音楽科教育課題研究Ⅱ		2	
		音楽教育学内容論Ⅰ		2	
		音楽教育学内容論Ⅱ		2	
		音楽教育実践論		2	
		ソルフェージュⅡ		1	
		声楽Ⅰ		1	
		声楽Ⅱ		1	
		声楽Ⅲ		1	
		声楽Ⅳ		1	
		声楽Ⅴ		1	
		声楽Ⅵ		1	
		声楽Ⅶ		1	
		声楽Ⅷ		1	
		合唱Ⅱ		1	
		ピアノⅡ		1	
		ピアノⅢ		1	
		ピアノⅣ		1	
		ピアノⅤ		1	
		ピアノⅥ		1	
		ピアノⅦ		1	
		ピアノⅧ		1	
		弦楽器Ⅰ		1	
		弦楽器Ⅱ		1	
		弦楽器Ⅲ		1	
		弦楽器Ⅳ		1	
		弦楽合奏Ⅱ		1	
		木管楽器Ⅰ		1	
		木管楽器Ⅱ		1	
		金管・打楽器Ⅰ		1	
		金管・打楽器Ⅱ		1	
		管楽合奏Ⅰ		1	
		管楽合奏Ⅱ		1	
		伴奏法Ⅰ		1	
		伴奏法Ⅱ		1	
		指揮法Ⅱ		1	
		音楽通論		2	
		音楽史Ⅰ		2	
		音楽形式論		2	
		音楽学演習		2	

		和声学Ⅱ		1	
		対位法Ⅰ		1	
		対位法Ⅱ		1	
		編曲法		1	
		作曲法		1	
		歌曲歌詞講読Ⅰ		2	
		歌曲歌詞講読Ⅱ		2	
		日本伝統音楽概説		2	
		日本伝統音楽実習Ⅰ		1	
		日本伝統音楽実習Ⅱ		1	
		小　　計	10	4	
	自由選択科目			12	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		4		
合　　計			93		

別表IVA(第4条第3項関係)

国際文化課程専門教育科目(日本・アジア文化選修)

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		国際文化論	2		
		現代教育論	2		
		生涯発達論	2	4	
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小計	6		
専門科目	課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
		欧米の社会と文化	2		
		小計	4		
	専門外国語科目	英語1	1	0又は4	履修方法は,次のいずれかによる。
		英語2	1		
		英語3	1		
		英語4	1		
		ドイツ語1	1	0,6又は10	1)ドイツ語,フランス語,中国語又は朝鮮語の中から1つを選び,10単位を修得する。 2)ドイツ語,フランス語,中国語又は朝鮮語の中の1つから6単位及び英語から4単位の計10単位を修得する.
		ドイツ語2	1		
		ドイツ語3	1		
		ドイツ語4	1		
		ドイツ語5	1		
		ドイツ語6	1		
		ドイツ語7	1		
		ドイツ語8	1		
		ドイツ語9	1		
		ドイツ語10	1		
		フランス語1	1	0,6又は10	
		フランス語2	1		
		フランス語3	1		
		フランス語4	1		
		フランス語5	1		
		フランス語6	1		
		フランス語7	1		
		フランス語8	1		
		フランス語9	1		
		フランス語10	1		
		中国語1	1	0,6又は10	
		中国語2	1		
		中国語3	1		
		中国語4	1		
		中国語5	1		
		中国語6	1		
		中国語7	1		
		中国語8	1		
		中国語9	1		外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については,別に定める.
		中国語10	1		
		朝鮮語1	1	0,6又は10	
		朝鮮語2	1		
		朝鮮語3	1		
		朝鮮語4	1		
		朝鮮語5	1		
		朝鮮語6	1		
		朝鮮語7	1		
		朝鮮語8	1		
		朝鮮語9	1		
		朝鮮語10	1		
		小計	10		
	選修科目	〈A群〉			〈A群〉から12単位選択必修。
		日本古典比較文学論	2		
		東アジア国際関係史	2		
		国際経済論	2		
		言語学要論	2		
		中国の文学と民族文化	2		
		韓国・朝鮮社会文化史論	2		
		東南アジアの国家と社会	2		

		朝鮮の社会と文化	2		
		日本の言語と文化	2		
		日中比較思想論	2		
		日本社会経済史	2		
		近代文学における中国と日本	2		
		〈B群〉			〈B群〉から4単位選択必修。
		日本前近代史演習Ⅰ	2		
		日本前近代史演習Ⅱ	2		
		日本近現代史演習Ⅰ	2		
		日本近現代史演習Ⅱ	2		
		日本古典文学演習Ⅰ	2		
		日本古典文学演習Ⅱ	2		
		日本古典文学演習Ⅲ	2		
		日本古典文学演習Ⅳ	2		
		日本近代文学演習Ⅰ	2		
		日本近代文学演習Ⅱ	2		
		日本語史演習Ⅰ	2		
		日本語史演習Ⅱ	2		
		日本語学演習	2		
		日本語学演習Ⅱ	2		
		中国思想史演習Ⅰ	2		
		中国思想史演習Ⅱ	2		
		中国文学演習Ⅰ	2		
		中国文学演習Ⅱ	2		
専	選	中国語学演習Ⅰ	2		
		中国語学演習Ⅱ	2		
		東洋史演習Ⅰ	2		
		東洋史演習Ⅱ	2		
		国際政治学演習Ⅰ	2		
		国際政治学演習Ⅱ	2		
門	修	韓国・朝鮮学演習Ⅰ	2		
		韓国・朝鮮学演習Ⅱ	2		
		東南アジア学演習Ⅰ	2		
		東南アジア学演習Ⅱ	2		
		国際経済論演習Ⅰ	2		
		国際経済論演習Ⅱ	2		
科	科	セム語学演習Ⅰ	2		
		セム語学演習Ⅱ	2		
		アジア経済論		2	
		日本史上の市(いち)と都市		2	
		近代日本の社会と国家		2	
		日本史要説		2	
		日本近現代史		2	
目	目	日本文学史Ⅰ		2	
		日本文学史Ⅱ		2	
		日本古典文学論		2	
		日本近代文学論		2	
		日本文学環境論		2	
		地域文化と日本文学		2	
		現代日本語論		2	
		日本語要説		2	
		日本語史		2	
		日本語表現論		2	
		日本語文法論		2	
		日本語音声学		2	
		西アジアの言語		2	
		西アジアの文化		2	
		中国思想史Ⅰ		2	
		中国思想史Ⅱ		2	
		中国文学史論		2	
		中国語読解研究		2	
		中国近現代文学研究		2	
		日中交渉史		2	
		東洋史要説		2	
		東南アジア国際関係論		2	

専門科目	選修科目	朝鮮政治文化論		2	
		朝鮮現代政治史		2	
		朝鮮史		2	
		日朝関係史		2	
		政治学		2	
		国際政治学要論		2	
		西洋史要説		2	
		法学要論		2	
		社会学要論		2	
		経済学要論		2	
		哲学要論Ⅰ		2	
		哲学要論Ⅱ		2	
		人文地理学		2	
		自然地理学		2	
		世界地誌		2	
		海外実習		2	
		小　　計	16	22	
	自由選択科目			25	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表ⅣB（第4条第3項関係）
国際文化課程専門教育科目（欧米文化選修）

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		国際文化論	2		
		現代教育論	2		
		生涯発達論	2	4	
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
		欧米の社会と文化	2		
		小　　計	4		
	専門外国語科目	英語1	1		履修方法は，次のいずれかによる。
		英語2	1		
		英語3	1	0又は4	1)ドイツ語，フランス語，中国語又は朝鮮語の中から1つを選び，10単位を修得する。
		英語4	1		
		ドイツ語1	1		
		ドイツ語2	1		
		ドイツ語3	1		
		ドイツ語4	1		2)ドイツ語，フランス語，中国語位又は朝鮮語の中の1つから6単及び英語から4単位の計10単位を修得する。
		ドイツ語5	1		
		ドイツ語6	1	0，6又は10	
		ドイツ語7	1		
		ドイツ語8	1		
		ドイツ語9	1		
		ドイツ語10	1		
		フランス語1	1		
		フランス語2	1		
		フランス語3	1		
		フランス語4	1		
		フランス語5	1		
		フランス語6	1	0，6又は10	
		フランス語7	1		
		フランス語8	1		
		フランス語9	1		
		フランス語10	1		
		中国語1	1		
		中国語2	1		
		中国語3	1		
		中国語4	1		

専門科目	専門外国語科目	中国語5	1	0, 6又は10	外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については，別に定める。
		中国語6	1		
		中国語7	1		
		中国語8	1		
		中国語9	1		
		中国語10	1		
		朝鮮語1	1		
		朝鮮語2	1		
		朝鮮語3	1		
		朝鮮語4	1		
		朝鮮語5	1	0, 6又は10	
		朝鮮語6	1		
		朝鮮語7	1		
		朝鮮語8	1		
		朝鮮語9	1		
		朝鮮語10	1		
		小　　計	10		
	選修科目	ヨーロッパ文化論	2	12	選修選択科目として，26単位以上を修得しなければならない。
		異文化間コミュニケーション論	2		
		近代欧米文学論Ⅰ	2		
		国際連合論	2		
		欧米の法と道徳Ⅰ	2		
		現代欧米の法と政治Ⅰ	2		
		欧米社会経済思想史Ⅰ	2		
		現代ヨーロッパ社会論	2		
		芸術文化論	2		
		近代西洋思想	2		
		哲学要論Ⅰ	2		
		イギリス政治史	2		
		(欧米の歴史・社会・思想)			
		欧米社会経済思想史Ⅱ		2	
		近代ヨーロッパの国家と社会		2	
		中世ヨーロッパの国家と社会		2	
		近代ヨーロッパ社会史		2	
		西洋史要説		2	
		国際社会の法と秩序Ⅰ		2	
		国際社会の法と秩序Ⅱ		2	
		法学要論		2	
		現代欧米の法と政治Ⅱ		2	
		経済学要論		2	
		市民社会と倫理		2	
		倫理学要論		2	
		哲学要論Ⅱ		2	
		哲学要論Ⅲ		2	
		プラトン哲学Ⅰ		2	
		プラトン哲学Ⅱ		2	
		美学思想史		2	
		現代美学論		2	
		西洋中世史演習Ⅰ		2	
		西洋中世史演習Ⅱ		2	
		西洋近代史演習Ⅰ		2	
		西洋近代史演習Ⅱ		2	
		法学演習Ⅰ		2	
		法学演習Ⅱ		2	
		現代欧米の法と政治演習Ⅰ		2	
		現代欧米の法と政治演習Ⅱ		2	
		欧米社会経済思想史演習Ⅰ		2	
		欧米社会経済思想史演習Ⅱ		2	
		倫理学演習Ⅰ		2	
		倫理学演習Ⅱ		2	
		西洋古代史哲学演習Ⅰ		2	

		西洋古代史哲学演習Ⅱ		2	
		美学演習Ⅰ		2	
		美学演習Ⅱ		2	
		美学外書購読Ⅰ		2	
		美学外書購読Ⅱ		2	
		(欧米の文学)			
		近代欧米文学論Ⅱ		2	
		イギリス文学Ⅰ		2	
		イギリス文学Ⅱ		2	
		イギリス文学Ⅲ		2	
		アメリカ文学Ⅰ		2	
		アメリカ文学Ⅱ		2	
		英米文学講読Ⅰ		1	
		英米文学講読Ⅱ		1	
		英米文学講読Ⅲ		1	
		英米文学講読Ⅳ		1	
		英文学史Ⅰ		2	
		英文学史Ⅱ		2	
		中世英文学		2	
		英米文学理論演習		2	
専		英文学演習Ⅰ		1	
	選	英文学演習Ⅱ		1	
		英文学演習Ⅲ		1	
		英文学演習Ⅳ		1	
		英文学演習Ⅴ		1	
		米文学演習Ⅰ		1	
		米文学演習Ⅱ		1	
門	修	ドイツ文学史		2	
		ドイツ文学		2	
		フランス文学史		2	
		フランス文学Ⅰ		2	
		フランス文学Ⅱ		2	
		フランス文学理論演習		2	
		(欧米の言語・文化)			
科	科	英語史Ⅰ		2	
		英語史Ⅱ		2	
		古英語初歩		2	
		英語学概論Ⅰ		2	
		英語学概論Ⅱ		2	
		英語音声学Ⅰ		2	
		英語音声学Ⅱ		2	
		スピーチコミュニケーション論		2	
	目	対照言語学		2	
目		英語意味論		2	
		英語音声学演習Ⅰ		1	
		英語音声学演習Ⅱ		1	
		英語音声学演習Ⅲ		1	
		英語音韻論		2	
		英文法演習Ⅰ		1	
		英文法演習Ⅱ		1	
		英文法演習Ⅲ		1	
		英語学演習Ⅰ		1	
		英語学演習Ⅱ		1	
		英語学演習Ⅲ		1	
		日英異文化コミュニケーションⅠ		2	
		日英異文化コミュニケーションⅡ		2	
		英語オーラルコミュニケーションⅠ		1	
		英語オーラルコミュニケーションⅡ		1	
		英語オーラルコミュニケーションⅢ		1	
		英語パブリックスピーキングⅠ		1	
		英語パブリックスピーキングⅡ		1	
		英語論文構成Ⅰ		1	
		英語論文構成Ⅱ		1	
		英作文演習Ⅰ		1	

		英作文演習Ⅱ		1	
		資格英語Ⅰ		1	
		資格英語Ⅱ		1	
		ドイツ語表現論		2	
		ドイツ語文法論		2	
		フランス語学		2	
		フランス語文法論		2	
		比較文化論演習		2	
		欧米文化論		2	
		異文化理解Ⅰ		1	
		異文化理解Ⅱ		1	
		異文化理解Ⅲ		1	
		異文化理解演習ＡⅠ		2	
		異文化理解演習ＡⅡ		2	
		日独異文化理解演習		4	
		ジェンダー学		2	
		英米文化事情Ⅰ		1	
		英米文化事情Ⅱ		1	
		イギリス文化論		2	
		現代イギリス事情		2	
		アメリカ文化論		2	
	選	現代ドイツ事情Ⅰ		2	
		現代ドイツ事情Ⅱ		2	
専		日独異文化間コミュニケーション論		2	
		ドイツ文化論Ⅰ		2	
		ドイツ文化論Ⅱ		2	
		現代フランス事情		2	
		フランス文化論		2	
	修	ジャーナリズム論		2	
門		欧米文化論演習Ⅰ		1	
		欧米文化論演習Ⅱ		1	
		欧米文化論演習Ⅲ		1	
		欧米文化論演習Ⅳ		1	
		（その他）			
		社会学要論		2	
科	科	環境と人間の組織社会学		2	
		社会調査実習		2	
		都市システム論		2	
		日本の地理と風土		2	
		人文地理学		2	
		自然地理学		2	
目		世界地誌		2	
		集落実地調査		2	
	目	地理学フィールドワーク実習		2	
		アジア経済論		2	
		国際経済論		2	
		日本市場の市（いち）と都市		2	
		近代日本の社会と国家		2	
		日本史要説		2	
		日本社会経済史		2	
		文献資料・遺構に見る交流の考古学		2	
		古墳文化研究演習		2	
		日本前近代史演習Ⅰ		2	
		日本前近代史演習Ⅱ		2	
		日本近現代史		2	
		日本近現代史演習Ⅰ		2	
		日本近現代史演習Ⅱ		2	
		東南アジアの国家と社会		2	
		東南アジア学演習Ⅰ		2	
		東南アジア学演習Ⅱ		2	
		日中交渉史		2	
		東洋史要説		2	
		東アジア国際関係史		2	
		朝鮮史		2	
		東洋史演習Ⅰ		2	

専門科目	選修科目	東洋史演習Ⅱ 東南アジア国際関係論 政治学 国際政治学要論 朝鮮政治文化論 朝鮮現代政治史		2 2 2 2 2 2	
		小　　計	12	26	
	自由選択科目			25	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表VA（第4条第4項関係）

人間環境課程専門教育科目（生活・環境・技術選修）

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2		
		生活文化論	2		
		実践英語	2	6	
		小計	6		
専門科目	課程共通科目	生活経営論	2		
		自然環境論	2		
		健康福祉論	2	4	
		小計	4		
	情報処理科目	情報処理演習I	2		選修必修科目として，A群を選択する者は「情報処理演習IIA」を，B群を選択する者は「情報処理演習IIB」を修得しなければならない。
		情報処理演習IIA	2		
		情報処理演習IIB	2	2	
		小計	4		
	選修科目	(A群必修科目)			選修必修科目としてA群又はB群(選修必修6単位を含む)から12単位を修得しなければならない。
		生活環境概説	2		
		生活経済学	2		
		生活環境化学	2		
		日本の地理と風土	2		
		被服衛生学	2		
		食文化論	2		
		(B群必修科目)			A群必修科目及びB群必修科目の内で12単位を超えて修得した単位は選修選択科目の単位数に含めることができる。
		環境・技術セミナー	2		
		環境問題と対策	2		
		環境情報処理論	2		
		水と空気の運動学	2		
		物質環境科学	2		
		生物科学	2		
		地球環境科学	2		
		ヒューマンエレクトロニクスI	2		
		エネルギー環境論	2	6	
	修科目	(A群関連科目)			選択科目については，A群・B群に関わらずすべての関連科目から履修できる。
		人文地理学		2	
		西ヨーロッパの地理と風土		2	
		世界地誌		2	
		都市システム論		2	
		地理情報システム演習I		2	
		地理情報システム演習II		2	
		自然地理学		2	
		集落実地調査		2	
		地理学フィールドワーク実習		2	
		文献資料・道構に見る交流の考古学		2	
		北部九州地域論		2	
		古墳文化研究演習		2	
		社会学要論		2	
		環境と人間の組織社会学		2	
		環境社会学		2	
		社会調査実習		2	
		生活と法律		2	
		現代社会の家族		2	
		老年家族学		2	
		保育学I		2	
		保育学II		2	
		フェミニズム論		2	
		衣生活科学概論		2	
		衣生活材料学		2	
		衣生活環境学		2	
		衣生活科学実験		2	
		被服学		2	
		被服衛生学演習		2	
		被服新素材論		2	
		被服新素材演習		2	

		服飾文化論		2	
		服飾文化演習		2	
		服飾制作基礎実習		2	
		服飾制作実習		2	
		食物学		2	
		食品学		2	
		栄養学		2	
		食品・栄養学実験		2	
		食環境論		2	
		調理文化論		2	
		食生活実習		2	
		フードコーディネイト実習		2	
		調理学実験		2	
		生活材料化学		2	
		住宅デザイン論		2	
		生活環境機器		2	
		就業体験実習		2	
		(B群関連科目)			
		環境法要論I		2	
		環境法要論II		2	
		環境法演習		2	
専	選	環境行政		2	
		環境行政調査実習		2	
		環境保全概論		2	
		環境熱学		2	
		原子物理		2	
		放射線科学		2	
門	修	無機環境化学		2	
		物理化学		2	
		環境物理化学		2	
		有機環境化学		2	
		植物分類学		2	
		動物生理学		2	
科	科	生命科学		2	
		古環境学		2	
		古環境学実験		2	
		進化古生物学		2	
		気象環境科学		2	
		科学者と歴史		2	
目	目	物理学基礎実験I		1	
		物理学基礎実験II		1	
		環境化学実験I		1	
		環境化学実験II		1	
		生物学実験I		1	
		生物学実験II		1	
		地学実験I		1	
		地学実験II		1	
		地球科学実験		2	
		地学巡検		2	
		環境科学特別講義		2	
		環境システム制御		2	
		情報システム演習II		2	
		生活機器製図概論		2	
		生活環境デザイン		2	
		福祉メカトロニクスI		2	
		福祉メカトロニクスII		2	
		福祉メカトロニクス実験		2	
		生活環境電磁気学		2	
		住環境材料工学		2	
		環境電気機器概論		2	
		環境電気機器実験		2	
		ヒューマンエレクトロニクスII		2	
		ヒューマンエレクトロニクス実験		2	
		プログラミング演習I		2	
		プログラミング演習II		2	

専	選	就業体験実習		2	
		(福祉関連科目)			
		社会福祉原論		4	
		社会保障論		4	
	修	老人福祉論		4	
		地域福祉論		2	
門		公的扶助論		2	
	科	介護概論		2	
		障害者福祉論		4	
		児童福祉論		4	
	目	社会福祉援助技術論		8	
科		社会福祉援助技術演習		8	
		社会福祉援助技術現場実習		4	
		社会福祉援助技術現場実習指導		2	
		医学一般		4	
		小　　計	12	39	
目	自由選択科目			18	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
		卒業研究	6		
合　　計			89		

別表VB(第4条第4項関係)

人間環境課程専門教育科目(健康福祉・スポーツ選修)

区　分		授業科目	必修	選択	備　考
専門基礎科目		現代教育論	2		
		生涯発達論	2		
		国際文化論	2	6	
		生活文化論	2		
		実践英語	2		
		小　　計	6		
専門科目	課程共通科目	生活経営論	2		
		自然環境論	2	4	
		健康福祉論	2		
		小　　計	4		
	情報処理科目	情報処理演習I	2		
		情報処理演習IIC	2		
		小　　計	4		
	選修科目	健康教育概論	2		
		レクリエーション概論	2		
		地域福祉論	2		
		運動生理学	2		
		体育原理	2		選修必修科目の理論は8科目から4単位取得，実技はA～Eの3グループ以上から5単位以上取得しなければならない。
		運動学	2		
		トレーニング科学	2		
		スポーツ経営学	2	4	
		精神保健	2		
		社会福祉原論	4		
		介護概論	2		
		福祉教育論	2		
		スポーツI A1	1		A1 体操
		スポーツI A2	1		A2 体操競技
		スポーツI A3	1		A3 水泳
		スポーツI A4	1		A4 陸上競技
		スポーツI B1	1		B1 バスケットボール
		スポーツI B2	1		B2 サッカー
		スポーツI B3	1		B3 バレーボール
		スポーツI B4	1		B4 ラクビー
		スポーツI C1	1		C1 ダンス
		スポーツI C2	1		C2 テニス
		スポーツI C3	1		C3 柔道
		スポーツI C4	1		C4 剣道
		スポーツI D1	1		D1 スキー
		スポーツI D2	1		D2 スケート
		スポーツI D3	1		D3 ゴルフ

専門科目	選修科目	スポーツI D4	1		D4 野外活動 IIA3 海洋スポーツ
		スポーツIIA3	1		
		レクリエーション実習	2		E
		フィットネス	1		
		スポーツⅡA1		1	
		スポーツⅡA2		1	
		スポーツⅡA4		1	
		スポーツⅡB2		1	
		スポーツⅡB3		1	
		スポーツⅡC1		1	
		スポーツⅡC3		1	
		スポーツⅡD1		1	
		スポーツⅡD4		1	
		スポーツA1演習		2	
		スポーツA2演習		2	
		スポーツA3演習		2	
		スポーツA4演習		2	
		スポーツB2演習		2	
		スポーツB3演習		2	
		スポーツC1演習		2	
		スポーツC3演習		2	
		スポーツD4演習		2	
		スポーツ測定評価		2	
		スポーツ行政		2	
		栄養学		2	
		スポーツ工学		2	
		スポーツ文化論		2	
		解剖・生理学		2	
		衛生・公衆衛生学		2	
		学校保健		2	
		健康教育各論(性教育)		2	
		安全教育		2	
		生涯スポーツ論		2	
		スポーツ社会学		2	
		バイオメカニクス		2	
		トレーニング理論・実習		2	
		コーチング理論・実習		2	
		スポーツ心理学		2	
		スポーツ医学		2	
		救急処置		2	
		運動処方		2	
		野外活動概論		2	
		健康福祉計画		2	
		社会学要論		2	
		社会保障論		4	
		老人福祉論		4	
		公的扶助論		2	
		福祉演習(手話)		2	
		障害者福祉論		4	
		児童福祉論		4	
		社会福祉援助技術論		8	
		社会福祉援助技術演習		8	
		社会福祉援助技術現場実習		4	
		社会福祉援助技術現場実習指導		2	
		医学一般		4	
		健康福祉スポーツボランティア活動		2	
		健康福祉スポーツ総合セミナー		2	
		就業体験実習		2	
		小　　計	17	34	
	自由選択科目			18	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表Ⅵ(第4条第5項関係)
美術・工芸課程専門教育科目

区分		授業科目	必修	選択	備考
専門基礎科目		現代教育論 生涯発達論 国際文化論 生活文化論 実践英語	2 2 2 2 2 } 6		
		小計	6		
専門科目	課程共通科目	世界の美術 工芸理論 デザイン理論	2 2 2 } 4		
		小計	4		
	教育科目	教育方法学概説 社会教育概論Ⅰ 人権教育論 心の健康	2 2 2 2 } 4		
		小計	4		
	選修科目	日本画 西洋画 素描Ⅰ 素描Ⅱ 彫刻 デザイン 図法Ⅰ 窯芸 木工工芸 染織工芸 中等美術科教育法Ⅰ 工芸科教育法Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
		金工工芸 応用美術理論 総合美術理論 基礎美術理論演習 応用美術理論演習 総合美術理論演習 基礎日本画 応用日本画 総合日本画 日本画概説 基礎西洋画 応用西洋画 総合西洋画 素描Ⅲ 基礎彫刻 応用彫刻 総合彫刻 彫刻概論 基礎デザイン 応用デザイン 総合デザイン 基礎窯芸 応用窯芸 総合窯芸 窯芸概論 基礎木工工芸 応用木工工芸 応用木工工芸実習 総合木工工芸 木工工芸概論 木工工芸総論 基礎染織工芸 応用染織工芸Ⅰ 応用染織工芸Ⅱ 総合染織工芸		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	選修選択科目として，25単位以上を取得しなければならない。

専門科目	選修科目	染織工芸概論		2	
		基礎金工工芸		2	
		応用金工工芸Ⅰ		2	
		応用金工工芸Ⅱ		2	
		総合金工工芸		2	
		金工工芸概論		2	
		美術理論特別講義		2	
		西洋画特別実習		2	
		日本画特別実習		2	
		彫刻特別実習		2	
		デザイン特別実習		2	
		グラフィックス		2	
		製図		2	
		図法Ⅱ		2	
		窯芸特別実習		2	
		木工工芸特別実習		2	
		陶磁特別演習Ⅰ		2	
		陶磁特別演習Ⅱ		2	
		染織工芸特別実習		2	
		金工工芸特別実習		2	
		博物館学Ⅰ		2	
		博物館学Ⅱ		2	
		博物館学Ⅲ		2	
		博物館実習		3	
		小　　計	24	25	
	自由選択科目			20	本表の他に，本学部及び他学部の専門教育科目並びに免許状取得のための科目の中から履修することができる。
	卒業研究		6		
合　　計			89		

別表Ⅶ（第4条第6項関係）

教員免許状取得のための科目

授業科目	自由選択科目	備　　考
幼児教育課程論	2	
保育内容の研究（健康）	2	
保育内容の研究（人間関係）	2	
保育内容の研究（環境Ⅰ）	2	
保育内容の研究（環境Ⅱ）	2	
保育内容の研究（言葉）	2	
保育内容の研究（表現Ⅰ）	2	
保育内容の研究（表現Ⅱ）	2	
幼稚園教育実習	5	
教育基礎論	2	
発達と教育の心理学	2	
教育課程論	2	
中等国語科教育法Ⅰ	2	
中等国語科教育法Ⅱ	2	
中等国語科教育法Ⅲ	2	
中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2	
数学科教育法Ⅰ	2	
数学科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅲ	2	
中等理科教育法Ⅰ	1	
中等理科教育法Ⅱ	1	
中等理科教育法Ⅲ	1	
中等理科教育法Ⅳ	1	

中等理科教育法Ⅴ	1	
中等理科教育法Ⅵ	1	
中等音楽科教育法Ⅰ	2	
中等音楽科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅲ	2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	
保健体育科教育法Ⅱ	2	
保健体育科教育法Ⅲ	2	
中等家庭科教育法Ⅰ	2	
中等家庭科教育法Ⅱ	2	
中等家庭科教育法Ⅲ	2	
技術科教育法Ⅰ	2	
技術科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅰ	2	
英語科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅲ	2	
書道科教育法	2	
工芸科教育法Ⅱ	2	
工業科教育法Ⅰ	2	
工業科教育法Ⅱ	2	
情報科教育法Ⅰ	2	
情報科教育法Ⅱ	2	
中学校教育実習	5	
高等学校教育実習	3	
職業指導概論	2	
書写Ⅰ	1	
書写Ⅱ	1	
楷書法	2	
行草法	2	
仮名法	2	
篆隷法	2	
書道史	2	
書論	2	
回路理論	2	
電気基礎実習	2	
電気数学	2	
流体工学	2	
機械工学実習	2	
工業力学	2	
金属加工学	2	
栽培学	2	（実習を含む。）
心理学	2	（社会福祉士の受験資格取得のための科目）

別表Ⅷ（第4条第9項関係）

外国人留学生特別科目

授業科目	単位
日本の文化と教育	2

文化教育学部卒業研究に関する細目

平成16年4月1日制定

1　卒業研究は，論文のほか，制作，演奏などを含む。

2　卒業研究の履修は，3年次前学期終了までに，卒業に必要な単位のうち74単位以上を修得している者に対して認められる。

3　卒業研究の指導教員は，学生の所属する選修に関係する研究分野の本学部及び高等教育開発センターの専任教員の中から1人選んで定めるものとする。

4　学生は，指導教員と相談の上，卒業研究の題目を定め，3年次の1月20日までに，選修の教員代表に履修の届け出をしなければならない。

選修の教員代表は，学生からの届け出に基づき「卒業研究履修者名簿」を1月末までに文系教務係へ提出するものとする。

5　論文の提出期限は，卒業予定年度の1月末日とし，制作の提出期限並びに演奏の実施期限は，2月15日とする。論文や制作などは，指導教員に提出するものとする。

なお，学年の中途に卒業が予定される者の論文等の提出期限は，卒業予定年度の8月10日とする。

6　卒業研究の成績は，「成績判定等に関する規程」の定めるところにより，指導教員と学生の所属する選修に関わる講座の教員1人以上とが合議して判定する。

主査は指導教員とする。

7　卒業研究の成績は，選修の教員代表から文系教務係に，卒業予定年度の2月末までに提出するものとする。

ただし，学年の中途に卒業が予定される者の卒業研究の成績は，8月末日までに提出するものとする。

教員免許状の取り方

I　教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は，以下のとおりである。

1　小学校教諭（1種又は2種）普通免許状

2　幼稚園教諭（1種又は2種）普通免許状

3　中学校教諭（1種又は2種）普通免許状

（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）

4　高等学校教諭（1種）普通免許状

（国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，工業，家庭，英語，情報）

5　養護学校教諭（1種又は2種）普通免許状

II　教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには，全学教育科目の教養教育科目の現代の法と社会（日本国憲法）2単位及び外国語コミュニケーション2単位を含め，教育職員免許法第5条別表第1（下表）に示す免許状の種類に応じて，所定の単位を修得しなければならない。

別表第1（第5条関係）

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 ＼ 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること。	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	

第　1　欄		第　2　欄	第　3　欄			
所要資格 ＼ 免許状の種類		基　礎　資　格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
盲学校教諭，聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				47
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				23
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の２第７項に定める準学士の称号を有すること。	4	27		

免許状の種類に応じて，本学部で修得すべき授業科目の履修方法については，以下のとおりである。なお，教育実習の履修に当たっては，「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていなければならない。

文化教育学部の教育実習には，次の８種類がある。それぞれの教育実習の単位を組み合わせることによって，いろいろな免許状を取得するための教育実習の単位を充足することができる。

下にいくつかの例を示すが，詳細は教育職員免許法施行規則（学生便覧に記載）や履修の手引（「教育実習」のページ）を参照すること。

1）教育実習の種類

①　小学校教育実習(５単位)
②　小学校教育実習(３単位)
③　中学校教育実習(５単位)
④　中学校教育実習(３単位)
⑤　高等学校教育実習(３単位)
⑥　障害児教育実習(３単位)
⑦　幼稚園教育実習(５単位)
⑧　幼稚園教育実習(３単位)

2）組み合わせることにより取得できる免許状の主な例

学生の在籍する課程	教育実習の組み合わせ	取得できる免許状				
		小学校	中学校	高等学校	養護学校	幼稚園
学校教育課程	①のみ	○				○
	①と④又は⑤	○	○	○		○
	①と⑥	○			○	○
国際文化課程 人間環境課程 美術・工芸課程	③のみ	○	○	○		
	⑤のみ			○		
	⑦のみ	○				○
	④又は⑤と⑥		○	○	○	
	②と④又は⑤	○	○	○		○

1．小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
国語(書写を含む。)	2	小学国語	1	1 } 2	
		小学書写	1	1 }	
社会	2	小学社会	2	2	
算数	2	数学概説	2	2	
理科	2	理科講義及び実験	2	2	
生活	2	生活科概説	2	2	
音楽	2	小学声楽	1	1 } 2	6
		小学ピアノ	1	1 }	
図画工作	2	小学図画	1	1 } 2	
		小学工作	1	1 }	
家庭	2	小学家庭Ⅰ	1	1 } 2	
		小学家庭Ⅱ	1	1 }	
体育	2	小学体育Ⅰ	1	1 } 2	
		小学体育Ⅱ	1	1 }	
合計	18		18	6	

2．小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
科目		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	教育思想史	2※		
	人権教育論	2※		
	生涯発達論	2		
	現代教育論	2 } 2	2 } 2	
	教育社会学	2 }	2 }	
教育過程及び指導法に関する科目	初等国語科教育法Ⅰ	1	1 } 2	2種における教育法の取り方 国語等のうち6以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上。 ただし，音楽，図画工作又は体育の教科の教育法のうち2単位以上を含むこと。
	初等国語科教育法Ⅱ	1	1 }	
	初等社会科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	初等社会科教育法Ⅱ	1	1 }	
	算数科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	算数科教育法Ⅱ	1	1 }	
	初等理科教育法Ⅰ	1	1	
	初等理科教育法Ⅱ	1 } 1	1 } 1	2 12
	初等理科教育法Ⅲ	1 }	1 }	
	生活科教育法	2		
	初等音楽科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	初等音楽科教育法Ⅱ	1	1 }	
	図工科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	図工科教育法Ⅱ	1	1 }	

免許法施行規則に定める科目区分等 科　目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
	体育科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	体育科教育法Ⅱ	1	1	
	初等家庭科教育法Ⅰ	1	1 } 2	
	初等家庭科教育法Ⅱ	1	1	
	道徳教育の研究	2	2	
	特別活動の研究	2	2	
	教育方法学概説	2 } 2	2 } 2	
	授業実践論	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	視聴覚教育	2※	2※	
	教育評価	2※	2※	
	教育統計Ⅰ	2※	2※	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング	2	2	生徒指導を含む
	教育臨床心理学	2	2	進路指導を含む
総合演習	総合演習（人権文化）	2	2	
教育実習（事前・事後指導を含む）	小学校教育実習	5	5	
合計		43	35	

3．幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科　目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
国語（書写を含む。）	小学国語	1 } 4	1 } 2	
	小学書写	1	1	
算数	数学概説	2	2	
生活	生活科概説	2	2	
音楽	小学声楽	1	1 } 2	
	小学ピアノ	1	1	
	ソルフェージュⅠ	1 } 2	4	２種は，単位のかかれているものから４単位を選択すること。
	ソルフェージュⅡ	1		
	ピアノⅠ	1		
	ピアノⅡ	1		
	伴奏法Ⅰ	1		
	伴奏法Ⅱ	1		
	音楽通論	2		
	指揮法Ⅰ	1		
	指揮法Ⅱ	1		
	音楽史Ⅰ	2		

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
音楽	和声学Ⅰ	1		
	和声学Ⅱ	1		
図画工作	小学図画	1	1	
	小学工作	1	1	
	総合美術理論	2		
	素描Ⅰ	2		
	素描Ⅱ	2		
	彫刻	2		
	窯芸	2	2	
	木工工芸	2		
	金工工芸	2		
	デザイン	2		
	染織工芸	2		
体育	小学体育Ⅰ	1	1	
	小学体育Ⅱ	1	1	
	スポーツＩＡ１	1		
	スポーツＩＣ１	1		
合計		16	4	

4．幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	教育思想史	2 ※		
	人権教育論	2 ※		
	生涯発達論	2		
	現代教育論	2	2	
	教育社会学	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論	2	2	保育内容の単位のうち，半数までは，小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の教育法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
	保育内容の研究（健康）	2	2	
	保育内容の研究(人間関係)	2	2	
	保育内容の研究(環境Ⅰ)	2	2	
	保育内容の研究(環境Ⅱ)	2	2	
	保育内容の研究（言葉）	2	2	
	保育内容の研究(表現Ⅰ)	2	2	
	保育内容の研究(表現Ⅱ)	2	2	
	教育方法学概説	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	授業実践論	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目		授業科目	単位数 1種	単位数 2種	備考
教育課程及び指導法に関する科目		視聴覚教育	2 ※	2 ※	
		教育評価	2 ※	2 ※	
		教育統計Ⅰ	2 ※	2 ※	
生徒指導，教育相談，進路指導等に関する科目		乳幼児心理学	2	2	
総合演習		総合演習	2	2	
教育実習（事前･事後指導を含む）		幼稚園教育実習	5	5	小学校教育実習の単位をもってこれにかえることができる。 ただし，小学校教育実習を履修した後に，幼稚園教育実習３単位を履修することが望ましい。
合計	35(27)	合計	35	27	

５．中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

(1)中学校，高等学校（国語科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 中学校 1種 A	単位数 中学校 1種 B	単位数 中学校 2種	単位数 高等学校 1種 A	単位数 高等学校 1種 B	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語音声学	2		2	2		Ａ欄で選択しなかった授業科目は，Ｂ欄の科目として履修することができる。
	日本語表現論	2		2	2		
	日本語要説	2		2	2		
	日本語文法論		2			2	
	日本語史		2			2	
国文学（国文学史を含む。）	日本近代文学論	2		2	2		
	日本古典文学論	2		2	2		
	日本文学史Ⅰ	2		2	2		
	日本文学史Ⅱ	2		2	2		
漢文学	中国思想史Ⅰ	2		2	2		
	中国文学史論	2		2	2		
	中国文学演習Ⅰ		2			2	
	中国文学演習Ⅱ		2			2	
	中国思想史演習Ⅰ		2			2	
	中国思想史演習Ⅱ		2			2	
書道（書写を中心とする。）	書写Ⅰ	1		1			
	書写Ⅱ	1		1			
小計		20		18	20		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
選択科目	現代日本語論	2			2		上欄で選択しなかった授業科目は，この欄の授業科目として履修することができる。
	日本語学演習	2			2		
	日本語史演習Ⅰ	2			2		
	日本語史演習Ⅱ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅰ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅰ	2			2	16	
	日本古典文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅲ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅳ	2	8		2		
	日本文学環境論	2			2		
	中国思想史Ⅱ	2			2		
	楷書法	2					
	行草法	2					
	仮名法	2					
	篆隷法	2					
	書論	2					
	書写書道特講	2					
合計		28		18	36		

(2) 高等学校（書道科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
書道（書写を含む。）	書写Ⅰ	1	
	書写Ⅱ	1	
	楷書法	2	
	行草法	2	
	仮名法	2	
	篆隷法	2	
書道史	書道史	2	
「書論，鑑賞」	書論	2	
「国文学，漢文学」	日本古典文学論	2	
	日本近代文学論	2	
	日本文学史Ⅰ	2	
	日本文学史Ⅱ	2	
	中国思想史Ⅰ	2	2
	中国文学史論	2	
小計		20	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 高等学校 1種	備考
選択科目	日本近代文学演習Ⅰ	2	上欄で選択しなかった授業科目は，この欄の授業科目として履修することができる。
	日本近代文学演習Ⅱ	2	
	日本古典文学演習Ⅰ	2	
	日本古典文学演習Ⅱ	2	
	日本古典文学演習Ⅲ	2	
	日本古典文学演習Ⅳ	2	
	日本文学環境論	2	16
	中国思想史Ⅱ	2	
	中国思想史演習Ⅰ	2	
	中国思想史演習Ⅱ	2	
	中国文学演習Ⅰ	2	
	中国文学演習Ⅱ	2	
合計		36	

(3) 中学校（社会科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 中学校 1種 A	1種 B	2種	備考
日本史及び外国史	日本史要説	2		2	A欄で履修しなかった授業科目は，B欄の授業科目として履修することができる。
	東洋史要説	2		2	
	西洋史要説	2		2	
	日本社会経済史		2		
	日本近現代史		2		
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	2		2	
	自然地理学	2		2	
	世界地誌	2		2	
	日本の地理と風土	18	2		
「法律学，政治学」	法学要論	2		2	
	政治学	2	2	2	
	国際政治学要論		2		
「社会学，経済学」	社会学要論	2		2	
	経済学要論	2		2	
	国際経済論		2		
「哲学，倫理学，宗教学」	倫理学要論	2		2	
	哲学要論Ⅰ	2		2	
	哲学要論Ⅱ		2		
小計		20		18	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
科目		A		B	
選択科目	日本史上の市（いち）と都市	2			上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2			
	古墳文化研究演習	2			
	東アジア国際関係史	2			
	日本前近代史演習Ⅰ	2			
	日本前近代史演習Ⅱ	2			
	日本近現代史演習Ⅰ	2			
	日本近現代史演習Ⅱ	2			
	日中交渉史	2			
	朝鮮史	2			
	東洋史演習Ⅰ	2			
	東洋史演習Ⅱ	2			
	中世ヨーロッパの国家と社会	2			
	近代ヨーロッパの国家と社会	2			
	イギリス政治史	2			
	近代ヨーロッパ社会史	2			
	西洋中世史演習Ⅰ	2			
	西洋中世史演習Ⅱ	2			
	西洋近代史演習Ⅰ	2			
	西洋近代史演習Ⅱ	2			
	都市システム論	2			
	集落実地調査	2	8		
	地理学フィールドワーク実習	2			
	国際社会の法と秩序Ⅰ	2			
	国際社会の法と秩序Ⅱ	2			
	国際連合論	2			
	東南アジアの国家と社会	2			
	東南アジア国際関係論	2			
	東南アジア学演習Ⅰ	2			
	東南アジア学演習Ⅱ	2			
	法と責任	2			
	現代の罪と罰	2			
	欧米の法と道徳Ⅰ	2			
	欧米の法と道徳Ⅱ	2			
	法学演習Ⅰ	2			
	法学演習Ⅱ	2			
	環境と人間の組織社会学	2			
	社会調査実習	2			
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史Ⅱ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2			

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
科目		A	B		
	アジア経済論	2			
	市民社会と倫理	2			
	近代西洋思想	2			
	哲学要論Ⅲ	2			
	プラトン哲学Ⅰ	2			
	プラトン哲学Ⅱ	2			
合計		28		18	

(4) 高等学校（地理歴史科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
		1種		
科目		A	B	
日本史	日本史要説	2		A欄で履修しなかった授業科目は，B欄の授業科目として履修することができる。
	日本社会経済史		2	
	日本近現代史		2	
	文献資料・遺構にみる交流の考古学		2	
外国史	東洋史要説	2		
	西洋史要説	2		
	近代ヨーロッパ社会史	12	2	
	東アジア国際関係史		2	
人文地理学及び自然地理学	人文地理学	2		
	自然地理学	2		
	都市システム論		2	
地誌	世界地誌	2		日本地誌を含む。
	日本の地理と風土		2	
小計		20		
選択科目	日本史上の市（いち）と都市	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	古墳文化研究演習	2		
	日本前近代史演習Ⅰ	2		
	日本前近代史演習Ⅱ	2		
	日本近現代史演習Ⅰ	2		
	日本近現代史演習Ⅱ	2		
	日中交渉史	2		
	朝鮮史	2		
	東洋史演習Ⅰ	2		
	東洋史演習Ⅱ	2		
	中世ヨーロッパの国家と社会	2		
	近代ヨーロッパ社会史	2		
	近代ヨーロッパの国家と社会	2		
	イギリス政治史	2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
	西洋中世史演習 I	2	
	西洋中世史演習 II	2	
	西洋近代史演習 I	2	
	西洋近代史演習 II	2	
	集落実地調査	2	
	地理学フィールドワーク実習	2	
合計		36	

(5) 高等学校（公民科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
		1種		
科目		A	B	
「法律学（国際法を含む），政治学(国際政治を含む)」	法学要論	2		A欄で履修しなかった授業科目は，B欄の授業科目として履修することができる。
	政治学	2		
	国際政治学要論		2	
	国際連合論		2	
	国際社会の法と秩序 I		2	
	国際社会の法と秩序 II		2	
「社会学，経済学(国際経済を含む。)」	社会学要論	2		
	経済学要論	2		
	環境と人間の組織社会学		2	
	国際経済論		2	
	アジア経済論		2	
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	倫理学要論	2		
	哲学要論 I	2		
	哲学要論 II		2	
	市民社会と倫理		2	
	近代西洋思想		2	
小計		20		
選択科目	東南アジアの国家と社会	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	東南アジア国際関係論	2		
	東南アジア学演習 I	2		
	東南アジア学演習 II	2		
	法と責任	2		
	現代の罪と罰	2		
	欧米の法と道徳 I	2		
	欧米の法と道徳 II	2		
	法学演習 I	2		
	法学演習 II	2		
	社会調査実習	2		
	欧米社会経済思想史 I	2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
選択科目	欧米社会経済思想史II	2	
	欧米社会経済思想史演習I	2	
	欧米社会経済思想史演習II	2	
	朝鮮政治文化論	2	
	朝鮮現代政治史	2	
	哲学要論III	2	
	プラトン哲学I	2	
	プラトン哲学II	2	
合計		36	

(6) 中学校，高等学校（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
代数学	代数学基礎I	2		2	2		
	代数学基礎II		2			2	
	代数学I		2			2	
	代数学II		2			2	
	代数学III		2			2	
	代数学IV	10	2	10	10	2	
幾何学	幾何学基礎I	2	10	2	2	10	
	幾何学基礎II		2			2	
	幾何学I		2			2	
	幾何学II		2			2	
	幾何学III		2			2	
	幾何学IV		2			2	
解析学	解析学基礎I	2		2	2		
	解析学基礎II		2			2	
	解析学I		2			2	
	解析学II		2			2	
	解析学III		2			2	
	解析学IV		2			2	
「確率論，統計学」	確率論基礎	2		2	2		
	統計学基礎		2			2	
	確率論		2			2	
	統計学		2			2	
コンピュータ	コンピュータI	2		2	2	2	
	コンピュータII		2			2	
小計		20		10	20		

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	代数学領域研究Ⅰ	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	代数学領域研究Ⅱ	2	2	2	
	幾何学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	幾何学領域研究Ⅱ	2	2	2	
	解析学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	解析学領域研究Ⅱ	2 (8)	2 (4)	2 (16)	
	統計学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	統計学領域研究Ⅱ	2	2	2	
	応用数学	2	2	2	
	コンピュータ領域研究Ⅰ	2	2	2	
	コンピュータ領域研究Ⅱ	2	2	2	
合計		28	14	36	

(7) 中学校，高等学校（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
物理学	物理学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	物理学通論Ⅱ	1		1	
	物理学通論Ⅲ	1	1	1	
	物理学通論Ⅳ	1		1	
化学	化学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	化学通論Ⅱ	1		1	
	化学通論Ⅲ	1	1	1	
	化学通論Ⅳ	1		1	
生物学	生物学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	生物学通論Ⅱ	1		1	
	生物学通論Ⅲ	1	1	1	
	生物学通論Ⅳ	1		1	
地学	地学通論Ⅰ	1	1 (2又は1)	1	
	地学通論Ⅱ	1		1	
	地学通論Ⅲ	1	1	1	
	地学通論Ⅳ	1		1	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学基礎実験Ⅰ	1	1	1	
	物理学基礎実験Ⅱ			1	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験Ⅰ	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
	環境化学実験Ⅰ	1	1	1	
	化学基礎実験Ⅱ			1 (1)	
	環境化学実験Ⅱ			1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学基礎実験Ⅰ	1	1	1	
	生物学実験Ⅰ	1 1	1 1	1	
	生物学基礎実験Ⅱ			1	
	生物学実験Ⅱ			1 4	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学基礎実験Ⅰ	1	1	1	
	地学実験Ⅰ	1 1	1 1	1	
	地学基礎実験Ⅱ			1	
	地学実験Ⅱ			1	
小計		20	10	20	
選択科目	力学	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	電磁気学	2	2	2	
	原子物理	2	2	2	
	固体物理	2	2	2	
	放射線科学	2	2	2	
	物質環境科学	2	2	2	
	無機化学	2	2	2	
	物理化学	2	2	2	
	有機化学	2	2	2	
	分析化学	2	2	2	
	植物分類学	2 8	2 4	2 16	
	動物生理学	2	2	2	
	生命科学	2	2	2	
	分子生物学	2	2	2	
	動物生態学	2	2	2	
	臨海生物学	2	2	2	
	地球環境科学	2	2	2	
	進化古生物学	2	2	2	
	岩石鉱物学	2	2	2	
	天文学	2	2	2	
	地学巡検	2	2	2	
合計		28	14	36	

(8)　中学校，高等学校（音楽科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ	1		1	1		音楽史以外の授業科目については，番号順（Ⅰ，Ⅱ，…）に履修することが望ましい。
	ソルフェージュⅡ		1			1	
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声楽Ⅰ	1		1	1		
	声楽Ⅱ		1			1	
	声楽Ⅲ		1			1	
	声楽Ⅳ		1			1	
	声楽Ⅴ		1			1	
	声楽Ⅵ		1			1	
	声楽Ⅶ		1			1	
	声楽Ⅷ		1			1	
	合唱Ⅰ		1			1	
	合唱Ⅱ		1			1	
	日本伝統音楽実習Ⅱ	1		1	1		
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	1		1	1		
	ピアノⅡ		1			1	
	ピアノⅢ		1			1	
	ピアノⅣ		1			1	
	ピアノⅤ		1			1	
	ピアノⅥ		1			1	
	ピアノⅦ	12	1	8	12	1	8
	ピアノⅧ		1			1	
	弦楽器Ⅰ		1			1	
	弦楽器Ⅱ		1			1	
	弦楽器Ⅲ		1			1	
	弦楽器Ⅳ		1			1	
	木管楽器Ⅰ		1			1	
	木管楽器Ⅱ		1			1	
	金管･打楽器Ⅰ		1			1	
	金管･打楽器Ⅱ		1			1	
	弦楽合奏Ⅰ	1		1	1		
	弦楽合奏Ⅱ		1			1	
	管楽合奏Ⅰ		1			1	
	管楽合奏Ⅱ		1			1	
	伴奏法Ⅰ		1			1	
	伴奏法Ⅱ		1			1	
	日本伝統音楽実習Ⅰ	1		1	1		
指揮法	指揮法Ⅰ	1		1	1		
	指揮法Ⅱ		1			1	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校			高等学校		
		1種		2種	1種		
科目		A	B		A	B	
音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽通論	2		2	2		
	音楽形式論		2			2	
	和声学Ⅰ		1			1	
	和声学Ⅱ		1			1	
	対位法Ⅰ		1			1	
	対位法Ⅱ		1			1	
	作曲法	1		1	1		
	編曲法		1			1	
	音楽史Ⅰ	2		2	2		
	音楽史Ⅱ		2			2	
	日本伝統音楽概説		2			2	
小計		20		12	20		
選択科目	音楽学演習	2		2	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	音楽心理学	2		2	2		
	歌曲歌詞講読Ⅰ	2		2	2		
	歌曲歌詞講読Ⅱ	2	8	2	2	16	
	音楽教育学内容論Ⅰ	2		2	2		
	音楽教育学内容論Ⅱ	2		2	2		
	音楽教育実践論	2		2	2		
合計		28		14	36		

(9) 中学校，高等学校（美術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数				備考
		中学校			高等学校	
		1種		2種	1種	
科目		A	B			
絵画（映像メディア表現を含む。）	素描Ⅰ	2			2	
	日本画	2		2	2	
	西洋画	2			2	
彫刻	彫刻	2		2	2	
	基礎彫刻		2	2	2	
デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン	2		2	2	
	基礎デザイン		2		2	
	総合デザイン		2		2	
工芸	窯芸	2		2		
	木工工芸	2		2		
	染織工芸	2		2		
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	世界の美術	2		2	2	
	総合美術理論		2		2	
小計		20		10	20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	素描II	2	2	2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。
	素描III	2	2	2	
	基礎日本画	2	2	2	
	応用日本画	2	2	2	
	総合日本画	2	2	2	
	日本画特別実習	2	2	2	
	基礎西洋画	2	2	2	
	応用西洋画	2	2	2	
	総合西洋画	2	2	2	
	西洋画特別実習	2	2	2	
	応用彫刻	2	2	2	
	総合彫刻	2	2	2	
	彫刻特別実習	2	2	2	
	応用デザイン	2	2	2	
	デザイン特別実習	2	2	2	
	グラフィックス	2	2	2	
	応用美術理論	2	2	2	
	基礎美術理論演習	2	2	2	
	応用美術理論演習	2	2	2	
	総合美術理論演習	2	2	2	
	日本画概論	2	2	2	
	彫刻概論	2	2	2	
	美術理論特別講義	2	2	2	
	基礎窯芸	2	2		
	応用窯芸	2	2		
	総合窯芸	2	2		
	窯芸特別実習	2	2		
	陶磁特別演習 I	2	2		
	陶磁特別演習 II	2	2		
	基礎木工工芸	2	2		
	応用木工工芸実習	2	2		
	総合木工工芸	2	2		
	木工工芸特別実習	2	2		
	金工工芸	2	2		
	基礎金工工芸	2	2		
	応用金工工芸 I	2	2		
	応用金工工芸 II	2	2		
	総合金工工芸	2	2		
	金工工芸特別実習	2	2		
	基礎染織工芸	2	2		
	応用染織工芸 I	2	2		
	応用染織工芸 II	2	2		
	総合染織工芸	2	2		
	染織工芸特別実習	2	2		
合計		28	14	36	

(10) 高等学校（工芸科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
科目		A	B	
図法及び製図	図法Ⅰ	2		
	製図	2		
デザイン	デザイン	2		
	基礎デザイン		2	
	総合デザイン		2	
工芸製作（プロダクト製作を含む。）	窯芸	2	2	
	木工工芸	2		
	金工工芸		2	
	染織工芸	2		
工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	デザイン理論	2		
	工芸理論	2		
	世界の美術	2		
小計		20		
選択科目	図法Ⅱ	2		上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる
	応用デザイン	2		
	デザイン特別実習	2		
	グラフィックス	2		
	基礎窯芸	2		
	応用窯芸	2		
	総合窯芸	2		
	窯芸特別実習	2		
	陶磁特別演習Ⅰ	2		
	陶磁特別演習Ⅱ	2		
	基礎木工工芸	2		
	応用木工工芸実習	2		
	総合木工工芸	2		
	木工工芸特別実習	2		
	基礎金工工芸	2		
	応用金工工芸Ⅰ	2		
	応用金工工芸Ⅱ	2		
	総合金工工芸	2		
	金工工芸特別実習	2		
	基礎染織工芸	2		
	応用染織工芸Ⅰ	2		
	応用染織工芸Ⅱ	2		
	総合染織工芸	2		
	染織工芸特別実習	2		
	窯芸概論	2		
	木工工芸総論	2		
	金工工芸概論	2		
	染織工芸概論	2		
合計		36		

(11) 中学校，高等学校（保健体育科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
体育実技	スポーツＩＡ１	1	1	1	Ａ１体操
	スポーツＩＡ２	1	1	1	Ａ２体操競技
	スポーツＩＡ３	1	1	1	Ａ３水泳
	スポーツＩＡ４	1	1	1	Ａ４陸上競技
	スポーツＩＢ１	1	1	1	Ｂ１バスケットボール
	スポーツＩＢ２	1	1	1	Ｂ２サッカー
	スポーツＩＢ３	1	1	1	Ｂ３バレーボール
	スポーツＩＢ４	1	1	1	Ｂ４ラグビー
	スポーツＩＣ１	1	1	1	Ｃ１ダンス
	スポーツＩＣ２	1	1	1	Ｃ２テニス
	スポーツＩＣ３	1	1	1	Ｃ３柔道
	スポーツＩＣ４	1	1	1	Ｃ４剣道
	スポーツＩＤ１	1	1	1	Ｄ１スキー
	スポーツＩＤ２	1	1	1	Ｄ２スケート
	スポーツＩＤ３	1	1	1	Ｄ３ゴルフ
	スポーツＩＤ４	1	1	1	Ｄ４野外活動
	スポーツⅡＡ１	1		1	
	スポーツⅡＡ２	1		1	
	スポーツⅡＡ３	1		1	
	スポーツⅡＡ４	1		1	
	スポーツⅡＢ２	1		1	
	スポーツⅡＢ３	1		1	
	スポーツⅡＣ１	1		1	
	スポーツⅡＣ３	1		1	
	スポーツⅡＤ１	1		1	
	スポーツⅡＤ４	1		1	
「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	運動学	2	2	2	
	体育原理	2	2	2	
	スポーツ心理学	2	2	2	
	スポーツ経営学	2	2	2	
	スポーツ社会学	2	2	2	
生理学（運動生理学を含む。）	解剖・生理学	2	2	2	
衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2	2	2	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健	2	2	2	
	精神保健	2		2	
	安全教育	2		2	
	救急処置	2		2	
小計		20	12	20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	トレーニング理論・実習	2	2	2	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	スポーツ測定評価	2	2	2	
	スポーツ工学	2	2	2	
	運動処方	2	2	2	
	スポーツ医学	2 (8)	2 (2)	2 (16)	
	健康教育概論	2	2	2	
	健康教育各論（性教育）	2	2	2	
	トレーニング科学	2	2	2	
	運動生理学	2	2	2	
合計		28	14	36	

(12) 中学校（技術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		B 備考
		中学校		
科目		1種	2種	
木材加工（製図及び実習を含む。）	生活機器製図概論	2	2	
	木工工芸概論	2	2	
	応用木工工芸	2	2	
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学	2	2	
機械（実習を含む。）	機械工学実習	2	2	
	福祉メカトロニクスⅠ	2	2	
電気（実習を含む。）	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2	2	
	電気基礎実習	2	2	
栽培（実習を含む。）	栽培学	2	2	
情報とコンピュータ（実習を含む。）	環境情報処理論	2	2	
	プログラミング演習Ⅰ	2	2	
小計		22	22	
選択科目	生活環境電磁気学	2		
	回路理論	2		
	電気数学	2		
	工業力学	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	エネルギー環境論	2 (6)		
	流体工学	2		
	環境電気機器概論	2		
	環境電気機器実験	2		
	環境システム制御	2		
	福祉メカトロニクスⅡ	2		
	福祉メカトロニクス実験	2		
	プログラミング演習Ⅱ	2		
合計		28	22	

(13) 高等学校（工業）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
工業の関係科目	生活環境電磁気学	2	
	電気基礎実習	2	
	ヒューマンエレクトロニクスI	2	
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2	
	福祉メカトロニクスI	2	
	エネルギー環境論	2	
	機械工学実習	2	
	環境情報処理論	2	
	プログラミング演習I	2	
職業指導	職業指導概論	2	
小計		20	
選択科目	電気数学	2	
	回路理論	2	
	工業力学	2	
	ヒューマンエレクトロニクスII	2	
	環境電気機器概論	2	
	環境電気機器実験	2	
	環境システム制御	2	16
	福祉メカトロニクス実験	2	
	住環境材料工学	2	
	流体工学	2	
	プログラミング演習II	2	
	福祉メカトロニクスII	2	
	コンピュータI	2	
	コンピュータII	2	
合計		36	

(14) 中学校，高等学校（家庭科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	現代社会の家族	2	2	2	
	生活経済学	2	2	2	
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学	2	2	2	
	服飾文化論	2	2	2	
	衣生活科学概論	2 4	2 2	2 2	
	衣生活材料学	2	2	2	
食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）	食物学	2	2	2	
	栄養学	2		2	
	食品学	2		2	
住居学（製図を含む。）	住宅デザイン論	2	2	2	
保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学I	2	2	2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活環境機器			2	
	情報処理演習IIA			2	
小計		20	14	22	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
選択科目	生活経営論	2		2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。但し，生活環境機器及び情報処理演習ⅡAの授業科目は中学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。
	老年家族学	2		2	
	服飾文化演習	2		2	
	被服衛生学	2		2	
	被服衛生学演習	2		2	
	服飾制作実習	2		2	
	被服新素材論	2		2	
	被服新素材演習	2		2	
	衣生活環境学	2		2	
	衣生活科学実験	2		2	
	服飾製作基礎実習	2		2	
	食文化論	2		2	
	食品・栄養学実験	2		2	
	調理文化論	2		2	
	調理学実験	2		2	
	食生活実習	2		2	
	食環境論	2		2	
	フードコーディネート実習	2		2	
	生活環境化学	2		2	
	生活材料化学	2		2	
	生活環境デザイン	2		2	
	介護概論	2		2	
	保育学Ⅱ	2		2	
		8		14	
合計		28	14	36	

(15) 中学校，高等学校（英語科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
英語学	英語学概論Ⅰ	2	2	2	Ⅰ～Ⅳの授業科目については番号の順に履修することが望ましい。
	英語音声学Ⅰ	2		2	
	英語音声学演習Ⅰ	1		1	
	英語学演習Ⅰ	1		1	
	英語史Ⅰ	2		2	
	英文法演習Ⅰ	1		1	
		3		3	
英米文学	近代欧米文学論Ⅰ	2	2	2	
	英米文学講読Ⅰ	1		1	
	英米文学講読Ⅱ	1		1	
	英文学演習Ⅰ	1		1	
	英文学演習Ⅱ	1		1	
	英文学史Ⅰ	2		2	
		3		3	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
英語コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論	2	2	2	
	英語オーラルコミュニケーションⅠ	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーションⅢ	1	1	1	
	英語パブリックスピーキングⅠ	1 (4)	1 (2)	1 (4)	
	英語パブリックスピーキングⅡ	1	1	1	
	英語論文構成Ⅰ	1	1	1	
	英語論文構成Ⅱ	1	1	1	
異文化理解	欧米文化論	2	2	2	
	英米文化事情Ⅰ	1		1	
	欧米文化論演習Ⅰ	1 (2)		1 (2)	
	欧米文化論演習Ⅱ	1		1	
	異文化理解Ⅰ	1		1	
小計		20	10	20	
選択科目	英語学概論Ⅱ	2	2	2	上欄で選択しなかった授業科目はこの欄の科目として履修することができる。 この欄の単位数の半分以上は演習の科目でなければならない。
	英語学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語学演習Ⅲ	1	1	1	
	英語史Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語音声学演習Ⅲ	1	1	1	
	英文法演習Ⅱ	1	1	1	
	英文法演習Ⅲ	1	1	1	
	英米文学講読Ⅲ	1	1	1	
	英米文学講読Ⅳ	1	1	1	
	近代欧米文学論Ⅱ	2 (8)	2 (4)	2 (16)	
	英文学史Ⅱ	2	2	2	
	英文学演習Ⅲ	1	1	1	
	英米文化事情Ⅱ	1	1	1	
	欧米文化論演習Ⅲ	1	1	1	
	欧米文化論演習Ⅳ	1	1	1	
	英作文演習Ⅰ	1	1	1	
	英作文演習Ⅱ	1	1	1	
	日英異文化コミュニケーションⅠ	2	2	2	
	日英異文化コミュニケーションⅡ	2	2	2	
	異文化理解Ⅱ	1	1	1	
	異文化理解Ⅲ	1	1	1	
合計		28	14	36	

(16) 高等学校（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
科目		1種	
情報社会及び情報倫理	情報社会と倫理	2	
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	コンピュータハードウェア	2	
	コンピュータ演習Ⅰ	2	
情報システム（実習を含む。）	情報システム論	2	
	情報システム演習Ⅰ	2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク論Ⅰ	2	
	情報ネットワーク演習Ⅰ	2	
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	情報メディア論	2	
	マルチメディアを用いた図形処理	2	
情報と職業	情報と職業	2	
小計		20	
選択科目	コンピュータソフトウェア	2	
	コンピュータ演習Ⅱ	2	
	計測・制御実験	2	
	情報システム演習Ⅱ	2	
	統計情報システム	2	16
	情報ネットワーク論Ⅱ	2	
	情報ネットワーク演習Ⅱ	2	
	計算器シミュレーション	2	
	画像解析	2	
	デジタル画像論	2	
合計		36	

6．中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
科目		1種	2種	1種	
教育の意義等に関する科目	教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教授・学習過程論	2	2	2	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	教育思想史	2 ※		2 ※	
	人権教育論	2 ※		2 ※	
	生涯発達論	2		2	
	現代教育論	2	2	2	
	教育社会学	2	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	各教科教育法は，次の別表に示した。	6以上	2以上	2以上	※この授業科目は必修ではないが，履修することが望ましい。
	道徳教育の研究	2	2		
	特別活動の研究	2	2	2	
	教育方法学概説	2	2	2	
	授業実践論	2	2	2	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数 中学校 1種	単位数 中学校 2種	単位数 高等学校 1種	備考
	視聴覚教育 教育評価 教育統計Ⅰ	2 ※ 2 ※ 2 ※		2 ※ 2 ※ 2 ※	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 教育相談心理学（進路指導を含む。）	2 2	2 2	2 2	
総合演習	総合演習	2	2	2	
教育実習（事前事後指導を含む。）	中学校教育実習 高等学校教育実習	5	5	3	中学校教育実習を履修した場合は，高等学校教育実習を履修する必要はない。
合計		31以上	25以上	23以上	

別表　各教科の教育法

教科	授業科目	単位	単位数 中学校 1種	単位数 中学校 2種	高等学校 1種	備考
国語科	中等国語科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等国語科教育法Ⅱ	2	2		2	
	中等国語科教育法Ⅲ	2	2		2	2
	国語科教育学	2			2	
	国語教育学演習	2				
計			6	2	4	
社会科	中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	2	2	2	地歴
	中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	2	2	2	2
	中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	2	2	2	公民
	中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	2 2	2	2	2
	社会科教育学	2				
	社会科教育学演習	2				
計			6	4	4	
数学科	数学科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	数学科教育法Ⅱ	2	2			
	数学科教育法Ⅲ	2	2			
	数学教育学	2				
	数学教育学演習	2				
計			6	2	2	
理科	中等理科教育法Ⅰ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅱ	1	1			
	中等理科教育法Ⅲ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅳ	1	1	1	1	1
	中等理科教育法Ⅴ	1	1 4	1	1	1
	中等理科教育法Ⅵ	1	1	1	1	
	理科教育学	2	2			
計			6	2	2	

教科	授業科目	単位	単位数 中学校 1種	単位数 中学校 2種	高等学校 1種	備考
音楽科	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2			
	音楽教育学	2	2			
	音楽教育学演習	2	2			
	計		6	2	2	
美術科	中等美術科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等美術科教育法Ⅱ	2	2			
	中等美術科教育法Ⅲ	2	2			
	美術教育学	2				
	美術教育学演習	2				
	計		6	2	2	
保健体育科	保健体育科教育法Ⅰ	2	2	2	2	教育法のⅡとⅢとが順序が変わっていることに注意。
	保健体育科教育法Ⅲ	2	2			
	保健体育科教育法Ⅱ	2	2			
	保健体育教育学	2	2			
	保健体育教育学演習	2				
	計		6	2	2	
家庭科	中等家庭科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等家庭科教育法Ⅱ	2	2			
	中等家庭科教育法Ⅲ	2	2			
	家庭科教育学	2	2			
	家庭科教育学演習	2				
	計		6	2	2	
技術科	技術科教育法Ⅰ	2	2	2		
	技術科教育法Ⅱ	2	2			
	技術教育学	2	2			
	技術教育学演習	2	2			
	計		6	2	2	
英語科	英語科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	英語科教育法Ⅱ	2	2		2	
	英語科教育法Ⅲ	2	2		2	
	英語教育学	2	2			
	英語教育学演習	2				
	計		6	2	4	
書道科	書道科教育法	2			2	
	国語科書写教育学	2				
	計				2	
工芸科	工芸科教育法Ⅰ	2			2	
	工芸科教育法Ⅱ	2				
	計				2	
工業科	工業科教育法Ⅰ	2			2	
	工業科教育法Ⅱ	2				
	計				2	
情報科	情報科教育法Ⅰ	2			2	
	情報科教育法Ⅱ	2			2	
	計				4	

＊この表で，各教科の合計単位数以上をとったものについては，それぞれの教科に関する科目の選択の科目の単位として加えることができる

7．養護学校教諭免許状を取得する場合の「特殊教育に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
教育の基礎理論に関する科目	4	障害児教育	2	2 } 2	
		障害児教育史	2	2	
		障害児教育社会学	2	2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	6	障害児心理学	2	2 } 2	
		精神遅滞児心理学	2	2	
		障害児病理学	2 } 2	2 } 2	
		障害児保健学	2	2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	6	精神遅滞児教育	2	2 } 4	
		障害児学習指導法	2	2	
		心理療法	2	2	
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての実習	3	障害児教育実習	3	3	事前・事後指導1単位を含む。
小計	19		21	15	
選択科目 (上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。)	4	障害児教育演習	2		
		養護学校観察	1		
		人格測定法	2		
		障害児診断法	2		
		障害児心理学演習	2		
		障害児心理学実験	1 } 2		
		小児医学	2		
		大脳生理学	2		
		心身医学	2		
		障害児教育特殊講義	2		
		視聴覚教育	2		
合計	23		23	15	

1．社会教育主事となる資格の取り方

(1) 社会教育を行う者に専門的，技術的な助言や指導を与える社会教育主事となる資格を得ようとする者は，大学に２年以上在学して62単位以上を修得し，かつ，大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で，１年以上社会教育主事補の経歴を有する者でなければならない。

(社会教育法第９条の４)

(2) 社会教育に関する科目の履修は次の表による。

社会教育法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科　　目	単位数	授　業　科　目	単位数	備　　考
生涯学習概論	4	社会教育概論Ⅰ	2	
		社会教育概論Ⅱ	2	
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ	2	
		社会教育計画Ⅱ	2	
社会教育演習社会教育実習社会教育課題研究	4	生涯教育演習	2	
		社会教育実習	2	
社会教育特講	12	高齢化と生涯教育	2	
(社会教育特講Ⅰ)		国際化と生涯教育	2	4
		人権意識論	2	
(社会教育特講Ⅱ)		視聴覚教育	2	
		生涯スポーツ論	2	
		博物館学Ⅰ	2	
		図書館概説	2	
		野外活動概論	2	4
		カウンセリング	2	
		心身医学	2	
		生涯発達論	2	
		レクリエーション概論	2	
(社会教育特講Ⅲ)		国際政治学要論	2	
		人権教育論	2	
		心の健康	2	
		健康福祉ボランティア活動	2	
		現代教育論	2	
		教育方法学概説	2	
		教育社会学	2	
		地域福祉論	2	4
		博物館学Ⅲ	2	
		フェミニズム論	2	
		老人福祉論	2	
		スポーツ行政	2	
		環境行政	2	
		公的扶助論	2	
	24		24	

2．学芸員の資格の取り方

(1) 学芸員は，博物館資料の収集，展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事することを職務とし，その資格の取得のためには学士の学位を有し，かつ大学において文部科学省で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。(博物館法第５条)

(2) 博物館に関する科目の履修は次の表による。

博物館法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等			
科目	単位数	授業科目	単位数		備考
博物館概論	2	博物館学Ⅰ	2		
博物館経営論	1	博物館学Ⅱ	2		
博物館資料論	2	博物館学Ⅲ	2		
博物館情報論	1				
生涯学習概論	1	社会教育概論Ⅰ	2		
視聴覚教育メディア論	1	視聴覚教育	2		
教育学概論	1	現代教育論	2		
博物館実習	3	博物館実習	3		
文化史	4	日本史要説	2	4	
		東洋史要説	2		
		西洋史要説	2		
		日本・アジアの社会と文化	2		
美術史		世界の美術	2		
		応用美術理論	2		
		総合美術理論	2		
考古学		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2		
自然科学史		科学者と歴史	2		
化学		無機化学	2		
		有機化学	2		
生物学		生物科学	2		
		植物分類学	2		
		動物生態学	2		
		臨海生物学	2		
地学		岩石鉱物学	2		
		進化古生物学	2		
		古環境学	2		
		天文学	2		
合計	16		19		

3．社会福祉士の受験資格の取り方

(1) 社会福祉士の受験資格を得ようとするものは，大学の卒業資格を得るとともに在学中に厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。

(2) 社会福祉士の受験資格に必要な科目の履修は次の表による。

指定科目	授業科目	単位数	備考
心理学	A 心理学	2	
社会学	A 社会学要論	2	
法学	A 法学要論	2	2
医学一般	A 医学一般	4	
介護概論	A 介護概論	2	
社会福祉原論	A 社会福祉原論	4	
老人福祉論	A 老人福祉論	4	
障害者福祉論	A 障害者福祉論	4	
児童福祉論	A 児童福祉論	4	
社会保障論	A 社会保障論	4	
公的扶助論	A 公的扶助論	2	
地域福祉論	A 地域福祉論	2	2又は4
社会福祉援助技術論	B 社会福祉援助技術論	8	左記の授業科目は，上記Aの授業科目の必要単位を全て修得したか又は必要単位分の授業科目を履修中の者に限り，履修できる。
社会福祉援助技術演習	B 社会福祉援助技術演習	8	
社会福祉援助技術現場実習	社会福祉援助技術現場実習	4	左記の授業科目は，上記Aの授業科目の必要単位を全て修得し，かつBの全ての授業科目を履修中であるか又はBの単位を全て修得した者に限り，履修できる。
	社会福祉援助技術現場実習指導	2	
合計		48又は50	

4．社会体育指導者の資格の取り方

(1) 取得できる社会体育指導者には地域住民を対象として指導を行う地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）のC級・B級と競技選手の競技力の向上を図る競技力向上指導者（コーチ）のC級・B級がある。その資格取得のためには，資格別，競技別に国の基準に基づき(財)日本体育協会が定めた科目を履修し（各資格における共通科目の講習及び試験が文化教育学部の授業科目を履修することによって免除される)，所定の手続き申請をしなければならない。

(2) 受講者は別途，(財)日本体育協会及び各競技団体が主催する専門教科（実技等）の講習及び試験を履修しなければならない。

(3) 社会体育指導者の共通科目に関する履修は次の表による。

① 地域スポーツ指導者（スポーツ指導員）C級・B級

科　　目	授　業　科　目	単位数	備　　考
社会体育概論	スポーツ社会学 生涯スポーツ論	2 2 } 2	
スポーツ心理学	スポーツ心理学	2	
スポーツ経営学	スポーツ経営学	2	
スポーツ生理学	運動生理学 スポーツ工学 トレーニング理論・実習 トレーニング科学 栄養学	2 2 2 2 } 2 2	
スポーツ医学	スポーツ医学 救急処置	2 2	
スポーツ指導論	保健体育科教育法 I 保健体育科教育法 II 運動学 コーチング理論・実習	2 2 2 2 } 2	
地域における スポーツ行政	スポーツ行政	2	
合　　計		22	

② 競技力向上指導者（コーチ）C級・B級

科　　目	授　業　科　目	単位数	備　　考
社会体育概論	スポーツ社会学 生涯スポーツ論	2 2 } 2	
スポーツ心理学	スポーツ心理学	2	
トレーニング科学	運動生理学 スポーツ工学 トレーニング理論・実習 トレーニング科学	2 2 2 2 } 2	
スポーツ医学	スポーツ医学 救急処置	2 2	
スポーツと栄養	栄養学	2	
スポーツ指導論	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 運動学 コーチング理論・実習	2 2 2 2 } 2	
地域における スポーツ行政	スポーツ行政	2	
合　　計		20	

5．レクリエーション・インストラクターの資格の取り方

(1) レクリエーション・インストラクターは，余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み，社会福祉や企業，学校などあらゆる領域で，コミュニケーション・ワークの援助を中心に，レクリエーションを楽しく教える指導者である。この資格は，財団法人日本レクリエーション協会が認定するものである。

(2) レクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目の履修は次の表による。

<table>
<tr><th colspan="3">日本レクリエーション協会が指定する科目</th><th colspan="2">左記に対応する文化教育学部開講の授業科目</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><th colspan="2">科　　目</th><th>単位数</th><th>授　業　科　目</th><th>単位数</th><th></th></tr>
<tr><td colspan="2">レクリエーション理論</td><td>2</td><td>レクリエーション概論</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">レクリエーション実技</td><td>2</td><td>レクリエーション実習</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">レクリエーション現場実習</td><td>学外実習</td><td>2／3</td><td>教育実習
又は
社会福祉援助技術現場実習</td><td>2～5

6</td><td>教育実習は，小学校，中学校，高等学校，障害児，幼稚園のいずれの実習でもよい。なお，教育実習又は社会福祉援助技術現場実習を履修しない場合は，日本レクリエーション協会が認定する「施設実習」を履修すること。</td></tr>
<tr><td>事業参加</td><td>1／3</td><td></td><td></td><td>レクリエーション協会主催・共催事業への参加３回で１／３単位となる。レクリエーション概論の授業担当教官から「事業参加記録カード」をもらって，事業主催者の参加証明印を受領のうえ，同教官に提出すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

経　済　学　部

佐賀大学経済学部規則

（趣旨）

第１条　佐賀大学経済学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（入学）

第２条　本学部に入学することのできる者は、学則第９条及び第１４条に定めるところによる。

（課程及びコース）

第３条　本学部の課程に次のコースを置く。

課　　程	コ　ー　ス
経済システム課程	国際経済社会コース
	総合政策コース
経営・法律課程	企業経営コース
	法務管理コース

２　このコースは、１年次修了後、別に定めるところにより決定する。

（教育課程の編成）

第４条　本学部の教育課程は、次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

４　主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

５　専門教育科目は、専門科目とし、課程及びコース別に、必修科目及び選択科目に分ける。

（履修方法）

第５条　学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

２　教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成１６年４月１日制定）及び経済学部履修細則（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

３　専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、経済学部履修細則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条　学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第７条　授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

３　成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

（試験）

第８条　試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

２　追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する経済学部内規の定めるところによる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第９条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

（転入学した者の履修科目等の認定）

第１０条　転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

（卒業の要件）

第１１条　本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第４条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第１２条　科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第１３条　特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（研究生）

第１４条　研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第１５条　外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（公開講座）

第１６条　学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

（雑則）

第１７条　この規則に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する

経済学部履修細則

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　経済学部学生の専門教育科目の履修については、佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定）、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成１６年４月１日制定)及び佐賀大学経済学部規則(平成１６年４月１日制定)に定めるもののほか、本細則による。

（教養教育科目）

第２条　主題分野の登録に当たっては、第２及び第３主題分野には登録しないものとする。

（専門教育科目）

第３条　佐賀大学経済学部規則第５条第３項の専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表Ⅰ及びⅡによる。

（履修届）

第４条　佐賀大学経済学部規則第６条の履修届は、前学期、後学期とも開講日から所定の期間までに提出しなければならない。

２　所定の期間までに履修届を提出しなければ、当該学期の単位は認定しない。

３　履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

（履修することができる専門教育科目）

第５条　別表Ⅱの授業科目（以下「科目」という。）のうち、１年次生又は２年次生から履修することができる専門教育科目は次のとおりとする。

	経済システム課程		経営・法律課程	
	国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
１年	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ ＊東アジア国際関係史 ＊市民社会と倫理	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ ＊東アジア国際関係史 ＊市民社会と倫理	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 企業経営入門 法務管理入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ ＊東アジア国際関係史 ＊市民社会と倫理	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 企業経営入門 法務管理入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ ＊東アジア国際関係史 ＊市民社会と倫理

＊の科目は教員免許取得に関連した科目である。

	経済システム課程・経営法律課程 国際経済社会コース・総合政策コース・企業経営コース・法務管理コース			
２年	理論経済学Ⅰ	経済学原論Ⅰ	ビジネスコミュニケーション英語	国際交流実習
	理論経済学Ⅱ	経済学原論Ⅱ	経済学史Ⅰ	国際経済論Ⅱ
	国際経済論Ⅲ	経済数学Ⅱ	国際経済社会論	発展途上国経済論
	基本統計学Ⅰ	基本統計学Ⅱ	日本経済論	実践経済学
	経済政策	財政学総論Ⅰ	財政学総論Ⅱ	地方財政論Ⅰ
	地方財政論Ⅱ	金融論Ⅰ	金融論Ⅱ	地域モデル論
	産業組織論	経営学	現代企業経営論	会計学原理
	情報処理概論	簿記・会計	マーケティング論Ⅱ	経営社会学
	原価計算論	システム論Ⅰ	契約法Ⅰ	会社法

	法学概論Ⅰ	統治機構論	行政法総論	民法総則
	物権法Ⅰ	契約法Ⅱ	商法総則	環境法
	労働法Ⅰ	社会保障法Ⅰ	社会保障法Ⅱ	＊＊特殊講義
	演習（２年）	＊日本近現代史	＊日本史上の市(いち) と都市	＊東洋史要説
	＊自然地理学	＊社会学要論	＊哲学要論Ⅰ	＊倫理学要論

＊印の科目は教員免許取得に関連した科目である。

＊＊印の科目は３年次生以上に受講制限する場合がある。

２　３年次生以上の者は、全科目履修することができる。ただし、演習（４年）は、４年次生以上の者に限る。

（外書講読の履修方法）

第６条　外書講読の履修方法は、別に定める。

（演習の履修方法）

第７条　演習の履修については、次の各号の定めによる。

一　演習の履修は２年次生後学期から開始し、２年半にわたり 10 単位を履修しなければならない。その履修方法については別に定める。

二　演習は半期登録を原則とし、半期修了の時点で新たに登録しなければならない。

三　人員等の理由により、登録希望者を選抜することがある。選抜に漏れた場合、新たに登録しなければならない。

２　演習の履修要件については、別に定める。

（教員の免許状）

第８条　教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

経済システム課程	中学校教諭　１種免許状（社会）
経営・法律課程	高等学校教諭　１種免許状（地理歴史・公民・商業）

２　教員免許状取得のための教科及び教職に関する科目は、別表Ⅲから別表Ⅹによる。

３　教員免許状取得に必要な科目の単位のうち、教科に関する科目の中で他学部開講科目の単位及び教職に関する科目の単位は卒業単位に算入しない。

４　教員免許状を取得しようとする者は、主題科目の「現代社会の構造」の分野中、現代の法と社会（日本国憲法）２単位を修得しなければならない。

（教育実習）

第９条　教育実習に参加しようとする者は、４年次の前学期までに次の各号の条件を満たしていなければならない。

一　教科に関する科目については、別表ⅢからⅩに定める必要単位の２分の１以上を修得していなければならない。なお、各科目群別についても必要単位の２分の１以上を修得していなければならない。

二　教職に関する科目については、教育実習及び総合演習を除く必要単位を全て修得していなければならない。

三　履修中の科目は、修得見込科目として修得科目と同等に取り扱うものとする。

２　教育実習は、原則として本学部が定める教育実習校において行う。

（雑則）

第10条　この細則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は教授会において定める。

附　則

この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

別表Ⅰ　専門教育科目（必修科目・選択科目）

科目	課程 / コース	経済システム課程		経営・法律課程	
		国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
必修科目	学部入門科目	8	8	8	8
	学部基礎科目	8	8	8	8
	外書講読	2			
	演習（２年）	2	2	2	2
	演習（３年）	4	4	4	4
	演習（４年）	4	4	4	4
	小計	２８	２６	２６	２６
	自コースの専門科目	３０	３２	３２	３２
	課程他コース専門科目	6	6	6	6
	その他の選択科目(自由選択科目を含む)	１８	１８	１８	１８
	小計	５４	５６	５６	５６
卒業に必要な単位数		８２			

（注）その他の選択科目の１８単位は経済学部の専門科目のほか、教養教育科目（主題科目に限る。）及び他学部指定科目で充当することができる。他学部指定科目は別途定める。

別表Ⅱ　専門教育科目(コース別授業科目)

経済システム課程(国際経済社会コース)

	区　　分	授　業　科　目	単位数	備　　考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎 地域と政策 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門	2 2 2 2 2 2　8	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ 経済学原論Ⅰ 日本経済論 経営学 契約法Ⅰ 会社法	2 2 2 2 2 2　8	
	コース必修科目	外書講読 演習(2年) 演習(3年) 演習(4年)	2 2 2 2	 (前・後期4単位) (前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	ビジネスコミュニケーション英語 国際交流実習 理論経済学Ⅱ 経済学原論Ⅱ 経済学史Ⅰ 経済学史Ⅱ 国際経済論Ⅰ 国際経済論Ⅱ 国際経済論Ⅲ 経済数学Ⅰ 経済数学Ⅱ 国際金融論 現代政治論 国際政治学 国際経済社会論 発展途上国経済論 日本経済史Ⅰ 日本経済史Ⅱ 西洋経済史Ⅰ 西洋経済史Ⅱ 日本社会史Ⅰ 日本社会史Ⅱ マクロ経済学概論 マクロ経済分析 計量経済学Ⅰ 計量経済学Ⅱ 基本統計学Ⅰ 基本統計学Ⅱ 特殊講義	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		実践経済学(実地研修) 経済政策 財政学総論Ⅰ 財政学総論Ⅱ 地方財政論Ⅰ 地方財政論Ⅱ 金融論Ⅰ 金融論Ⅱ 地域モデル論 産業組織論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

自由選択科目	課程他コース専門科目	社会政策	2	
		福祉社会論	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		産業システム論	2	
		エネルギー経済論	2	
		産業構造論	2	
		地域開発論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム論	2	
		経済地理学Ⅰ	2	
		経済地理学Ⅱ	2	
		産業技術論	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経済システム課程(総合政策コース)

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	実践経済学(実地研修)	2	
		経済政策	2	
		財政学総論Ⅰ	2	
		財政学総論Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		地域モデル論	2	
		産業組織論	2	
		社会政策	2	
		福祉社会論	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		産業システム論	2	
		エネルギー経済論	2	
		産業構造論	2	
		地域開発論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム論	2	
		経済地理学Ⅰ	2	
		経済地理学Ⅱ	2	
		産業技術論	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		国際交流実習	2	
		理論経済学Ⅱ	2	
		経済学原論Ⅱ	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅰ	2	
		国際経済論Ⅱ	2	

選択科目	課程他コース専門科目	国際経済論Ⅲ	2	
		経済数学Ⅰ	2	
		経済数学Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		現代政治論	2	
		国際政治学	2	
		国際経済社会論	2	
		発展途上国経済論	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		マクロ経済学概論	2	
		マクロ経済分析	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学Ⅱ	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経営・法律課程(法務管理コース)

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
選択科目	コース専門科目	法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法Ⅰ	2	
		刑法Ⅱ	2	
		国際法Ⅰ	2	
		国際法Ⅱ	2	
		民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		契約法Ⅱ	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法Ⅰ	2	
		民事手続法Ⅱ	2	
		商法総則	2	
		商行為法	2	
		手形・小切手法	2	
		保険法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法Ⅰ	2	
		国際経済法Ⅱ	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
		社会保障法Ⅱ	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
		現代企業経営論	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	

		経営労務論	2	
		国際経営論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		企業評価	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
		実践会計	2	
		財務会計論	2	
		システム論Ⅰ	2	
		システム論Ⅱ	2	
		アルゴリズム	2	
		経営情報システムⅠ	2	
		経営情報システムⅡ	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経営・法律課程(企業経営コース)

区分		授業科目	単位数	備考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		地域と政策	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	
		経済学原論Ⅰ	2	
		日本経済論	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	演習(2年)	2	
		演習(3年)	2	(前・後期4単位)
		演習(4年)	2	(前・後期4単位)
		現代企業経営論	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		国際経営論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		企業評価	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
		実践会計	2	
		財務会計論	2	
		システム論Ⅰ	2	
		システム論Ⅱ	2	
		アルゴリズム	2	
		経営情報システムⅠ	2	
		経営情報システムⅡ	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
		法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法Ⅰ	2	

選択科目	課程他コース専門科目	刑法Ⅱ	2	
		国際法Ⅰ	2	
		国際法Ⅱ	2	
		民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		契約法Ⅱ	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法Ⅰ	2	
		民事手続法Ⅱ	2	
		商法総則	2	
		商行為法	2	
		手形・小切手法	2	
		保険法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法Ⅰ	2	
		国際経済法Ⅱ	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
		社会保障法Ⅱ	2	
		特殊講義	2	
	自由選択科目	日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

別表Ⅲ　社会　中学校教諭1種免許状（経済システム課程）

		科　　目	種　　目	単位数	備　　考
教科に関する科目	必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
			●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		地　理　学（地誌を含む。）	○人文地理学	2	（文化教育学部開設）
			●自然地理学	2	
			○世界地誌	2	（文化教育学部開設）
		法律学、政治学	人権論	2	
			現代政治論	2	
		社会学、経済学	国際経済社会論	2	
			地域と政策	2	
			理論経済学Ⅰ	2	
		哲学、倫理学、宗教学	●哲学要論Ⅰ	2 } 2	
			●倫理学要論	2 }	
		計		24	
	選択科目	日本史及び外国史	●日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市（いち）と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
			●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		地　理　学（地誌を含む）	○都市システム論	2	（文化教育学部開設）
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
			○日本の地理と風土	2	（文化教育学部開設）
		法律学、政治学	行政法総論	2	
			国際法Ⅰ	2	
			国際法Ⅱ	2	
			環境法	2	
			労働法Ⅰ	2	
			労働法Ⅱ	2	
			国際政治学	2	
		社会学、経済学	●社会学要論	2	
			●環境と人間の組織社会学	2	
			経済学原論Ⅰ	2 } 2	
			日本経済論	2	
			理論経済学Ⅱ	2	
			経済学原論Ⅱ	2	
			経済学史Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅱ	2	
			経済数学Ⅰ	2	
			経済数学Ⅱ	2	
			国際金融論	2	
			発展途上国経済論	2	
			経済学史Ⅱ	2	
			マクロ経済学概論	2	
			マクロ経済分析	2	
			計量経済学Ⅰ	2	
			計量経済学Ⅱ	2	
			経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
			財政学総論Ⅱ	2	

			地域モデル論 産業組織論 社会政策 福祉社会論 社会保障論、 労使関係システム	2 2 2 2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学	●市民社会と倫理	2	
		計		2	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ ●障害児教育	2 2 2 2 2	2
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ●中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴) ●中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴) ●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民) ●中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民) ●道徳教育の研究 ●特別活動の研究 ●教育方法学概説	2 2 2 2 2 2 2 2	2
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論 ●教育相談心理学	2 2	
		総合演習	●総合演習(人権文化) ●総合演習(国際理解) ●総合演習(地域文化) ●総合演習(環境) ●総合演習(健康福祉) ●総合演習(情報)	2 2 2 2 2 2	
		教育実習	●中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。
		計		33	

※ 中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学、教育相談心理学及び道徳教育の研究を履修しておくこと。
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅳ地理歴史　高等学校教諭1種免許状（経済システム課程）

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史	日本史要説	2	
		外国史	●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2	（文化教育学部開設）
			●自然地理学	2	
		地誌	○世界地誌	2	（文化教育学部開設）
		計		12	
	選択科目	日本史	●日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位数（12単位まで）は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市（いち）と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	20
		外国史	●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		人文地理学及び自然地理学	○都市システム論	2	（文化教育学部開設）
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
		地誌	○日本の地理と風土	2	（文化教育学部開設）
		計		20	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
			●教育課程論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
			●中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習（人権文化）	2	
			●総合演習（国際理解）	2	
			●総合演習（地域文化）	2	2
			●総合演習（環境）	2	
			●総合演習（健康福祉）	2	
			●総合演習（情報）	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
			●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※　中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表IX 公民　高等学校教諭1種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	人権論 国際政治学 現代政治論	2 2 2	
		社会学、経済学 (国際経済を含む。)	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	●哲学要論Ⅰ ●倫理学要論	2 2 } 2	
		計		14	
	選択科目	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	法学概論Ⅰ 法学概論Ⅱ 統治機構論 行政法総論 行政救済法 地方自治法 国際法Ⅰ 国際法Ⅱ 民事手続法Ⅰ 民事手続法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 環境法 国際環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
		社会学、経済学 (国際経済を含む。)	●社会学要論 ●環境と人間の組織社会学 国際経済論Ⅰ 国際経済論Ⅱ 経済政策 財政学総論Ⅰ 産業組織論 社会政策 社会保障論 労使関係システム 経営組織論 経営労務論 経営史 経営社会学 企業評価 戦略経営論 証券論 経営情報システムⅠ 経営情報システムⅡ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	●市民社会と倫理	2	
		計		18	
		教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育社会学 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ ●障害児教育	2 2 2 2 2 } 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2 2	

関する科目	必	び進路指導等に関する科目	●教育相談心理学	2	
		総　合　演　習	●総合演習(人権文化) ●総合演習(国際理解) ●総合演習(地域文化) ●総合演習(環境) ●総合演習(健康福祉) ●総合演習(情報)	2 2 2 2 2 2	2
		教　育　実　習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史 ●人権教育論	2 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育 ●教育評価	2 2	

※ 中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅵ　商業　高等学校教諭1種免許状（経済システム課程）

		科　　目	種　　目	単位数	備　　考
教科に関する科目	必修科目	商業の関係科目	基礎簿記	2	
			金融論Ⅰ	2	
			流通経済論	2	
		職業指導	職業指導	2	
		計		8	
		商業の関係科目	基本統計学Ⅰ	2	教職に関する科目の余剰単位数（14単位まで）は選択科目に含める。
			基本統計学Ⅱ	2	
			地方財政論Ⅰ	2	
			地方財政論Ⅱ	2	
			金融論Ⅱ	2	
			労働経済論	2	
			NPO論	2	
			サービス産業論	2	
			日本農業論	2	
			農政経済論	2	
			産業システム論	2	26
			エネルギー経済論	2	
			産業構造論	2	
			地域開発論	2	
			地域調査論	2	
			地域農業論	2	
			地域システム論	2	
			産業技術論	2	
			企業論	2	
			物権法Ⅰ	2	
			物権法Ⅱ	2	
		計		26	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			商業科教育法Ⅰ	2	経済学部開講科目
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習（人権文化）	2	
			●総合演習（国際理解）	2	
			●総合演習（地域文化）	2	2
			●総合演習（環境）	2	
			●総合演習（健康福祉）	2	
			●総合演習（情報）	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		25	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
			●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅶ　社会　中学校教諭1種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
			●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		地理学(地誌を含む。)	○人文地理学	2	(文化教育学部開設)
			●自然地理学	2	
			○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		法律学、政治学	人権論	2	
			現代政治論	2	
		社会学、経済学	国際経済社会論	2	
			地域と政策	2	
			理論経済学Ⅰ	2	
		哲学、倫理学、宗教学	●哲学要論Ⅰ	2	2
			●倫理学要論	2	
		計		24	
	選択科目	日本史及び外国史	●日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市(いち)と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	
			●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		地理学(地誌を含む。)	○都市システム論	2	(文化教育学部開設)
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
			○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
		法律学、政治学	法学概論Ⅰ	2	
			法学概論Ⅱ	2	
			統治機構論	2	
			行政法総論	2	
			行政救済法	2	
			地方自治法	2	
			国際法Ⅰ	2	
			国際法Ⅱ	2	
			民事手続法Ⅰ	2	
			民事手続法Ⅱ	2	
			経済法Ⅰ	2	
			経済法Ⅱ	2	2
		法律学、政治学	環境法	2	
			国際環境法	2	
			労働法Ⅰ	2	
			労働法Ⅱ	2	
			社会保障法Ⅰ	2	
			社会保障法Ⅱ	2	
			国際政治学	2	
			●社会学要論	2	
			●環境と人間の組織社会学	2	
			国際経済論Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅱ	2	
			経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
			産業組織論	2	
			社会政策	2	

		社会学、経済学	社会保障論	2	
			労使関係システム	2	
			経営組織論	2	
			経営労務論	2	
			国際経営論	2	
			経営史	2	
			経営社会学	2	
			戦略経営論	2	
			証券論	2	
			経営情報システムⅠ	2	
			経営情報システムⅡ	2	
		哲学、倫理学、宗教学	●市民社会と倫理	2	
		計		2	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	2
			●社会教育概論Ⅰ	2	
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			●中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
			●中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
			●中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	2
			●中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2	
			●道徳教育の研究	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習（人権文化）	2	2
			●総合演習（国際理解）	2	
			●総合演習（地域文化）	2	
			●総合演習（環境）	2	
			●総合演習（健康福祉）	2	
			●総合演習（情報）	2	
		教育実習	●中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。
		計		33	

※ 中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学、教育相談心理学及び道徳教育の研究を履修しておくこと。
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅷ　地理歴史　高等学校教諭1種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	日本史	日本史要説	2	
		外国史	●東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2	(文化教育学部開設)
			●自然地理学	2	
		地誌	○世界地誌	2	(文化教育学部開設)
		計		12	
	選択科目	日本史	●日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
			●日本社会経済史	2	
			●日本史上の市(いち)と都市	2	
			●文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
			●古墳文化研究演習	2	
			日本社会史Ⅰ	2	
			日本社会史Ⅱ	2	
			日本経済史Ⅰ	2	
			日本経済史Ⅱ	2	2
		外・国史	●東アジア国際関係史	2	
			西洋経済史Ⅰ	2	
			西洋経済史Ⅱ	2	
		人文地理学及び自然地理学	○都市システム論	2	(文化教育学部開設)
			経済地理学Ⅰ	2	
			経済地理学Ⅱ	2	
		地誌	○日本の地理と風土	2	(文化教育学部開設)
		計		20	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育概論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			●中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	
			●中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	
			●総合演習(環境)	2	2
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。
教科こ関する科目で○印の授業科及び教職に関する科目は卒業所定単位に含むことはできない。
●印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅸ 公民　高等学校教諭1種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	人権論 国際政治学 現代政治論	2 2 2	
		社会学、経済学 (国際経済を含む。)	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	●哲学要論Ⅰ ●倫理学要論	2 2 } 2	
		計		14	
	選択科目	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	法学概論Ⅰ 法学概論Ⅱ 統治機構論 行政法総論 行政救済法 地方自治法 国際法Ⅰ 国際法Ⅱ 民事手続法Ⅰ 民事手続法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ 環境法 国際環境法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 社会保障法Ⅰ 社会保障法Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数(12単位まで)は選択科目に含める。
		社会学、経済学 (国際経済を含む。)	●社会学要論 ●環境と人間の組織社会学 国際経済論Ⅰ 国際経済論Ⅱ 経済政策 財政学総論Ⅰ 産業組織論 社会政策 社会保障論 労使関係システム 経営組織論 経営労務論 経営史 経営社会学 企業評価 戦略経営論 証券論 経営情報システムⅠ 経営情報システムⅡ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	●市民社会と倫理	2	
		計		18	
		教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育社会学 ●発達と教育の心理学 ●教育社会学 ●社会教育概論Ⅰ ●障害児教育	2 2 2 2 2 } 2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論 ●中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2 2	

教職に関する科目	必修科目		●中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	2
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	
			●総合演習(環境)	2	
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		27	
	選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史	2	
			●人権教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育	2	
			●教育評価	2	

※ 中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学及び教育相談心理学を履修しておくこと。
教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表X　商業　高等学校教諭1種免許状(経営・法律課程)

		科目	種目	単位数	備考
教科に関する科目	必修科目	商業の関係科目	基礎簿記	2	
			簿記・会計	2	
			マーケティング論Ⅰ	2	
		職業指導	職業指導	2	
		計		8	
	選択科目	商業の関係科目	基本統計学Ⅰ	2	教職に関する科目の余剰単位数(14単位まで)は選択科目に含める。
			産業システム論	2	
			産業構造論	2	
			経営学	2	
			会計学原理	2	
			情報処理概論	2	
			財務管理論	2	
			流通経済論	2	
			マーケティング論Ⅱ	2	
			流通産業論	2	
			企業論	2	
			経営管理論	2	
			管理会計論	2	
			原価計算論	2	
			経営分析	2	
			国際会計論	2	26
			財務会計論	2	
			システム論Ⅰ	2	
			システム論Ⅱ	2	
			契約法Ⅰ	2	
			契約法Ⅱ	2	
			会社法	2	
			民法総則	2	
			物権法Ⅰ	2	
			物権法Ⅱ	2	
			債権法総論	2	
			商法総則	2	
			商行為法	2	
			手形・小切手法	2	
			保険法	2	
		計		26	
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	●教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	●教育基礎論	2	
			●発達と教育の心理学	2	
			●教育社会学	2	
			●社会教育槻論Ⅰ	2	2
			●障害児教育	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程論	2	
			商業科教育法Ⅰ	2	経済学部開講科目
			●特別活動の研究	2	
			●教育方法学概説	2	
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●生徒指導論	2	
			●教育相談心理学	2	
		総合演習	●総合演習(人権文化)	2	
			●総合演習(国際理解)	2	
			●総合演習(地域文化)	2	2
			●総合演習(環境)	2	
			●総合演習(健康福祉)	2	
			●総合演習(情報)	2	
		教育実習	●高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。
		計		25	

選択科目	教育の基礎理論に関する科目	●教育思想史 ●人権教育論	2 2	
	教育課程及び指導法に関する科目	●視聴覚教育 ●教育評価	2 2	

※教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。
●印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表（第5条第1項関係）

課程				経済システム課程		経営・法律課程	
コース				国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
教養教育科目	大学入門科目			2	2	2	2
	共通基礎教育科目	外国語科目	第1外国語	6	6	6	6
			第2外国語	4	4	4	4
		健康・スポーツ科目	講義・演習	2	2	2	2
			実習	2	2	2	2
		情報処理科目	講義	2	2	2	2
			演習Ⅰ	1	1	1	1
			演習Ⅱ				
	主題科目	分野別主題科目		24	24	24	24
		共通主題科目					
小計				43	43	43	43
専門教育科目	専門科目		必修科目	28	26	26	26
			選択科目	54	56	56	56
小計				82	82	82	82
合計				125	125	125	125

医　　学　　部

佐賀大学医学部規則

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　佐賀大学医学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成16年４月１日制定。以下「佐賀大学規則」という。）及び佐賀大学学則（平成16年４月１日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（副医学部長）

第２条　本学部に，佐賀大学規則第２９条第２項の規定の基づき，副医学部長を置く。

２　副医学部長に関し必要な事項は，別に定める。

（講座主任）

第３条　佐賀大学規則第１０条第１項に規定する本学部の講座に講座主任を置く。

２　講座主任は，当該講座に属する教授をもつて充てる。

３　講座主任は，講座の運営を総括する。

４　講座主任の任期は，２年とし，再任することができる。

（運営会議）

第４条　本学部に運営会議を置く。

２　運営会議に関し必要な事項は，別に定める。

（入学）

第５条　本学部に入学できる者は，学則第９条及び第１４条に定めるところによる。

２　編入学，転入学及び再入学に関する事項は，佐賀大学医学部看護学科編入学規程（平成16年４月１日制定）の定めるところによる。

（教育課程の編成）

第６条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は，大学入門科目，主題科目及び共通基礎教育科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は，外国語科目及び情報処理科目とし，健康・スポーツ科目は履修を要しない。

４　専門教育科目は，医学科にあつては専門基礎科目，基礎医学科目，機能・系統別ＰＢＬ科目，臨床実習及び選択コースに区分し，看護学科にあつては，専門基礎科目，看護専門科目に区分する。

（履修方法）

第７条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目及び専門教育科目から別表に示す単位をそれぞれ修得しなければならない。

2　教養教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学医学部履修細則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

3　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学医学部履修細則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（履修手続）

第8条　学生は，選択科目を履修するときは，所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第9条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

2　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告及び試験等によって行う。

3　成績は，優・良・可・不可の評語をもって表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

（試験）

第10条　試験は，各授業科目の担当教官（教科主任を含む。）が必要と認めたときに適宜実施するものとする。

2　追試験及び再試験については，別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第11条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学における授業科目の履修大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。

（転入学、編入学及び再入学した者の履修科目の認定）

第12条　転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び履修単位数は，教授会の議を経て，認定する。

（卒業の要件）

第13条　本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第7条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第14条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（特別聴講生）

第15条　特別聴講生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第16条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（関連教育病院）

第１７条　臨床教育の充実を期するため，国公立又は法人の設立する病院を関連教育病院に定め，学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

２　前項の臨床教育について必要な事項は，別に定める。

（公開講座）

第１８条　本学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。

（雑則）

第１９条　この規則に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表（第７条第１項関係）

学科	教養教育科目						小計	専門教育科目					小計	合計
	大学入門科目	共通基礎教育科目				主題科目		専門基礎科目	基礎医学科目	機能・系統別PBL科目	臨床実習	選択コース		
		外国語科目		情報処理科目		分野別主題科目	共通主題科目							
		第１外国語	第２外国語	講義	演習Ⅰ									
医学科	4	6	4	2	1	20	37	14	37	46	32	22	151	188

別表（第７条第１項関係）

学科	教養教育科目					小計	専門教育科目			小計	合計
	大学入門科目	共通基礎教育科目			主題科目			専門基礎科目	看護専門科目		
		外国語科目		情報処理科目	分野別主題科目	共通主題科目					
		第１外国語	第２外国語	講義							
看護学科	2	6	2	2	20		32	必修	29	59	96	128
								選択	8		

理　工　学　部

佐賀大学理工学部規則

（趣旨）

第１条　佐賀大学理工学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学学則（平成　１６年４月１日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（入学）

第２条　本学部に入学することのできる者は，学則第９条及び第１４条に定めるところによる。

２　編入学に関する事項は，佐賀大学理工学部編入学規程（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学理工学部履修細則（平成１６年４月１日制定。以下「履修細則」という。）の定めるところによる。

（学科及びコース）

第３条　本学部の学科に次のコースを置く。

学　　科	コ　ー　ス
数理科学科	
物理科学科	
知能情報システム学科	
機能物質化学科	物質化学コース
	機能材料化学コース
機械システム工学科	
電気電子工学科	
都市工学科	

（教育課程の編成）

第４条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は，大学入門科目，共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

４　主題科目は，分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

５　専門教育科目は，専門科目，専門基礎科目及び専門周辺科目に区分し，学科及びコース別に，必修科目，選択科目及び自由科目に分ける。

（履修方法）

第５条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

２　教養教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学教養教育科目履修規程（平成１６年４月１日制定）及び履修細則の定めるところによる。

３　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，履修細則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第７条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験によって行う。

３　成績は、優・良・可・不可の評語をもつて表わし、優・良・可を合格とし，不可は

不合格とする。
（試験）
第８条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。
２　不合格と判定された科目については，再試験を行うことがある。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第９条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。
（転入学した者の履修科目等の認定）
第１０条　転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。
（卒業の要件）
第１１条　本学部を卒業するには、所定の期間在学し，第４条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。
（技術者教育プログラム等）
第１２条　本学部に技術者教育プログラム及び学術教育プログラムを置く。
２　技術者教育プログラムを置く学科及びその名称は，次のとおりとする。

知能情報システム学科	コンピュータサイエンスに基づく情報システム教育プログラム
機能物質化学科	機能材料化学コース
機械システム工学科	機械システム工学科
電気電子工学科	電気電子システム工学プログラム

３　学術教育プログラムを置く学科及びその名称は，次のとおりとする。

知能情報システム学科	知能情報システム教育プログラム
機能物質化学科	物質化学コース
電気電子工学科	電気電子工学総合プログラム

４　技術者教育プログラム及び学術教育プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。
（科目等履修生）
第１３条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（特別聴講学生）
第１４条　特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（研究生）
第１５条　研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（外国人留学生）
第１６条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（公開講座）
第１７条　学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。
（雑則）
第１８条　この規則に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表（第５条第１項関係）

学科・コース	教養教育科目										小計	専門教育科目			小計	合計
	大学入門科目	共通基礎教育科目							主題科目			専門科目	専門基礎科目	専門周辺科目		
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目			分野別主題科目	共通主題科目						
		第１	第２	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ	演習Ⅱ								
数理科学科	2	6	4	2	2	2	1	1	２４		４４	６０	１６	4	８０	１２４
物理科学科	2	6	4	2	2				２２		３８	７６	4	6	８６	１２４
知能情報システム学科	2	6	4	2	2	2	1		２０		３９	７５	１０	4	８９	１２８
機能物質化学科 物質化学コース	2	6		2	2		1	1	２０		３４	８２	8	4	９４	１２８
機能物質化学科 機能材料化学コース	2	6		2	2		1	1	２０		３４	８２	8	4	９４	１２８
機械システム工学科	2	6	4	2	2		1	1	２０		３８	７１	１３	4	８８	１２６
電気電子工学科	2	6	4	2	2	2	1	1	２０		４０	６３	２０	4	８７	１２７
都市工学科	2	6	4	2	2	2	1		２０		３９	７１	１０	4	８５	１２４

佐賀大学理工学部履修細則

（趣旨）

第1条　理工学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については，佐賀大学学則（平成16年4月1日制定），佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定），佐賀大学教養教育科目履修細則（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学理工学部規則（平成16年4月1日制定。以下「理工学部規則」という。）に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

（教養教育科目等）

第2条　共通基礎教育科目における外国語科目の第 1 外国語は，英語とする。ただし，外国人留学生は，この限りでない。

2　機能物質化学科機能材料化学コースの学生は，教養教育科目における主題科目の履修について，「文化と芸術」，「思想と歴史」，「現代社会の構造」，「人間環境と健康」の中から12単位以上を履修しなければならない。

3　機械システム工学科の学生は，教養教育科目における主題科目の履修について，「文化と芸術」，「思想と歴史」，「現代社会の構造」の中から6単位以上を，同学科の3年次に編入学した者については，12単位以上を履修しなければならない。

4　都市工学科の学生は，共通基礎教育科目における情報処理科目の演習のうち，情報基礎演習Ⅰを履修しなければならない。

（専門教育科目）

第3条　各学科及びコースの専門教育科目における専門科目及び専門基礎科目の授業科目，単位数及び履修は，別表Ⅰ－1～Ⅰ－7（以下「別表Ⅰ」という。）のとおりとする。

2　専門教育科目における専門周辺科目の授業科目，単位数及び履修は，別表Ⅱのとおりとする。

3　第1項の各年度における科目の配当年次は，別途示すものとする。

（編入学者の教養教育科目等）

第４条 理工学部の次表に示す学科の3年次に編入学した者（以下「編入学者」という。）は，教養教育科目の単位を次表のとおり修得しなければならない。

学科		教養教育科目									合計
		大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目		
			外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目				
			第1	第2	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ	演習Ⅱ	分野別主題科目	共通主題科目	
数理科学科			2							8		10
物理科学科			2							6		8
知能情報システム学科			2							6		8
機能物質化学科	物質化学コース		2							6		8
	機能材料化学コース		2							6		8
機械システム工学科			4					1		12		17
電気電子工学科			2							6		8
都市工学科			2							6		8

（編入学者の専門教育科目）

第5条　編入学者は，別表Ⅰから各学科及びコースにおいて指定された専門教育科目の単位を修得しなければならない。

（他学科及び他学部等の開講科目）

第6条　学生は，別表Ⅰに定めるところにより，本学部他学科及び他学部において開講される科目を選択科目の一部として履修することができる。

2　外国人留学生は，別表Ⅲに定める科目を別表Ⅰに定める選択科目の一部として履修することができる。

（自由科目）

第7条　別表Ⅰに定める自由科目は，理工学部規則第11条に規定する卒業の要件の単位の中に算入しない。

（履修登録）

第8条　学生は，理工学部規則第6条に規定する履修届を，前学期及び後学期とも開講日から所定期間以内に教務係へ提出しなければならない。

2　前項の履修届を提出しない場合は，当該学期に受講したすべての科目の単位は，認定されない。

3　履修科目として登録できる単位数の上限等については，別に定める。

（技術者教育プログラム）

第9条　技術者教育プログラムを修了しようとする者は，所属するプログラムが定める修了要件を満たさなければならない。

2　学術教育プログラムを修了しようとする者は，所属する学科が定める卒業要件を満たさなければならない。

3　技術者教育プログラム及び学術教育プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。

（教員免許状）

第10条　教員免許状を取得しようとする者は，所定の教育課程に定める単位のほか，免許教科ごとに別に定める科目の単位及び教養教育科目のうち日本国憲法2単位を修得しなければならない。

2　教育実習参加資格等に関する事項は，別に定める。

（卒業研究）

第11条　卒業研究（「数学講究及び卒業研究」を含む。）は通年科目とし，着手時期は学年の始めとする。

（雑則）

第12条　この細則に定めるもののほか，学生の履修に関し必要な事項は，教授会で定める。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表Ⅰ-1(第3条第1項関係)

◎　数理科学科

1　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位
微分積分学基礎Ⅰ	2
微分積分学基礎Ⅱ	2
線形代数学基礎Ⅰ	2
線形代数学基礎Ⅱ	2
微分積分学基礎演習Ⅰ	2
微分積分学基礎演習Ⅱ	2
線形代数学基礎演習Ⅰ	2
線形代数学基礎演習Ⅱ	2

2　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位
数理文書作成Ⅰ	2
数理文書作成Ⅱ	2
微分積分学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2
線形代数学Ⅰ	2
線形代数学Ⅱ	2
微分積分学演習Ⅰ	2
微分積分学演習Ⅱ	2
線形代数学演習Ⅰ	2
線形代数学演習Ⅱ	2
集合・位相Ⅰ	2
集合・位相Ⅱ	2
数学講究及び卒業研究	12

○選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
代数学Ⅰ	2	グラフィック数理学	2
代数学Ⅱ	2	確率解析学	2
幾何学Ⅰ	2	シミュレーション数理学	2
幾何学Ⅱ	2	数理統計学	2
解析学Ⅰ	2	情報数理学	2
解析学Ⅱ	2	応用関数論	2
微分方程式論Ⅰ	2	工業数理学	2
微分方程式論Ⅱ	2	数理学	2
複素関数論Ⅰ	2	応用数理学	2
複素関数論Ⅱ	2	数理学特別講義	
プログラミング	2	応用数理学特別講義	
離散数理学	2	他学科で開講される専門科目	

○自由科目

授　業　科　目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	１６
専門科目	
必修科目	
選択科目	３６
専門周辺科目	２４
	４
計	８０

4　3年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	０
専門科目	
必修科目	２６
選択科目	２４
専門周辺科目	２
計	５２

5　備考

(1)　「数理学特別講義」及び「応用数理学特別講義」の具体的科目名及び単位数は,その都度指示する。

(2)　専門科目の選択科目 24 単位のうち 6 単位までは,「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。

(3)　専門周辺科目の授業科目、単位数及び履修は，別表Ⅱのとおりである。

(4)　「数学講究及び卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　教養教育科目のうち主題科目を 22 単位以上，大学入門科目 2 単位を修得していること。

イ　共通基礎教育科目について,所定の単位をすべて修得していること。

ウ　専門基礎科目を 16 単位並びに専門科目の必修科目中「数学講究及び卒業研究」以外の 24 単位を修得していること。

エ　「他学科で開講される専門科目」以外の専門科目の選択科目を 14 単位以上修得していること。

オ　専門周辺科目を 2 単位以上修得していること。

(5)　上記(3)の規定にかかわらず,本学に 2 年以上在籍し,2 年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については,3 年次での「数学講究及び卒業研究」及び 4 年次開講科目の履修を認める。

(6)　編入学者の「数学講究及び卒業研究」履修資格は,別途認定する。

別表Ⅰ－2（第 3 条第 1 項関係）

◎　物理科学科

1　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位
物理数学 A	4

2　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
物理数学B	4	物理学実験A	3
物理数学C	4	電磁気学Ⅰ	2
力学A	2	電磁気学Ⅱ	2
力学B	2	電磁気学Ⅲ	2
力学C	2	電磁気学Ⅳ	2
力学D	2	量子力学A	4
物理学演習A	2	量子力学B	4
物理学演習B	2	統計力学A	4
熱力学	2	統計力学B	4
		卒業研究	１０

○選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
相対論	2	計算機物理学B	2
物理数学D	2	放射線物理学	2
生物物理学	2	流体力学	2
宇宙物理学	2	光学	2
低温物理学	2	プラズマ物理学	2
物性物理学	2	応用電磁気学	2
物理学通論A	2	地球物理学	2
物理学通論B	2	特別講義	
物理学実験B	3	他学科で開講される専門科目	
計算機物理学A	2	他学部で開講される専門科目	
		教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	５９
選択科目	１７
専門周辺科目	6
計	８６

4　3年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	4
専門科目	
必修科目	４３
選択科目	5
専門周辺科目	2
計	５４

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

(1)「特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2) 専門科目の選択科目のうち 4 単位までは，他学科で開講される専門科目，他学部で開講される専門科目，教員免許状取得に関する科目及び専門周辺科目で充当することができる。

(3) 「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア 主題科目及び大学入門科目について，修得単位数が 16 単位以上であること。

イ 共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。

ウ 3 年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。

(4) 上記(3)の規定にかかわらず，本学に 2 年以上在籍し，2 年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，3 年次での「卒業研究」及び 4 年次開講科目の履修を認める。

(5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

別表Ⅰ－3（第 3 条第 1 項関係）

◎ 知能情報システム学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
情報数理Ⅰ	2	プログラミング概論Ⅱ	2
情報数理Ⅱ	2	プログラミング演習Ⅰ	1
プログラミング概論Ⅰ	2	プログラミング演習Ⅱ	1

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
線形数学Ⅰ	2	オブジェクト指向開発	2
線形数学Ⅱ	2	データベース	2
基礎解析学Ⅰ	2	形式言語とオートマトン	2
基礎解析学Ⅱ	2	ハードウェア実験	2
論理設計	2	オペレーティングシステム	2
計算機アーキテクチャ	2	情報ネットワーク	2
技術文書作成	2	科学英語	1
工業数学Ⅰ	2	情報システム実験	2
工業数学Ⅱ	2	情報ネットワーク実験	2
情報理論	2	システム開発実験	2
データ構造とアルゴリズム	2	シミュレーション実験	2
確率統計	2	卒業研究	12
ソフトウエア工学	2		

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
応用線形数学	2	デジタル通信技術	2
情報代数と符号理論	2	情報社会と倫理	2
コンピュータグラフィックス	2	情報と職業	2
記号論理学	2	画像情報処理	2
コンパイラ	2	モデリングとシミュレーション	2
数値解析	2	自主演習	1
グラフと組合せ	2	情報学特別講義	

信号処理	2	他学科で開講される専門科目	
人工知能	2	他学科で開講される専門周辺科目	
プログラミング言語論	2	教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	１０
専門科目	
必修科目	５９
選択科目	１６
専門周辺科目	4
計	８９

4　3年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目 　必修科目 専門科目 　必修科目 　選択科目	５２
専門周辺科目	2
計	５４

ただし，専門基礎科目及び専門科目の中で以下の科目の単位を修得すること。

(1)　次の2項目のうちいずれかの項目の科目

ア　「情報システム実験」，「情報ネットワーク実験」，「シミュレーション実験」，「システム開発実験」のうち2科目及び「プログラミング概論Ⅰ」，「プログラミング演習Ⅰ」，「プログラミング概論Ⅱ」，「プログラミング演習Ⅱ」

イ　「情報システム実験」，「情報ネットワーク実験」，「シミュレーション実験」，「システム開発実験」

(2)　「情報理論」，「データ構造とアルゴリズム」，「工業数学Ⅰ」，「工業数学Ⅱ」，「ソフトウエア工学」「技術文書作成」，「科学英語」及び「卒業研究」

5　備考

(1)　「情報学特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2)　「自主演習」の単位数は1単位として，同一学期で1単位修得可能で，卒業要件単位として最大6単位まで修得できる。

(3)　専門科目の選択科目16単位のうち6単位までは，「他学科で開講される専門科目」及び「教員免許状取得に関する科目」並びに4単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。

(4)　「情報システム実験」，「情報ネットワーク実験」，「シミュレーション実験」，「システム開発実験」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　理工学部規則の別表に定める卒業要件単位を66単位以上修得していること。

イ　教養教育科目のうち，大学入門科目2単位を修得していること。

ウ　共通基礎教育科目について，外国語科目を6単位以上、健康・スポーツ科目を4単位、情報処理科目を3単位修得していること。

エ　「情報数理Ⅰ」，「情報数理Ⅱ」，「計算機アーキテクチャ」，「プログラミング概論Ⅰ」，「プログラミング演習Ⅰ」，「線形数学Ⅰ」，「線形数学Ⅱ」，「基礎解析学Ⅰ」，「基礎解析学Ⅱ」，「論理設計」，「ハードウェア実験」の単位を全て修得していること。

(5)「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　理工学部規則の別表に定める卒業要件単位を106単位以上修得していること。

イ　教養教育科目のうち，大学入門科目２単位及び主題科目16単位以上を修得していること。
ウ　共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。
エ　専門周辺科目について，２単位以上を修得していること。
オ　専門基礎科目の全て，並びに専門科目のうち「ハードウェア実験」，「情報システム実験」，「情報ネットワーク実験」，「シミュレーション実験」，「システム開発実験」の単位をすべて修得していること。

(6) 上記（5）の規定に関わらず，２年終了時点の成績が特に優秀であると認められる者については３年生から「卒業研究」を含む４年次開講科目の履修を認める。

別表Ⅰ－４（第３条第１項関係）

◎　機能物質化学科（物質化学コース）

１　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
基礎数学及び演習 Ⅰ	2	基礎物理学及び演習 Ⅰ	2
基礎数学及び演習 Ⅱ	2	基礎物理学及び演習 Ⅱ	2

２　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
基礎化学Ⅰ	2	基礎化学実験Ⅰ	2
基礎化学Ⅱ	2	基礎化学実験Ⅱ	2
基礎化学Ⅲ	2	機能物質化学実験Ⅰ	4
基礎化学Ⅳ	2	機能物質化学実験Ⅱ	4
基礎化学演習Ⅰ	1	機能物質化学実験Ⅲ	4
基礎化学演習Ⅱ	1	機能物質化学実験Ⅳ	4
科学英語Ⅰ	1	卒業研究	8
科学英語Ⅱ	1		

○選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
〈A群〉			
無機化学Ⅰ	2	エネルギー材料工学	2
無機化学Ⅱ	2	固体科学	2
錯体構造化学	2	セラミックス工学	2
錯体物性化学	2	環境無機材料工学	2
電気化学	2	セラミックス科学	2
電子材料工学	2	先端無機化学	2
固体材料解析工学	2	機能物質化学特講Ⅰ	2
〈B群〉			
有機化学Ⅰ	2	生物情報化学	2
有機化学Ⅱ	2	有機材料化学Ⅰ	2
有機反応化学Ⅰ	2	有機材料化学Ⅱ	2
有機反応化学Ⅱ	2	高分子合成化学	2
機能有機化学Ⅰ	2	高分子物性化学	2
機能有機化学Ⅱ	2	機能物質化学特講Ⅱ	2
有機金属化学Ⅰ	2		2
有機金属化学Ⅱ	2		

〈C群〉			
化学熱力学Ⅰ	2	分子分光学	2
化学熱力学Ⅱ	2	物質移動論	2
量子化学Ⅰ	2	溶液物理化学	2
量子化学Ⅱ	2	構造化学	2
反応速度論	2	機能物質化学特講Ⅲ	2
統計熱力学	2		
〈D群〉			
基礎分析化学	2	化学工学基礎Ⅰ	2
分離化学	2	化学工学基礎Ⅱ	2
環境分析化学	2	環境化学工学	2
地球環境化学	2	電気分析化学	2
物質循環化学	2	材料分析化学	2
溶液化学	2	機能物質化学特講Ⅳ	2
分子計測化学	2		
〈その他〉			
化学技術者倫理	2	知的財産権法	2

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	40
選択科目	42
専門周辺科目	4
計	94

4　第3年次編入学者の修得すべき単位

区　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	18
選択科目	32
専門周辺科目	4
計	54

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　専門科目の選択科目は「機能材料化学コースで開講される専門科目」から充当することができる。

(2)　コース進学（プログラム履修）は原則として，1年次で開講されている基礎化学実験Ⅰ及びⅡを修得し，さらにそれ以外の専門基礎科目及び専門科目10科目のうち，7科目以上を修得している者に対して認められる。

(3)　2年次以上向けに開講されている専門科目は，コース進学（プログラム履修）が許可されている

者のみ受講することが出来る。

(4)　専門科目の選択科目は，各科目群（A－D）より少なくともそれぞれ４単位以上を修得しなければならない。

(5)「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たすものに対して認められる。

ア　理工学部規則別表に定める卒業要件単位を１０８単位以上修得していること。

イ　専門教育科目を８０単位以上修得していること。

ウ　１年次で開講されている専門基礎科目及び専門科目を全て修得していること。

エ　機能物質化学実験Ⅰ－Ⅳをすべて修得していること。

(6)　上記（５）の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(7) 編入学者の「卒業研究」履修資格は別途認定する。

◎　機能物質化学科（機能材料化学コース）

1　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
基礎数学及び演習 Ⅰ	2	基礎物理学及び演習 Ⅰ	2
基礎数学及び演習Ⅱ	2	基礎物理学及び演習Ⅱ	2

2　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
基礎化学Ⅰ	2	化学工学Ⅱ	2
基礎化学Ⅱ	2	分離工学	2
基礎化学Ⅲ	2	反応工学	2
基礎化学Ⅳ	2	環境化学	2
基礎化学演習Ⅰ	1	分離分析化学	2
基礎化学演習Ⅱ	1	機器分析化学	2
無機化学	2	工業数学	2
応用無機化学	2	化学技術者倫理	2
無機材料科学	2	知的財産権法	2
無機材料工学	2	科学英語Ⅰ	1
有機化学	2	科学英語Ⅱ	1
応用有機化学	2	基礎化学実験Ⅰ	2
生物化学	2	基礎化学実験Ⅱ	2
高分子化学	2	機能物質化学実験Ⅰ	4
物理化学Ⅰ	2	機能物質化学実験Ⅱ	4
物理化学Ⅱ	2	機能物質化学実験Ⅲ	4
応用物理化学	2	機能物質化学実験Ⅳ	4
化学工学Ⅰ	2	卒業研究	8

○自由科目

授　業　科　目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	8

専門科目	
必修科目	８２
専門周辺科目	４
計	９４

４　第３年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	０
専門科目	
必修科目	５０
専門周辺科目	４
計	５４

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

５　備考

(1)　コース進学（プログラム履修）は原則として，１年次で開講されている基礎化学実験Ⅰ及びⅡを修得し、さらにそれ以外の専門基礎科目及び専門科目１０科目のうち，７科目以上を修得している者に対して認められる。

(2)　２年次以上向けに開講されている専門科目は、コース進学（プログラム履修）が許可されている者のみ受講することが出来る。

(3)　「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たすものに対して認められる。

ア　理工学部規則別表に定める卒業要件単位を１０４単位以上修得していること。

イ　専門教育科目を７６単位以上修得していること。

ウ　１年次で開講されている専門基礎科目及び専門科目を全て修得していること。

エ　機能物質化学実験Ⅰ－Ⅳをすべて修得していること。

(4)　本コースを卒業するには、主題科目のうち第１分野（文化と芸術）、第２分野（思想と歴史）、第３分野（現代社会の構造）、第４分野（人間環境と健康）のいずれかに含まれる科目のうち１２単位以上を修得しなければならない。

(5)　上記（３）の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し、２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(6)　編入学者の「卒業研究」履修資格は別途認定する。

別表Ⅰ－５（第３条第１項関係）

◎　機械システム工学科

１　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
微分積分学Ⅰ	2	工業力学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2	工業力学Ⅱ	2
線形代数学	2	図学製図	1
物理学概説	2		

２　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
応用関数論	2	機械工作実習Ⅱ	1
確率・統計	2	機械工学実験Ⅰ	1
科学技術英語	2	機械工学実験Ⅱ	1
数値計算法	2	機械要素設計製図Ⅰ	1
流体工学	2	機械要素設計製図Ⅱ	1

熱力学Ⅰ	2	機械工学設計製図	1
材料力学Ⅰ	2	微分積分学演習Ⅰ	1
機械材料	2	微分積分学演習Ⅱ	1
機械設計Ⅰ	2	線形代数学演習	1
機械工作Ⅰ	2	工業力学演習Ⅰ	1
機構学	2	工業力学演習Ⅱ	1
機械力学Ⅰ	2	流体工学演習	1
機械制御Ⅰ	2	熱力学演習	1
計測工学	2	材料力学演習	1
技術者倫理	2	卒業研究	6
機械工作実習Ⅰ	1		

○選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
応用解析学	2	トライボロジー概論	2
流体力学	2	機械工作Ⅱ	2
流体機械	2	生産システム概論	2
圧縮性流体力学	2	機械力学Ⅱ	2
熱力学Ⅱ	2	機械制御Ⅱ	2
伝熱工学	2	メカトロニクス	2
エネルギー変換工学Ⅰ	2	ロボット工学	2
エネルギー変換工学Ⅱ	2	自動車工学	2
材料力学Ⅱ	2	生産管理	2
弾・塑性力学	2	基礎電気電子工学	2
材料強度学	2	機械システム学外実習	1
機械設計Ⅱ	2	機械工学特別講義	
構造力学	2	他学科で開講される専門科目	

○自由科目

授　業　科　目	単位
教員免許状取得に関する科目	
機械工学基礎演習	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	１３
専門科目	
必修科目	５１
選択科目	２０
専門周辺科目	4
計	88

4　第３年次編入学者の修得すべき単位

第３年次編入学者の修得すべき専門教育科目の単位数は，前項「３　専門教育科目の卒業要件単位」と同じ８８単位である。

なお，教育上有益と認めるときは，学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき，機械システム工学科の専門教育科目の５０単位を超えない範囲で，本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし，卒業要件単位に含めることができる。

5　備考

(1)　「機械工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は，その都度指示する。

(2) 専門科目の選択科目２０単位のうち８単位までは,「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。
(3) 「卒業研究」の履修は,原則として, 次の各項を満たす者に対して認められる。
ア 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を 100 単位以上修得していること。
イ 教養教育科目のうち,大学入門科目 2 単位を修得し,かつ,主題科目の修得単位が 12 単位以上であること。
ウ 共通基礎教育科目について,所定の単位をすべて修得していること。
エ 専門基礎科目を修得していること。
オ 3 年次までに開講される「設計・製図」及び「実験・実習」を修得していること。
カ 専門周辺科目を 2 単位以上修得していること。
(4) 上記(2)の規定にかかわらず,本学に 2 年以上在籍し, 2 年次終了時点の成績が特に優秀と認められる者については,3 年次での「卒業研究」及び 4 年次開講科目の履修を認める。
(5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は, 別途認定する。

別表 1-6(第 3 条第 1 項関係)

◎ 電気電子工学科

1 専門基礎科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
微分積分学	2	ベクトル解析学	2
微分積分学演習	1	複素関数論	2
線形代数学	2	確率統計学	2
線形代数学演習	1	電気系基礎物理学	2
電気系数学演習	1	電気系化学・生物学	2
微分方程式	2	電気電子工学基礎演習	1

2 専門科目

○必修科目

授業科目	単位	授業科目	単位
電気回路Ⅰ及び演習	3	信号解析論	2
電気回路Ⅱ及び演習	3	論理回路	2
電気回路Ⅲ	2	プログラミング演習	1
電気回路Ⅲ演習	1	エネルギー変換工学	2
電磁気学Ⅰ及び演習	3	情報通信工学	2
電磁気学Ⅱ及び演習	3	技術英語	1
電磁気学Ⅲ	2	プロジェクト基礎実験	1
電磁気学Ⅲ演習	1	電気電子工学実験Ⅰ	1
電子回路	2	電気電子工学実験Ⅱ	1
電子回路演習	1	電気電子工学実験Ⅲ	1
電子計測	2	プロジェクト応用実験	2
電子物性論	2	卒業研究	6

○選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
離散数学	2	制御理論	2
工業力学	2	情報伝送工学	2
電気設計学	2	LSI 回路設計	2

電気機器学	2	光通信技術	2
パワーエレクトロニクス	2	通信法規	2
電気電子材料学	2	コンピュータ工学	2
電気法規及び電力管理	2	半導体デバイス工学	2
環境電気工学	2	音響工学	2
センサ工学	2	アナログ回路設計	2
放電工学	2	アルゴリズム論	2
プラズマエレクトロニクス	2	画像処理工学	2
オプトエレクトロニクス	2	情報処理工学	2
システム制御工学	2	電気電子工学学外実習	1
エネルギーシステム工学	2	電気電子工学特別講義	
計算機ソフトウエア	2	他学科で開講される専門科目	
マイクロ波光工学	2	他学部で開講される専門科目	
情報理論	2		

○自由科目

授　業　科　目	単位
技術者倫理	2
教職免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	２０
専門科目	
必修科目	４７
選択科目	１６
専門周辺科目	４
計	８７

4　第３年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目	
必修科目	
専門科目	５２
必修科目	
選択科目	
専門周辺科目	2
計	５４

ただし，「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　電気電子工学科特別講義の具体的科目名および単位数は，その都度指示する。

(2)　専門科目の選択科目１６単位のうち２単位は，「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門科目」ならびに卒業要件単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。

(3)　「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　主題科目を 18 単位以上修得し，大学入門科目２単位及び共通基礎教育科目について所定の 18 単位をすべて修得していること。ただし，主題科目のうち登録した主題分野から８単位以上修得していること。

イ　専門基礎科目を 20 単位，専門周辺科目を４単位修得していること。

ウ　専門科目の必修科目を 41 単位，専門科目の選択科目を１２単位以上修得していること。

(4)　上記(3)の規定にかかわらず，本学に２年以上在籍し，２年次終了時点での成績が特に優秀と認められるものについては，３年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(5)　編入学者の「卒業研究」の履修資格は，別途認定する。

別表Ⅰ－７（第３条第１項関係）

◎　都市工学科

1　専門基礎科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
基礎解析Ⅰ	2	力学	2
基礎解析Ⅱ	2	応用力学	2
線形代数	2		

○選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
工学基礎	2	応用数学Ⅰ	2
計測物理	2	応用数学Ⅱ	2

2　専門科目

○必修科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
構造力学Ⅰ	2	環境デザイン学	2
構造力学Ⅱ	2	都市デザイン学	2
建設材料学	2	システム分析Ⅰ	2
コンクリート構造工学Ⅰ	2	都市生態学	2
地盤環境学	2	地域構築学	2
地盤工学Ⅰ	2	都市建設マネージメント	2
地盤工学Ⅱ	2	都市工学実験Ⅰ	1
地盤工学演習	2	都市工学実験Ⅱ	1
水理学Ⅰ	2	環境デザイン演習	2
水理学Ⅱ	2	測量学Ⅰ	2
水環境システム工学	2	測量学実習Ⅰ	1
環境衛生工学	2	卒業研究	8

○選択科目

第一選択科目

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
社会基盤設計演習Ⅰ	2	社会基盤設計演習Ⅱ	2

○第二選択科目

授業科目	単位	授業科目	単位
コンクリート構造工学Ⅱ	2	都市設計演習Ⅰ	2
コンクリート構造工学Ⅲ	2	都市設計演習Ⅱ	2
構造動力学	2	造園学	2
地震工学	2	社会福祉工学	2
構造解析学	2	都市地域情報学	2
地下構造学	2	都市社会学	2
建設施工学	2	都市防災工学	2
建設地質学	2	建設行政	2
道路工学	2	建設技術史	2
地盤動力学	2	測量学Ⅱ	2
地盤基礎工学	2	測量学実習Ⅱ	1
環境科学Ⅰ	2	実用英語	2
環境科学Ⅱ	2	工業火薬学	2
水資源管理学	2	建築学	2
河川水理学	2	建設構造学特別講義	
流体力学	2	建設地盤工学特別講義	
水文学	2	環境システム工学特別講義	
応用水理学	2	環境設計学特別講義	
環境工学セミナー	2	社会システム学特別講義	
交通システム学	2	他学科で開講される専門科目	
都市デザイン演習	2	他学部で開講される専門教育科目	
システム分析Ⅱ	2		

○自由科目

授業科目	単位
教員免許状取得に関する科目	

3　専門教育科目の卒業要件単位

区分	単位
専門基礎科目	
必修科目	１０
専門科目	
必修科目	５１
選択科目	
第一選択科目	2
第二選択科目	１８
専門周辺科目	4
計	８５

4　第3年次編入学者の修得すべき単位

区　　分	単位
専門基礎科目 　必修科目 専門科目 　必修科目 　選択科目 　　第一選択科目 　　第二選択科目	５０
専門周辺科目	4
計	５４

ただし,「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5　備考

(1)　「建設構造学特別講義」,「建設地盤工学特別講義」,「環境システム工学特別講義」,「環境設計学特別講義」及び「社会システム学特別講義」の具体的科目名及び単位数は,その都度指示する。

(2)　専門科目の第二選択科目の単位として次の修得単位を充当することができる。

ア　専門基礎科目として開講される選択科目の修得単位

イ　専門科目の第一選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位

ウ　「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門教育科目」の修得単位のうち８単位以内

エ　専門周辺科目の卒業要件単位を超えて修得した単位のうち6単位以内

オ　共通基礎教育科目の「情報基礎演習Ⅱ」の単位

(3)　「卒業研究」の履修は,原則として,次の各項を満たす者に対して認められる。

ア　主題科目の修得単位が１４単位以上であり、この中に登録した主題分野の科目を８単位以上含んでいること。

イ　大学入門科目及び共通基礎教育科目の所定の単位を修得していること。

ウ　3年次までに開講される専門教育科目の必修科目をすべて修得していること。

エ　専門科目の第一選択科目のうち2単位以上を修得していること。

オ　専門科目の第二選択科目のうち10単位以上を修得していること。

カ　専門周辺科目のうち2単位以上を修得していること。

(3)　上記（3）の規定にかかわらず、本学に２年以上在籍し、２年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については,3年次での「卒業研究」及び４年次開講科目の履修を認める。

(4)　編入学者の「卒業研究」履修資格は,別途認定する。

別表Ⅱ（第3条第2項関係）

専門周辺科目

区分	授　業　科　目	単位数	備考
Ⅰ	理工学基礎科学 理工学基礎技術	2 2	1　各学科が他学科の学生に開講するもので,主として2,3年次生対象とする。 2　毎年度ごとに,具体的な授業名及び対象学科学生を定め,それぞれ複数科目開講する。
Ⅱ	理工学トピックス 理工学先端科学 理工学先端技術	２又は１ ２又は１ ２又は１	1　主として3,4年次対象とする。 2　毎年度ごとに,具体的なテーマ等を定め開講する。

履修方法

1　学生は，区分1から，次のとおり単位を修得しなければならない。

(1) 数理科学科，物理科学科及び知能情報システム学科の学生は，「理工学基礎技術」を少なくとも2単位

(2) 機械システム工学科，電気電子工学科及び都市工学科の学生は，「理工学基礎科学」を少なくとも2単位

(3) 機能物質化学科の学生は，「理工学基礎技術」及び「理工学基礎科学」をそれぞれ2単位以上

2　学生は、上記1の単位を含めて，各学科が定める単位数を修得しなければならない。

3　区分IIの授業科目の履修方法等については，その都度指示する。

別表III（第4条第2項関係）

外国人留学生特別科目

授業科目	単位
理工学基礎Ⅰ	2
理工学基礎Ⅱ	2
理工学基礎演習Ⅰ	1
理工学基礎演習Ⅱ	1

技術者教育プログラムの履修に関し必要な事項（第９条関係）

平成１６年４月１日
理工学部教務委員会

○コンピュータサイエンスに基づく情報システム教育プログラム
（知能情報システム学科）

(1) 本教育プログラムを履修しようとする者は，所定の期日までに登録しなければならない。

(2) 本学科に入学した者が本教育プログラムを修了するには，次の各項を満たさなければならない。

ア 本学科の卒業要件を満たしていること。

イ 教養教育科目における主題科目について，第１分野(文化と芸術)，第２分野(思想と歴史)，第３分野(現代社会の構造)，第４分野(人間環境と健康)の中から８単位以上を修得していること。

ウ 本学科が開講する「情報社会と倫理」の単位を修得していること。

エ 本学科が開講する専門科目の選択科目を 16 単位以上修得していること。
（情報学特別講義，他学科で開講される専門科目，教員免許状取得に関する科目及び 4 単位を超えて修得した専門周辺科目を除く。）

オ 本教育プログラムの学習・教育目標(A)～(F)のそれぞれについて，「評価基準と科目の対応表」において指定する評価項目の 2/3 以上について，修得した科目の成績（優：３点，良：２点，可：１点）の平均値（GPA）が 2.0 以上であること。なお，学習・教育目標及び「評価基準と科目の対応表」は本プログラム所属の学生に別途配布する。

ここで，GPA とは，Grade Point Average の略であり，以下の式により計算する。

GPA＝（優の数×3＋良の数×2＋可の数×1）／（優の数＋良の数＋可の数）

カ 「評価基準と科目の対応表」の各小区分において，１個以上の評価項目の GPA が 2.0 以上であること。

(3) 本学科に編入学した者が本教育プログラムを修了するには，次の各項を満たさなければならない。なお，入学前に修得した単位を認定した場合，その成績は「良」相当とみなす。

ア 本学科の卒業要件を満たしていること。

イ 大学入門科目，専門基礎科目，専門科目の必修科目，「情報社会と倫理」の単位を全て修得していること。

ウ 本教育プログラムの学習・教育目標(A)～(F)のそれぞれについて，「評価基準と科目の対応表」において指定する評価項目の 2/3 以上について，GPA が 2.0 以上であること。

エ 「評価基準と科目の対応表」の各小区分において，１個以上の評価項目の GPA が 2.0 以上であること。

オ 学習保証時間（授業時間及び教員の教授・指導のもとに行った授業時間外の学習時間）の総計が 1800 時間以上であること。

カ 人文科学，社会科学等（語学教育を含む。）の合計学習保証時間が 250 時間以上であること。

(4)　本教育プログラムの登録を取り下げる者は，所定の期日までに願い出なければならない。

(5)　本教育プログラムの履修者のうち，次の各項の一に該当する者は，本教育プログラムの登録を抹消される。

ア　本教育プログラムの修了要件を満たす前に，本学科の卒業要件を満たして卒業した者

イ　退学した者

ウ　除籍された者

エ　転学，転学部又は転学科した者

(6)　本教育プログラムの登録を取り下げた者及び本教育プログラムの登録を抹消された者は，原則として本教育プログラムに再度登録することはできない。

(7)　平成15年3月31日において現に在学する者（以下，「在学者」という。）及び平成15年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者が本教育プログラムを修了するための要件は別途定める。

(8)　以上のほか，本教育プログラムを履修するために必要な事項は別途定める。

○機能材料化学コース

（機能物質化学科）

本教育プログラムの修了要件は，機能物質化学科機能材料化学コースの卒業要件と同一である。

○機械システム工学科

（機械システム工学科）

本教育プログラムの修了要件は，機械システム工学科の卒業要件と同一である。

○電気電子システム工学プログラム

（電気電子工学科）

(1) 本教育プログラムを履修しようとする者は，所定の期日までに登録しなければならない。

(2) 本学科に入学した者が本教育プログラムを修了するには，次の各項を満たさなければならない。

ア 本学科の卒業要件を満たしていること。

イ 本学科が開講する「技術者倫理」の単位を修得していること。

ウ 本学科が開講する専門科目の選択科目に関しては、三分野（環境・エネルギー分野、エレクトロニクス分野、情報通信分野）の一つを登録し、その分野から 16 単位以上修得していること。ただし、三分野に対応する科目表は別途指示する。

エ 卒業要件に関する全ての専門科目の GPA 評価点が，2.0 以上であること。ただし，GPA は，修得した科目の成績（優：３点，良：２点，可：１点）の平均値とする。

ここで，GPA とは，Grade Point Average の略であり，以下の式により計算する。

GPA＝（優の数×3＋良の数×2＋可の数×1）／（優の数＋良の数＋可の数）

オ 編入学者の「電気電子システム工学プログラム」修了要件は，個別に設定する。

(3) 本教育プログラムの登録を取り下げる者は，所定の期日までに願い出なければならない。

(4) 本教育プログラムの履修者のうち，次の各項の一に該当する者は，本教育プログラムの登録を抹消される。

ア 卒業研究着手時の成績で，(2)－エの要件を満たしていない者

イ 本教育プログラムの修了要件を満たす前に，本学科の卒業要件を満たして卒業した者

ウ 退学した者

エ 除籍された者

オ 転学，転学部又は転学科した者

(5) 本教育プログラムの登録を取り下げた者及び本教育プログラムの登録を抹消された者は，原則として本教育プログラムに再度登録することはできない。

学術教育プログラムの履修に関し必要な事項（第９条関係）

平成１６年４月１日
理工学部教務委員会

○知能情報システム教育プログラム

（知能情報システム学科）

本教育プログラムの修了要件は，知能情報システム学科の卒業要件と同一である。

○物質化学コース

（機能物質化学科）

本教育プログラムの修了要件は，機能物質化学科物質化学コースの卒業要件と同一である。

○電気電子工学総合プログラム

（電気電子工学科）

本教育プログラムの修了要件は，電気電子工学科の卒業要件と同一 である。

教育職員免許状取得に必要な単位の修得方法（第１０条第１項関係）

平成１５年１月６日
理工学部教務委員会

教養教育科目の主題科目「現代の法と社会（日本国憲法）」２単位,「情報機器の操作」（別表１),「教科に関する科目」（別表２）及び「教職に関する科目」（別表３）に定める単位を修得することにより，教育職員免許状を取得することができる。

なお，高等学校１種普通免許状（工業）を取得する場合の「教職に関する科目」２３単位は，当分の間，工業の教科に関する科目をもって替えるものとする。

（別表１）

情報機器の操作

学　　科	授　業　科　目	単位	備　　考
数理科学科	情報基礎演習Ⅰ	1	
	情報基礎演習Ⅱ	1	
	数理文書作成Ⅰ	2	
	数理文書作成Ⅱ	2	
物理科学科	計算機物理学Ａ	2	
知能情報システム学科	プログラミング演習Ⅰ	1	
	プログラミング演習Ⅱ	1	
	技術文書作成	2	
機能物質化学科 （物質化学コース） 機能物質化学科 （機能材料化学コース） 機械システム工学科 電気電子工学科	情報基礎演習Ⅰ 情報基礎演習Ⅱ	1 1	
都市工学科	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習Ⅰ	1	

（別表２）
教科に関する科目

数理科学科［中学校１種又は高等学校１種普通免許状（数学）を取得する場合］

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
代数学	線形代数学Ⅰ	2		
	線形代数学Ⅱ	2		
	代数学Ⅰ		2	
	代数学Ⅱ		2	
	離散数理学		2	
	数理学		2	
幾何学	集合・位相Ⅰ	2		
	集合・位相Ⅱ	2		
	幾何学Ⅰ		2	
	幾何学Ⅱ		2	
	複素関数論Ⅰ		2	
	複素関数論Ⅱ		2	
	グラフィック数理学		2	
解析学	微分積分学Ⅰ	2		
	微分積分学Ⅱ	2		
	解析学Ⅰ		2	
	解析学Ⅱ		2	
	微分方程式論Ⅰ		2	
	微分方程式論Ⅱ		2	
	応用関数論		2	
「確率論，統計学」	確率解析学		2	中１種免，高１種免ともにいずれか１科目選択必修
	数理統計学		2	
	工業数理学		2	
	応用数理学		2	
コンピュータ	プログラミング		2	中１種免，高１種免ともにいずれか１科目選択必修
	情報数理学		2	
	シミュレーション数理学		2	
計		26		中学校
		34		高等学校

物理科学科［中学校１種又は高等学校１種普通免許状（理科）を取得する場合］

科目	授業科目	単位 必修	単位 選択	備考
物理学	物理数学Ｂ	4		
	物理数学Ｃ	4		
	物理数学Ｄ		2	
	力学Ａ	2		
	力学Ｂ	2		
	力学Ｃ	2		
	力学Ｄ	2		
	電磁気学Ⅰ	2		
	電磁気学Ⅱ	2		
	電磁気学Ⅲ	2		
	電磁気学Ⅳ	2		
	量子力学Ａ	4		
	量子力学Ｂ	4		
	○物理学通論Ａ		2	中１種免，高１種免ともに必修
	○物理学通論Ｂ		2	中１種免，高１種免ともに必修
	放射線物理学		2	
	相対論		2	
	熱力学	2		
	統計力学Ａ	4		
	統計力学Ｂ	4		
	物性物理学		2	
	光学		2	
	計算機物理学Ｂ		2	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験Ａ	3		
	物理学実験Ｂ		3	
化学	○化学概論Ⅰ		2	中１種免，高１種免ともに必修
	化学概論Ⅱ		2	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験Ⅰ		1	中１種免は必修
	化学実験Ⅱ		1	
生物学	○生物学概論Ⅰ		2	中１種免，高１種免ともに必修
	生物学概論Ⅱ		2	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験Ⅰ		1	中１種免は必修
	生物学実験Ⅱ		1	
地学	○地学概論Ⅰ		2	中１種免，高１種免ともに必修
	地学概論Ⅱ		2	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験Ⅰ		1	中１種免は必修
	地学実験Ⅱ		1	
計		26		中学校
		34		高等学校

知能情報システム学科（数学コース）

［中学校１種又は高等学校１種普通免許状（数学）を取得する場合］

科目	授業科目	単位		備考	年次
		必修	選択		
代数学	線形数学Ⅰ	2			1
	形式言語とオートマトン	2			2
	情報代数と符号理論		2		2
幾何学	線形数学Ⅱ	2			1
	工業数学Ⅱ	2			2
	グラフと組合せ		2		3
解析学	基礎解析学Ⅰ	2			1
	基礎解析学Ⅱ	2			1
	工業数学Ⅰ	2			2
	数値解析		2		3
「確率論，統計学」	情報理論	2			2
	確率統計	2			2
コンピュータ	データ構造とアルゴリズム	2			2
	プログラミング言語論		2		3
	コンパイラ		2		3
	モデリングとシミュレーション		2		3
	記号論理学		2		2
	人工知能		2		3
計		26		中学校	
		34		高等学校	

知能情報システム学科（情報コース）［高等学校１種普通免許状（情報）を取得する場合］

科　目	授業科目	単位		備　考	年次
		必修	選択		
情報社会および情報倫理	○情報社会と倫理		2	必修	3
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	ハードウェア実験	2			3
	計算機アーキテクチャ	2			1
	論理設計	2			1
情報システム（実習を含む。）	データベース	2			2
	オペレーティングシステム	2			3
	情報システム実験	2			3
	システム開発実験	2			3
	ソフトウェア工学	2			2
	オブジェクト指向開発	2			3
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク	2			3
	デジタル通信技術		2		3
	情報ネットワーク実験	2			3
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	応用線形数学		2		2
	シミュレーション実験	2			3
	信号処理		2		3
	画像情報処理		2		3
	コンピュータグラフィックス		2		2
情報と職業	○情報と職業		2	必修	3
計		32			

機能物質化学科（物質化学コース）

［中学校１種又は高等学校１種普通免許状（理科）を取得する場合］

科目	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
物理学	○物理学概論I		2	中1種免、高1種免ともに必修
	物理学概論II		2	
物理学実験（コンピューター活用を含む）	物理学実験I		1	中1種免は必修
	物理学実験II		1	
化学	○化学概論		2	中1種免、高1種免ともに必修
	無機化学I		2	
	無機化学II		2	
	錯体構造化学		2	
	錯体物性化学		2	
	電気化学		2	
	電子材料工学		2	
	エネルギー材料工学		2	
	固体科学		2	
	セラミックス工学		2	
	先端無機化学		2	
	有機化学I		2	
	有機化学II		2	
	有機反応化学I		2	
	有機反応化学II		2	
	機能有機化学I		2	
	機能有機化学II		2	
	構造生物化学		2	
	生物情報化学		2	
	有機金属化学I		2	
	有機金属化学II		2	
	有機材料化学I		2	
	有機材料化学II		2	
	高分子合成化学		2	
	高分子物性化学		2	
	化学熱力学I		2	
	化学熱力学II		2	
	量子化学I		2	
	量子化学II		2	
	反応速度論		2	

科　　目	授　業　科　目	単　位		備　　考
		必修	選択	
	分子分光学		2	
	統計熱力学		2	
	物質移動論		2	
	溶液物理化学		2	
	構造化学		2	
	基礎分析化学		2	
	分離化学		2	
	環境分析化学		2	
	地球環境化学		2	
	物質循環化学		2	
	溶液化学		2	
	分子計測化学		2	
	化学工学基礎I		2	
	化学工学基礎II		2	
	環境化学工学		2	
	電気分析化学		2	
	材料分析化学		2	
化学実験（コンピューター活用を含む）	基礎化学実験I	1		
	基礎化学実験II	1		
生　　物　　学	○生物学概論I		2	中1種免、高1種免ともに必修
	生物学概論II		2	
生物学実験（コンピューター活用を含む）	生物学実験I		1	中1種免は必修
	生物学実験I		1	
地　　学	○地学概論I		2	中1種免、高1種免ともに必修
	地学概論II		2	
地学実験（コンピューター活用を含む）	地学実験I		1	中1種免は必修
	地学実験II		1	
計		26		中学校
		34		高等学校

機能物質化学科（機能材料化学コース）

［高等学校１種普通免許状（工業）を取得する場合］

科　　目	授　業　科　目	単　位		備　　考
		必修	選択	
工業の関係科目	基礎化学I	2		
	基礎化学II	2		
	基礎化学III	2		
	基礎化学IV	2		
	無機化学	2		
	応用無機化学	2		
	無機材料科学	2		
	無機材料工学	2		
	有機化学	2		
	応用有機化学	2		
	生物化学	2		
	高分子化学	2		
	物理化学I	2		
	物理化学II	2		
	応用物理化学	2		
	化学工学I	2		
	化学工学II	2		
	分離工学	2		
	反応工学	2		
	環境化学	2		
	分離分析化学	2		
	機器分析化学	2		
	工業数学	2		
	科学英語I	1		
	科学英語II	1		
	機能物質化学実験I	4		
	機能物質化学実験II	4		
	機能物質化学実験III	4		
	機能物質化学実験IV	4		
職　業　指　導	○職業指導概論		2	必修
計		59		

機械システム工学科[高等学校１種普通免許状（工業）を取得する場合]

科　目	授業科目	単位		備　考
		必修	選択	
工業の関係科目	工業力学Ⅰ	2		
	工業力学Ⅱ	2		
	流体工学	2		
	流体機械		2	
	流体力学		2	
	流体工学演習	1		
	圧縮性流体力学		2	
	機械工学実験Ⅰ	1		
	機械工学設計製図	1		
	科学技術英語	2		
	機構学	2		
	機械工作Ⅰ	2		
	機械工作Ⅱ		2	
	機械設計Ⅰ	2		
	機械設計Ⅱ		2	
	構造力学		2	
	機械工作実習Ⅰ	1		
	機械工作実習Ⅱ	1		
	機械要素設計製図Ⅰ	1		
	機械要素設計製図Ⅱ	1		
	工業力学演習Ⅰ	1		
	工業力学演習Ⅱ	1		
	応用関数論	2		
	機械力学Ⅰ	2		
	機械力学Ⅱ		2	
	機械制御Ⅰ	2		
	機械制御Ⅱ		2	
	ロボット工学		2	
	熱力学Ⅰ	2		
	熱力学Ⅱ		2	
	伝熱工学		2	
	熱力学演習	1		
	エネルギー変換工学Ⅰ		2	
	エネルギー変換工学Ⅱ		2	
	機械工学実験Ⅱ	1		
	材料力学Ⅰ	2		
	材料力学Ⅱ		2	
	機械材料	2		
	材料強度学		2	
	材料力学演習	1		
	トライボロジー概論		2	
	数値計算法	2		
	計測工学	2		
	弾・塑性力学		2	
	メカトロニクス		2	
職業指導	○職業指導概論		2	必修
計		59		

電気電子工学科［高等学校１種普通免許状（工業）を取得する場合］

科　　目	授　業　科　目	単　位		備　　考
		必修	選択	
工業の関係科目	微分積分学	2		
	微分積分学演習	1		
	線形代数学	2		
	線形代数学演習	1		
	電気系数学演習	1		
	ベクトル解析学	2		
	微分方程式	2		
	複素関数論	2		
	確率統計学	2		
	電気系基礎物理学	2		
	電気系化学・生物学	2		
	電気電子工学基礎演習	1		
	電気回路Ⅰ及び演習	3		
	電気回路Ⅱ及び演習	3		
	電気回路Ⅲ	2		
	電気回路Ⅲ演習	1		
	電磁気学Ⅰ及び演習	3		
	電磁気学Ⅱ及び演習	3		
	電磁気学Ⅲ	2		
	電磁気学Ⅲ演習	1		
	電子回路	2		
	電子回路演習	1		
	電子計測	2		
	論理回路	2		
	電子物性論	2		
	信号解析論	2		
	情報通信工学	2		
	プログラミング演習	1		
	エネルギー変換工学	2		
	技術英語	1		
	プロジェクト基礎実験	1		
	電気電子工学実験Ⅰ	1		
	電気電子工学実験Ⅱ	1		
	電気電子工学実験Ⅲ	1		
	プロジェクト応用実験	2		

科　　目	授　業　科　目	単　　位		備　　考
		必修	選択	
	離散数学		2	
	工業力学		2	
	情報理論		2	
	アナログ回路設計		2	
	エネルギーシステム工学		2	
	制御理論		2	
	画像処理工学		2	
	放電工学		2	
	電気機器学		2	
	電気電子材料学		2	
	オプトエレクトロニクス		2	
	センサ工学		2	
	システム制御工学		2	
	プラズマエレクトロニクス		2	
	コンピュータ工学		2	
	情報伝送工学		2	
	半導体デバイス工学		2	
	アルゴリズム論		2	
	LSI 回路設計		2	
	情報処理工学		2	
	電気法規及び電力管理		2	
	電気設計学		2	
	パワーエレクトロニクス		2	
	環境電気工学		2	
	マイクロ波光工学		2	
	計算機ソフトウエア		2	
職　業　指　導	○職業指導概論		2	必修
計		59		

都市工学科［高等学校１種普通免許状（工業）を取得する場合］

科　　目	授　業　科　目	単　位		備　　考
		必修	選択	
工業の関係科目	応用力学	2		
	測量学Ⅰ	2		
	測量学実習Ⅰ	1		
	都市工学実験Ⅰ	1		
	都市工学実験Ⅱ	1		
	社会基盤設計演習Ⅰ		2	
	社会基盤設計演習Ⅱ		2	
	構造力学Ⅰ	2		
	構造力学Ⅱ	2		
	建設材料学	2		
	コンクリート構造工学Ⅰ	2		
	都市防災工学		2	
	水理学Ⅰ	2		
	水理学Ⅱ	2		
	水環境システム工学	2		
	環境衛生工学	2		
	都市デザイン学	2		
	都市生態学	2		
	地域構築学	2		
	測量学実習Ⅱ		1	
	計測物理		2	
	応用数学Ⅰ		2	
	応用数学Ⅱ		2	
	コンクリート構造工学Ⅱ		2	
	コンクリート構造工学Ⅲ		2	
	構造動力学		2	
	地震工学		2	
	構造解析学		2	
	地下構造学		2	
	建設施工学		2	
	道路工学		2	
	地盤環境学	2		
	地盤基礎工学		2	
	河川水理学		2	
	応用水理学		2	
	都市地域情報学		2	
	システム分析Ⅰ	2		
	交通システム学		2	
職　業　指　導	○職業指導概論		2	必修
計		59		

（別表３）

教職に関する科目（中学校１種又は高等学校１種普通免許状を取得しようとする場合）

科　目	各科目に含める必要事項		授　業　科　目	単　位	修得すべき単位数		備　考
					中学校	高等学校	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修・服務及び身分保証等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等		教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育基礎論 教育思想史 人権教育論	2 2 2	2	2	
	・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		発達と教育の心理学	2	2	2	
	・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		教育社会学 社会教育概論Ⅰ 障害児教育	2 2 2	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2	2	2	
	・各教科の指導法	数学	数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅲ	2 2 2	2 2 2	2	
		理科	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ 中等理科教育法Ⅲ 中等理科教育法Ⅳ 中等理科教育法Ⅴ 中等理科教育法Ⅵ 理科教育学	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	1 1	
		情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2		2 2	Ⅰ，Ⅱとも必修
	・道徳の指導法		道徳教育の研究	2	2		
	・特別活動の指導法		特別活動の研究	2	2	2	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学概説 視聴覚教育 教育評価	2 2 2	2	2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2	2	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談心理学	2	2	2	
	・進路指導の理論及び方法						
総合演習			総合演習（人権文化） 総合演習（国際理解） 総合演習（地域文化） 総合演習（環　　境） 総合演習（健康福祉） 総合演習（情　　報）	2 2 2 2 2 2	2	2	
教育実習			中学校教育実習 高等学校教育実習	5 3	5	3	事前・事後指導１単位を含む。
合　　計					３３	２５ ２５ ２７	数学 理科 情報

農　学　部

佐賀大学農学部規則

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　佐賀大学農学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（入学）

第２条　本学部に入学することのできる者は，学則第９条及び第１４条に定めるところによる。

２　編入学に関する事項は，佐賀大学農学部編入学規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

（学科）

第３条　本学部に，生物生産学科及び応用生物科学科を置く。

（教育課程の編成）

第４条　本学部の教育課程は，次の教育科目をもつて編成する。

教養教育科目

専門教育科目

２　教養教育科目は，大学入門科目，共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

３　共通基礎教育科目は，外国語科目，健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

４　主題科目は，分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

５　専門教育科目は，専門基礎科目及び専門科目に区分し，学科別に，必修科目，選択科目及び自由科目に分ける。

（履修方法）

第５条　学生は，本学部の定める教育課程により，教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

２　教養教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学教養教育科目履修細則（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学農学部履修細則（平成１６年４月１日制定。以下「履修細則」という。）の定めるところによる。

３　専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，履修細則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，学期の始めに履修届を提出しなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第７条　授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

２　成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

３　成績は，優・良・可・不可の評語をもつて表わし，優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

（試験）

第８条　試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。
２　追試験及び再試験については，追試験及び再試験に関する農学部内規（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第９条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修，大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。
（転入学，編入学及び再入学した者の履修科目等の認定）
第１０条　転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。
（卒業の要件）
第１１条　本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第４条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。
（科目等履修生）
第１２条　科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（特別聴講学生）
第１３条　特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（研究生）
第１４条　研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（外国人留学生）
第１５条　外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。
（公開講座）
第１６条　学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。
（雑則）
第１７条　この規則に定めるもののほか，本学部に関し必要な事項は，教授会において定める。

附　則
この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表（第５条第１項関係）

学科	教養教育科目									小計	専門教育科目		小計	合計
	大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目			専門基礎科目	専門科目		
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目	共通主題科目					
		第1	第2	講義・演習	実習	講義	演習I							
生物生産学科	2	6	4	2	2	2	1	20		39	8	79	87	126
応用生物科学科	2	6	4	2	2	2	1	20		39	8	79	87	126

佐賀大学農学部履修細則

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　農学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については，佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定），佐賀大学教養教育科目履修規程（平成１６年４月１日制定），佐賀大学教養教育科目履修細則（平成１６年４月１日制定）及び佐賀大学農学部規則（平成１６年４月１日制定）に定めるもののほか，本細則の定めるところによる。

（共通基礎教育科目）

第２条　共通基礎教育科目中，外国語科目については，第１外国語として英語を必修とし，第２外国語としてドイツ語，フランス語，中国語，朝鮮語の中から１か国語を選択して履修するものとする。ただし，外国人留学生については，日本語を第１外国語又は第２外国語として履修することができる。

２　共通基礎教育科目中，情報処理科目の演習については，情報基礎演習Ⅰを必修とする。

（専門教育科目）

第３条　生物生産学科及び応用生物科学科の専門教育科目における専門基礎科目及び専門科目の授業科目及び単位等は，別表Ⅰ及びⅡのとおりとする。

２　前項の授業科目の配当年次は，別に定める。

（外国人留学生の履修）

第４条　外国人留学生は，別表Ⅲに定める授業科目を選択科目の一部として履修することができる。

（転入学，編入学及び再入学した者の履修科目等の認定）

第５条　佐賀大学農学部規則第１０条に規定する転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数の認定については，別に定める。

（履修登録）

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，履修届を理系教務係に，履修カードを授業担当教員に提出しなければならない。提出期限は，原則として，各学期の開講日から１週間以内とする。ただし，集中講義等各学期の中途から開始される授業科目については，その都度指定された日までに所定の手続をしなければならない。

２　前項の履修届を提出しなかった場合，当該学期に受講したすべての授業科目の単位は認定されない。

３　各学期に登録できる科目の単位数の上限は，教職関係及び集中講義の科目を除き２５単位とする。ただし，転入学，編入学又は再入学した者については，各学期に登録できる科目の単位数の上限は定めない。

（雑則）

第７条　この細則に定めるもののほか，学生の履修に関し必要な事項は，教授会で定める。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表Ⅰ（生物生産学科）

専門基礎科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

専門科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
卒業研究	4		

専門科目（選択科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
資源社会管理学	2	環境水文学	2
農業技術経済学	2	地球科学	2
生産生物学	2	地球環境学	2
経営管理情報学	2	農業生産機械学Ⅰ	2
農業経営経済学	2	農業生産機械学Ⅱ	2
情報統計学	2	エネルギー利用学	2
市場流通経済学	2	生産エンジニアリング	2
食料市場論	2	生産プロセス工学	2
海浜台地政策論	2	生産システム設計論Ⅱ	2
食料流通情報論	2	生産情報工学	2
価格形成論	2	生産施設工学	2
国民所得分析論	2	ハイテク農業技術論	2
農村地理学	2	動物繁殖生理学	2
農村景観論	2	動物遺伝育種学	2
地域資源論	2	動物生体機構学	2
地域社会論	2	畜産物利用学	2
資源社会論	2	家畜衛生学	2
生態人類学	2	循環型農業学	2
環境社会学	2	家畜フィールド管理学	2
開発政策論	2	環境気象学	2
作物学概論	2	環境情報学	2
食用作物学	2	共生環境科学	2
作物生態生理学	2	農業水利学	2
植物成長制御学	2	地圏環境学	2
雑草学	2	地盤環境学Ⅱ	2
熱帯農学概論	2	干潟生態環境学	2
熱帯作物改良学	2	水環境学	2
熱帯有用植物学	2	熱帯作物改良学演習Ⅰ	1
国際農業技術論	2	熱帯作物改良学演習Ⅱ	1
施設生産装置学	2	園芸工学演習Ⅰ	1
貯蔵流通工学	2	園芸工学演習Ⅱ	1
生物情報工学	2	畜産学演習Ⅰ	1
動物生産学	2	畜産学演習Ⅱ	1
地域計画学Ⅰ	2	循環型農業実習	1
地域計画学Ⅱ	2	フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
環境資源学	2	フィールド科学基礎実習Ⅱ	1
地盤環境学Ⅰ	2	暖地フィールド総合実習	2
環境土壌物理学	2	地域フィールド科学実習	1
材料施工学	2	生産生物学実験Ⅰ	1

専　門　科　目（選択科目）

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
生産生物学実験Ⅱ	1	水理学演習Ⅰ	1
化学実験	1	水理学演習Ⅱ	1
作物学実験実習Ⅰ	1	応用力学演習Ⅰ	1
作物学実験実習Ⅱ	1	応用力学演習Ⅱ	1
熱帯作物学実験実習Ⅰ	1	測量学実習Ⅰ	1
熱帯作物学実験実習Ⅱ	1	測量学実習Ⅱ	1
園芸工学実験実習Ⅰ	1	生産情報工学演習	1
園芸工学実験実習Ⅱ	1	生産システム設計論Ⅰ	2
畜産学実験実習Ⅰ	1	実験水気圏環境学Ⅰ	2
畜産学実験実習Ⅱ	1	実験水気圏環境学Ⅱ	2
植物生理学	2	実験生産環境学Ⅰ	2
植物形態学	2	実験生産環境学Ⅱ	2
種苗生産学	2	実験地圏環境学Ⅰ	2
蔬菜・花卉園芸学	2	実験地圏環境学Ⅱ	2
果樹園芸学	2	工場実習	1
遺伝学	2	インターンシップ	2
植物育種学Ⅰ	2	昆虫学	2
土壌学	2	システム生態学	2
環境土壌学	2	生物統計学	2
植物栄養学	2	動物行動生態学	2
同位元素利用論	2	無脊椎動物学	2
応用遺伝資源学	2	土壌動物学	2
遺伝資源フィールド科学実習	1	植物病理学	2
情報処理学Ⅰ	2	有機化学	2
情報処理学Ⅱ	2	生物有機化学	2
基礎解析学	2	物理化学	2
応用力学Ⅰ	2	分析化学	2
応用力学Ⅱ	2	生物化学	2
水理学Ⅰ	2	微生物学	2
水理学Ⅱ	2	分子細胞生物学	2
測量学Ⅰ	2	食品化学	2
飼料資源学	2	食糧流通貯蔵学Ⅰ	2
地域調査法演習Ⅰ	1	食品工学	2
地域調査法演習Ⅱ	1	食品製造学Ⅰ	2
経営管理情報学演習	1	食糧安全学	2
協同組合経営分析演習	1	食品衛生学Ⅰ	2
作物学演習Ⅰ	1	海洋生物資源化学	2
作物学演習Ⅱ	1	農学特講	2
測量学Ⅱ	2	科学英語演習	1

自　由　科　目

他学部及び農学部開講の専門教育科目のうち，生物生産学科の開講科目一覧表に記載のない授業科目を自由科目とする。

上記の授業科目については，１０単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

別表Ⅱ（応用生物科学科）

専門基礎科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

専門科目（必修科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
生物工学概説	2	生物機能化学概説	2
生物調節学概説	2	生物資源利用化学概説	2
動物資源学概説	2	卒業研究	8

専門科目（選択科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
生物工学	2	植物病理学	2
植物遺伝子工学	2	植物病原学	2
植物生理学	2	植物ウイルス学	2
植物発生生理学	2	病原微生物制御学	2
植物細胞工学	2	病害虫制御論	2
植物形態学	2	昆虫学	2
植物組織培養学	2	保全生物学	2
種苗生産学	2	システム生態学	2
蔬菜・花卉園芸学	2	生物統計学	2
植物資源学	2	動物行動生態学	2
果樹園芸学	2	昆虫生理学	2
遺伝学	2	フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
植物育種学Ⅰ	2	フィールド科学基礎実習Ⅱ	1
植物育種学Ⅱ	2	暖地フィールド総合実習	2
土壌学	2	地域フィールド科学実習	1
環境土壌学	2	応用遺伝資源学	2
植物栄養学	2	家畜フィールド管理学	2
有機化学	2	遺伝資源フィールド科学実習	1
物理化学	2	循環型農業実習	1
分析化学	2	生物学実験	1
微生物学	2	応用生物学実験	2
生物化学	2	応用化学実験	1
生化学	2	遺伝子工学実験	1
生物物理化学	2	細胞工学実験	1
酵素化学	2	種苗生産学実験	1
タンパク質工学	2	遺伝資源学実験	1
生物有機化学	2	育種学実験	1
分子生物学	2	土壌環境学実験	1
分子細胞生物学	2	応用動物学実験	1
生物機能化学特講	2	生態学実験	1
遺伝子工学	2	植物病理学実験	1
ウイルス学	2	農業技術経済学	2
微生物利用学	2	生産生物学	2
微生物薬品化学	2	作物学概論	2
生物資源化学	2	食用作物学	2
食品化学	2	作物生態生理学	2

専　門　科　目（選択科目）

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
生物資源利用化学特講	2	インターンシップ	2
食糧流通貯蔵学Ⅰ	2	資源社会管理学	2
食糧流通貯蔵学Ⅱ	2	農村地理学	2
食品工学	2	生態人類学	2
食品製造学Ⅰ	2	経営管理情報学	2
食品製造学Ⅱ	2	施設生産装置学	2
食糧安全学	2	海洋生物資源化学	2
食品衛生学Ⅰ	2	化学基礎実験	1
食品衛生学Ⅱ	2	化学実験Ⅰ	1
栄養化学	2	化学実験Ⅱ	3
栄養生理学	2	動物生産学	2
食品機能化学	2	畜産物利用学	2
無脊椎動物学	2	環境気象学	2
土壌動物学	2	共生環境科学	2
線虫学	2	地球科学	2
生物的防除学	2	地球環境学	2
生化学実験	2	情報処理学Ⅰ	2
微生物学実験	2	情報処理学Ⅱ	2
生物学基礎実験	1	農学特講	2
専門外書講読	2	科学英語演習	1
演習	2		

自　由　科　目

他学部及び農学部開講の専門教育科目のうち，応用生物科学科の開講科目一覧表に記載のない授業科目を自由科目とする。

上記の授業科目については，１０単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

別表Ⅲ（外国人留学生特別科目）

授　業　科　目	単位	授　業　科　目	単位
応用生物科学概論	2	応用生物科学演習	2

備考　1　単位互換制度による授業科目は，選択科目とする。その具体的科目名及び単位は，その都度指示する。

2　教員免許状取得に関する科目は，「農学部学生の教員免許状取得に関する内規（平成１６年４月１日制定）」に定める。

農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規

（平成１６年４月１日制定）

1　学生は，教育研究分野に分属する。
2　単位修得状況が良くない場合は，教育研究分野分属を保留されることがある。
3　卒業年次の学生は，学年始めに専攻教育研究分野の教官と協議し，研究題目を定め，卒業研究を行う。ただし，単位修得状況が良くない場合は，卒業研究を保留されることがある。
4　卒業論文及び論文要旨は，卒業年次の２月末日までに指導教官に提出しなければならない。
5　卒業論文の審査は，指導教官がこれにあたる。
6　学生は，卒業論文発表会において論文の概要を発表しなければならない。
7　外国の大学に派遣留学した学生については，学科の議に基づき単位を認定する。

附　則

この内規は，平成１６年４月１日から施行する。

追試験及び再試験に関する農学部内規

（平成１６年４月１日制定）

1　やむを得ない理由（病気，事故，天災など）により，定期試験を受験できなかつた科目で，担当教官の承認を得た後，所定の願書を提出した者については，教授会の議を経て追試験を行うことがある。
(2) 追試験を受けようとする者は，所定の願書に欠席の理由を証明する書類を添えて，欠席の事由発生の日から，原則として，７日以内に理系教務係に提出しなければならない。
2　不合格と判定された科目については，再試験を行うことがある。
(2) 再試験を受けようとする者は，担当教官の承認を得た後，所定の願書を所定の期日までに理系教務係に提出しなければならない。
(3) 合格の評価は，「可（C）」とする。
3　教養教育運営機構において開設される教養教育科目の追試験及び再試験については，教養教育運営機構の定めるところによる。

附　則

この内規は，平成１６年４月１日から施行する。

農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規

（平成１６年４月１日制定）

教員免許状取得を目的とする場合は，教養教育科目における主題科目「現代の法と社会（日本国憲法）」２単位及び免許教科ごとに，次に定める単位を修得しなければならない。

教科に関する科目

１種免許状（理科）「生物生産学科」

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">科目</th><th rowspan="2">授業科目</th><th colspan="2">単位数</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>中学校</th><th>高等学校</th></tr>
<tr><td rowspan="6">必修</td><td>物理学</td><td>物理学</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>化学</td><td>化学</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>生物学</td><td>生物学</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>地学</td><td>地球科学</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>物理学実験
（コンピュータ活用を含む。）</td><td>物理学実験</td><td>1</td><td>1</td><td rowspan="4">1
又は
2</td></tr>
<tr><td>化学実験
（コンピュータ活用を含む。）</td><td>化学実験</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>生物学実験
（コンピュータ活用を含む。）</td><td>生産生物学実験Ⅰ</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>地学実験
（コンピュータ活用を含む。）</td><td>実験地圏環境学Ⅰ</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>１３</td><td>９又は１０</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="20">選択</td><td>物理学</td><td>環境土壌物理学</td><td rowspan="20">１３</td><td rowspan="20">２４
又は
２５</td><td rowspan="20"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">化学</td><td>有機化学</td></tr>
<tr><td>物理化学</td></tr>
<tr><td>生物化学</td></tr>
<tr><td rowspan="9">生物学</td><td>動物遺伝育種学</td></tr>
<tr><td>微生物学</td></tr>
<tr><td>熱帯有用植物学</td></tr>
<tr><td>動物生体機構学</td></tr>
<tr><td>昆虫学</td></tr>
<tr><td>植物生理学</td></tr>
<tr><td>植物形態学</td></tr>
<tr><td>植物成長制御学</td></tr>
<tr><td>システム生態学</td></tr>
<tr><td>動物行動生態学</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地学</td><td>地球環境学</td></tr>
<tr><td>環境土壌学</td></tr>
<tr><td>干潟生態環境学</td></tr>
<tr><td>環境資源学</td></tr>
</table>

選択	物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	水理学演習Ⅰ	1	1	
		水理学演習Ⅱ	1	1	
		応用力学演習Ⅰ	1	1	
		応用力学演習Ⅱ	1	1	
		実験生産環境学Ⅰ	2	2	
	化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	応用化学実験	1	1	
		園芸工学実験実習Ⅰ	1	1	
	生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	作物学実験実習Ⅰ	1	1	
		作物学実験実習Ⅱ	1	1	
		作物学演習Ⅰ	1	1	
		作物学演習Ⅱ	1	1	
	地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	実験地圏環境学Ⅱ	2	2	
	計		１３	24又は25	
合計			２６	３４	

１種免許状（理科）「応用生物科学科」

区分	科目	授業科目	単位数		備考
			中学校	高等学校	
必修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
	地学	地球科学	2	2	
	物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	物理学実験	1	1	
	化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	応用化学実験	1	1	
	生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	生物学基礎実験	1	1	1又は2
		生物学実験	1	1	
	地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	実験地圏環境学Ⅰ	2	2	
	計		１３	９又は１０	
	物理学	環境土壌物理学	2	2	
	化学	有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		生物化学	2	2	
		分析化学	2	2	

選択	化学	食品化学	2	2	
		酵素化学	2	2	
		栄養化学	2	2	
		同位元素利用論	2	2	
		生物有機化学	2	2	
		生物資源化学	2	2	
		生物物理化学	2	2	
		微生物薬品化学	2	2	
	生物学	植物生理学	2	2	
		微生物学	2	2	
		植物資源学	2	2	
		植物形態学	2	2	
		植物発生生理学	2	2	
		植物育種学Ⅱ	2	2	
		線虫学	2	2	
		昆虫生理学	2	2	
		昆虫学	2	2	
		システム生態学	2	2	
		動物行動生態学	2	2	
		植物病原学	2	2	
		ウイルス学	2	2	
	地学	地球環境学	2	2	
		環境土壌学	2	2	
		干潟生態環境学	2	2	
		環境資源学	2	2	
	物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	水理学演習Ⅰ	1	1	
		水理学演習Ⅱ	1	1	
	化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験	1	1	
		化学実験Ⅰ	1	1	
		化学実験Ⅱ	3	3	
		生化学実験	2	2	
	生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	応用生物学実験	2	2	
		微生物学実験	2	2	
	地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	実験地圏環境学Ⅱ	2	2	
	計		13	24又は25	
合計			26	34	

（13：2単位以上選択、24又は25：2単位以上選択）

1種免許状（農業）「生物生産学科」

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校	備考
必修	農業	生産生物学	2	
	職業指導	職業指導	2	
	計		4	
選択	農業	資源社会管理学	2	
		共生環境科学	2	
		農業技術経済学	2	
		作物学概論	2	
		食用作物学	2	
		作物生態生理学	2	
		循環型農業学	2	
		雑草学	2	
		熱帯農学概論	2	
		熱帯作物改良学	2	
		国際農業技術論	2	
		施設生産装置学	2	
		貯蔵流通工学	2	
		環境気象学	2	
		動物生産学	2	
		家畜フィールド管理学	2	
		畜産物利用学	2	
		家畜衛生学	2	
		飼料資源学	2	
		経営管理情報学	2	
		市場流通経済学	2	
		食料市場論	2	
		農業経営経済学	2	
		海浜台地政策論	2	
		価格形成論	2	
		農村地理学	2	
		地域資源論	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1	
		暖地フィールド総合実習	2	
		生産生物学実験Ⅱ	1	
		熱帯作物学実験実習Ⅰ	1	
		熱帯作物学実験実習Ⅱ	1	
		園芸工学実験実習Ⅱ	1	

選択	農業	畜産学実験実習Ⅰ	1	３０	
		畜産学実験実習Ⅱ	1		
		熱帯作物改良学演習Ⅰ	1		
		園芸工学演習Ⅰ	1		
		園芸工学演習Ⅱ	1		
		畜産学演習Ⅰ	1		
		畜産学演習Ⅱ	1		
		地域調査法演習Ⅰ	1		
		地域調査法演習Ⅱ	1		
		協同組合経営分析演習	1		
		経営管理情報学演習	1		
		農業水利学	2		
		地圏環境学	2		
		地盤環境学Ⅱ	2		
		農業生産機械学Ⅰ	2		
		農業生産機械学Ⅱ	2		
		水環境学	2		
		地域計画学Ⅰ	2		
		地域計画学Ⅱ	2		
		エネルギー利用学	2		
		基礎解析学	2		
		応用力学Ⅰ	2		
		応用力学Ⅱ	2		
		水理学Ⅰ	2		
		水理学Ⅱ	2		
		地盤環境学Ⅰ	2		
		測量学Ⅰ	2		
		測量学Ⅱ	2		
		情報処理学Ⅰ	2		
		情報処理学Ⅱ	2		
		実験生産環境学Ⅱ	2		
		材料施工学	2		
		環境水文学	2		
		生産システム設計論Ⅱ	2		
		生産プロセス工学	2		
		生産エンジニアリング	2		
		生産情報工学	2		
		ハイテク農業技術論	2		
		動物繁殖生理学	2		

選択	農業	生産情報工学演習	1	
		測量学実習Ⅰ	1	
		測量学実習Ⅱ	1	
		生産システム設計論Ⅰ	2	
		実験水気圏環境学Ⅱ	2	
		工場実習	1	
		遺伝学	2	
		果樹園芸学	2	
		生物統計学	2	
		種苗生産学	2	
		蔬菜・花卉園芸学	2	
		植物育種学Ⅰ	2	
		植物栄養学	2	
		植物病理学	2	
	計		３０	
合計			３４	

１種免許状（農業）「応用生物科学科」

区分	科目	授業科目	単位数 高等学校	備考
必修	農業	遺伝学	2	
	職業指導	職業指導	2	
	計		4	
選択	農業	生物工学概説	2	
		生物調節学概説	2	
		動物資源学概説	2	
		生物機能化学概説	2	
		生物資源利用化学概説	2	
		生物工学	2	
		植物遺伝子工学	2	
		果樹園芸学	2	
		生物的防除学	2	
		種苗生産学	2	
		蔬菜・花卉園芸学	2	
		植物細胞工学	2	
		植物育種学Ⅰ	2	
		植物栄養学	2	
		土壌学	2	
		植物病理学	2	

選択	農業	生物統計学	2	３０	
		植物ウイルス学	2		
		病原微生物制御学	2		
		遺伝子工学実験	1		
		細胞工学実験	1		
		種苗生産学実験	1		
		遺伝資源学実験	1		
		育種学実験	1		
		土壌環境学実験	1		
		応用動物学実験	1		
		植物病理学実験	1		
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1		
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1		
		暖地フィールド総合実習	2		
		生化学	2		
		微生物利用学	2		
		食用作物学	2		
		生物資源利用学	2		
		生物資源利用化学特講	2		
		生物機能化学特講	2		
		分子生物学	2		
		遺伝子工学	2		
		食糧安全学	2		
		食品衛生学Ⅰ	2		
		食品衛生学Ⅱ	2		
		食品機能化学	2		
		食品工学	2		
		食品製造学Ⅰ	2		
		食品製造学Ⅱ	2		
		食品分析化学	2		
		食糧流通貯蔵学Ⅰ	2		
		食糧流通貯蔵学Ⅱ	2		
		資源社会管理学	2		
		動物生産学	2		
		農村地理学	2		
		経営管理情報学	2		
	計			３０	
合計				３４	

備考　教員免許状に関する授業科目で農学部履修細則別表Ⅰ，Ⅱに記載されていない科目の単位は，卒業単位に算入しない。

佐賀大学農学部編入学規程

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、佐賀大学農学部規則（平成１６年４月１日制定）第２条第２項の規定に基づき、農学部（以下「本学部」という。）への編入学に関し、必要な事項を定める。

（出願資格）

第２条　本学部に編入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等専門学校を卒業（卒業見込みを含む。）した者

(2) 短期大学を卒業（卒業見込みを含む。）した者

(3) 下記のいずれかに該当する者

ア　大学を卒業（卒業見込みを含む。）した者

イ　大学に２年以上在学し、所定の単位を修得（修得見込みを含む。）した者

ウ　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 68 条の２第３項の規定により学士の学位を授与（授与される見込みを含む。）された者

(4) 国立工業教員養成所及び国立養護教諭養成所（大学に設置された養護教諭養成所を含む。）を卒業（卒業見込みを含む。）した者

(5) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 82 条の 10 の規定による専修学校の専門課程を修了（修了見込みを含む。）した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 92 条の３に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業（修了・卒業見込みを含む。）した者

(7) 外国において、学校教育における 14 年課程を修了（修了見込みを含む。）した者

（選考）

第３条　編入学者の選考は、学力検査、面接、健康診断書、出身学校における学業成績及び推薦書を総合して行う。

（入学の時期）

第４条　編入学の時期は、学年の始めとし、原則として第３年次に編入学するものとする。

（在学期間）

第５条　編入学者の修業年限は原則として２年とし、その２倍を超えて在学することはできない。

（雑則）

第６条　この規程に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規

（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第1条　佐賀大学農学部履修細則（平成16年4月1日制定）第5条に規定する編入学した者の履修科目及び修得単位数（以下「既修得単位」という。）の認定については，この内規の定めるところによる。

（認定の基準）

第2条

Ⅰ　教養教育科目

大学入門科目，共通基礎教育科目及び主題科目からなる教養教育科目は次表に示す単位を履修しなければならない。

ただし，大学入門科目（2単位）及び主題科目（14単位）と共通基礎教育科目のうち第1外国語[英語A]（4単位），第2外国語（4単位），健康・スポーツ科目（4単位）及び情報処理科目（3単位）は修得したものとし，短大等での既修得単位で一括して認定する。

なお，主題分野の登録は必要としない。

教養教育科目								
大学入門科目	共通基礎教育科目						主題科目	
	外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目	共通主題科目
	第1（英語B）	第2	講義・演習	実習	講義	演習		
0	2	0	0	0	0	0	6	

Ⅱ　専門教育科目

1　専門基礎科目

専門基礎科目については，それぞれの学科で修得すべき単位（生物生産学科：8単位，応用生物科学科：8単位）を短大等での既修得単位で一括して認定する。

2　専門科目

生物生産学科では，専門科目A群のうち農業技術経済学（2単位），農業気象学（2単位），生産生物学（2単位），情報処理学Ⅰ（2単位），資源社会管理学（2単位）及び生産環境工学（2単位）を修得したものとし，短大等での既修得単位で一括認定する。

応用生物科学科では，専門科目B群のうち生物工学概説（2単位），生物調節学概説（2単位），動物資源学概説（2単位），生物機能化学概説（2単位）及び生物資源利用化学概説（2単位）を修得したものとし，短大等での既修得単位で一括認定する。

このほかの専門科目については，各学科の申合せに従い，短大等での既修得単位から14単位まで本学部の修得単位として認定することができる。

（雑則）

第3条　この内規に定めるもののほか，認定に必要な事項は，農学部教授会において定める。

附　則

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

大　学　院

佐賀大学大学院学則

（平成１６年４月１日制定）

目次

第１章　総則
第１節　趣旨及び目的（第１条・第２条）
第２節　研究科（第３条）
第３節　課程（第４条）
第４節　鹿児島大学大学院連合農学研究科（第５条）
第５節　入学定員及び収容定員（第６条）
第２章　大学院通則
第１節　標準修業年限，在学年限，学年，学期及び休業日（第７条ー第１１条）
第２節　教育方法等（第１２条ー第１７条）
第３節　課程の修了要件等（第１８条ー第２１条）
第４節　学位の授与（第２２条）
第５節　入学，進学，転入学及び再入学等（第２３条ー第３３条）
第６節　休学，復学，退学，転学，転研究科，転専攻，派遣，留学及び除籍（第３４条ー第４０条）
第７節　科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生（第４１条ー第４５条）
第８節　検定料，入学料及び授業料（第４６条・第４７条）
第９節　教員の免許状授与の所要資格の取得（第４８条）
第１０節　賞罰（第４９条）
第３章　準用規定（第５０条）
第４章　改正（第５１条）
附則

第１章　総則

第１節　趣旨及び目的

（趣旨）

第１条　この大学院学則は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）第１８条第５項の規定に基づき，佐賀大学（以下「本学」という。）の大学院の入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目的とする。

第２節　研究科

（研究科）

第３条　大学院に，次の研究科を置く。

教育学研究科
経済学研究科
医学系研究科
工学系研究科
農学研究科

第３節　課程

（課程）

第４条　大学院の課程は，修士課程及び博士課程とする。

２　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

３　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

４　工学系研究科の課程は，博士課程とし，これを前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うもの

とする。

第４節　鹿児島大学大学院連合農学研究科

（鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施）

第５条　鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては，佐賀大学，宮崎大学，鹿児島大学及び琉球大学が協力するものとする。

２　前項に規定する連合農学研究科の連合講座は，佐賀大学の農学部及びこれに関連を有する学内共同教育研究施設の教員が，宮崎大学農学部，鹿児島大学の農学部及び水産学部並びに琉球大学農学部の教員とともに担当するものとする。

第５節　入学定員及び収容定員

（入学定員及び収容定員）

第６条　研究科の入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士課程・博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	６人	１２人		
	教科教育専攻	３３人	６６人		
	小計	３９人	７８人		
経済学研究科	金融・経済政策専攻	４人	８人		
	企業経営専攻	４人	８人		
	小計	８人	１６人		
医学系研究科	医科学専攻	１５人	３０人		
	看護学専攻	１６人	３２人		
	小計	３１人	６２人		
	機能形態系専攻			１３人	５２人
	生体制御系専攻			１４人	５６人
	生態系専攻			３人	１２人
	小計			３０人	１２０人
工学系研究科	機能物質化学専攻	１８人	３６人		
	物理科学専攻	１６人	３２人		
	機械システム工学専攻	２７人	５４人		
	電気電子工学専攻	２４人	４８人		
	知能情報システム学専攻	１０人	２０人		
	数理科学専攻	１４人	２８人		
	都市工学専攻	２７人	５４人		
	循環物質工学専攻	１８人	３６人		
	生体機能システム制御工学専攻	３２人	６４人		
	小計	１８６人	３７２人		

	エネルギー物質科学専攻 システム生産科学専攻 生体機能システム制御工学専攻			9人 7人 14人	27人 21人 42人
	小　　計			30人	90人
農学研究科	生物生産学専攻 応用生物科学専攻	20人 30人	40人 60人		
	小　　計	50人	100人		
合　　計		314人	628人	60人	210人

第2章　大学院通則

第1節　標準修業年限，在学年限，学年，学期及び休業日

（修士課程及び博士前期課程の標準修業年限）

第7条　修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，2年を超えるものとすることができる。

2　前項の規定にかかわらず，修士課程及び博士前期課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

（博士後期課程の標準修業年限）

第8条　博士後期課程の標準修業年限は，3年とする。

（医学系研究科の博士課程の標準修業年限）

第9条　医学系研究科の博士課程の標準修業年限は4年とする。

（在学年限）

第10条　大学院における在学年限は，修士課程及び博士前期課程にあっては4年，博士後期課程にあっては6年，医学系研究科の博士課程にあっては8年とする。

（学年，学期及び休業日）

第11条　大学院の学年，学期及び休業日については，佐賀大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

第2節　教育方法等

（教育方法）

第12条　大学院における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められた場合には，他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により，当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと（連携大学院方式と称する。）ができる。

（履修方法等）

第13条　研究科における授業科目，単位数及び研究指導並びにこれらの履修方法は，当該研究科において定める。

（他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修）

第14条　大学院は，教育上有益と認めるときは，他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき，学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2　前項の規定により，学生が当該他の大学院において修得した単位を，研究科委員会の議に基づき，10単位を超えない範囲内で，課程修了の要件となる単位として認定することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第１５条　大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を，研究科委員会の議に基づき，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学，再入学の場合を除き，１０単位を超えない範囲内で，課程修了の要件となる単位として認定することができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第１６条　学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，修了することを希望する旨を申し出たときは，各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において，在学年限は，修士課程及び博士前期課程にあっては４年，博士後期課程にあっては６年を超えないものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第１７条　大学院は，教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき，学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

第３節　課程の修了要件等

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第１８条　修士課程及び博士前期課程の修了要件は，当該課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の場合において，当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（博士後期課程の修了要件）

第１９条　博士後期課程の修了要件は，当該課程に３年以上在学し，研究科が定めた所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　第６条第２項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については，前項ただし書中「１年」とあるのは，「３年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて，前項の規定を適用する。

３　前２項の規定にかかわらず，学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第７０条の２の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は，当該課程に３年以上在学し，研究科が定めた所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

（医学系研究科の博士課程の修了要件）

第２０条　医学系研究科の博士課程の修了要件は，大学院に４年以上在学し，研究科が定めた所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，３年以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第２１条　前３条に規定する最終試験は，学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

２　学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は，当該研究科委員会が決定し，その方法は各研究科において定める。

３　前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは，当該研究科委員会の議を経て，他の大学院又は研究

所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等の協力を得ることができる。

第４節　学位の授与

（学位の授与）

第２２条　修士課程，博士前期課程，博士後期課程又は博士課程を修了した者には，修士又は博士の学位を授与する。

２　前項に定めるもののほか，博士の学位は，大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

３　前２項に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

第５節　入学，進学，転入学及び再入学等

（入学の時期）

第２３条　入学の時期は，学年の始めとする。

２　前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。

（入学資格）

第２４条　修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５２条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第６８条の２第３項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 大学に３年以上在学し，又は外国において学校教育における１５年の課程を修了し，大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(6) 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達したもの

第２５条　博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において，修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達したもの

第２６条　医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学，歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において学校教育における１８年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 大学の医学，歯学又は獣医学を履修する課程に４年以上在学し，又は外国において学校教育における医学，歯学又は獣医学を履修する課程を含む１６年の課程を修了し，大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(5) 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達したもの

（入学志願）

第２７条　大学院に入学を志願する者は，所定の期日までに，入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて，提出しなければならない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第２８条　前条の入学を志願した者については，別に定めるところにより行う選考結果に基づき，研究科委員会の議を経て，学長が入学を許可する。

（入学手続及び入学許可の取消し）

第２９条　入学を許可された者は，別に定めるところにより入学の手続を行い，かつ，誓約書を提出しなければならない。

２　前項の規定に違反したときは，学長は，入学許可を取り消すものとする。

（博士後期課程又は博士課程への進学資格）

第３０条　博士後期課程又は博士課程に進学することのできる者は，大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。

（進学志願）

第３１条　進学を志願する者は，所定の期日までに出願書類その他必要な書類を提出しなければならない。

（進学志願者の選考及び進学の許可）

第３２条　進学志願者については，選考の上，研究科委員会の議を経て，学長が進学を許可する。

（転入学及び再入学）

第３３条　次の各号のいずれかに該当する者があるときは，志願する専攻に関係する研究科委員会の議を経て，学期の始めに学長が，相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学院に在学中の者で転入学を志願する者

(2) 大学院を退学した者で再入学を志願する者

２　転入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数，履修すべき単位数は，研究科委員会の議を経て，研究科長が決定する。

第６節　休学，復学，退学，転学，転研究科，転専攻，派遣，留学及び除籍

（休学）

第３４条　病気その他の事由によって継続して３月以上修学できない者は，学長の許可を得て休学することができる。ただし，疾病の場合は，医師の診断書を添えなければならない。

２　休学期間は１年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，１年を限度として，その期間を延長することができる。

３　休学期間は，通算して２年を超えることができない。

４　休学期間は，在学期間に算入しない。

（復学）

第３５条　休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは，学長に復学を願い出て，許可を受けなければならない。

（退学）

第３６条　自己の都合により退学する者は，学長に願い出て，許可を受けなければならない。

（転学）

第３７条　他の大学院への入学又は転学を志願する者は，学長に願い出て，許可を受けなければならない。

（転研究科及び転専攻）

第３８条　転研究科又は転専攻を志願する者があるときは，関係する研究科の研究科委員会の議を経て，学長が学期の始めに限り許可することがある。

２　転研究科又は転専攻を許可された者の在学すべき年数，履修すべき単位数は，研究科委員会の議を経て，研究科長が決定する。

（派遣及び留学）

第３９条　教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき，当該他の大学院又は研究所等に学生を派遣し，又は留学させることができる。

２　前項の派遣及び留学については，研究科委員会の議を経て行うものとする。

３　派遣及び留学の期間は，標準修業年限に算入する

４　派遣及び留学に関し，必要な事項は，別に定める。

（除籍）

第４０条　次の各号のいずれかに該当する者は，研究科委員会の議を経て，学長が除籍する。

(1) 第１７条に規定する期間在学して修了できない者

(2) 病気その他で修業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって，その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者

第７節　科目等履修生，特別研究学生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第４１条　本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは，教育研究に支障のない限り，当該研究科において選考の上，学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。
２　科目等履修生に関し，必要な事項は，別に定める。
（特別研究学生）
第４２条　他の大学院又は外国の大学院等の学生で，大学院において研究指導を受けようとする者があるときは，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，学長が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。
２　特別研究学生に関し，必要な事項は，別に定める。
（特別聴講学生）
第４３条　他の大学院又は外国の大学院等の学生で，大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，学長が特別聴講学生として履修を認めることがある。
２　特別聴講学生に関し，必要な事項は，別に定める。
（研究生）
第４４条　研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは，教育研究に支障のない限り，当該研究科において選考の上，学長が原則として学期の始めに，研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関し，必要な事項は，別に定める。
（外国人留学生）
第４５条　外国人で，大学院において教育を受ける目的をもって入国し，大学院に入学を志願する者があるときは，当該研究科において選考の上，学長が外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関し，必要な事項は，別に定める。

第８節　検定料，入学料及び授業料

（検定料，入学料及び授業料）
第４６条　検定料，入学料及び授業料の額は，別に定める。
（入学料の免除等）
第４７条　大学院に入学する者（研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。）であって，学業優秀であり，かつ，入学料の納付が困難な経済的理由があると認められる者に対しては，入学料の全部又は一部を免除することができる。
２　前項に定めるもののほか，入学料及び授業料の免除及び徴収猶予，既納の授業料の返還については，学則第４７条から第５５条までの規定及び第５７条第３項の規定を準用する。

第９節　教員の免許状授与の所要資格の取得

（教員の免許状）
第４８条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　大学院の専攻において，当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，別表に掲げるとおりとする。

第１０節　賞罰

（表彰及び懲戒）
第４９条　表彰及び懲戒については，学則第３８条及び第３９条の規定を準用する。

第３章　準用規定

（準用規定）
第５０条　大学院の学生に関しては，この大学院学則に定めるもののほか，学則及び本学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。この場合において，「学部」とあるのは「研究科」と，「学部長」とあるのは「研究科長」と，「教授会」とあるのは「研究科委員会」と，それぞれ読み替えるものとする。

第４章　改正

（改正）

第５１条　この大学院学則の改正は，教育研究評議会において構成員の３分の２以上の賛成がなければならない。

附　則

１　この大学院学則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　この大学院学則施行前の佐賀大学に，平成１５年１０月１日以降入学した者が修得した教育課程の履修は，この大学院学則の規定に基づき修得した教育課程の履修とみなす。

３　国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成１５年法律第２９号）附則第２項の規定により平成１５年９月３０日に在学する者（次項において「在学者」という。）が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者に係る修了するために必要であった教育課程の履修は，本学において行うものとし，本学は，そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し，必要な事項は，平成１６年３月３１日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

４　この大学院学則施行後，第３３条の規定に基づき，在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し，必要な事項は，前項の規定を準用する。

別表（第４８条第２項関係）

研究科	課程	専　攻	取得できる教員免許状	教　科
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，工業，英語
			養護学校教諭専修免許状	
			幼稚園教諭専修免許状	
		教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，工業，英語
			幼稚園教諭専修免許状	

経済学研究科	修士課程	金融・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
		企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
工学系研究科	博士前期課程	機能物質化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，工業
		物理科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		知能情報システム学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		循環物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，工業
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻 応用生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科，農業

佐賀大学大学院教育学研究科規則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定），佐賀大学大学院学則（平成１６年４月１日制定。以下「大学院学則」という。）及び佐賀大学学位規則（平成１６年４月１日制定。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（専攻並びにコース及び専修）

第２条　研究科の専攻に次のコース及び専修を置く。

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース，教育心理学コース，障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修，社会科教育専修，数学教育専修，理科教育専修，音楽教育専修，美術教育専修，保健体育専修，技術教育専修，家政教育専修，英語教育専修

（指導教員）

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第４条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院教育学研究科履修細則（平成１６年４月１日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第５条　学生は，大学院学則第１４条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第６条　研究科が必要と認めたときは，大学院学則第１５条の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第７条　学生は，大学院学則第１７条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第８条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

（試験）

第９条　試験は，毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

（学位論文の提出）

第１０条　学位規則第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類とともに，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第１１条　佐賀大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　前項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第１２条　入学者の選考は，その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第１３条　研究科の教育研究に支障のないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５２条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第１４条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第１５条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定）

第１６条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第１７条　この規則に定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学大学院教育学研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院教育学研究科規則（平成１６年４月１日制定。以下「研究科規則」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（修了に必要な単位数）

第２条　研究科の修了に必要な単位数は，次の表に掲げるとおりとする。

専攻 科目	学校教育専攻	教科教育専攻
学校教育に関する科目	１０単位	４単位
学校教育コース共通科目	６単位	
教科教育共通科目		２単位
教科教育に関する科目	４単位	４単位
教科内容に関する科目		８単位
自由選択科目	６単位	８単位
課題研究	４単位	４単位
計	３０単位	３０単位

（授業科目，単位数）

第３条　授業科目及び単位数等については，各専攻・専修ごとに別表に掲げるとおりとする。

（履修方法）

第４条　専攻ごとの履修方法は，次のとおりとする。

２　学校教育専攻

(1) 学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する授業科目から，学校教育コース共通科目を除いて１０単位以上を選択履修する。

(2) 学校教育コース共通科目

「教育哲学特論」，「教育心理学特論」及び「障害児教育学特論Ⅰ」の各２単位を履修する。

(3) 教科教育に関する科目

教科教育専攻のいずれか一つの専修から，４単位以上を選択履修する。

(4) 自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から，６単位以上を選択履修する。

(5) 課題研究

課題研究４単位は，自コースの一つの分野の指導教員を中心とする関係教員の指導のもとに研究を行う。

３　教科教育専攻

(1) 学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する授業科目から，４単位以上を選択履修する。

(2) 教科教育共通科目

自専修の実践授業研究２単位を履修する。

(3) 教科教育に関する科目

自専修の教科教育に関する授業科目から，４単位以上を選択履修する。

(4) 教科内容に関する科目

自専修の教科内容に関する授業科目から，８単位以上を選択履修する。

(5) 自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から，８単位以上を選択履修する。

(6) 課題研究

課題研究４単位は，自専修の一つの分野の指導教員を中心とする関係教員の指導のもとに研究を行う。

（単位の認定）

第５条　研究科規則第５条の規定により履修した授業科目の単位は，１０単位を限度として，第２条に定める単位に含めることができる。

２　研究科規則第６条の規定により修得したものとみなす授業科目の単位は，１０単位を限度として，第２条に定める単位に含めることができる。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

1　学校教育専攻

分　野	授　業　科　目	単位数	備　考
教育学・教育史	日本教育史特論	2	
	日本教育史特別演習	1	
	教育哲学特論	2	
	教育哲学特別演習	1	
	人権教育特論	2	
	人権教育特別演習	1	
学校経営	学校・学級経営学特論	2	
	学校・学級経営学特別演習	1	
教育内容・方法論	教育方法学特論	2	
	教育方法学特別演習	1	
社会教育学	社会教育学特論	2	
	社会教育学特別演習	1	
道徳教育	道徳教育特論	2	
	道徳教育特別演習	1	
教育社会学	教育社会学特論	2	
	教育社会学特別演習	1	
教育心理学	教育心理学特論	2	
	教育測定・評価特別演習	1	
	学習心理学特論	2	
	学習心理学特別演習	1	
	学級集団心理学・生徒指導特論	2	
	進路指導特別演習	1	
教育臨床心理学	教育臨床心理学特論	2	
	教育臨床心理学特別演習	1	
	教育相談心理学特別演習	1	
発達心理学	発達心理学特論Ⅰ	2	
	発達心理学特別演習	1	
	発達心理学特論Ⅱ	2	
障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ	2	
	障害児教育学特論II	2	
	障害児教育学研究方法論	2	
	障害児教育学特別演習	1	
障害児心理	障害児心理学特論Ⅰ	2	
	障害児心理学特論II	2	
	障害児心理学研究方法論	2	
	障害児心理学・心理検査特別演習	1	
障害児病理	障害児医学Ⅰ	2	
	障害児医学Ⅱ	2	
	障害児医学研究方法論	2	
	障害児医学特別演習	1	
障害児臨床	障害児臨床医学特論	2	
	障害児臨床医学特別演習	1	
	学校教育課題研究	4	
	障害児教育課題研究	4	

2　教科教育専攻

国語教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
国語科教育	国語教育学特論Ⅰ	4	教科教育に関する科目のうち「国語教育学特論Ⅰ」を必修とする。 教科内容に関する科目は、「国語学特論Ⅰ」、「古典文学特論」、「現代文学特論」、「漢文学特論」から１科目４単位を必ず修得すること。 なお、自由選択科目のうち、書道特別研究を履修することが望ましい。
	国語教育学特別演習Ⅰ	2	
	国語教育学特論Ⅱ	4	
	国語教育学特別演習Ⅱ	2	
国語学	国語学特論Ⅰ	4	
	国語学特別演習Ⅰ	2	
	国語学特論Ⅱ	4	
	国語学特別演習Ⅱ	2	
国文学	古典文学特論	4	
	古典文学特別演習	2	
	現代文学特論	4	
	現代文学特別演習	2	
	日本文学思潮	4	
漢文学	漢文学特論	4	
	漢文学特別演習	2	
	中国古典文学特論	4	
	中国古典文学特別演習	2	
	中日比較文学特論	4	
	中日比較文学特別演習	2	
書道	書道特別研究	2	
	国語課題研究	4	
	国語教育課題研究	4	
	書道課題研究	4	
	実践授業研究	2	

社会科教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
社会科教育	社会科教育学特論Ⅰ（社会・地歴）	4	教科教育に関する科目のうち、「社会科教育学特論Ⅰ（社会･地歴）」又は「社会科教育学特論Ⅱ（社会・公民）」のいずれか４単位を必ず修得すること。
	社会科教育学特別演習Ⅰ（社会・地歴）	2	
	社会科教育学特論Ⅱ（社会・公民）	4	
	社会科教育学特別演習Ⅱ（社会・公民	2	
歴史学	考古学特論Ⅰ	2	
	考古学特論Ⅱ	2	
	考古学特別演習	2	
	東洋史特論Ⅰ	2	
	東洋史特論Ⅱ	2	
	東洋史特別演習	2	
	西洋史特論ＡⅠ	2	
	西洋史特論ＡⅡ	2	
	西洋史特論ＢⅠ	2	
	西洋史特論ＢⅡ	2	
	西洋史特別演習Ａ	2	
	西洋史特別演習Ｂ	2	
	日本史特論ＡⅠ	2	
	日本史特論ＡⅡ	2	
	日本史特論ＢⅠ	2	
	日本史特論ＢⅡ	2	
	日本史特別演習Ａ	2	
	日本史特別演習Ｂ	2	
地理学	地理学特論ＡⅠ	2	
	地理学特論ＢⅠ	2	
	地理学特別演習Ⅰ	2	
	地理学特論ＡⅡ	2	
	地理学特論ＢⅡ	2	
	地理学特別演習Ⅱ	2	
法律学	法律学特論ＡⅠ	2	
	法律学特論ＡⅡ	2	
	法律学特論ＢⅠ	2	
	法律学特論ＢⅡ	2	
	法律学特論ＣⅠ	2	
	法律学特論ＣⅡ	2	
	法律学特別演習Ａ	2	
	法律学特別演習Ｂ	2	
	法律学特別演習Ｃ	2	
政治学	政治学特論Ⅰ	2	
	政治学特論Ⅱ	2	
	政治学特別演習	2	
	国際政治学特論Ⅰ	2	
	国際政治学特論Ⅱ	2	
	国際政治学特別演習	2	
経済学	経済学特論Ⅰ	2	
	経済学特論Ⅱ	2	
	経済学特別演習	2	
	国際経済学特論Ⅰ	2	
	国際経済学特論Ⅱ	2	
	国際経済学特別演習	2	
社会学	社会学特論ＡⅠ	2	
	社会学特論ＡⅡ	2	
	社会学特論ＢⅠ	2	
	社会学特論ＢⅡ	2	
	社会学特別演習Ａ	2	
	社会学特別演習Ｂ	2	
哲学・倫理学	倫理学特論Ⅰ	2	
	倫理学特論Ⅱ	2	
	倫理学特別演習	2	
	社会科課題研究（社会・地歴）	4	
	社会科課題研究（社会・公民）	4	
	社会科教育課題研究（社会・地歴）	4	
	社会科教育課題研究（社会・公民）	4	
	実践授業研究	2	

数学教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
数学科教育	数学教育学特論Ⅰ	4	
	数学教育学特別演習Ⅰ	2	
	数学教育学特論Ⅱ	4	
	数学教育学特別演習Ⅱ	2	
代数学	代数学特論	4	
	代数学特別演習	2	
幾何学	幾何学特論Ⅰ	4	
	幾何学特別演習Ⅰ	2	
	幾何学特論Ⅱ	4	
	幾何学特別演習Ⅱ	2	
解析学	解析学特論	4	
	解析学特別演習	2	
	統計学特論	4	
	統計学特別演習	2	
	数学課題研究	4	
	数学教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

理科教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
理科教育	理科教育学特論Ⅰ	2	
	理科教育学特別演習Ⅰ	2	
	理科教育学特論Ⅱ	2	
	理科教育学特別演習Ⅱ	2	
	理科教育学特論Ⅲ	2	
物理学	固体物理学特論	2	
	固体物理学特別演習	2	
	中間エネルギー物理学特論	2	
	中間エネルギー物理学特別演習	2	
	量子物理学特論	2	
	量子物理学特別演習	2	
	半導体物理学特論	2	
化学	物理化学特論	2	
	物理化学特別演習	2	
	無機化学特論	2	
	無機化学特別演習	2	
	有機化学特論	2	
	有機化学特別演習	2	
	高分子化学特論	2	
生物学	比較生理学特論	2	
	比較生理学特別演習	2	
	群集生態学特論	2	
	群集生態学特別演習	2	
	植物分類生態学特論	2	
	植物分類生態学特別演習	2	
	行動生態学特論	2	
	生命化学特論	2	
地学	地球史特論	2	
	地球史特別演習	2	
	火山岩岩石学特論	2	
	火山岩岩石学特別演習	2	
	大陸地殻進化学特論	2	
	大陸地殻進化学特別演習	2	
	宇宙物理学特論	2	
	理科課題研究	4	
	理科教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

音楽教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
音楽科教育	音楽教育学特論ⅠA	2	
	音楽教育学特論ⅠB	2	
	音楽教育学特別演習Ⅰ	2	
	音楽教育学特論ⅡA	2	
	音楽教育学特論ⅡB	2	
	音楽教育学特別演習Ⅱ	2	
器楽	器楽特論ⅠA	2	
	器楽特論ⅠB	2	
	器楽特別演習Ⅰ	2	
	器楽特論ⅡA	2	
	器楽特論ⅡB	2	
	器楽特別演習Ⅱ	2	
声楽	声楽特論Ⅰ	2	
	声楽特論Ⅱ	2	
	声楽特別演習	2	
作曲・指揮法	作曲法特論Ⅰ	2	
	作曲法特論Ⅱ	2	
	作曲法特別演習	2	
	指揮法特論	2	
	指揮法特別演習	1	
声楽学	音楽学特論Ⅰ	2	
	音楽学特論Ⅱ	2	
	音楽学特別演習	2	
	日本の音楽文化特論	2	
	日本の音楽文化特別演習	1	
	音楽課題研究	4	
	音楽教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

美術教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
美術・工芸科教育	美術教育特論	4	
	工芸教育特別演習	1	
	工芸教育教材特論	4	
	美術教育教材特別演習	1	
絵画	絵画特論Ⅰ	4	
	絵画特別演習Ⅰ	1	
	絵画特論Ⅱ	4	
	絵画特別演習Ⅱ	1	
彫刻	彫刻特論	4	
	彫刻特別演習	1	
デザイン	デザイン特論	4	
	デザイン特別演習	1	
工芸	工芸特論Ⅰ	2	
	工学特別演習Ⅰ	1	
	工芸特論Ⅱ	4	
	工芸特別演習Ⅱ	1	
	工芸特論Ⅲ	4	
	工芸特別演習Ⅲ	1	
	工芸特論Ⅳ	4	
	工芸特別演習Ⅳ	1	
美術理論・美術史	美術・工芸論特論	2	
	美術方法特論	2	
	美学・美術史特論	4	
	美学・美術史特別演習	1	
	美術・工芸課題研究	4	
	美術教育課題研究	4	
	工芸教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

保健体育専修

分野	授業科目	単位数	備考
保健体育科教育	保健体育教育学特論Ⅰ	2	教科教育に関する科目のうち「保健体育教育学特論Ⅰ」を必修とする。
	保健体育教育学特別演習Ⅰ	1	
	保健体育教育学特論Ⅱ	2	
	保健体育教育学特別演習Ⅱ	1	
	保健体育教育学特論Ⅲ	2	
体育学	体育学特論Ⅰ	2	
	体育学特別演習	1	
	体育学特論Ⅱ	2	
運動学	運動学特論	2	
	運動学特別演習	1	
	運動方法学特論Ⅰ	2	
	運動方法学特別演習Ⅰ	1	
	運動方法学特論Ⅱ	2	
	運動方法学特別演習Ⅱ	1	
健康運動実施学	健康運動実践学特論	2	
	健康運動実践学特別演習	1	
	健康運動実践方法学特論Ⅰ	2	
	健康運動実践方法学特別演習Ⅰ	1	
	健康運動実践方法学特論Ⅱ	2	
	健康運動実践方法学特別演習Ⅱ	1	
運動生理学	運動生理学特論	2	
	運動生理学特別演習	1	
	健康生理学特論	2	
学校保健	学校保健特論	2	
	学校保健特別演習Ⅰ	1	
	学校保健特別演習Ⅱ	1	
	保健体育課題研究	4	
	保健体育教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

技術教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
技術科教育	技術教育特論	4	教科内容に関する８単位は、電気工学特論Ⅰ、Ⅱの４単位と機械工学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうちから４単位を修得するものとする。
	技術教育特別演習Ⅰ	2	
	技術教育実践教育研究	4	
	技術教育特別演習Ⅱ	2	
電気	電気工学特論Ⅰ	2	
	電気工学特論Ⅱ	2	
	電気工学特別演習	2	
機械	機械工学特論Ⅰ	2	
	機械工学特論Ⅱ	2	
	機械工学特論Ⅲ	2	
	機械工学特別演習	2	
材料	材料工学特論	4	
	材料工学特別演習	2	
情報基礎	情報工学特論	4	
	情報工学特別演習	2	
	電子計算機特論	4	
	電子計算機特別演習	2	
	技術科課題研究	4	
	技術教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

家政教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
家庭科教育	家庭科教育学特論Ⅰ	2	
	家庭科教育学特論Ⅱ	2	
	家庭科教育学特論Ⅲ	2	
	家庭科教育学特別演習	2	
食物学	食物学特論Ⅰ	2	
	食物学特論Ⅱ	2	
	食物学特別演習Ⅰ	2	
	食物学特別演習Ⅱ	2	
被服学	被服学特論Ⅰ	2	
	被服学特論Ⅱ	2	
	被服学特論Ⅲ	2	
	被服学特別演習Ⅰ	2	
	被服学特別演習Ⅱ	2	
住居学	住居学特論	2	
	住居学特別演習	2	
保育学	保育学特論	2	
	保育学特別演習	2	
家政一般	家族関係学特論	2	
	家族関係学特別演習	2	
	家政学課題研究	4	
	家庭科教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

英語教育専修

分野	授業科目	単位数	備考
英語科教育	英語教育学特論ⅠA	2	
	英語教育学特論ⅠB	2	
	英語教育学特別演習Ⅰ	1	
	英語教育学特論ⅡA	2	
	英語教育学特論ⅡB	2	
	英語教育学特別演習Ⅱ	1	
英語学	英語学特論ⅠA	2	
	英語学特論ⅠB	2	
	英語学特別演習Ⅰ	1	
	英語学特論Ⅱ	2	
	英語学特別演習Ⅱ	1	
英米文学	英米文学特論ⅠA	2	
	英米文学特論ⅠB	2	
	英米文学特別演習Ⅰ	1	
	英米文学特論ⅡA	2	
	英米文学特論ⅡB	2	
	英米文学特別演習Ⅱ	1	
	英語課題研究	4	
	英語教育課題研究	4	
	実践授業研究	2	

佐賀大学大学院経済学研究科規則

（趣旨）

第1条　佐賀大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定），佐賀大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）及び佐賀大学学位規則（平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（専攻及び講座）

第2条　研究科の専攻に次の講座を置く。

専　攻　名	講　座　名
金融・経済政策専攻	経営システム，地域政策，国際経済社会，経済情報，法政策
企業経営専攻	

（指導教員）

第3条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第4条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院経済学研究科履修細則（平成16年4月1日制定）に定めるところによる。

2　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第5条　学生は，大学院学則第14条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第6条　研究科が必要と認めたときは，大学院学則第15条の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第7条　学生は，大学院学則第17条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第8条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

（試験）

第9条　試験は，毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

（学位論文の提出）

第10条　学位規則第7条第1項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類とともに，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第11条　佐賀大学大学院経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち1人を主査とする。

2　前項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第12条　入学者の選考は，その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第13条　研究科の教育研究に支障のないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に定める大学を卒業した者

(2)　研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第14条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第15条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定）

第16条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第17条　この規則に定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学大学院経済学研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院経済学研究科規則（平成１６年４月１日制定。以下「研究科規則」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（授業科目，単位及び履修方法）

第２条　授業科目及び単位数は，各専攻ごとに別表Ⅰ，別表Ⅱ及び別表Ⅲに定めるとおりとする。

２　学生は，各専攻ごとに別表Ⅰ又は別表Ⅱに掲げる自専攻の授業科目から２０単位以上（演習Ⅰ４単位，演習Ⅱ４単位を含む。），自専攻又は他専攻の授業科目から８単位以上，別表Ⅲの共通科目の中から２単位以上，計３０単位以上を履修しなければならない。

３　演習については，演習Ⅰ，演習Ⅱを２年間にわたり履修するものとする。ただし，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとし，自専攻の授業科目をもつて演習Ⅱに代えることができる。

（単位認定）

第３条　研究科規則第５条及び第６条の規定により履修した授業科目の単位は，８単位を限度として前条第２項に定める８単位に含めることができる。

２　研究科が必要と認めたときは，学生が履修した学部の授業科目を４単位に限り，前条に定める授業科目の履修とみなし，当該専攻の履修に必要な単位に含めることができる。なお，この単位は前項に定める８単位に含めるものとする。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表Ⅰ（第2条関係）

金融・経済政策専攻

教育・研究分野	授業科目	単位数
数量経済分析	数量経済モデル分析研究	2
	マクロ経済データ分析研究	2
	現代経済分析研究	2
	応用計量経済分析研究	2
	応用計量経済学研究	2
	社会選択理論研究	2
金融・政策分析	金融経済論研究	2
	国際通貨システム研究	2
	経済動態分析研究	2
	国際金融・証券論研究	2
	国際金融論研究	2
	国際経済政策研究	2
	産業政策論研究	2
	農業経済論研究	2
	公共財政論研究	2
比較経済	日本産業経済史研究	2
	近代日本資本主義史研究	2
	日本社会史研究	2
	西欧産業社会構造分析研究	2
	比較経済思想研究	2
	産業史研究	2
	発展途上国経済論研究	2
	比較労働経済研究	2
地域・福祉政策	地域開発研究	2
	地域農業政策研究	2
	地域福祉研究	2
	福祉政策研究	2
	行政基礎法研究	2
	地方自治法制研究	2
	地域政治研究	2
	地方公共政策研究	2
	演習Ⅰ	4
	演習Ⅱ	4

別表Ⅱ（第2条関係）

企業経営専攻

教育・研究分野	授業科目	単位数
統計情報	情報処理研究	2
	情報システム論研究	2
	地域データ解析研究	2
	情報資源管理研究	2
	応用通信システム研究	2
	統計情報研究	2
	時系列データ解析研究	2
経営管理	経営財務論研究	2
	経営史研究	2
	現代労使関係研究	2
	投資決定研究	2
	経営管理史研究	2
	組織行動論研究	2
	経営組織論研究	2
	企業論研究	2
	マーケティング論研究	2
	商業経済論研究	2
会計	財務会計論研究	2
	簿記論研究	2
	管理会計論研究	2
	経営分析論研究	2
企業関係法	企業法研究	2
	会社法研究	2
	労働関係法研究	2
	福利厚生関係法研究	2
	産業経済法研究	2
	経済法研究	2
	環境法研究	2
	民法研究	2
	契約法研究	2
	演習Ⅰ	4
	演習Ⅱ	4

別表Ⅲ（第2条関係）

共通科目

教育・研究分野	授業科目	単位数
共通科目	情報基礎	2
	実用外国語	2

佐賀大学大学院医学系研究科規則

（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）及び佐賀大学学位規則（平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（専攻及び部門）

第２条　研究科に次の専攻及び部門を置く。

(1) 修士課程

医科学専攻

看護学専攻

(2) 博士課程

専　攻　名	部　門　名
機能形態系専攻	発生・分化部門 機能構造部門 病態構造部門 病態機能部門
生体制御系専攻	生体情報処理部門 代謝部門 遺伝部門 腫瘍・免疫・感染部門 化学物質作用部門
生態系専攻	保健疫学部門 環境医学部門 裁判医学部門

（専攻長）

第３条　修士課程の各専攻に専攻長を置く。

２　専攻長に関し必要な事項は，別に定める。

（指導教員）

第４条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

２　研究科修士課程の学生の指導教員は，１人とする。

３　研究科博士課程の学生の指導教員は，主指導教員１人とし，研究上必要な場合は，副指導教員として２人以内を加えることができる。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第５条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院医学系研究科履修細則（平成16年４月１日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第６条　学生は，大学院学則第１４条の規定に基づき，他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第７条　研究科が必要と認めたときは，大学院学則第１５条の規定に基づき学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第８条　学生は，大学院学則第１７条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は，修士課程の学生においては１年，博士課程の学生においては２年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第９条　履修しようとする授業科目については，履修届を提出しなければならない。

（試験）

第１０条　試験は，授業科目の担当教員が必要と認めたときに適宜実施する。

（学位論文の提出）

第１１条　学位規則第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

２　学位規則第７条第２項，第３項及び第４項の規定により，博士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類と共に，学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第１２条　佐賀大学大学院医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人の学位論文審査員（以下「審査員という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　研究科委員会は，博士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人の審査員を選出し，うち１人を主査とする。

３　前２項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，

研究科委員会の議を経て，研究科委員会の構成員以外の者を審査員に加えることが
できる。

（入学者の選考）

第１３条　修士課程の入学者の選考は，各専攻ごとに，専門の科目等についての筆記試験，口頭試問及び面接等により行う。

２　博士課程の入学者の選考は，専門の科目等についての筆記試験，口頭試問，及び面接等により行う。

（研究生及び科目等履修生）

第１４条　研究科の教育研究に支障がないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生として入学できる者は，大学院学則第２４条各号の一に該当するもので，かつ，研究能力があると認められた者とする。

３　科目等履修生として入学できる者は，修士課程にあっては，大学を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とし，博士課程にあっては，大学の医学，歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（特別研究学生）

第１５条　研究科は，他の大学院等（外国の大学院を含む。）との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第１６条　研究科は，他の大学院等（外国の大学院を含む。）との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定）

第１７条　研究科転入学又は再入学を許可された者が，他の大学院（外国の大学院を含む。）又は本学の大学院で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第１８条　この規則に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学大学院医学系研究科履修細則

（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院医学系研究科規則（平成16年４月１日制定。以下「研究科規則」という。）第５条の規定に基づく佐賀大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第２条　修士課程の授業科目及び単位数は、別表１及び別表２に掲げるとおりとする。

２　修士課程医科学専攻の学生は、別表１に掲げる必修科目２３単位、選択科目の一般基礎医科学特論から３単位以上、専門医科学特論から４単位以上、計３０単位以上を修得しなければならない。

３　修士課程看護学専攻の学生は、別表２に掲げる共通科目から６単位以上、所属する専門領域の授業科目を１６単位、所属する専門領域以外の授業科目（特論及び演習に限る）から８単位以上、計３０単位以上を修得しなければならない。

第２条の２　博士課程の授業科目及び単位数は、別表３－１、別表３－２及び別表３－３に掲げるとおりとする。

２　博士課程の学生は、所属する専攻の共通科目から４単位、所属する部門の選択必修科目から３単位以上及び選択科目から８単位以上、並びに所属する専攻の選択必修科目及び選択科目から１５単位以上（ただし、８単位までは所属専攻以外の授業科目の単位をもって代替可。）計３０単位以上を修得しなければならない。

附　則

この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

別表１（第２条第１項関係）

医科学専攻

区分		授業科目	授業を行う年次	単位数 講義	演習	実習	備考
必修科目		分子生命科学概論	1	2			必修23単位
		人体構造機能学概論	1	2			
		人体構造実習	1			1	
		病因病態学概論	1	2			
		社会・予防医学概論	1	2			
		臨床医学概論	1	2			
		病院実習	1			1	
		生命科学倫理概論	1	1			
		医科学研究法	1	2			
		医科学研究実習	1～2			8	
選択科目	一般基礎医科学特論	医用統計学特論	1	1			3単位以上を修得すること。
		医用情報処理特論	1	1			
		実験動物学特論	1	1			
		実験・検査機器特論	1	1			
		バイオテクノロジー特論	1	1			
	専門医科学特論	解剖学特論	1	1			4単位以上を修得すること。
		生理学特論	1	1			
		分子生化学特論	1	1			
		微生物・免疫学特論	1	1			
		薬物作用学特論	1	1			
		病理学特論	1	1			
		法医学特論	1	1			
		環境・衛生・疫学特論	1	1			
		精神・心理学特論	1	1			
		遺伝子医学特論	1	1			
		周産期医学特論	1	1			
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ医学特論	2	1			
		健康スポーツ医学特論	2	1			
		緩和ケア特論	2	1			
		医療福祉学特論	2	1			
		高齢者・障害者生活支援特論	2	1			
		地域医療科学特論	2	1			

別表２（第２条第１項関係）

看護学専攻

区分			授業科目	授業を行う年次	単位数		備考
					講義	演習	
看護学専攻	共通		看護教育方法論	１・２	２		共通の授業科目から６単位以上を修得すること。
			看護理論	１・２	２		
			看護研究	１・２	２		
			看護倫理	１・２	２		
	専門領域	基礎看護学	基礎看護学特論	１・２	２		所属する専門領域の授業科目１６単位は必修 所属する専門領域以外の授業科目（特論及び演習に限る。）から８単位以上を修得すること。
			基礎看護学演習	１・２		２	
			基礎看護学特別研究	１～２		１２	
		成人看護学	成人看護学特論	１・２	２		
			成人看護学演習	１・２		２	
			成人看護学特別研究	１～２		１２	
		母子看護学	母子看護学特論	１・２	２		
			母子看護学演習	１・２		２	
			母子看護学特別研究	１～２		１２	
		老年看護学	老年看護学特論	１・２	２		
			老年看護学演習	１・２		２	
			老年看護学特別研究	１～２		１２	
		地域看護学	地域看護学特論	１・２	２		
			地域看護学演習	１・２		２	
			地域看護学特別研究	１～２		１２	

別表３－１（第２条の２第１項関係）

機能形態系専攻

授業科目			授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
				講義	演習	実習	
機能形態系専攻	共通	人体機能構造学概論	1	1		1	必修
		病態機能と病態構造概論	1	1		1	
	発生・分化部門	発生学概論	1	1		2	選択必修
		組織培養法	1	1		2	
		実験発生学	1	1	1	2	選択
		生殖生理学	2	2	2		
		加齢と老化	2	2	2		
		形質人類学	1・2	1	1	2	
	機能構造部門	組織細胞化学研究法	1	1		2	選択必修
		超微形態観察法	1	1		2	
		人体局所解剖学	1・2	2	2	4	選択
		神経機能構造学	1・2	2	2	4	
		神経伝達の機能構造	1	1	1	2	
		皮膚結合織機能構造学	1・2	1	1	2	
	病態構造部門	病態構造学特論	1・2	1		2	選択必修
		アイソトープ実験法	1	1		2	
		腎臓・血管病理学	1・2	1	1	2	選択
		神経病理学	1	1	1	2	
		病態内分泌学	1・2	2	2	4	
		消化器病理学	2	1	1	2	
		生殖病理学	1・2	1	1	2	
		声帯の構造と病態生理	1・2	2	2	4	
		映像診断	1・2	1	1	2	
		放射線生物学概論	2	1	1	2	
	病態機能部門	病態機能学特論	1	1		2	選択必修
		画像解析法	1	1		2	
		眼の病態機能	1・2	2	2	4	選択
		頭頸部の病態機能	1・2	2	2	2	
		運動器学	1	1	1	2	
		尿路の病態機能	1・2	2	2	4	
		呼吸循環の病態機能	1・2	2	2	4	
		リハビリテーション	1・2	1	1	2	
		人工臓器	2	1	1	2	

別表３－２（第２条の２第１項関係）

生体制御系専攻

授業科目			授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
				講義	演習	実習	
生体制御系専攻	共通	生体制御概論	1	1		1	必修
		病態・病因概論	1	1		1	
	生体情報処理部門	データ処理	1	1		2	選択必修
		電気生理学的研究法	1	1		2	
		中枢神経生理学	1・2	1	1	4	選択
		行動発現の脳内機構	1・2	2	2	4	
		生体の環境適応機構	1	1	1	2	
		情報伝達の生物物理学	1・2	1	1	4	
		細胞膜の生化学・生理学	1・2	1	1	2	
		精神医学特論	1・2	1	1	2	
		行動科学	1・2	1	1	4	
		神経化学特論	2	2			
		臨床神経学	2	1	1	2	
	代謝部門	生化学・生物学的研究法	1	1		2	選択必修
		組織学研究法	1	1		2	
		代謝調節機構	1・2	1	1	4	選択
		細胞運動機構	1	1	1	2	
		病態生化学	1・2	1	1	2	
		先天性代謝異常	1	1	1	2	
		内分泌代謝学	1・2	1	1	2	
		消化管の病態	2	1	1	2	
		肝・胆道の病態	1・2	1	1	2	
		循環動態	1・2	1	1	2	
		組織内微量金属代謝	2	1	1	2	
	遺伝部門	生物物理化学研究法	1	1		2	選択必修
		細胞培養法	1	1		2	
		分子遺伝・分子生物学	1・2	2	2	4	選択
		遺伝子工学	1	2	2	4	
		人類遺伝学	1・2	1	1	2	
		免疫遺伝	1・2	1	1	2	
		細胞工学	2	2	2	4	

腫瘍・免疫・感染部門	免疫学的研究法	1	1		2	選択必修
	超微形態観察法	1	1		2	
	免疫反応の制御	1・2	1	1	2	選択
	臓器及び腫瘍免疫	1・2	1	1	2	
	生体防御機構	1・2	1	1	4	
	病原微生物学	1	1	1	2	
	ウィルス学特論	1・2	1	1	2	
	媒介動物学	1・2	1	1	2	
	体液・血液循環病態生理	1・2	1	1	2	
	化学療法	2	1	1	2	
	免疫性神経疾患	2	1	1	2	
化学物質作用部門	機器分析法	1	1		2	選択必修
	アイソトープ実験法	1	1		2	
	受容体の分子薬理学	1・2	1	1	4	選択
	生理活性物質	1	1	1	2	
	薬物作用の生化学的機構	1・2	1	1	2	
	毒性学	2	1	1	2	
	麻酔と神経機構	1・2	1	1	4	
	薬物動態論	1・2	1	1	2	

別表３－３（第２条の２第１項関係）

生態系専攻

授業科目			授業を行う年次	単位数			必修・選択の別
				講義	演習	実習	
生態系専攻	共通	社会医学概論	1	1		1	必修
		社会生態学的研究法	1	1		1	
	保健疫学部門	データ処理	1	1		2	選択必修
		組織学実験法	1	1		2	
		地域医療特論	1・2	1	1	2	選択
		疫学特論	1・2	1	1	2	
		予防医学特論	1・2	1	1	2	
	環境医学部門	機器分析法	1	1		2	選択必修
		有機・無機定性定量実験法	1	1		2	
		環境医学特論	1・2	1	3	4	選択
		環境中毒学特論	1・2	1	1	2	
		環境発癌学	1	1	1	2	
		産業衛生学特論	1・2	1	1	2	
		環境汚染論	2	1	1	2	
		人類生態学	2	1	1	2	
	裁判医学部門	人体計測法	1	1		2	選択必修
		生化学的研究法	1	1		2	
		個人識別論	1・2	1	3	4	選択
		法医中毒論	1・2	1	1	2	
		血液型学	1・2	1	1	2	
		犯罪精神医学	2	1	1	2	

佐賀大学大学院工学系研究科規則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定），佐賀大学大学院学則（平成１６年４月１日制定。以下「大学院学則」という。）及び佐賀大学学位規則（平成１６年４月１日制定。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（専攻及び講座）

第２条　研究科の専攻に，別表のとおり講座を置く。

（指導教員）

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

２　研究科の前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）の学生の指導教員は，１人とする。

３　研究科の後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）の学生の指導教員は，主指導教員１人及び副指導教員２人以上とする。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第４条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院工学系研究科履修細則（平成１６年４月１日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

３　教育上特別の必要があると認められる場合には，他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により，当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと（連携大学院方式と称する。）ができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第５条　学生は，大学院学則第１４条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第６条　研究科が必要と認めたときは，大学院学則第１５条の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第７条　学生は，大学院学則第１７条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，博士前期課程の学生が当該

研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第８条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければならない。

（試験）

第９条　試験は，毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

（学位論文の提出）

第１０条　学位規則第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類とともに，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

２　学位規則第７条第２項，第３項及び第４項の規定により，博士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類とともに，学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第１１条　佐賀大学大学院工学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　研究科委員会は，博士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の審査員を選出し，うち１人を主査とする。

３　前２項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者及び進学者の選考）

第１２条　博士前期課程の入学者の選考は，各専攻ごとに，専門の科目等についての筆記又は口述試験，大学等の調査書及び面接等により行う。

２　博士後期課程の入学者の選考は，修士論文又はそれに代る研究業績，専門の科目等についての筆記又は口述試験，大学等の調査書及び面接等により行う。

第１３条　博士後期課程への進学者の選考は，修士論文及びそれに関連する科目等についての口述試験並びに博士前期課程の指導教員の所見等により行う。

（研究生及び科目等履修生）

第１４条　研究科の教育研究に支障がないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５２条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第１５条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第１６条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定）

第１７条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，本学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第１８条　この規則に定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

博士前期課程

専　攻　名	講　　座　　名
機能物質化学専攻	物性化学、機能材料化学、電子セラミックス材料工学
物理科学専攻	基礎物理学、応用物理学
機械システム工学専攻	環境流動システム学、熱エネルギーシステム学、先端材料システム学、設計生産システム学、知能機械システム学
電気電子工学専攻	電子システム工学、知能計測制御工学、電子情報工学、情報通信工学
知能情報システム学専攻	情報基礎学、計算システム学、高次情報処理学
数理科学専攻	数理学、応用数理学
都市工学専攻	建設構造学、建設地盤工学、環境システム工学、環境設計学、社会システム学
循環物質工学専攻	反応化学、機能分子システム工学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学、インテリジェント制御工学、生体システム工学

博士後期課程

専　攻　名	講　　座　　名
エネルギー物質科学専攻	エネルギー開発工学、物質科学、機能材料工学
システム生産科学専攻	生産開発工学、社会システム工学、情報システム学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学、インテリジェント制御工学、生体システム工学

佐賀大学大学院工学系研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院工学系研究科規則（平成１６年４月１日制定。以下「研究科規則」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第２条　博士前期課程の授業科目及び単位数は，別表１－１～別表１－９及び別表３に掲げるとおりとする。

２　研究科が教育上特別の必要があると認める場合は，博士前期課程の機能物質化学，機械システム工学，電気電子工学，都市工学，循環物質工学及び生体機能システム制御工学の専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

３　博士前期課程の学生は，各専攻（生体機能システム制御工学専攻を除く。）ごとに，別表１－１～別表１－８に掲げる専門科目から，特別研究を含めて２４単位以上，専攻外科目から４単位以上，研究科共通科目から２単位以上，計３０単位以上を修得しなければならない。ただし，特別コースの学生については，所属する専攻ごとの専門科目から特別研究を含めて１８単位以上，専攻外科目から４単位以上，別表１－９から８単位以上，計３０単位以上を修得しなければならない。

４　博士前期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は，別表３に掲げる授業科目から特別研究を含めて２６単位以上，別表１－１～１－８の専攻外科目及び研究科共通科目から４単位以上，計３０単位以上を修得しなければならない。ただし，特別コースの学生については，別表３に掲げる授業科目から特別研究を含めて１８単位以上，別表１－１～１－８の専攻外科目から4単位以上，別表１－９から８単位以上，計３０単位以上を修得しなければならない。

第３条　博士後期課程の授業科目は，別表２及び別表３に掲げる授業科目並びに研究科特別講義，環境科学特別講義，総合セミナー，特定プロジェクトセミナー及び特別実習・演習とする。

２　前項に掲げる授業科目（特別実習・演習を除く。）の単位数は，別表２及び別表３にあっては，同表に定める各授業科目の単位数とし，研究科特別講義，環境科学特別講義，総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーにあっては，各２単位とする。

３　研究科が教育上特別の必要があると認める場合は，博士後期課程の各専攻にそれぞれ国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

４　博士後期課程の学生は，各専攻（生体機能システム制御工学専攻を除く。）ごとに，別表２に掲げる授業科目から２単位以上，研究科特別講義から２単位以上，総合セミナーから２単位以上，計６単位以上を修得しなければならない。ただし，特別コース

の学生については，別表２に掲げる授業科目から２単位以上，環境科学特別講義から２単位以上，総合セミナーから２単位以上，計６単位以上を修得しなければならない。

５　博士後期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は，別表３に掲げる授業科目から４単位以上，研究科特別講義から２単位以上，総合セミナーから２単位以上，計８単位以上を修得しなければならない。ただし，特別コースの学生については，別表２に掲げる授業科目から４単位以上，環境科学特別講義から２単位以上，総合セミナーから２単位以上，計８単位以上を修得しなければならない。

６　前２項に掲げるもののほか，博士後期課程の学生は，指導教員の定める特別実習・演習を履修するものとする。ただし，特定プロジェクトセミナーを履修する者は，特別実習・演習の履修を必要としない。

７　研究科特別講義，環境科学特別講義，総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーは，年度ごとに定めるものとする。

第４条　前２条に定めるもののほか外国人留学生のための授業科目として，別表４に掲げる授業科目を開設する。

（単位認定）

第５条　研究科規則第５条の規定により修得した授業科目の単位は，博士前期課程にあっては１０単位を，博士後期課程にあっては２単位を限度として第２条及び第３条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

２　研究科規則第６条の規定により認定された単位については，博士前期課程にあっては１０単位を，博士後期課程にあっては２単位を限度として第２条及び第３条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

３　研究科が必要と認めたときは，博士前期課程の学生が修得した学部の授業科目を４単位に限り，第２条に定める授業科目の修得とみなし，当該課程の修了に必要な単位に含めることができる。なお，この単位は，第１項に定める１０単位の中に含めるものとする。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表１－１（第２条第１項関係）
機能物質化学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	応用物理化学特論	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修 別表１－８（循環物質工学専攻）の専門科目の単位を８単位まで上記２４単位に含めることができる。 専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	化学反応速度論	2	
	光物理化学特論	2	
	高分子光化学特論	2	
	溶液物性化学特論	2	
	分子集合化学特論	2	
	物質物理化学特論	2	
	物性物理化学特論	2	
	無機構造化学特論	2	
	錯体化学特論	2	
	無機物性化学特論	2	
	磁気化学特論	2	
	無機反応化学特論	2	
	錯体生命化学特論	2	
	反応有機化学特論	2	
	精密合成化学特論	2	
	生体有機化学特論	2	
	分離分析化学特論	2	
	非水溶媒化学特論	2	
	有機材料学特論	2	
	高分子物性論	2	
	高温化学特論	2	
	固体物理化学	2	
	無機固体材料特論	2	
	分析化学特論	2	
	プロセス設計特論	2	
	化学工学特論	2	
	生体機能化学特論	2	
	物理有機化学特論	2	
	無機材料特論	2	
	無機高分子化学	2	
	機能材料学特論	2	
	化学コロキウム	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－２（第２条第１項関係）

物理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	数理物理学特論	2	特別研究セミナー及び特別研究を含めて２４単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	場の理論	2	
	素粒子物理学	2	
	高エネルギー物理学Ⅰ	2	
	高エネルギー物理学Ⅱ	2	
	素粒子物理実験学	2	
	量子力学特論Ⅰ	2	
	量子力学特論Ⅱ	2	
	多体系物理学	2	
	物性物理学特論Ⅰ	2	
	物性物理学特論Ⅱ	2	
	凝縮系物理学特論	2	
	低温物理学特論	2	
	超伝導体物理学特論	2	
	地球物理学特論	2	
	量子光学	2	
	原子核物理学特論	2	
	*量子力学	2	
	*統計力学	2	
	特別講義	2	
	特別研究セミナー	4	
	特別研究	8	
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－３（第２条第１項関係）

機械システム工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	流体工学特論	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	流体力学特論	2	
	流体機械特論	2	
	環境熱流動学特論	2	
	流動システム工学特論	2	
	熱力学特論Ⅰ	2	
	熱力学特論Ⅱ	2	
	伝熱工学特論Ⅰ	2	
	伝熱工学特論Ⅱ	2	
	エネルギー変換特論	2	
	数値伝熱工学	2	
	熱物質移動工学特論Ⅰ	2	
	熱物質移動工学特論Ⅱ	2	
	材料強度学特論	2	
	トライボロジー特論	2	
	材料加工学特論	2	
	固体力学特論	2	
	材料力学特論	2	
	粉末冶金工学特論	2	
	機械設計特論	2	
	表面工学特論	2	
	精密機器工学特論	2	
	生産加工学特論	2	
	工作機械特論	2	
	計測制御特論	2	
	機械力学特論	2	
	自動機械特論	2	
	応用力学特論	2	
	機械システム工学特論Ⅰ	2	
	機械システム工学特論Ⅱ	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	ライフサイエンス概論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	物質物理学	2	
	先端材料学概論	2	
	物質機能学概論	2	
	機械基礎工学特論	2	
	機械科学基礎論	2	
	プラズマ物理工学特論	2	
	環境工学基礎論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－４（第２条第１項関係）

電気電子工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	プラズマ計測工学特論	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	プラズマエネルギー工学特論	2	
	電離気体発生工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境電気工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	新・省エネルギー工学特論	2	
	電力システム工学特論	2	
	パルスパワー計測工学特論	2	
	高速パルス放電工学特論	2	
	フォトン工学特論	2	
	マイクロプラズマ工学特論	2	
	ルミネッセント工学特論	2	
	オプトエレクトロニクス応用特論	2	
	表面物性工学特論	2	
	数値解析特論	2	
	応用電磁工学特論	2	
	電磁計測工学特論	2	
	最適化工学特論	2	
	センシング工学特論	2	
	応用計測工学特論	2	
	イメージング工学特論	2	
	電気計測システム工学特論	2	
	制御工学特論	2	
	システム工学特論	2	
	適応信号処理特論	2	
	集積回路プロセス工学特論	2	
	物質情報エレクトロニクス特論	2	
	光量子エレクトロニクス特論	2	
	超短波長光利用科学技術工学特論	2	
	ナノエレクトロニクス特論	2	
	信号伝送工学特論	2	
	通信工学演習	2	
	電磁波信号伝送特論	2	
	波動情報処理特論	2	
	マイクロ波集積回路特論	2	
	電子情報システム設計特論	2	
	情報通信工学特論	2	
	情報電子回路特論	2	
	情報回路技術特論	2	
	システムLSI回路設計特論	2	
	LSI回路設計演習	2	
	脳型情報処理特論	2	
	オブジェクト指向パラダイム特論	2	
	グラフィカル・ユーザ・インターフェース特論	2	
	情報通信ネットワーク特論	2	
	ハードウェア・インターフェース工学特論	2	
	視覚処理工学特論	2	
	光情報処理工学特論	2	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	知能電子制御工学特論	2	
	電子情報工学修士実験	2	
	電気電子工学専攻特別講義	2	
	特別研究	8	
	気体エレクトロニクス工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス工学特論	2	
	ナノーマイクロシステム工学特論	2	
	インターネット特論	2	

専攻外科目	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	2単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－５（第２条第１項関係）
知能情報システム学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	計算科学特論	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修
	非線形科学特論	2	
	ネットワークシステム解析特論	2	
	分散情報システム特論	2	
	情報離散数理特論	2	専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	符号暗号特論	2	
	情報数理解析特論	2	
	数値解析特論	2	
	情報伝達特論	2	
	情報ネットワーク解析特論	2	
	情報システム特論	2	
	ソフトウェア科学特論	2	
	パターン情報理解特論	2	
	情報取得処理特論	2	
	人工知能システム学	2	
	知能情報学特論	2	
	知的教育システム特論	2	
	論理情報学特論	2	
	情報教育システム特論	2	
	言語処理系特論	2	
	プログラム最適化特論	2	
	機械学習特論	2	
	数値計算技法特論	2	
	情報物理特論	2	
	Fortran90数値計算特論	2	
	ソフトウェア開発法特論	2	
	プログラミング環境特論	2	
	情報数理幾何学特論	2	
	情報応用数理学特論	2	
	情報学特別セミナー	4	
	特別研究	8	
専攻外科目	気体エレクトロニクス工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス工学特論	2	
	ナノーマイクロシステム工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－６（第２条第１項関係）

数理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	*代数学特論Ⅰ	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修 専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	*代数学特論Ⅱ	2	
	*代数学特論Ⅲ	2	
	*代数学特論Ⅳ	2	
	*代数的整数論Ⅰ	2	
	*代数的整数論Ⅱ	2	
	*幾何学特論Ⅰ	2	
	*幾何学特論Ⅱ	2	
	*位相幾何学特論Ⅰ	2	
	*位相幾何学特論Ⅱ	2	
	*微分幾何学特論Ⅰ	2	
	*微分幾何学特論Ⅱ	2	
	*多様体特論Ⅰ	2	
	*多様体特論Ⅱ	2	
	*大域幾何学Ⅰ	2	
	*大域幾何学Ⅱ	2	
	*解析学特論Ⅰ	2	
	*解析学特論Ⅱ	2	
	*関数解析学特論Ⅰ	2	
	*関数解析学特論Ⅱ	2	
	*関数方程式特論Ⅰ	2	
	*関数方程式特論Ⅱ	2	
	*応用数学特論Ⅰ	2	
	*応用数学特論Ⅱ	2	
	*確率数学特論Ⅰ	2	
	*確率数学特論Ⅱ	2	
	*非線形数学特論Ⅰ	2	
	*非線形数学特論Ⅱ	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	気体エレクトロニクス工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	基礎オプトエレクトロニクス工学特論	2	
	ナノーマイクロシステム工学特論	2	
	インターネット特論	2	
	情報処理特論	2	
	応用離散数理	2	
	応用幾何学	2	
	数理モデル解析	2	
	複雑系数理学	2	
	予測数学	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－７（第２条第１項関係）

都市工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	数値力学特論	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修
	構造解析プログラム論	2	
	構造工学特論	2	
	構造材料学特論	2	
	情報化施工学特論	2	専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	複合構造工学特論	2	
	建設構造学特論	2	
	地盤工学特論1	2	
	低平地地圏環境学特論Ⅰ	2	
	防災地盤工学特論	2	
	地盤工学特論Ⅱ	2	
	地盤動力学特論	2	
	応用地質学特論	2	
	環境地盤工学特論	2	
	建設地盤工学特論	2	
	水処理工学特論	2	
	応用流体力学特論	2	
	低平地水圏環境学特論	2	
	水環境システム工学特論	2	
	水循環システム論	2	
	数値水理学特論	2	
	環境輸送特論	2	
	環境システム工学概論	2	
	都市交通システム学	2	
	建築都市空間論	2	
	都市デザイン論	2	
	都市環境デザイン演習Ⅰ	2	
	都市環境デザイン演習Ⅱ	2	
	環境設計学特論	2	
	都市構成システム論	2	
	自然災害論	2	
	社会システム特別演習	2	
	プロジェクト演習	2	
	社会システム学特論	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	環境工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	社会環境論	2	
	建設材料リサイクル論	2	
	エネルギー変換基礎工学	2	
	ゼロエミッション基礎工学	2	
	化学物質と生態環境	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－８（第２条第１項関係）
循環物質工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	環境超微量分析化学特論	2	特別研究を含めて２４単位以上選択必修 別表１－１（機能物質化学専攻）の専門科目の単位を８単位まで上記２４単位に含めることができる。 専攻外科目は２単位まで上記２４単位に含めることができる。
	環境分子認識化学特論	2	
	地球環境化学特論	2	
	資源化学特論	2	
	環境溶液化学特論	2	
	分子分析化学特論	2	
	構造生物化学特論	2	
	生物情報化学特論	2	
	細胞情報化学特論	2	
	錯体材料化学特論	2	
	環境錯体化学特論	2	
	分離機能材料工学	2	
	物質循環工学	2	
	セラミックス創成工学特論	2	
	セラミックス工学特論	2	
	理論電気エネルギー化学	2	
	電子セラミックス工学	2	
	無機溶液化学	2	
	セラミックス材料工学	2	
	光機能分子化学特論	2	
	電子機能材料工学特論	2	
	超分子化学特論	2	
	機能分子創成学特論	2	
	超分子構造論	2	
	分子組織学特論	2	
	グリーンケミストリー特論	2	
	超原子価化合物特論	2	
	環境材料化学特論	2	
	分子機能発現学特論	2	
	環境医科学特論	2	
	植物バイオ工学特論	2	
	環境情報ネットワーク特論	2	
	自然エネルギー利用・開発工学	2	
	循環エネルギー工学特論	2	
	循環物質化学演習	2	
	循環物質工学演習	2	
	循環物質化学特別講義Ⅰ	2	
	循環物質化学特別講義Ⅱ	2	
	循環物質工学特別講義Ⅰ	2	
	循環物質工学特別講義Ⅱ	2	
	シンクロトロン光応用解析科学特論	2	
	特別研究	8	
専攻外科目	環境工学特論	2	４単位選択必修 ６単位まで修了要件に含めてよい。
	社会環境論	2	
	建設材料リサイクル論	2	
	エネルギー変換基礎工学	2	
	ゼロエミッション基礎工学	2	
	化学物質と生態環境	2	
研究科共通科目	数理と創造	2	２単位選択必修
	原子力エネルギーと安全	2	
	シンクロトロン光応用工学特論	2	
	科学技術と倫理	2	
	企業セミナー	2	
	技術倫理	2	
	数値計算工学特論	4	
	環境と人間社会	2	
	環境化学英語	2	
	経営情報ネットワーク論	2	
	ベンチャービジネス論	2	

別表１－９（第２条第１項関係）

Special Subjects on Environmental Science（環境科学特別授業科目）

Subjects（授業科目）	Credits（単位数）	Note（備考）
Physica lChemistry of Environment（環境の物理化学）	2	Chemistry and
Advanced Analytical Chemistry Environment（環境分析化学特論）	2	Applied
Advanced Inorganic Chemistry Ⅰ（無機化学特論Ⅰ）	2	Chemistry,
Advanced Environmentally Benign Organic Synthesis Ⅰ（環境調和型有機反応特論Ⅰ）	2	Ecomaterial Science and
Advanced Inorganic Materials Science（無機材料化学特論）	2	Engineering
Advanced Separation Technology（分離工学特論）	2	（化学系）
Ceramic Science（無機高分子化学）	2	
Molecular Organized Assembly（分子組織学特論）	2	
Energy and the Environment（エネルギーと環境）	2	Mechanical
Advanced Technology of Energy（エネルギー工学特論）	2	Engineering
Nuclear Energy and Environmental Effects（核エネルギーと環境への影響）	2	（機械系）
Advanced Aeroacoustics（空力音響学特論）	2	
Advanced Fluid Machinery（流体機械特論）	2	
Advanced Strength of Materials（材料強度学特論）	2	
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics（環境熱流動学特論）	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics（希薄流体工学特論）	2	
Advanced Systems Science（システム工学特論）	2	Electrical and
Advanced Discharge Application Engineering（放電応用工学特論）	2	Electronic
Advanced Sensing Engineering（センシング工学特論）	2	Engineering
Advanced Gaseous Electronics Engineering（気体電子工学特論）	2	（電気系）
Advanced Signal Processing and Control（信号処理制御特論）	2	
Advanced Biological Engineering（生体工学特論）	2	
Advanced Laser Engineering（レーザー工学特論）	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering（プラズマエレクトロニクス工学特論）	2	
Advanced Structural Engineering（構造工学特論）	2	Civil
Advanced Planning Theory on Environment（環境計画学特論）	2	Engineering
Advanced Geomechanics（岩盤工学特論）	2	（建設系）
Water Environmental Engineering（環境水資源工学特論）	2	
Advanced Hydraulics Ⅰ（水理学特論Ⅰ）	2	
Advanced Geotechnical Engineering Ⅰ（基礎地盤工学特論Ⅰ）	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering（地盤環境工学特論）	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering Ⅰ（防災工学特論Ⅰ）	2	
Adaptive and Learning Systems（適応・学習システム特論）	2	Advanced
Advanced Softcomputing（ソフトコンピューティング特論）	2	Systems
Intelligent Systems Control（知能システム制御工学特論）	2	Control
Advanced Multi-dimensional Sensing Engineering（多次元センシング工学特論）	2	Engineering （生体系）
Advanced Ecology of Resource Plants（資源植物生態学特論）	2	Agricultural
Advanced Physiology on Tropical Crops（熱帯作物生理学特論）	2	Sciences
Advanced Science on Life Environment（生物環境学特論）	2	（生物生産系）
Advanced Animal Breeding（動物育種学特論）	2	
Advanced Agricultural Environment Economics（農業環境経済学特論）	2	
Advanced Agricultural System Engineering（生産システム工学特論）	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering（浅海環境工学特論）	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering（農業土壌工学特論）	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding（生物工学特論）	2	Applied
Advanced Horticulture Science（園芸科学特論）	2	Biological
Advanced Plant Virology（植物ウィルス病学特論）	2	Sciences
Advanced Nutrition Biochemistry（栄養化学特論）	2	（応用生物系）
Advanced Molecular Biology（生物分子論特論）	2	
Advanced Soil Ecology（土壌生態学特論）	2	
Advanced Biofunctional Chemistry（生物機能化学特論）	2	
Advanced Food Science and Nutrition（食料科学持論）	2	

別表２（第３条関係）
エネルギー物質科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
エネルギー開発工学	海洋熱エネルギー開発工学特論	2	
	エネルギー開発工学特論	2	
	数値移動現象学特論	2	
	海洋熱エネルギー利用学特論	2	
	熱エネルギー移動工学特論	2	
	沸騰熱伝達学特論	2	
	熱エネルギー利用機器特論	2	
	高熱負荷熱移動工学特論	2	
	流体機器開発工学特論	2	
	圧縮性流体工学特論	2	
	流体エネルギー開発工学特論	2	
	流体関連振動学特論	2	
	混相流工学特論	2	
	超電導エネルギー工学特論	2	
	エネルギー制御工学特論	2	
	プラズマ発生工学特論	2	
	プラズマ制御工学特論	2	
	プロセスプラズマエ学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境エネルギー工学特論	2	
	レーザ応用工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	光応用工学特論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	放射線計測学特論	2	
	情報ディスプレイ工学特論	2	
	数値電磁工学特論	2	
物質科学	応用加速器科学特論	2	
	ハドロン物理学特論	2	
	素粒子実験学特論	2	
	素粒子論特論	2	
	場の理論特論	2	
	宇宙論特論	2	
	中高エネルギー原子核特論	2	
	量子多体論特論	2	
	複雑系の科学特論	2	
	量子干渉特論	2	
	量子光学特論	2	
	数値くりこみ法特論	2	
	複合錯体構造学特論	2	
	錯体基礎化学特論	2	
	金属錯体化学特論	2	
	金属錯体解析学特論	2	
	金属錯体電子構造特論	2	
	高機能分析化学特論	2	
	分子認識化学特論	2	
	物質移動学特論	2	
	高機能物質化学特論	2	
	生体物質学特論	2	
	計算機物質化学特論	2	
	機能蛋白質化学特論	2	
	物質変換化学特論	2	
	分子機能発現学特論	2	
	応用材料化学特論	2	
	非平衡プロセス学特論	2	
	半導体材料学特論	2	
	磁性体物性特論	2	
	半導体物性特論	2	
	半導体表面科学特論	2	

機能材料工学	応用薄膜工学特論	2	
	シンクロトロン光物性特論	2	
	光電子物性特論	2	
	固体物性基礎特論	2	
	低温物性特論	2	
	超伝導体特論	2	
	低次元強相関系物理特論	2	
	高分子材料学特論	2	
	機能分子設計特論	2	
	有機薄膜構造学特論	2	
	有機光化学特論	2	
	環境調和型有機化学特論	2	
	両親媒性物質機能学特論	2	
	機能材料工学特論	2	
	両親媒性物質学特論	2	
	光感応両親媒性物質学特論	2	
	無機電子材料学特論	2	
	機能セラミックス特論	2	
	セラミックス材料学特論	2	
	セラミックプロセス特論	2	
	分離機能化学特論	2	
	生体反応工学特論	2	
	金属疲労学特論	2	
	材料複合工学特論	2	
	粉体プロセス持論	2	
	形態制御材料学特論	2	
	複合材料界面制御工学特論	2	

システム生産科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生産開発工学	機能材料強度学特論	2	
	潤滑材料基礎学特論	2	
	生産機器開発工学特論	2	
	精密機器開発工学特論	2	
	精密生産加工学特論	2	
	機器構造解析特論	2	
	機器要素設計学特論	2	
	生産システム設計学特論	2	
	精密機構設計学特論	2	
	知能システム制御特論	2	
	多次元計測システム特論	2	
	宇宙システム制御工学特論	2	
	機械システム力学特論	2	
	システム制御学特論	2	
	信号処理特論	2	
	生体情報学特論	2	
	情報処理学特論	2	
	高度計測学特論	2	
	適応システム特論	2	
社会システム工学	基礎地盤工学特論	2	
	地盤開発学特論	2	
	環境地盤学特論	2	
	地盤設計工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	計算工学特論	2	
	システム解析工学特論	2	
	構造設計学特論	2	
	コンクリート工学特論	2	
	建築・都市デザイン学特論	2	
	景観設計学特論	2	
	都市水系設計学特論	2	
	交通計画学特論	2	
	環境システム評価特論	2	
	環境水理学特論	2	
	水資源管理学特論	2	
	水環境システム特論	2	
	環境システム工学特論	2	
	水質制御工学特論	2	
	気圏環境解析学特論	2	
	地盤材料学特論	2	
	地盤材料解析学特論	2	
情報システム学	離散数理学特論	2	
	情報代数学特論	2	
	代数幾何学特論	2	
	多様体論基礎特論	2	
	部分多様体特論	2	
	トポロジー特論	2	
	リーマン幾何学特論	2	
	大域幾何学特論	2	
	情報幾何学特論	2	
	数理基礎学特論	2	
	確率基礎学特論	2	
	数論的幾何学特論	2	
	確率解析学特論	2	
	数理解析学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数値関数解析特論	2	
	数理情報理論特論	2	
	偏微分方程式特論	2	
	センシングシステム特論	2	

	知覚情報システム特論	2	
	多次元計測工学特論	2	
	電磁波工学特論	2	
	高周波回路特論	2	
	信号処理回路特論	2	
	通信システム工学特論	2	
	アンテナ開発工学特論	2	
	情報通信工学特論	2	
	人工知能システム特論	2	
	教育システム情報特論	2	
	生命情報工学特論	2	
	脳型情報処理特論	2	
	インテリジェント情報システム特論	2	
	知能情報処理特論	2	
	教育工学システム特論	2	
	コード最適化特論	2	
	認知システム特論	2	

別表３（第２条及び第３条関係）
生体機能システム制御工学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
インターフェイス機能工学	人間機械協調工学特論	2	*は、博士前期課程のみの授業科目とする。
	生体情報処理システム特論	2	
	システムアーキテクチャ特論	2	
	インターフェイス機能工学演習	1	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	人間共存型ロボット特論	2	
	行動型ロボット特論	2	
	適応・学習システム特論	2	
	*非ホロノミツクモーション特論	2	
	*行動型ロボット工学演習	1	
	機能マテリアル工学特論	2	
	基礎粉体工学特論	2	
	応用機能材料工学特論	2	
	ファイン素材工学特論	2	
	生化学システム工学特論	2	
	生体機能複合化材料工学特論	2	
インテリジェント制御工学	知能システム制御工学特論	2	
	複雑システム制御工学特論	2	
	制御情報システム工学特論	2	
	システム制御設計特論	2	
	*生体制御システム特論	2	
	*生体信号処理特論	2	
	先端システム制御工学特論	1	
	知能システム制御工学演習	1	
	多次元センシング工学特論	2	
	生体模倣計測学特論	2	
	知能化センシングシステム特論	2	
	高次計測工学特論	2	
	*生体センシング工学特論	2	
	先端知能センシング工学特論	1	
	知能計測工学演習	1	
生体システム工学	生体システム工学特論	2	
	生体機能工学特論	2	
	生体情報工学特論	2	
	生命情報工学特論	2	
	ニューロモルフィック工学特論	2	
	生体システム工学演習	1	
	生体情報工学演習	1	
共通	熱移動工学特論	2	
	衝撃波工学特論	2	
	加工科学特論	2	
	熱流体システム工学特論	2	
	*混相流体工学特論	2	
	構造強度学特論	2	
	*神経情報学特論	2	
	インテリジェントデバイス工学特論	2	
	インテリジェント光加工工学特論	2	
	レーザ診断工学特論	2	
	プラズマナノテクノロジー特論	2	
	自由電子レーザの基礎とその応用	2	
	マイクロ波機能工学特論	2	
	マン・マシンインタフェース特論	2	
	ヒューマンインターフェース工学特論	2	
	プラズマナノプロセス工学特論	2	
	生態環境リモートセンシング特論	2	
	生物分子システム情報特論	1	
	生体機能情報学演習	1	
	*特別研究	8	

別表４（第４条関係）

外国人留学生のための授業科目

授　業　科　目	単位数	備　　考
実用日本語Ⅰ	2	
実用日本語Ⅱ	2	
日本文化Ⅰ	2	
日本文化Ⅱ	2	
現代日本事情Ⅰ	2	
現代日本事情Ⅱ	2	

佐賀大学大学院農学研究科規則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定），佐賀大学大学院学則（平成１６年４月１日制定。以下「大学院学則」という。）及び佐賀大学学位規則（平成１６年４月１日制定。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（専攻及び講座）

第２条　研究科に次の専攻及び講座を置く。

専　攻　名	講　　座　　名
生物生産学専攻	資源社会管理学，生産生物学，生産情報科学，生産環境工学
応用生物科学専攻	生物工学，生物調節学，動物資源学，生物機能化学，生物資源利用化学

（指導教員）

第３条　学生の専攻分野の研究を指導するため，学生ごとに指導教員を置く。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第４条　授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学大学院農学研究科履修細則（平成１６年４月１日制定）に定めるところによる。

２　教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第５条　学生は，大学院学則第１４条の規定に基づき，他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第６条　研究科が必要と認めたときは，大学院学則第１５条の規定に基づき，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得した者とみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第７条　学生は，大学院学則第１７条の規定に基づき，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

２　指導教員は，研究指導上必要があると認めるときは，学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（履修科目の届出）

第８条　履修しようとする授業科目については，毎学期始めに履修届を提出しなければな

らない。

（試験）

第９条　試験は，毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

（学位論文の提出）

第１０条　学位規則第７条第１項の規定により，修士の学位の授与を受けようとする者は，申請書類とともに，学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

（学位論文審査員）

第１１条　佐賀大学大学院農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は，修士論文の審査のため，研究科の教員の中から３人以上の学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出し，うち１人を主査とする。

２　前項の規定にかかわらず，学位論文の審査に当たって必要があるときは，研究科委員会の議を経て，他の研究科，他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査員に加えることができる。

（入学者の選考）

第１２条　入学者の選考は，その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

（研究生及び科目等履修生）

第１３条　研究科の教育研究に支障のないときは，研究科委員会の議を経て，研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

２　研究生及び科目等履修生として入学できる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５２条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

（特別研究学生）

第１４条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

（特別聴講学生）

第１５条　研究科は，他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

（転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定）

第１６条　研究科に転入学又は再入学を許可された者が，佐賀大学の大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）で既に修得した単位数及び在学した期間は，研究科委員会の議を経て通算することができる。

（雑則）

第１７条　この規則に定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，研究科委員会において定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学大学院農学研究科履修細則

（趣旨）

第１条　佐賀大学大学院農学研究科規則（平成１６年４月１日制定。以下「研究科規則」という。）第４条の規定に基づく佐賀大学大学院農学研究科の授業科目，単位数及び履修方法は，この細則の定めるところによる。

（授業科目，単位数及び履修方法）

第２条　授業科目及び単位数は，各専攻ごとに別表Ⅰから別表Ⅴまでに定めるとおりとする。

２　研究科が教育上特別の必要があると認める場合は，各専攻に国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

３　学生は，特別研究８単位及び指導教員の指示による授業科目を合わせて計３０単位以上履修しなければならない。ただし，特別コースの学生については，各専攻が特別コースの学生のために別に定める授業科目（以下「特別コース科目」という。）から特別研究８単位を含めて２２単位以上，別表Ⅳに定める環境科学特別授業科目から８単位以上，計３０単位以上履修しなければならない。

（単位認定）

第３条　研究科規則第５条の規定により指導教員が必要と認めて履修した他専攻，他研究科又は他大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目の単位は，１０単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

２　研究科規則第６条の規定により修得した授業科目の単位は，１０単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

３　研究科が必要と認めて履修した本学の学部の授業科目（外国人留学生においては，佐賀大学農学部履修細則（平成１６年４月１日制定）第４条に定める別表Ⅲの授業科目を含む。）については，４単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。ただし，この単位は，第１項に定める１０単位の中に含めるものとする。

４　前３項の規定は，特別コースの学生には適用しない。

５　特別コースの学生については，当該学生が環境科学特別授業科目から履修した単位のうち，８単位を超える単位については，特別コース科目の必要履修単位に含めることができるものとする。

附　則

この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

別表Ⅰ（第２条関係）

生物生産学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
資源社会管理学	農村地理学特論	2	
	地域資源学特論	2	
	文化人類学特論	2	
	環境社会学特論	2	
	Advanced Human Ecology（人類生態学特論）	2	
	食糧生産経営学特論	2	
	管理意思決定支援特論	2	
	農業経済政策特論	2	
	協同組合分析特論	2	
	海浜台地政策学特論	2	
	流通情報マーケティング特論	2	
	農業経済分析特論	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅰ	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅱ	2	
	資源社会管理学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産生物学	作物生態生理学特論	2	
	応用植物生態学特論	2	
	熱帯作物改良学特論	2	
	熱帯農業資源学特論	2	
	施設農業生産学特論	2	
	動物繁殖生理学特論	2	
	動物生産学特論	2	
	生産生態学特論	2	
	家畜飼養管理学特論	2	
	応用遺伝資源学特論	2	
	作物生産学特論	2	
	生物環境学特論	2	
	動物遺伝育種学特論	2	
	生物資源論特別講義Ⅰ	2	
	生物資源論特別講義Ⅱ	2	
	生産生物学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産情報科学	生産システム工学特論	2	
	生体計測工学特論	2	
	生産情報処理学特論	2	
	生体情報科学特論	2	
	利水情報工学特論	2	
	水資源計画学特論	2	
	農地計画学特論	2	
	農地工学特論	2	
	リモートセンシング工学特論	2	
	生産システム情報学特別演習	2	
	生産情報工学特別演習	2	
	特別研究	8	

生産環境工学	土壌物理学特論	2	
	地水学特論	2	
	浅海環境工学特論	2	
	生産地盤工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	農業生産機械学特論	2	
	農産機械学特論	2	
	環境資源学特論	2	
	物理探査学特論	2	
	土地生産機能学特論	2	
	応用水利学特論	2	
	農村計画学特論	2	
	農業造構学特論	2	
	Applied Hydrodynamics (応用流体力学)	2	
	生産環境工学特別演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅱ（第２条関係）
応用生物科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生物工学	植物遺伝子工学特論	2	
	植物化学特論	2	
	細胞工学特論	2	
	種苗生産学特論	2	
	遺伝資源学特論	2	
	植物育種学特論Ⅰ	2	
	植物育種学特論Ⅱ	2	
	生物工学特別講義Ⅰ	2	
	生物工学特別講義Ⅱ	2	
	生物工学演習Ⅰ	2	
	生物工学演習Ⅱ	2	
	特別研究	8	
生物調節学	土壌学特論	2	
	植物栄養調節学特論	2	
	植物感染病学特論	2	
	植物病学特論	2	
	植物栄養管理学特論	2	
	生物調節学特論	2	
	生物調節学演習	2	
	特別研究	8	
動物資源学	線虫学特論	2	
	土壌生態学特論	2	
	害虫制御学特論	2	
	システム生態学特論	2	
	動物行動生態学特論	2	
	土壌動物学特論	2	
	個体群生態学特論	2	
	動物資源学特論	2	
	Advanced Entomopathogenic Nematology (昆虫病原性線虫学特論)	2	
	動物資源学演習	2	
	特別研究	8	

生物機能化学	生化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	生命化学特論	2	
	分子細胞生物学特論	2	
	分子生物学特論	2	
	微生物機能学特論	2	
	応用微生物学特論	2	
	微生物遺伝学特論	2	
	微生物学特論	2	
	生物物理化学特論	2	
	生物機能化学特別講義	2	
	生物機能化学演習	2	
	特別研究	8	
生物資源利用化学	生物資源化学特論	2	
	食品生化学特論	2	
	食糧化学工学特論	2	
	食糧化学特論	2	
	食糧安全学特論	2	
	食品機能学特論	2	
	栄養化学特論	2	
	海洋生物資源化学特論	2	
	バイオマス利用特論	2	
	食糧流通貯蔵学特論	2	
	栄養生理学特論	2	
	生物資源利用化学特別講義	2	
	生物資源利用化学演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅲ（第２条関係）

各専攻共通（単位互換）

授業科目	単位数	備考
特別講義(植物生産学)	2	
特別講義(生物環境保護学)	2	
特別講義(熱帯資源生物学)	2	
特別講義(動物生産学)	2	
特別講義(応用生物化学)	2	
特別講義(資源利用化学)	2	
特別講義(生物機能開発学)	2	
特別講義(農林資源経営学)	2	
特別講義(生物生産工学)	2	

別表Ⅳ（第２条関係）

Special Subjects on Environmental Science（環境科学特別授業科目）

Subjects（授業科目）	Credits（単位数）	Note（備考）
Physical Chemistry of Environment(環境の物理化学)	2	Chemistry and Applied Chemistry, Ecomaterial Science and Engineering（化学系）
Advanced Analytical Chemistry of Environment(環境分析化学特論)	2	
Advanced Inorganic Chemistry I(無機化学特論Ⅰ)	2	
Advanced Environmentally Benign Organic Synthesis I（環境調和型有機反応特論Ⅰ）	2	
Advanced Inorganic Materials Science(無機材料化学特論)	2	
Advanced Separation Technology(分離工学特論)	2	
Ceramic Science(無機高分子化学)	2	
Molecular Organized Assembly(分子組織学特論)	2	

Energy and the Environment(エネルギーと環境) Advanced Technology of Energy (エネルギー工学特論) Nuclear Energy and Environmental Effects (核エネルギーと環境への影響) Advanced Aeroacoustics (空力音響学特論) Advanced Fluid Machinery (流体機械特論) Advanced Strength of Materials (材料強度学特論) Advanced Environmental Thermofluid Mechanics (環境熱流動学特論) Advanced Rarefied Gas Dynamics (希薄流体工学特論)	2 2 2 2 2 2 2 2	Mechanical Engineering (機械系)
Advanced Systems Science (システム工学特論) Advanced Discharge Application Engineering(放電応用工学特論) Advanced Sensing Engineering(センシング工学特論) Advanced Gaseous Electronics Engineering(気体電子工学特論) Advanced Signal Processing and Control (信号処理制御特論) Advanced Biological Engineering(生体工学特論) Advanced Laser Engineering(レーザー工学特論) Advanced Plasma Electronics Engineering (プラズマエレクトロニクス工学特論)	2 2 2 2 2 2 2 2	Electrical and Electronic Engineering (電気系)
Advanced Structural Engineering(構造工学特論) Advanced Planning Theory on Environment (環境計画学特論) Advanced Geomechanics (岩盤工学特論) Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論) Advanced Hydraulics I (水理学特論Ⅰ) Advanced Geotechnical Engineering I (基礎地盤工学特論Ⅰ) Advanced Geoenvironmental Engineering (地盤環境工学特論) Advanced Disaster Prevention Engineering I (防災工学特論Ⅰ)	2 2 2 2 2 2 2 2	Civil Engineering (建設系)
Adaptive and Learning Systems((適応・学習システム特論) Advanced Softcomputing (ソフトコンピューティング特論) Intelligent Systems Control (知能システム制御工学特論) Advanced Multi-dimensional Sensing Engineering (多次元センシング工学特論)	2 2 2 2	Advanced Systems Control Engineering (生体系)
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論) Advanced Physiology on Tropical Crops (熱帯作物生理学特論) Advanced Science on Life Environment (生物環境学特論) Advanced Animal Breeding (動物育種学特論) Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論) Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論) Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論) Advanced Agricultural Soil Engineering (農業土壌工学特論)	2 2 2 2 2 2 2 2	Agricultural Sciences (生物生産系)
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論) Advanced Horticulture Science (園芸科学特論) Advanced Plant Virology (植物ウィルス病学特論) Advanced Nutrition Biochemistry(栄養化学特論) Advanced Molecular Biology(生物分子論特論) Advanced Soil Ecology (土壌生態学特論) Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論) Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2 2 2 2 2 2 2 2	Applied Biological Sciences (応用生物系)

別表Ⅴ(第２条関係)

外国人留学生特別科目

授業科目	単位数	備考
応用生物科学特論	2	
応用生物科学特別演習	2	

16. 教育職員免許法等

教育職員免許法 ……335
教育職員免許法施行規則 ……339

教育職員免許法
（昭和二十四年五月三十一日法律第百四十七号）

最終改正：平成一五年七月一六日法律第一一七号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（以下教員という。）をいう。

2　この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立又は公立の学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校の教員にあつては文部科学大臣、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

（免　許）

第三条　教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2　講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。

3　盲学校、聾学校及び養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4　中等教育学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第三条の二　次に掲げる事項の教授又は実習を担任する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一　小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二　中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三　高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

四　中等教育学校における前二号に掲げる事項

五　盲学校、聾学校並びに養護学校（幼稚部を除く。）における第一号から第三号までに掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項

六　教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2　前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項で定める授与権者に届け出なければならない。

第二章　免許状

（種　類）

第四条　免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2　普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3　特別免許状は、学校（中等教育学校及び幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4　臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5　中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一　中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。)を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

二　高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

6　小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一　小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育

二　中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

三　高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

7　盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第十七条第一項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部科学省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

(授与)

第五条　普通免許状は、別表第一若しくは第二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一若しくは第二に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一　十八歳未満の者

二　高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三　成年被後見人又は被保佐人

四　禁錮以上の刑に処せられた者

五　第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六　第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七　日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2　特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号の一に該当する者には、授与しない。

3　前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一　担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二　社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

4　第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5　臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。

一　準学士の称号を有する者

二　文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6　免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

別表第一（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄			
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八	四一	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	八	四一	一〇	
	二種免許状	学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること。	四	三一	二	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	三一	三二	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	三一	八	
	二種免許状	学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること。	一〇	二一	四	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	二三	四〇	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	二三	一六	
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				四七
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				二三
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				一三
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	六	三五	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	六	三五	一〇	
	二種免許状	学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること。	四	二七		

備考

一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の二　第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三　第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

三　高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四　この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

六　前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

八　一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

九　中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

教育職員免許法施行規則
(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)

最終改正:平成一五年五月二九日文部科学省令第三三号

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)第五条 別表第一及び別表第二並びに同法第六条 別表第三から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法第五条 別表第一及び別表第二並びに同法第六条 別表第三から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項 及び第三項 に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法第五条 別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法第五条 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第三条 免許法第五条 別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)
	国文学(国文学史を含む。)
	漢文学
	書道(書写を中心とする。)
社会	日本史及び外国史
	地理学(地誌を含む。)
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
	「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)
	化学

	化学実験(コンピュータ活用を含む。)
	生物学
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)
	地学
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)
音楽	ソルフェージュ
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)
	指揮法
	音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)
	彫刻
	デザイン(映像メディア表現を含む。)
	工芸
	美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。)
	生理学(運動生理学を含む。)
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	生理学及び栄養学
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
技術	木材加工(製図及び実習を含む。)
	金属加工(製図及び実習を含む。)
	機械(実習を含む。)
	電気(実習を含む。)
	栽培(実習を含む。)
	情報とコンピュータ(実習を含む。)
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)
	被服学(被服製作実習を含む。)
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
	住居学
	保育学(実習を含む。)
職業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」

	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

備考

一　第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）

二　英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）

三「　」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条、第九条、第十五条第四項及び第六十四条第三項の場合においても同様とする。）

第四条　免許法第五条 別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学及び自然地理学
	地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学

	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音楽	ソルフェージュ
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)
	指揮法
	音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)
	彫刻
	デザイン(映像メディア表現を含む。)
	美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統的美術及びアジアの美術を含む。)
工芸	図法及び製図
	デザイン
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)
	工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書道	書道(書写を含む。)
	書道史
	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。)
	生理学(運動生理学を含む。)
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)
	看護実習
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)

	被服学(被服製作実習を含む。)
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
	住居学(製図を含む。)
	保育学(実習及び家庭看護を含む。)
	家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)
	情報システム(実習を含む。)
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)
	マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)
	情報と職業
農業	農業の関係科目
	職業指導
工業	工業の関係科目
	職業指導
商業	商業の関係科目
	職業指導
水産	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学(職業指導を含む。)
	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
	社会福祉援助技術
	介護理論及び介護技術
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)
商船	商船の関係科目
	職業指導
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

第五条　免許法第五条 別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第六条　免許法第五条 別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | | 最低修得単位数 | | |

高等学校教諭	専修免許状	二	六(四)	六(四)		四(二)		二	三(二)
	一種免許状	二	六(四)	六(四)		四(二)		二	三(二)
幼稚園教諭	専修免許状	二	六		一八		二	二	五
	一種免許状	二	六		一八		二	二	五
	二種免許状	二	四		一二		二	二	五

備考

一　教育課程及び指導法に関する科目は、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとする。

二　教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二十五条に規定する小学校学習指導要領、同令第五十四条の二に規定する中学校学習指導要領、同令第五十七条の二に規定する高等学校学習指導要領又は同令第七十六条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

三　教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

四　各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育(以下この号において「国語等」という。)の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。)についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

五　道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。

六　生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含むものとする。

七　総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする。

八　教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校及び幼稚園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において、小学校又は幼稚園には、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は幼稚部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部又は高等部を含む。

九　教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導(授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる

経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（第七条第一項及び第十条の表の場合においても同様とする。）

十　小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第十七項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びに附則第十七項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一　中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第十七項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部並びに附則第十七項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十二　小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十三　高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、教育実習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十四　小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

十五　小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

十六　保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十七　括弧内の数字は、免許法第五条別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2　免許法第五条　別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3　大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二　免許法第五条　別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2　免許法第五条　別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目

（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第七条　免許法第五条 別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特殊教育に関する科目			最低修得単位数			
			第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
			教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
免許状の種類	盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	四	六	六	三
		一種免許状	四	六	六	三
		二種免許状	二	四	四	三

備考一　第一欄に掲げる科目は、盲学校、聾学校及び養護学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二　第二欄及び第三欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教育を中心とし、第四欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ修得するものとする。

三　盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位は、盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位をもつてあてることができる。

四　第四欄に定める単位は、免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

2　免許法第五条 別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状の種類に応じ、大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。

3　免許法第五条 別表第一備考第六号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、前二項に定める修得方法の例によるものとする。

第八条　削除

17. その他の規則等

佐賀大学学生交流に関する規程 ……351
佐賀大学外国人留学生規程 ……356
佐賀大学科目等履修生規程 ……358
佐賀大学研究生規程 ……359
佐賀大学学生の懲戒に関する規程 ……360
佐賀大学学生表彰規程 ……361
佐賀大学集会掲示等に関する内規
（本庄キャンパス） ……362
佐賀大学医学部掲示等取扱要項 ……362
佐賀大学授業料の督促及び補導要領 ……363
佐賀大学本庄地区構内交通規程 ……364
佐賀大学医学部構内交通規制要項 ……365
気象警報発表時等における授業等の
取扱いに関する申合せ ……367

佐賀大学学生交流に関する規程

（平成１６年４月１日制定）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　学部学生の交流
第１節　大学間の協議（第２条）
第２節　学生の派遣及び留学（第３条～第１０条）
第３節　特別聴講学生（第１１条～第１７条）
第３章　大学院学生の交流
第１節　大学院等との協議（第１８条）
第２節　学生の派遣及び留学（第１９条～第２６条）
第３節　特別聴講学生（第２７条～第３３条）
第４節　特別研究学生（第３４条～第４０条）
第４章　雑則（第４１条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定。以下「学則」という。）第３３条第４項及び第４３条第２項の規定に基づく学生の交流について必要な事項並びに佐賀大学大学院学則（平成１６年４月１日制定。以下「大学院学則」という。）第３９条第４項、第４２条第２項及び第４３条第２項に定める学生の交流を実施するため必要な事項を定めるものとする。

第２章　学部学生の交流

第１節　大学間の協議

（大学間の協議）

第２条　佐賀大学（以下「本学」という。）と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）との学生の交流は、当該他の大学等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

２　前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、教授会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する学部（以下「所属学部」という。）の長が行うものとする。

(1) 授業科目の範囲
(2) 履修期間
(3) 対象となる学生数
(4) 単位の認定方法
(5) 授業料等の費用の取扱方法
(6) その他必要な事項

第２節　学生の派遣及び留学

（出願手続）

第３条　他の大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属学部の長に、願い出なければならない。

２　所属学部の長は、前項の願い出に基づき、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

（派遣及び留学の許可）

第４条　学長は、前条第２項の申請により他の大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

（履修期間）

第５条　派遣又は留学を許可された学生（以下「派遣等学生」という。）の履修期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の履修期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

（修業年限及び在学期間の取扱い）

第６条　派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

（履修報告書等の提出）

第７条　派遣等学生は、他の大学等における所定の授業科目の履修が終了したときは、直ちに、所属学部の長

を経て、学長に所定の履修報告書及び他の大学等の長が交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

（単位の認定）

第８条　派遣等学生が他の大学等において修得した単位は、教授会の議に基づき、本学における課程修了又は卒業の要件となる単位の一部として認定することができる。

（授業料等）

第９条　派遣等学生は、学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

２　派遣等学生の他の大学等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

（派遣許可等の取消し）

第１０条　学長は、派遣等学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣等学生が、他の大学等の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第３節　特別聴講学生

（出願手続）

第１１条　他の大学等の学生であつて、本学の特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 健康診断書

（受入れの許可）

第１２条　特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学等の長からの依頼に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

（受入期間）

第１３条　特別聴講学生の受入れ期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の受入れ期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

（学業成績証明書）

第１４条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属学部の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

（特別聴講学生証）

第１５条　特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

（検定料、入学料及び授業料）

第１６条　特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

(2) 特別聴講学生が他の大学（短期大学を含む。）又は外国の大学（短期大学を含む。）の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から２０日以内に納付しなければならない。

(3) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定において授業料を相互に徴収しないこととしている大学（短期大学を含む。）の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。

(4) 特別聴講学生が、大学間交流協定（学部間協定及びこれに準ずる協定を含む。）において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の学生であるときは、第２号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。

(5) 既納の授業料は、返還しない。

（受入れの許可の取消し）

第１７条　学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第３章　大学院学生の交流

第１節　大学院等との協議

（大学院等との協議）

第１８条　本学の大学院と他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）との学生の交流は、当該他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学院若しくは研究所等と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

２　前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、研究科委員会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する研究科（以下「所属研究科」という。）の長が行うものとする。

(1) 授業科目又は研究指導の範囲
(2) 履修期間又は研究指導を受ける期間
(3) 対象となる学生数
(4) 単位又は研究指導の認定方法
(5) 授業料等の費用の取扱方法
(6) その他必要な事項

第２節　学生の派遣及び留学

（出願手続）

第１９条　他の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属研究科の長に、願い出なければならない。

２　所属研究科の長は、前項の願い出に基づき、研究科委員会の議を経て、学長に申請するものとする。

（派遣及び留学の許可）

第２０条　学長は、前条第２項の申請により他の大学院等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

（派遣期間）

第２１条　派遣等学生の履修期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

２　前項の規定にかかわらず、本学の大学院の修士課程又は博士前期課程の学生が他の大学院等で研究指導を受ける期間は、１年以内とする。

３　第１項の履修期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

（標準修業年限及び在学年限の取扱い）

第２２条　派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学年限に算入する。

（研究報告書等の提出）

第２３条　派遣等学生は、他の大学院等における所定の授業科目の履修又は研究指導が終了したときは、直ちに、所属研究科の長を経て、学長に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院等の長が交付する学業成績証明書又は研究指導状況報告書を提出しなければならない。

（研究指導等の認定）

第２４条　派遣等学生が他の大学院等において修得した単位又は受けた研究指導の成果は、研究科委員会の議に基づき、本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。

（授業料等）

第２５条　派遣等学生は、大学院学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

２　派遣等学生の他の大学院等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

（派遣許可等の取消し）

第２６条　学長は、派遣等学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。
(2) 派遣等学生が、受入れ大学院の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
(3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第３節　特別聴講学生

（出願手続）
第２７条　他の大学院等の学生であって、本学の大学院における特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。
(1) 本学所定の特別聴講学生願
(2) 学業成績証明書
(3) 健康診断書
（受入れの許可）
第２８条　特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。
（受入期間）
第２９条　特別聴講学生の受入期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して２年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。
２　前項の受入期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。
（学業成績証明書）
第３０条　特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。
（特別聴講学生証）
第３１条　特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。
（検定料、入学料及び授業料）
第３２条　特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。
(1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
(2) 特別聴講学生が他の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から２０日以内に納付しなければならない。
(3) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定において授業料を相互に徴収しないこととしている大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
(4) 特別聴講学生が、大学間交流協定（研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。）において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の大学院の学生であるときは、第２号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
(5) 既納の授業料は、返還しない。
（受入許可の取消し）
第３３条　学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。
(1) 成業の見込みがないと認められるとき。
(2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
(3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第４節　特別研究学生

（出願手続）
第３４条　他の大学院等の学生であつて、本学の大学院における特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。
(1) 本学所定の特別研究学生願
(2) 学業成績証明書
(3) 健康診断書
（受入れの許可）
第３５条　特別研究学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。
（受入期間）
第３６条　特別研究学生の受入期間は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して２年を超えない期間に限り研究期間を変更することができる。
２　前項の受入れ期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

（研究指導状況報告書）

第３７条　特別研究学生が所定の研究指導の研究を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が研究指導状況報告書を交付する。

（特別研究学生証）

第３８条　特別研究学生には、所定の学生証を交付する。

（検定料、入学料及び授業料）

第３９条　特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

(2) 特別研究学生が他の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から２０日以内に納付しなければならない。

(3) 特別研究学生が、大学間交流協定（研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。）において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。

(4) 既納の授業料は、返還しない。

（受入許可の取消し）

第４０条　学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別研究学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第４章　雑則

（細則）

第４１条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学部又は研究科の長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学外国人留学生規程

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定。以下「学則」という。）第４５条第２項及び佐賀大学大学院学則（平成１６年４月１日制定。以下「大学院学則」という。）第４５条第２項の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

（区分）

第２条　外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

(1) 学部の学生
(2) 大学院研究科の学生
(3) 科目等履修生
(4) 研究生
(5) 特別聴講学生
(6) 特別研究学生

（入学の時期）

第３条　外国人留学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第４条　外国人留学生の入学資格は、次表のとおりとする。

区　　分	入　　学　　資　　格
学部の学生	学則第９条又は第１４条第１項各号のいずれかに該当する者
大学院研究科の学生	修士課程及び博士前期課程は、大学院学則第２４条又は第３３条第１項各号のいずれかに該当する者 博士後期課程は、大学院学則第２５条又は第３３条第１項各号のいずれかに該当する者 博士課程は、大学院学則第２６条又は第３３条第１項各号のいずれかに該当する者
科目等履修生	学部の科目等履修生は、学則第９条各号のいずれかに該当する者又は履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会が認めた者 大学院研究科の科目等履修生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
研究生	学部の研究生は、学則第９条各号のいずれかに該当する者又は研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者 大学院研究科の研究生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
特別聴講学生	外国の大学又は大学院との協議に基づき、特定の授業科目の履修が認められた者
特別研究学生	外国の大学院との協議に基づき、研究指導を受けることが認められた者

（出願の手続）

第５条　外国人留学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）を添えて、学長に願い出なければならない。

（合格者の決定）

第６条　入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学の手続）

第７条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料（特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）を納付しなければならない。

（入学の許可）

第８条　学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

（検定料等）

第９条　国費外国人留学生については、第５条及び第７条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

２　私費外国人留学生（外国政府派遣留学生を含む。）は、所定の期日までに、所定の授業料（授業料等を相互に徴収しないこととする大学間交流協定（学部間協定、研究科間協定及びこれらに準ずる協定を含む。）を締結をしている場合を除く。）を納付しなければならない。

（既納の検定料等）

第１０条　既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

（規定の準用）

第１１条　外国人留学生に関しては、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学科目等履修生規程

（趣旨）

第１条　この規程は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第４２条第２項及び佐賀大学大学院規則（平成16年4月1日制定。以下「大学院規則」という。）第４１条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

（入学の資格）

第３条　学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学則第９条各号の一に該当する者

(2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会又は全学教育協議会が認めた者

２　大学院の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学院規則第２４条又は第２５条又は第２６条の各号の一に該当する者

(2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

（出願の手続）

第４条　科目等履修生として入学を志願する者は、原則として、前学期においては２月末、後学期においては８月末までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 最終学校の卒業・修了証明書

(3) 健康診断書

(4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書（第11条に定める者については、任命権者の依頼書）

（選考）

第５条　入学を志願した者については、教授会又は全学教育協議会の定めるところにより選考を行うものとする。

（入学の手続）

第６条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書（写）その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第７条　学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

（履修期間等）

第８条　科目等履修生の履修期間は、６月又は１年とする。

２　前学期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が継続して後学期において履修することを志願するときは、前項の規定にかかわらず、教授会又は全学教育協議会の議を経て、履修期間の延長を許可することがある。

３　前項の履修期間の延長については、第４条から第７条までの規定を準用する。ただし、入学料は、納付を要しない。

（単位の授与）

第９条　科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して、所定の単位を与える。

（授業料、入学料、授業料）

第１０条　科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表１のとおりとする。

２　科目等履修生は、入学許可の日から２０日以内に、履修する授業科目の単位数に応じて、所定の授業料を納付しなければならない。

（現職教育職員の検定料等）

第１１条　産業教育振興法（昭和２６年法律第２２８号）等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第４条、第６条及び第１０条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、単位の認定を受ける場合は、授業料を徴収する。

（既納の授業料等）

第１２条　既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

（科目等履修生証）

第１３条　科目等履修生として入学を許可された者には、科目等履修生証を交付する。

（証明書の交付）

第１４条　科目等履修生の修得単位、履修期間等については、本人の申請により、所定の証明書を交付する。

（規定の準用）

第１５条　科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院規則その他学生に関する規定を準用する。

（大学院の科目等履修生に対する読替）

第１６条　大学院の科目等履修生については、第５条、第８条、第２項及び第９条中の「教授会」とあるのは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

（雑則）

第１７条　この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、各学部長及び全学教育協議会並びに各研究科長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

科目等履修生の検定料、入学料及び授業料

検　定　料	入　学　料	授業料（１単位）
９，８００円	２８，２００円	１４，４００円

佐賀大学研究生規程

（趣旨）

第１条　この規程は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第４４条第２項及び佐賀大学大学院規則（平成16年4月1日制定。以下「大学院規則」という。）第４４条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学の時期）

第２条　研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

（入学の資格）

第３条　学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学則第９条各号の一に該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者

２　大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学院規則第２２条，第２３条及び第２４条の各号の一に該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

（出願の手続）

第４条　研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 最終学校の卒業・修了証明書

(3) 健康診断書

(4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書（第１２条に定める者については、任命権者の依頼書）

（選考）

第５条　入学を志願した者については、教授会の定めるところにより選考を行うものとする。

（入学の手続）

第６条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書（写）その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

（入学の許可）

第７条　学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

（研究期間等）

第８条　研究生の研究期間は、３月以上１年以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、特別の事由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。３前項の研究期間の延長については、第４条から第７条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

（研究指導）

第９条　研究生は、研究題目を定め、指導教官の指導のもとに研究に従事するものとする。

（講義等への出席等）

第１０条　研究生は、指導教官及び当該授業科目担当教官の承認を得て、研究題目に関連のある講義、実験又は実習等に出席することができる。

２　研究生には、単位を与えない。

（授業料、入学料、授業料）

第11条　研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表１のとおりとする。

２　研究生は、それぞれの研究予定期間に応じ、３月分又は６月分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の２０日までに納付しなければならない。ただし、研究予定期間が３月未満又は６月未満である時は、その期間分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の２０日までに納付しなければならない。

（現職教育職員の検定料等）

第１２条　産業教育振興法（昭和２６年法律第２２８号）等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第４条、第６条及び第１１条の　規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

（既納の授業料等）

第１３条　既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

（研究生証）

第１４条　研究生として入学を許可された者には、研究生証を交付する。

（研究報告書）

第１５条　研究生は、研究期間の終了時に研究報告書を指導教官を経て、学部長に提出するものとする。

（証明書の交付）

第１６条　研究報告書を提出した者には、本人の申請により、所定の研究修了証明書を交付する。

（規定の準用）

第１７条　研究生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

（大学院の研究生に対する読替）

第１８条　大学院の研究生については、第５条及び第８条第２項中「教授会」とあるのは、「研究科委員会」と、第１５条中「学部長」とあるのは、「研究科長」と読み替えるものとする。

附　則

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

別表（第１１条関係）

研究生の検定料、入学料及び授業料

検　定　料	入　学　料	授業料（１月分）
９，８００円	８４，６００円	２８，９００円

●佐賀大学学生の懲戒に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は，佐賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第３９条第４項の規定に基づき，佐賀大学学生の懲戒に関し，必要な事項を定めるものとする。

（調査委員会の設置）

第２条　学部長は，懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下，単に「事案」という。）を知ったときは，直ちに，副学長のうち学長が指名した者に報告するとともに，教授会の議を経て，学部選出の佐賀大学学生委員会委員２人を含む若干人で組織する調査委員会を設置するものとする。

２　調査委員会は，当該事案について，調査及び事実の確認を行い，懲戒の必要性の有無等を検討するものとする。

（事情の聴取等）

第３条　調査委員会は，調査に当たり，当該学生に対し，事情の聴取を行うものとする。

２　調査委員会は，事情の聴取に際し，当該学生が，弁明し，事己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

３　調査委員会は，事情の聴取に際し，当該学生が本学の教職員又は学生を指名し，その補佐を受けることを希望する場合は，当該教職員又は学生が，当該学生のために弁明し，必要な証拠を提出し，意見を述べることを認めるものとする。

（学生委員会との協議）

第４条　調査委員会は，当該事案について，懲戒の要否及び種類・程度を佐賀大学学生委員会と協議するものとする。

（調査等の結果の報告）

第５条　調査委員会は，調査などの結果を学部長に報告するものとする。

（教授会審議）

第６条　学部長は，調査委員会の報告に基づき，教授会において，懲戒の要否及び種類・程度を審議し，その結果を学長に報告するものとする。

（懲戒の決定）

第７条　学長は，学部長の報告に基づき，教育研究評議会の議を経て，懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

（懲戒処分書の交付等）

第８条　学部長は，学長の命により，当該学生に対し懲戒処分書を交付し，懲戒の内容を公示するものとする。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか，懲戒の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

２　この規程の施行前の事案に対する調査委員会の設置その他学生の懲戒に関する決定事項等は，この規定の施行後も，なおその効力を有する。

●佐賀大学学生表彰規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、佐賀大学学則（平成１６年４月１日制定）第３８条の規定に基づく、佐賀大学の学生及び学生団体（学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。以下同じ。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体について行うことができる。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア　国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合

イ　その他これに準じた学会等において高い評価を受けた場合

(2) 課外活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア　国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演（以下「出場等」という。）した場合

イ　全国的規模の競技会等に出場等をし、第３位までに入賞（これに相当する賞を含む。）した場合

ウ　九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし、優勝（これに相当する賞を含む。）した場合

(3) 社会活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア　ボランティア活動等において、公共団体等から表彰を受け顕著な活動が認められる場合

イ　人命救助、犯罪防止又は災害防止等で国内外の公的機関等において表彰された場合

(4) その他前各号に掲げる基準と同等以上の表彰に価する行為があったと認められるとき。

（表彰対象者の推薦）

第３条　学部長、研究科長又は課外活動の顧問教官等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、別記様式１の推薦書により学長に推薦することができる。

２　前項の規定による推薦は、その都度速やかに行うものとする。

（表彰対象者の決定）

第４条　学長は、前条第１項により推薦があった場合には、佐賀大学学生委員会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、学長賞として、学長が表彰状を授与することにより行う。

２　前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第６条　表彰は、第４条の規定により表彰対象者が決定された後、速やかに行うものとする。

（表彰状の様式）

第７条　表彰状は、別記様式２のとおりとする。

（公表）

第８条　被表彰者は、学内に公表する。

（事務）

第９条　表彰に関する事務は、学務部学生生活課において処理する。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

●佐賀大学集会掲示等に関する内規（本庄キャンパス）

一　学内団体

本学学生が団体を結成するときは所定の用紙で結成願を学務部に提出して許可を得なければならない。

二　集　会

本学学生が学内又は学外において集会をしようとするときは少なくともその前日までに所定の用式で学務部に届出なければならない。その際本学の施設を使用するときはそれを管理する課又は係に願出なければならない。

三　出版物・寄附

1　本学学生が学内において雑誌、新聞、小冊子、ビラ等の印刷物を発行するときは学務部に届出でその内容を示さなければならない。

なお印刷物が出来たときは直ちに2部を提出しなければならない。

2　学外の者が学内で印刷物、ビラ等を配布するときは学務部の許可を得なければならない。

3　本学学生が寄附を募るときは所定の用紙で学務部に届出なければならない。

四　掲示

1　掲示場使用にあたつては学務部に掲示物を届出で認印を受けなければならない。

2　掲示物に関する責任は掲示したものが負わなければならない。掲示物には必ずその責任者氏名及び掲示期間を明示しなければならない。

3　掲示場以外の掲示場所に掲示することは出来ない。但し、特別に許可された場合はこの限りでない。

4　掲示は虚偽の記述若しくは名誉の毀損にわたつてはならない。

5　学内の秩序を乱す恐れがあると認めたときはこれを禁止することがある。集会についても同じである。

附　則

この内規は，平成１６年４月１日より施行する。

●佐賀大学医学部掲示等取扱要項

第１　医学部内における掲示等の取扱いは,この要項による。

第２　掲示の場所,利用種別等は,次のとおりとする。

場　　所	使　用　種　類
公用掲示板	大学公示用 教職員対象 学生・学生団体対象
学生用掲示板	学生及び学生団体用
一般用掲示板	学会,その他一般
学部内における講演会等の連絡及び受付場所の指示等のための立看板による掲示は,学部長が指定した場所とする。	

第３　掲示は第２に掲げる場所以外にしてはならない。ただし,特別の理由により,医学部長が必要と認めたときはこの限りでない。

第４　掲示物の内容又は形状は,次の各号に該当するものであつてはならない。

(1)　違法又は不当な行為を目的とするもの

(2)　特定の政治目的をもつもの
(3)　営利を目的とするもの(職員,学生の福利厚生のためのものを除く。)
(4)　特定の個人,団体等を誹謗又はその名誉を傷つけるもの
(5)　虚偽の事項を記載したもの
(6)　内容,形状等が著しく品位に欠けるもの
(7)　責任者名の記載のないもの

第５　掲示の期間は,原則として７日以内とする。

第６　掲示(大学公用を除く。)をしようとする者は,掲示物を教職員にあっては総務学事課(総務系)(医学部附属病院玄関掲示板に関しては,患者サービス課)を,学生にあつては総務学事課(学務系)をそれぞれ経て医学部長に提出しなければならない。

第７　医学部長は,掲示物の提出があつた場合は,その内容・形状等を審査のうえ,掲示物に掲示期間を明示した確認印を押して交付するものとする。

第８　医学部長は,許可した内容に相違する掲示物,掲示期間を経過した掲示物及び確認印のない掲示物を発見したときは,直ちに当該責任者に撤去を命じ,又は関係職員に指示して撤去させるものとする。

附則

この要項は,平成１６年４月１日から施行する。

●佐賀大学授業料の督促及び補導要領

〔目的〕

１　歳入徴収及び学生指導の見地からこの要領を定め,授業料の円滑なる納入を図ることを目的とする。

〔督促要領〕

２　所定の納付期限内に納付しない学生に対しては,下記により督促を行うものとする。

区分		期日		事項
		前期	後期	
納付期限		自　４月　１日 至　４月３０日	自　10月　１日 至　10月３１日	掲示をもって納入の告知をする。
督促	第１回	６月　１日	１２月　１日	第１号様式(本人・保証人あて)
	第２回	７月１０日	１月１０日	第２号様式(保証人あて)
除籍		７月３１日	１月３１日	該当者は教授会又は研究科委員会の議を経て,学長に申達する。
延納期限		９月１０日	２月２０日	延納を許可された者で,許可期限までに納入しなかった場合は,その日付で除籍する。

〔学生の指導〕

３　学務部は指導計画を立て,経理部経理課と緊密な連絡のもとに,事前指導及び未納者の指導を行うものとする。

督促期間及び学務部において必要と認める期間中,経理部経理課は納入者の氏名を学務部に通知するものとする。

附則(抄)

この要領は,平成１６年４月１日から実施する。

●佐賀大学本庄地区構内交通規程

（目的）

第１条　この規程は、佐賀大学本庄地区構内（南部バイパス南地区を除く。以下「構内」という。）における自動車、自動２輪車、原動機付自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施し、もつて構内の交通安全、交通秩序の維持及び教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

（交通対策専門部会）

第２条　前条の目的達成のための方策を審議するため、佐賀大学施設委員会に交通対策専門部会（以下「交通部会」という。）を置く。

２　交通部会について必要な事項は、別に定める。

（車両運転の心得）

第３条　職員及び学生で車両を運転して構内に入構する者は、この規程の目的に従い、歩行者の安全を守り、構内の交通規制を遵守しなければならない。

２　学外者等で車両を運転して構内に入構する者には、前項の規定を準用する。

（最高速度）

第４条　構内における最高速度は、毎時２０キロメートルとする。

（駐車義務）

第５条　車両を運転して入構した者は、直ちに所定の駐車場（二輪車置場及び自転車置場を含む。以下同じ。）に駐車しなければならない。

２　前項の規定により駐車した車両（自転車を除く。）は、退出するまで移動させてはならない。

３　駐車場の位置、使用区分及び駐車場への通行経路は、車両の種類及び使用する者の所属等に従つて、別に定める。

（自動車の登録及び登録票）

第６条　自動車で通勤又は通学しようとする者は、別に定める自動車登録申込書に必要事項を記入した上、所属部局（保健管理センター、学内共同教育研究施設（留学生センターを除く。）所属の職員にあつては事務局総務部、留学生センター及び福利厚生施設所属の職員並びに学生にあつては事務局学務部とする。）の担当係に提出して、別に定める佐賀大学自動車登録票（以下、単に「登録票」という。）の交付を受けるものとする。

２　登録票は、自動車登録申込書を受理した部局の長が交付する。交付の基準は、次のとおりとする。なお、学生にあつては、当該年度の佐賀大学交通安全講習会の受講者に限るものとする。

対　象　者	交　　付　　基　　準
職員・大学院生	１　通勤又は通学距離が片道４キロメートル以上の者 ２　身体障害・疾病等により必要な者 ３　その他特別の理由により必要な者
学部学生	１　公共交通機関を利用し片道通学時間が２時間以上の者 ２　身体障害・疾病等により必要な者 ３　その他特別の理由により必要な者

３　登録票は、運転席のダッシュボードの上に提示しなければならない。

（構内臨時駐車証等）

第７条　深夜又は早朝にわたる勤務の職員及び卒業研究等により通常の勉学時間を著しく超える学生並びに本学に用務をもつて常時入構する業者は、別に定める自動車臨時駐車証申込書に必要事項を記入した上、関係部局の担当係に申し出て、別に定める佐賀大学構内臨時駐車証の交付を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければ　ならない。

２　自動車で臨時に構内に入構しようとする者（当日限りの入構者）は、別に定める入構届書に許可を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

（各部局の交通指導委員会）

第８条　構内における交通規制の円滑な実施を図るため、各部局（各学部、附属図書館及び事務局（保健管理センター及び学内共同教育研究施設を含む。）をいう。以下同じ。）に、それぞれ交通指導委員会を置く。

２　各部局の交通指導委員会は、委員若干人で組織し、委員は、各部局の長が所属職員のうちから委嘱する。

３　各部局の交通指導委員会に委員長を置き、各部局の長をもつて充てる。

４　各部局の交通指導委員会は、別に定める区域における交通規制その他の交通安全対策の実施を図るとともに、違反者に対する交通安全等の指導に当たるものとする。

（違反者に対する措置）

第９条　各部局の交通指導委員会は、この規程に違反した者に対しては、必要な指導を行うものとする。

２　各部局の交通指導委員会は、前項の指導にもかかわらず、再三にわたり違反を繰り返す者に対しては、車両による入構の禁止その他の必要な措置をとるものとする。

（適用の特例）

第１０条　次の各号に掲げる車両には、この規程中それぞれ当該各号に掲げる規定又は事項は、適用しない。

(1) 本学の所有する車両　第５条

(2) 緊急用自動車　第４条、第５条及び第７条

(3) 郵便業務用車両及び旅客の用に供する営業車　第５条及び第７条

(4) 工事の施工又は物品の運搬をする車両　第４条

(5) その他特別の事情により各部局の長が許可した車両及び許可した事項

（雑則）

第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、佐賀大学施設委員会が別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学医学部構内交通規制要項

（目的）

第１　この要項は，佐賀大学医学部（以下「本学部」という。）の構内における自動車等の交通規制に関し，必要な事項を定め，もって学内環境の保全及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２　この要項において「自動車等」とは，道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。

（遵守事項）

第３　本学部の構内において自動車等を運転する者は，道路交通関係法令及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 構内では，歩行者の安全を第一とすること。

(2) 構内の道路標識及び標示に従うこと。

(3) 構内は，時速20km以下で走行すること。

(4) 警音器は，真に必要な場合を除き使用しないこと。また，始動時及び走行時における騒音の防止に努めること。

(5) 緊急事態又は本学部の行事等により臨時の規制を行うときは，これに従うこと。

（入構規制）

第４　次の各号に掲げる者で，自動車（自動二輪車を除く。以下同じ。）により，本学部の構内への入構及び駐車場の利用ができる者は，第６及び第７に定める駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた者とする。

(1) 職員（看護師宿舎の入居者を除く。以下同じ。）関係

(2) 学生，研究生等関係

(3) 業務委託業者等関係

２　物品納入業者等で，自動車により，本学部に臨時の用務のため入構する者については，第14に定めるとおりとする。

３　前２項に掲げる者以外の者の自動車による入構については，別に定める。

（駐車許可）

第５　駐車許可は，次の各号の一に該当する場合に，本人の申請に基づき学部長が行う。

(1) 通勤・通学等の距離が片道２km以上であり，自動車を使用しなければ通勤・通学等が困難である場合。ただし，職員関係にあっては，公共の交通機関による通勤手当を受給していない者に限る。

(2) 通勤・通学等の距離が片道２km未満の者で，身体に障害があるため，自動車によらなければ，通勤・通学等が困難である場合。

(3) その他学部長が特に必要と認めた場合。

（駐車許可証の交付申請等）

第６　駐車許可を受けようとする者は，駐車許可証交付申請書（別紙様式第１）に車両検査証の写しを添えて，別表第１の区分により担当課に申請し，駐車許可証（別紙様式第２）の交付を受けなければならない。

２　前項の場合において，車両検査証に記載された住所と現住所とが異なるときは，自宅又は公務員宿舎居住者を除き，現住所に自動車の保管場所を有することを証明する書類を添付しなければならない。

３　駐車許可証は，他人に譲渡若しくは貸与し，又はその記載事項を変更してはならない。

（臨時駐車許可証）

第７　臨時駐車許可証（別紙様式第３）は，次の各号の一に該当する場合に交付するものとし，交付に当たっては，臨時駐車許可証使用記録簿（別紙様式第４）を作成し，各講座等ごとに行うものとする。

(1)　勤務等の都合により，自動車を利用して通勤・通学することが真にやむを得ない

と認められる場合（原則として，片道２km以上の者に限る。）

(2) 第14の(2)により，臨時駐車許可証を必要とする場合

（駐車区域）

第８　自動車の駐車場及び当該駐車場において駐車できる自動車の範囲は，別表第２に掲げるとおりとする。

２　自動二輪車及び原動機付自転車は，構内の駐輪場に駐車しなければならない。

（有効期限）

第９　駐車許可証の有効期限は，交付の日の属する年度の３月31日までとする。

（更新及び再交付）

第１０　次の各号の一に該当するときは，第６の規定に準じて速やかに駐車許可証の更新又は再交付を受けなければならない。

(1) 駐車許可証の有効期限が到来したとき。

(2) 自動車の更新（登録番号の変更を含む。）をしたとき。

(3) 駐車許可証を紛失又は汚損したとき。

（駐車許可証の返還）

第１１　次の各号の一に該当するときは，速やかに駐車許可証を担当課に返還しなければならない。

(1) 自動車による入構を必要としなくなったとき。

(2) 第５に規定する交付の条件を欠くに至ったとき。

（違反者に対する措置）

第１２　この要項に違反した者については，違反の内容に応じ，次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　不正の手段により駐車許可証の交付を受けたことが判明したときは，直ちに駐車

許可証を没収し，以後の交付は行わない。

(2)　通行，駐車その他の違反者に対しては警告を行う。この場合，警告書（別紙様式第５）を運転席窓ガラスに貼付することができる。

(3)　度重なる警告を受けた者及び悪質な違反者については，駐車許可証を没収し，以後の交付は行わない。

(4)　第４の１の(1)及び(2)関係者の違反者については，学部長が必要と認めた場合は，掲示等の方法により，学部内へ周知することができるものとする。

（駐車の際の義務）

第１３　駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた者は，駐車に際し，次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)　駐車許可証又は臨時駐車許可証は，自動車のフロント面の車外から確認できる位置に置くこと。

(2)　指定された駐車場の白線内に駐車すること。

(3)　自動車を駐車場に長期間放置しないこと。

（物品納入業者等関係）

第１４　本学部に臨時の用務で入構し，構内に駐車を必要とする者については，次の各号に定めるところによる。

(1)　自動車は，専用駐車場に駐車すること。

(2)　長時間の駐車を必要とする場合及び専用駐車場に駐車できない場合は，第７に定める臨時駐車許可証の交付を受け，指定の駐車場に駐車すること。

（構内で発生した事故の責任）

第１５　本学部の構内における自動車等に関する事故及び駐車中における破損・盗難等の事故については，本学部はその責を負わない。

２　入構者の自動車等の事故により，本学部の施設等に損害を与えたときは，入構者の責任において原状に回復しなければならない。

（適用除外）

第１６　緊急自動車については，この要項は適用しない。

２　公用車，郵便車，タクシーその他の特別な自動車については，第４から第14までの規定は適用しない。

（事務）

第１７　この要項の実施に関する事務は，経営管理課において処理する。

（その他）

第１８　この要項に定めるもののほか，交通規制の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要項は，平成１６年４月１日から適用する。

別紙様式第１から第５まで省略

別表第１（第６関係）

駐車許可証の発行担当課及び対象者

交付対象者	担　当　課
○ 要項第４の１の(1) ○ 要項第４の１の(3)	経営管理課
○ 要項第４の１の(2)	総務学事課

別表第２（第８関係）

各駐車場に駐車できる自動車の範囲

駐車場番号	駐車場名	駐車できる自動車の範囲	
1	南駐車場 (470台)	職員関係 診療等のため入構する者	
2	西駐車場 (292台)	職員関係 学生，研究生等関係	
3	北駐車場 (252台)	職員関係 業務委託業者等関係	
4	大学会館 南側駐車場 (15台)	職員関係 学生関係	
5	グラウンド 南側暫定駐車場 (120台)	職員関係	
6	臨床講堂 東側暫定駐車場 (12台)	業務委託業者等関係	
7	体育館前 暫定駐車場 (25台)	学生関係	
8	課外活動施設前 暫定駐車場 (30台)	学生関係	
9	思誠館東側 暫定駐車場 (144台)	職員関係 学生関係	

気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ

（趣旨）

1　この申合せは、台風等の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報発表時等における授業等（実習等を除く。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）

2　この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 気象警報　佐賀地方気象台が佐賀県南部又は佐賀多久地区について発表する警報（暴風雪警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報）

(2) 授業等　定期試験期間における試験を含む。

(3) 実習等　教育実習、病院実習、介護等体験実習及びインターンシップ等

（休講措置）

3　午前６時から午前８時４０分までの間において気象警報が発表されている場合又は発表された場合は、その日の授業等は休講とする。

（休講措置の決定）

4　休講措置の決定は、次に掲げるところによる。

全学に係る休講措置は、学長があらかじめ指名した副学長、各学部長及び教養教育運営機構長の協議により決定し、速やかに学長に報告するものとする。

（周知方法）

5　休講措置の周知は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 学生センターは、学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし、授業等実施中の場合は、担当教官を通じて周知を図る。

(2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、学生センターから電話等により速やかに周知を図る。

(3) 佐賀大学学生センターのホームページに掲載する。

(4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。

（警報の確認）

6　警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。

（実習等）

7　実習等においては、各実習先の判断によるものとする。

（休講措置の補充）

8　休講措置の補充については、あらかじめ学長が指名した副学長及び教養教育運営機構長が協議の上、決定する。

（その他）

9　前各項に定めるもののほか、津波、地震その他不測の事態が生じた場合についても、前項までの定めを準用する。

この申合せは、平成１６年４月１日から実施する。

18. 建物配置図等

教養教育運営機構教室
文化教育学部建物 ……371
文化教育学部 ……380
経済学部 ……393
医学部 ……396
理工学部 ……414
農学部 ……432
留学生センター ……437
佐賀大学文化教育学部附属中学校 ……438
佐賀大学文化教育学部附属小学校 ……438
佐賀大学文化教育学部附属養護学校 ……438
佐賀大学文化教育学部附属幼稚園 ……438
佐賀大学農学部附属資源循環フィールド
科学教育研究センター ……439
佐賀市内位置図 ……440

●教養教育運営機構教室配置図

文化教育学部建物配置図

教養教育運営機構教室配置

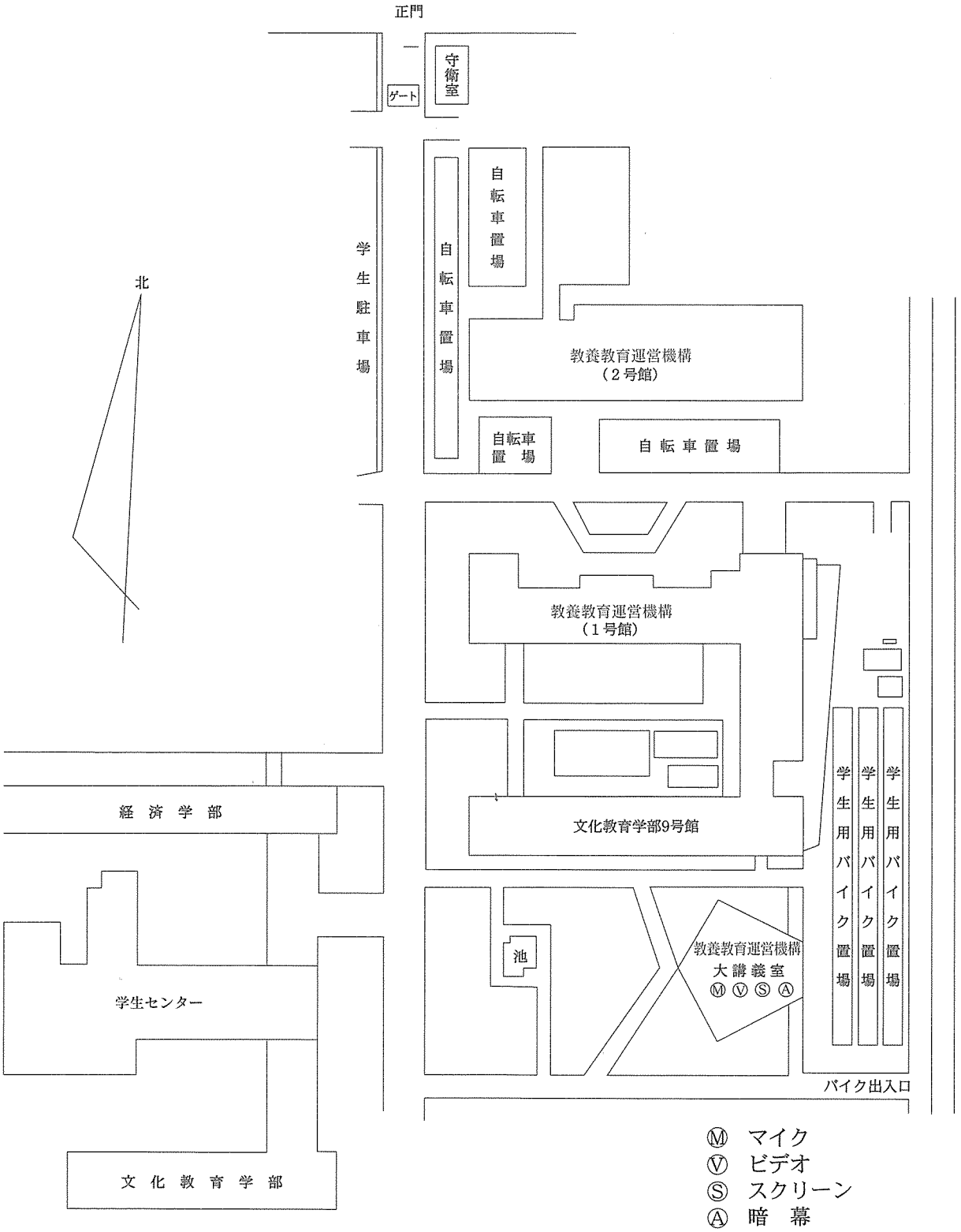

教養教育運営機構教室配置

1号館

1階

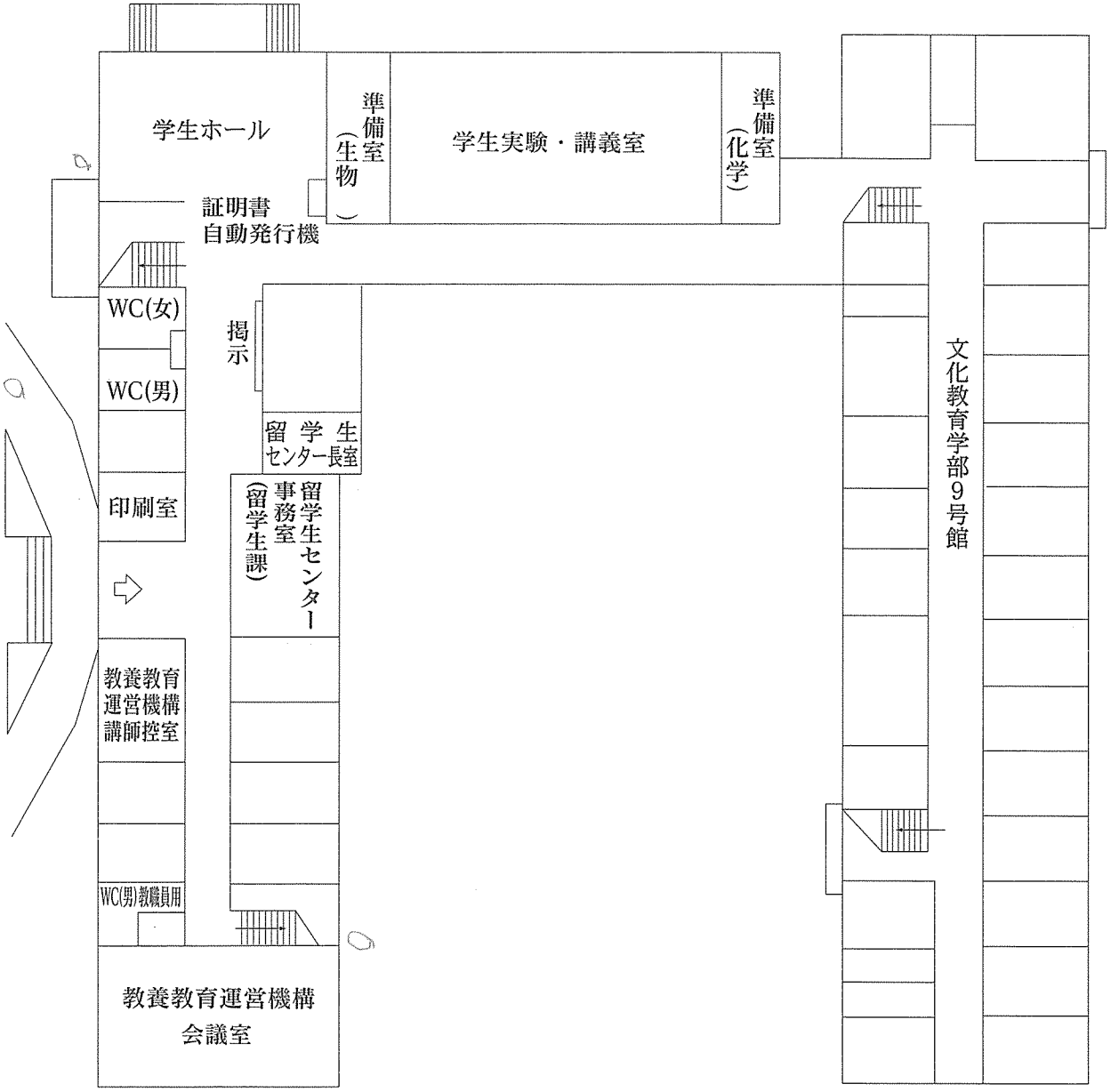

1号館

2階

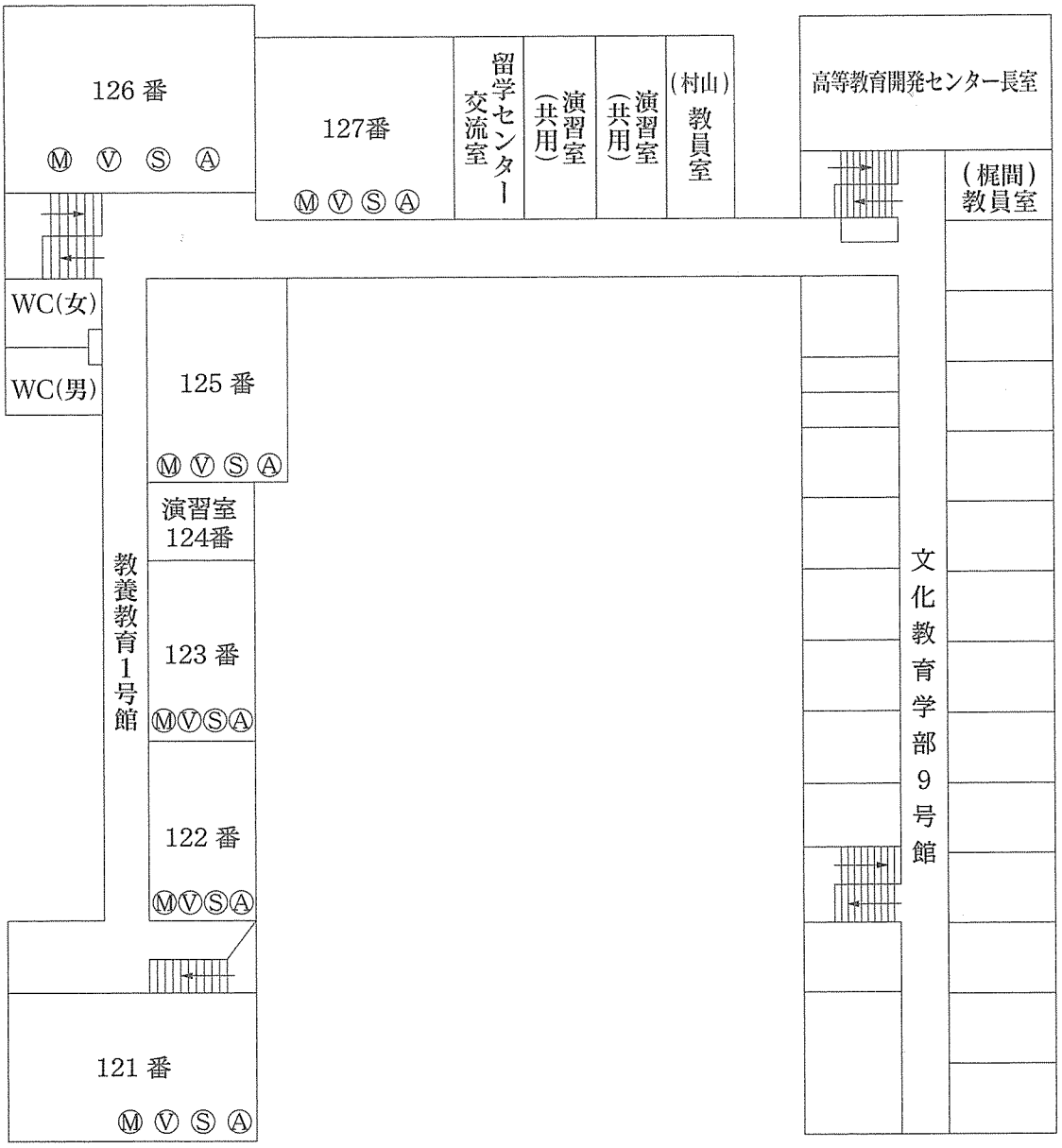

Ⓜ マイク
Ⓥ ビデオ
Ⓢ スクリーン
Ⓐ 暗　幕

1号館

3階

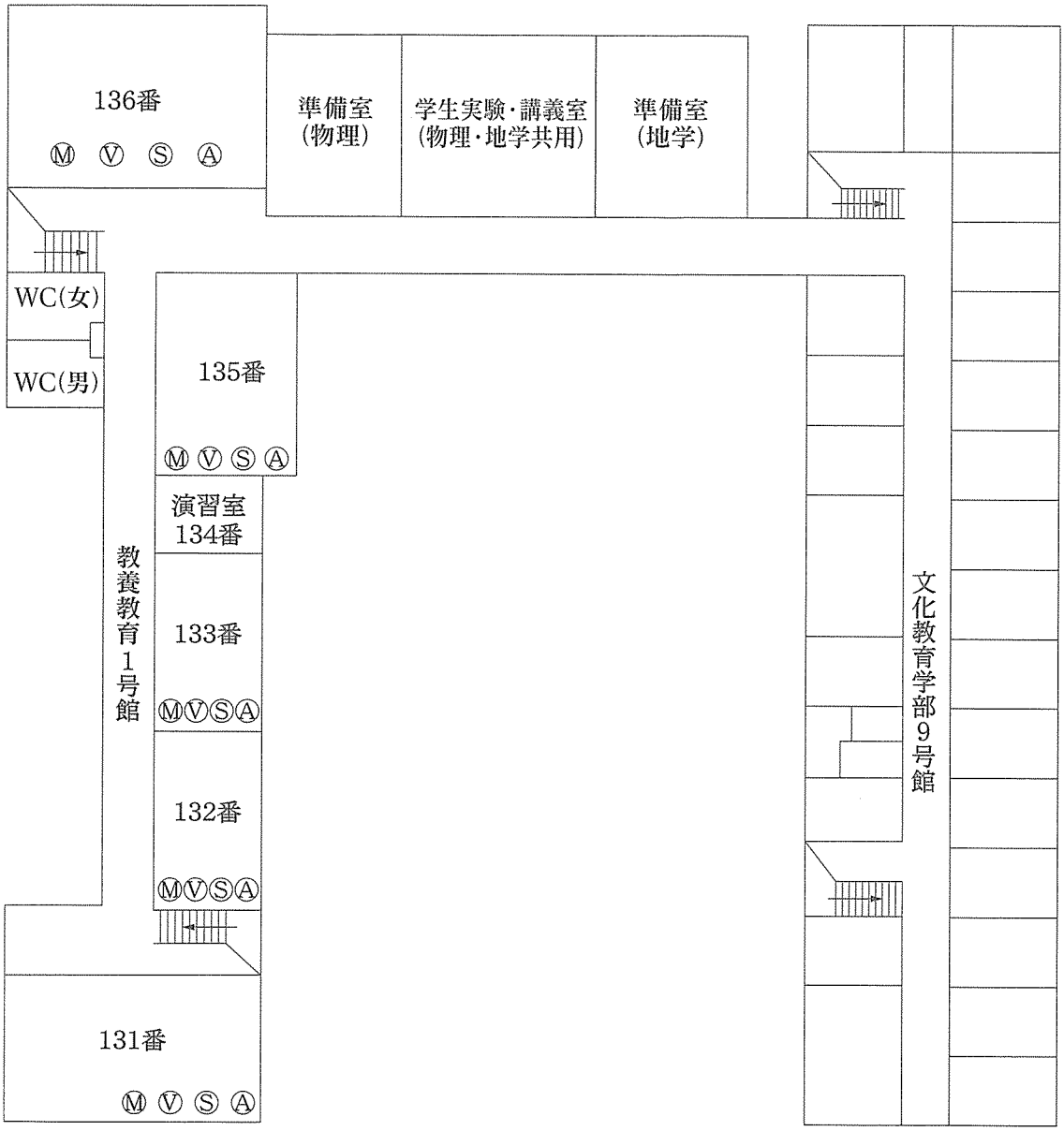

Ⓜ マイク
Ⓥ ビデオ
Ⓢ スクリーン
Ⓐ 暗　幕

1号館

4階

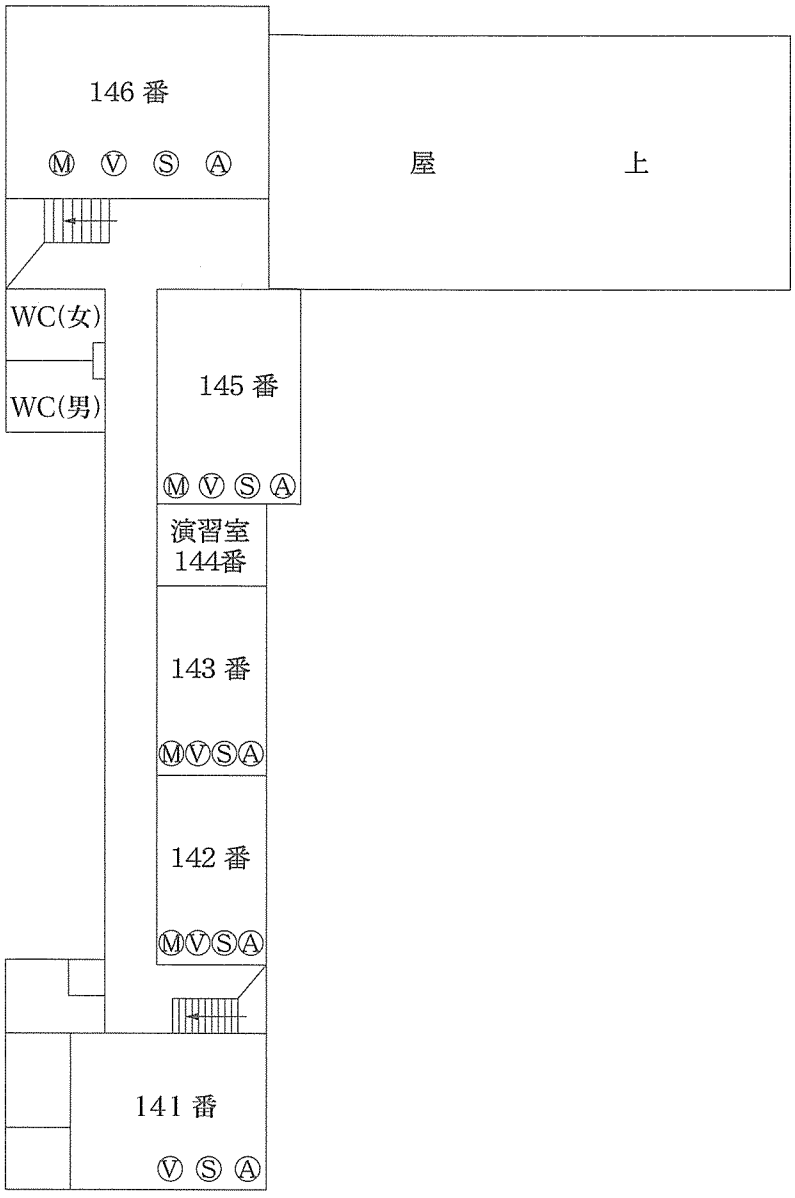

Ⓜ マイク
Ⓥ ビデオ
Ⓢ スクリーン
Ⓐ 暗　幕

2号館

1階

1　階

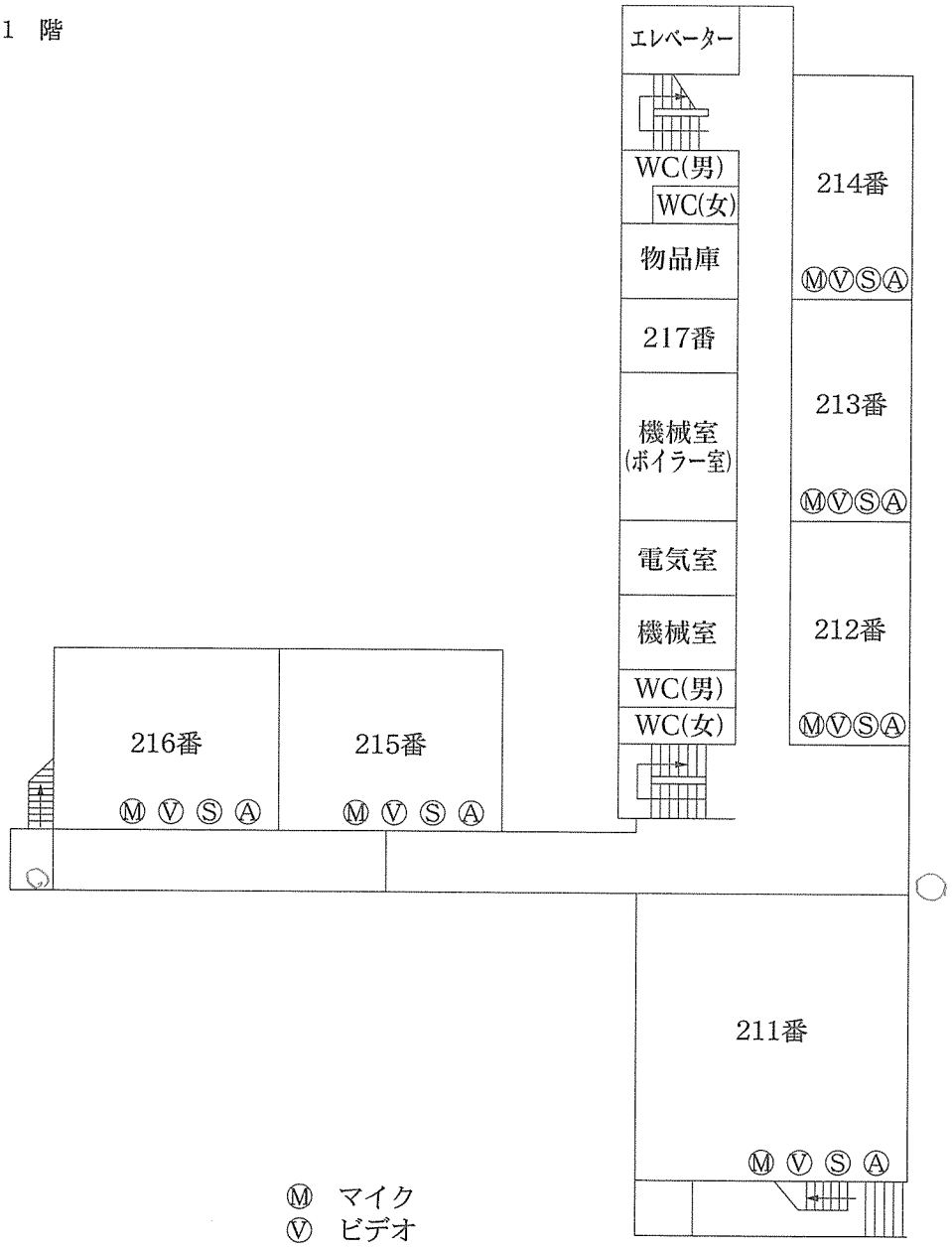

Ⓜ　マイク
Ⓥ　ビデオ
Ⓢ　スクリーン
Ⓐ　暗　幕

2号館

2階

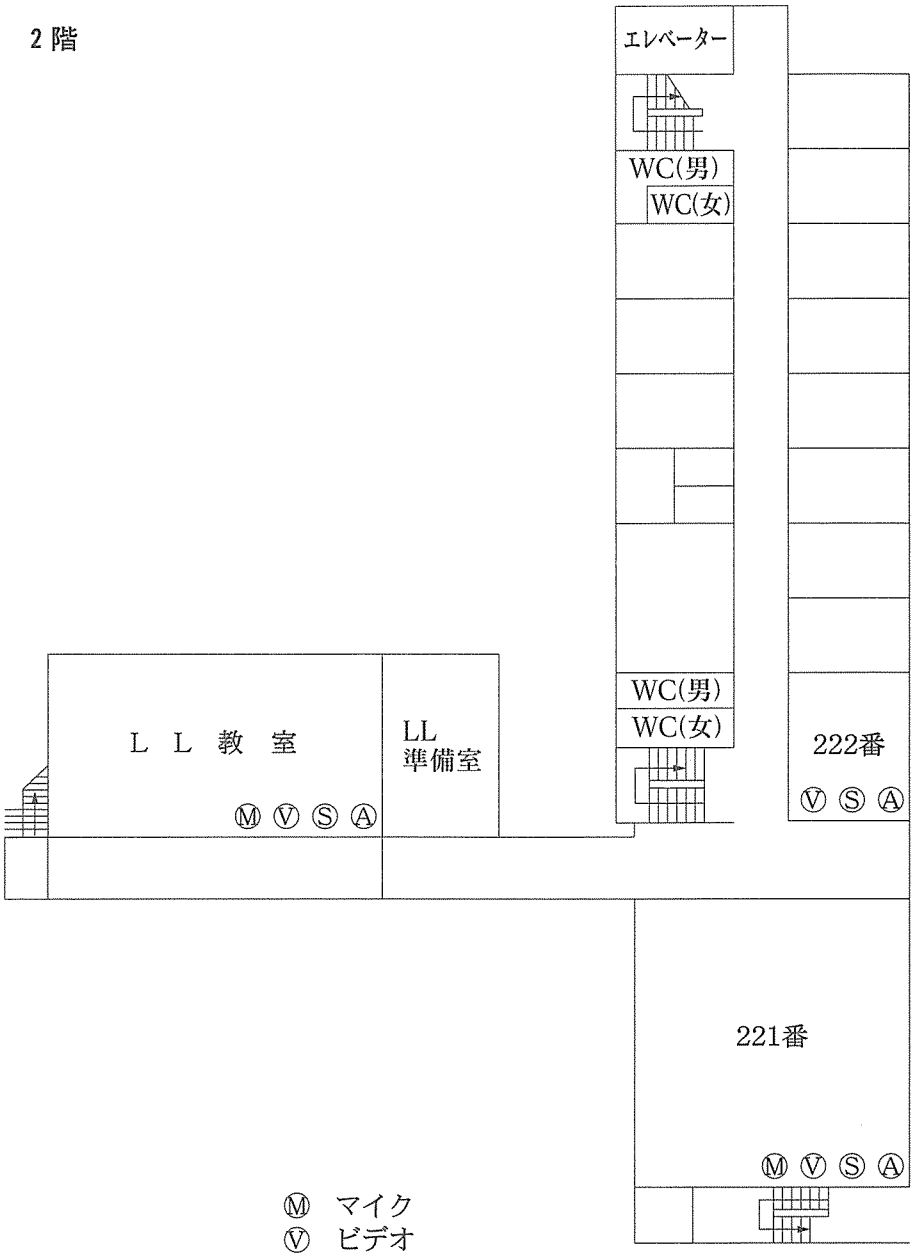

Ⓜ マイク
Ⓥ ビデオ
Ⓢ スクリーン
Ⓐ 暗 幕

2 号館

3 階

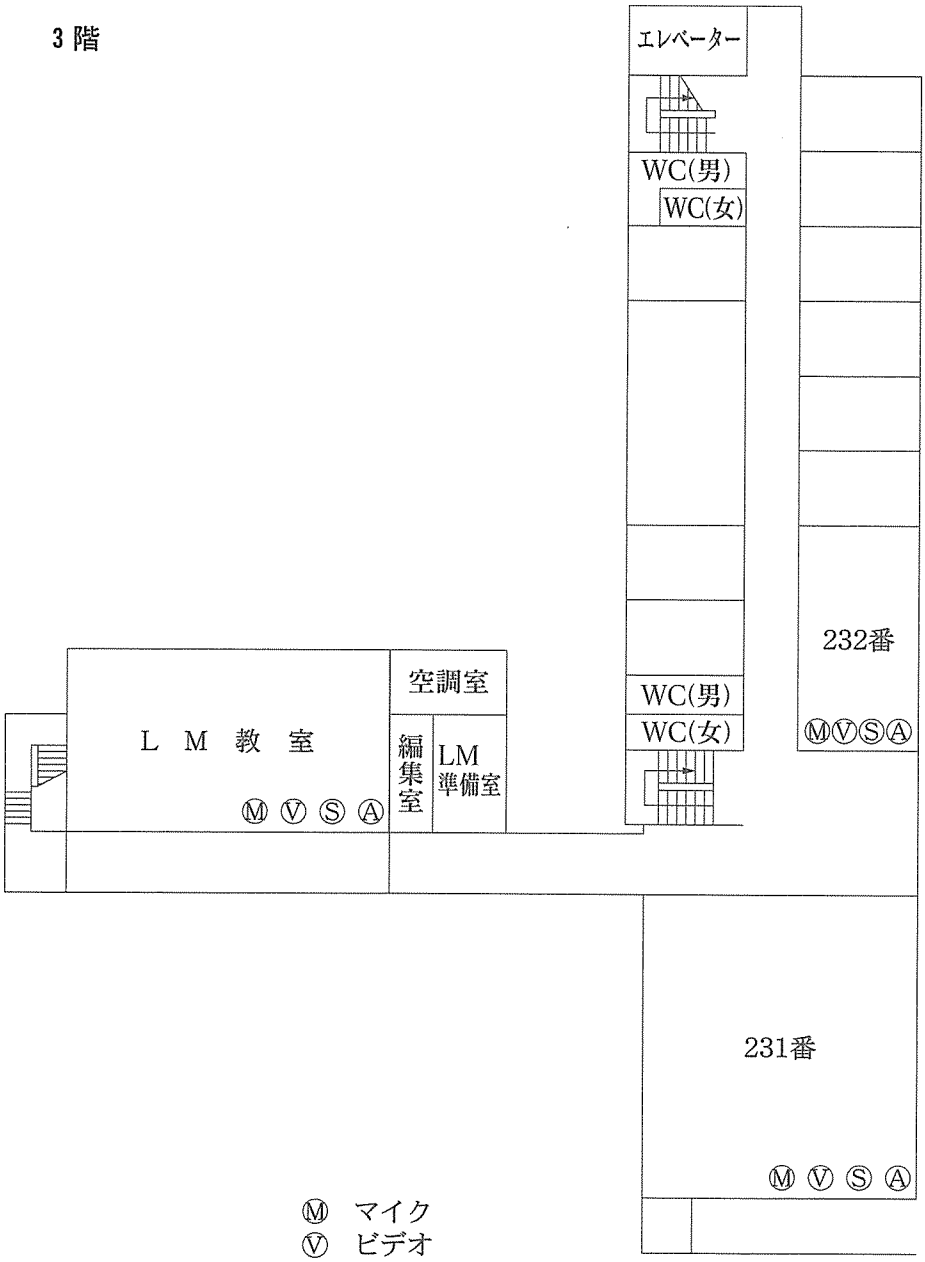

Ⓜ マイク
Ⓥ ビデオ
Ⓢ スクリーン
Ⓐ 暗 幕

文化教育学部教室配置図

1階　　1号館（本館）

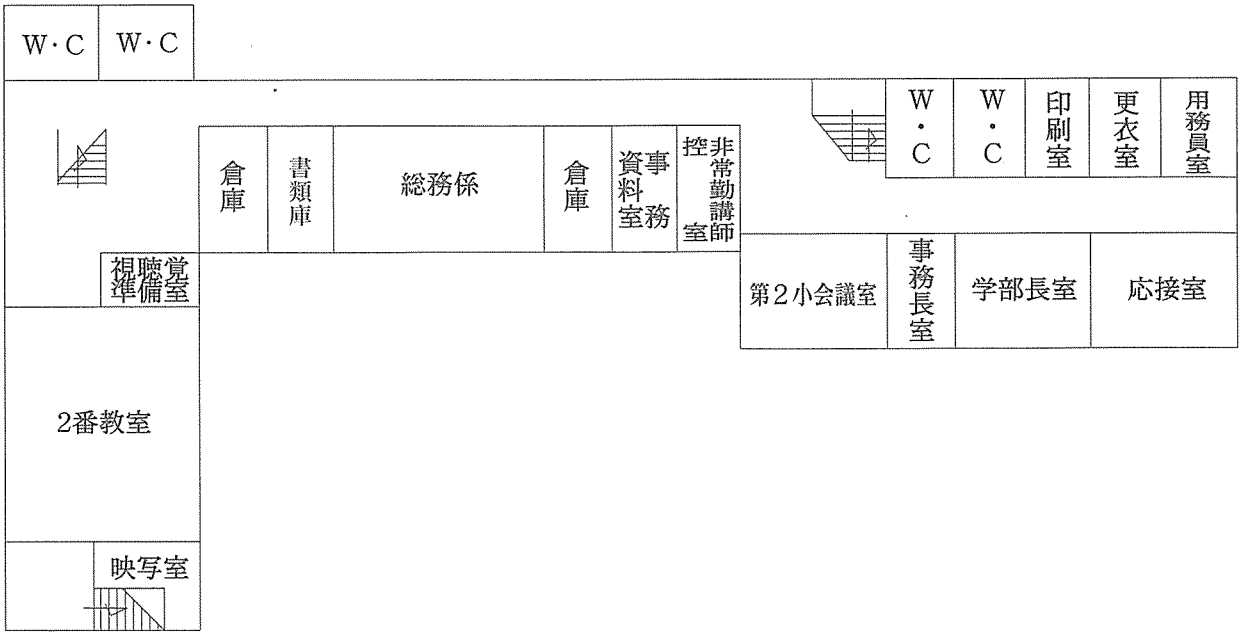

2階

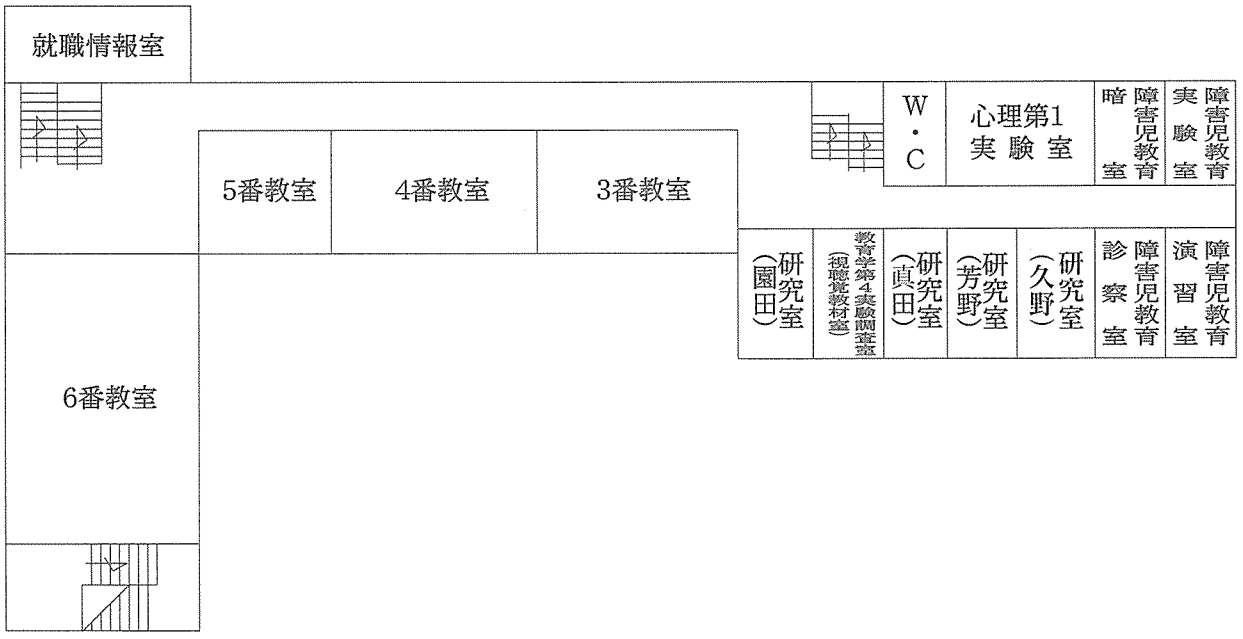

3階

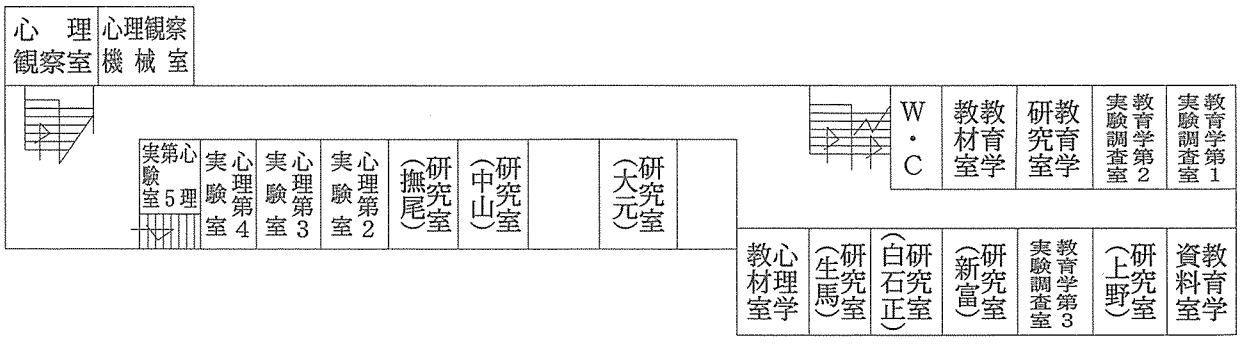

2号館

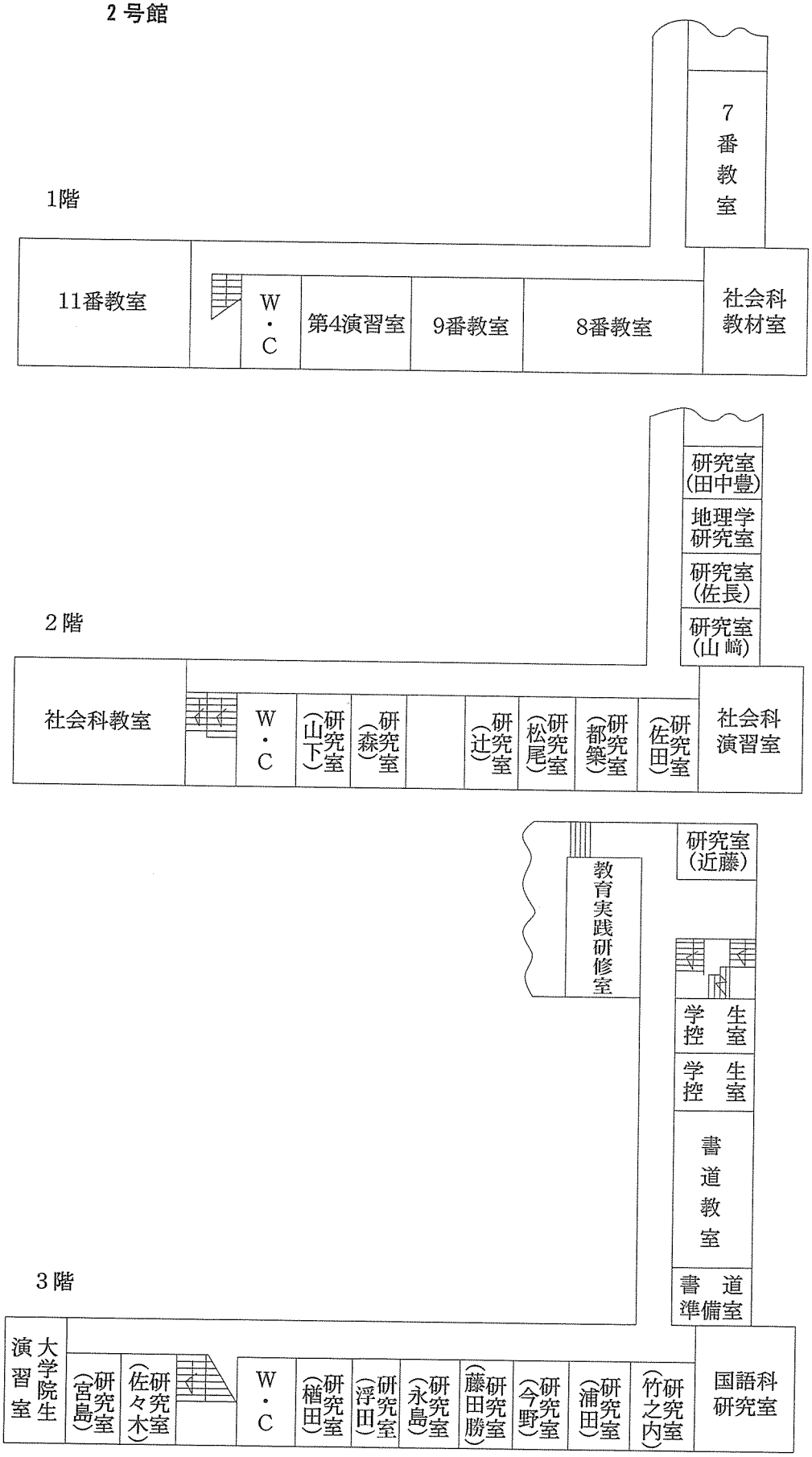
1階
7番教室
11番教室
W・C
第4演習室
9番教室
8番教室
社会科教材室
2階
研究室(田中豊)
地理学研究室
研究室(佐長)
研究室(山崎)
社会科教室
W・C
研究室(山下)
研究室(森)
研究室(辻)
研究室(松尾)
研究室(都築)
研究室(佐田)
社会科演習室
研究室(近藤)
教育実践研修室
学生控室
学生控室
書道教室
書道準備室
3階
大学院生演習室
研究室(宮島)
研究室(佐々木)
W・C
研究室(楢田)
研究室(浮田)
研究室(永島)
研究室(藤田勝)
研究室(今野)
研究室(浦田)
研究室(竹之内)
国語科研究室

文化教育学部・経済学部棟

2階

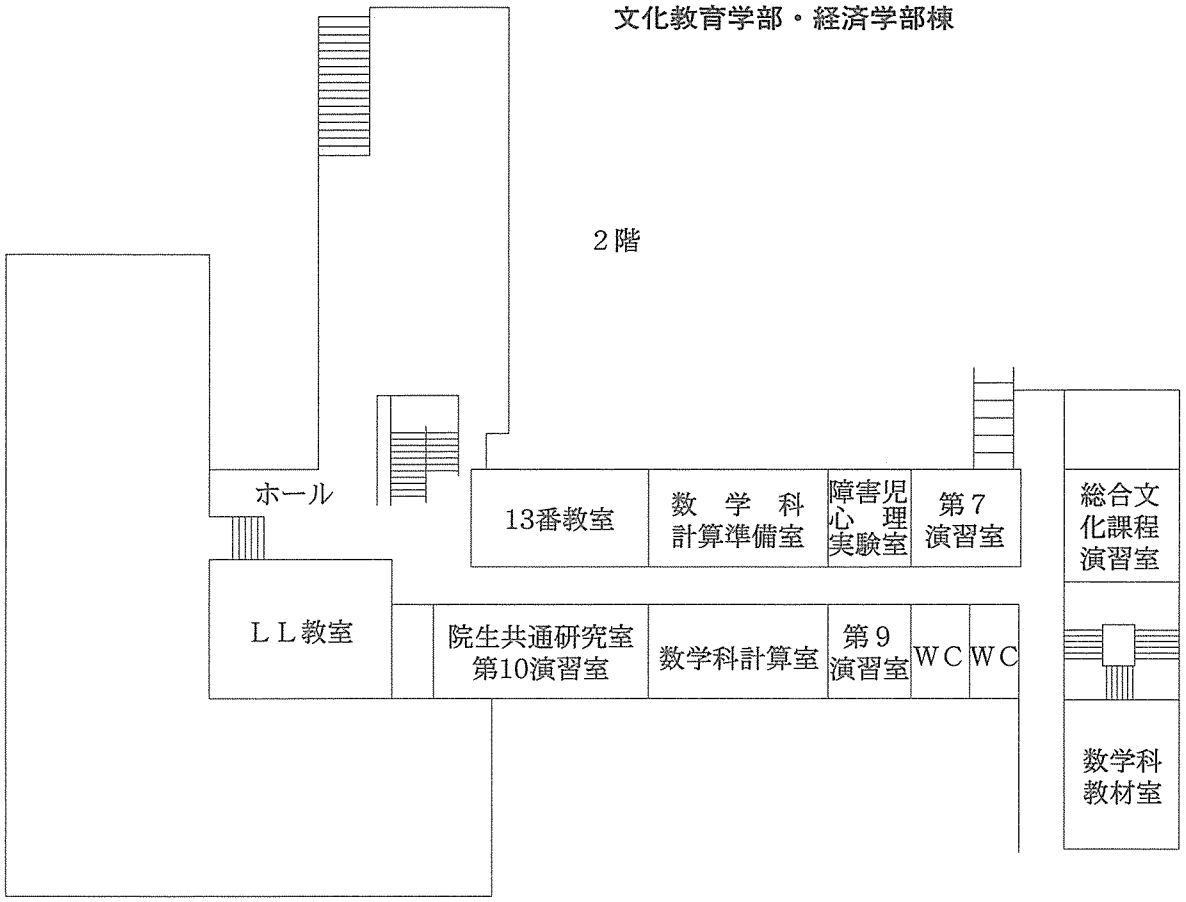

3階

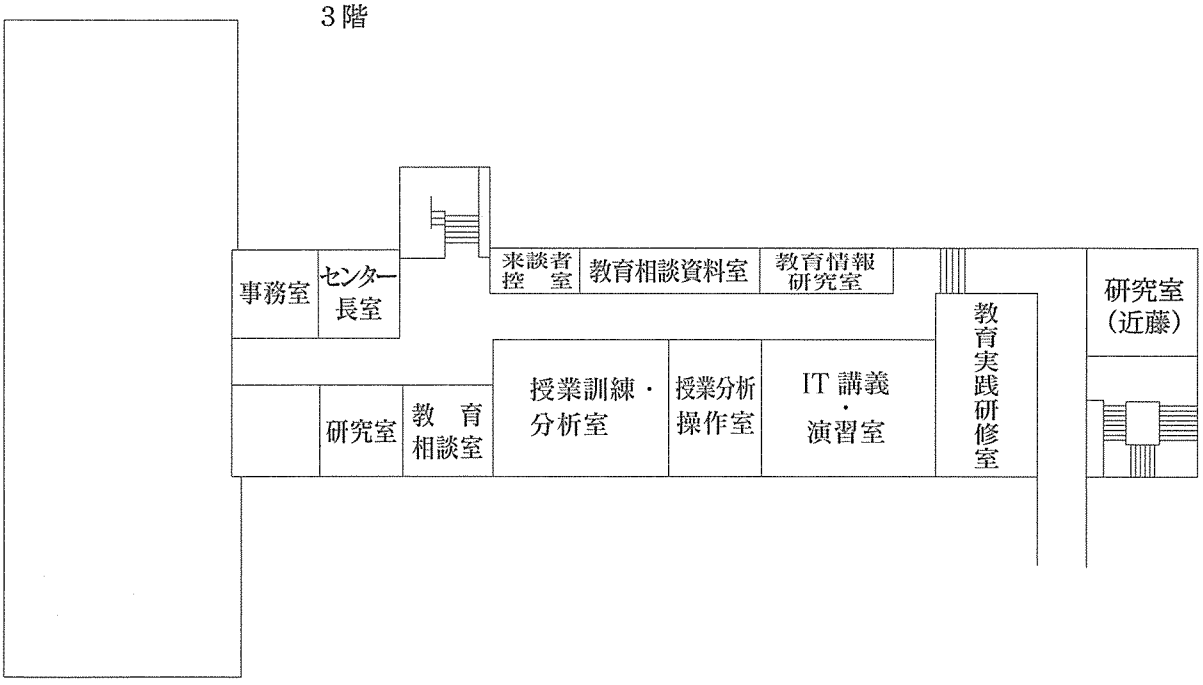

3号館（理・家棟）

1階

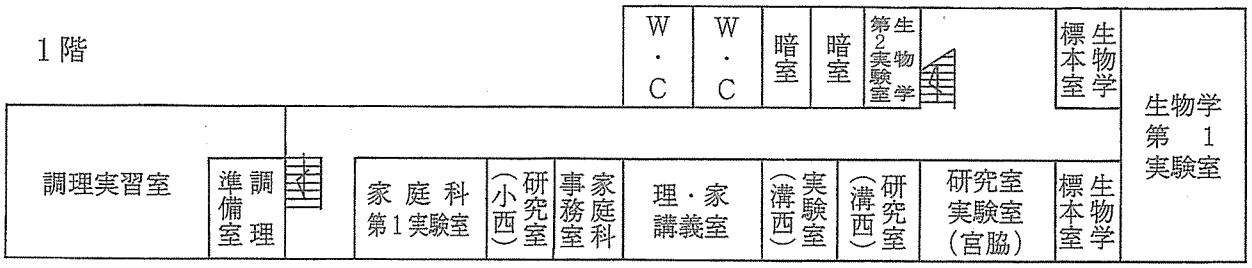

2階

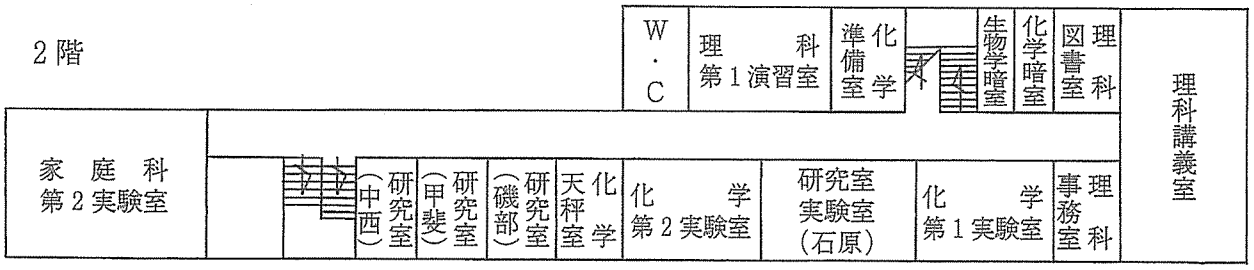

3階

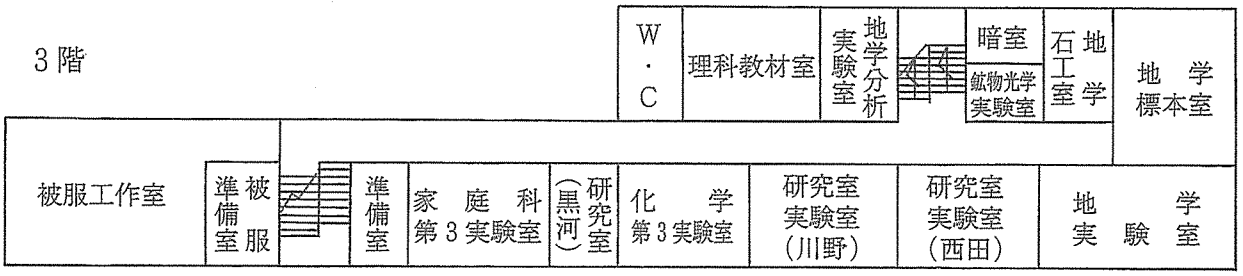

4階

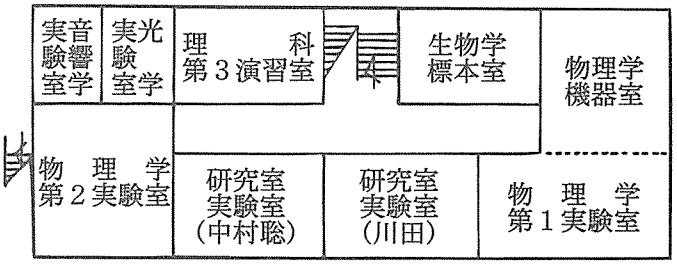

4号館

1階

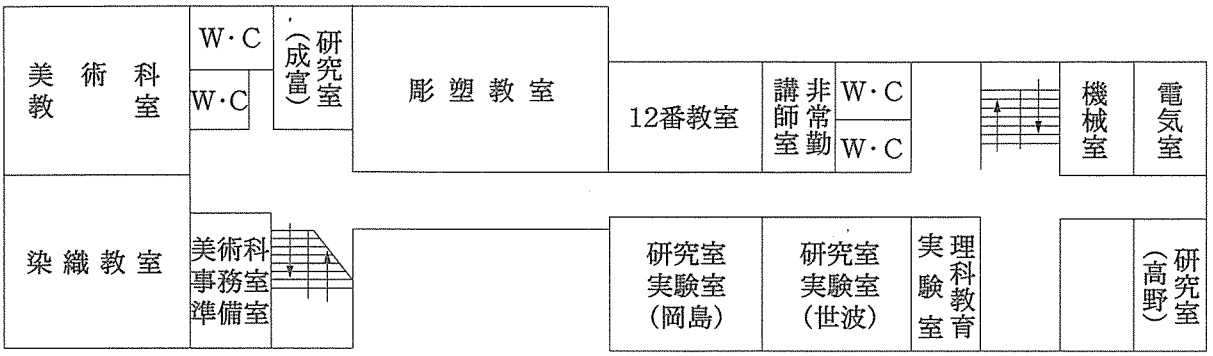

2階

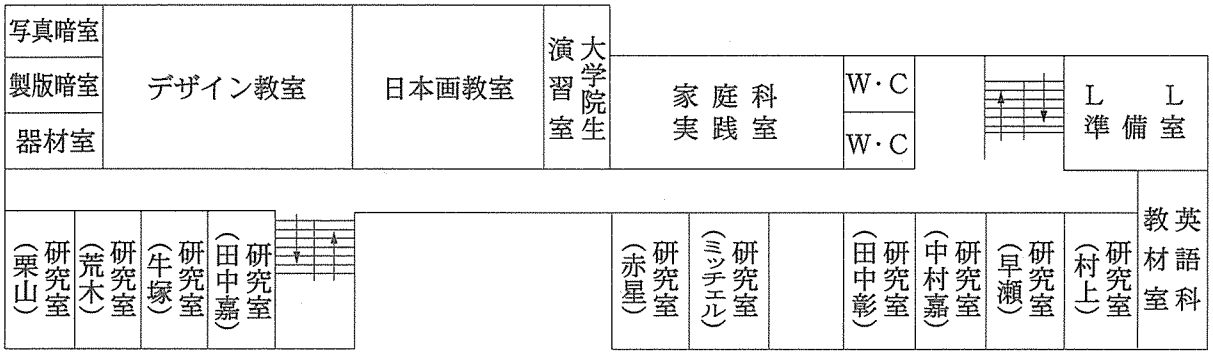

3階

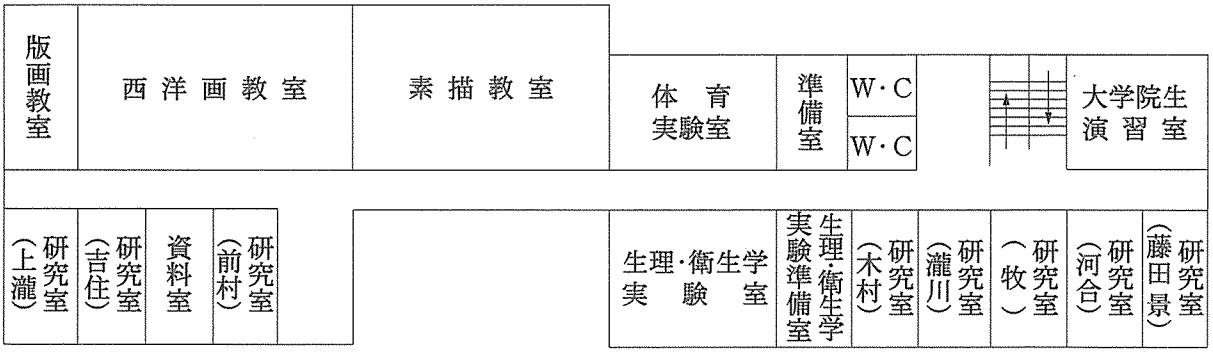

4階

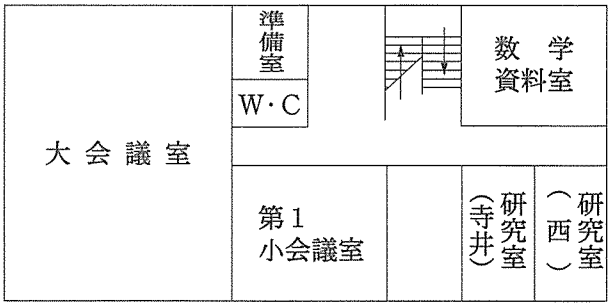

5号館（技術棟）

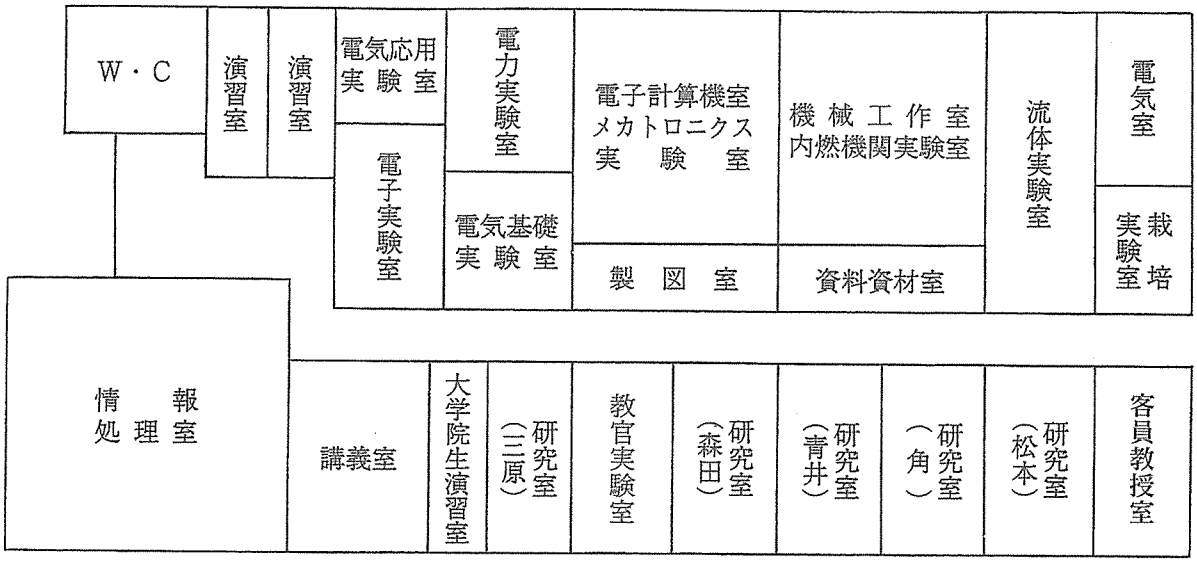

6号館（工芸棟）

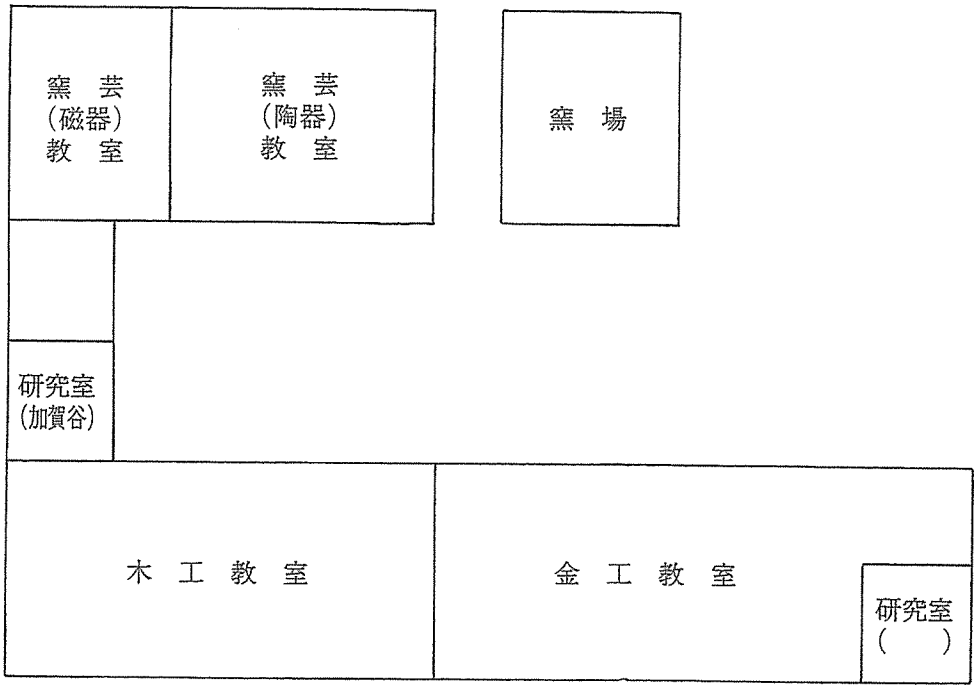

7号館（音楽棟）

1階

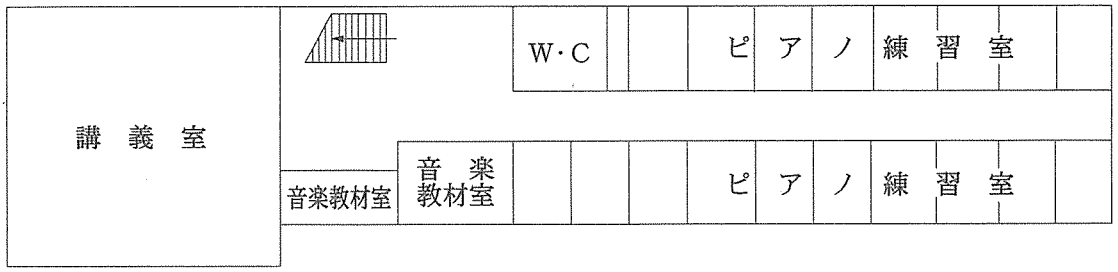

2階

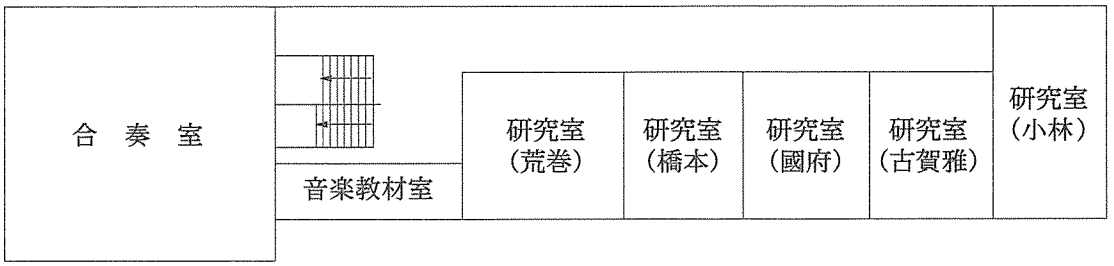

8号館（体育棟）

1階

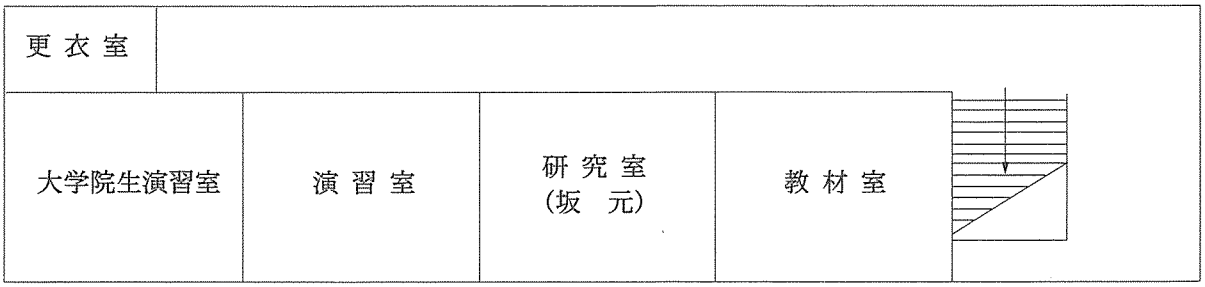

2階

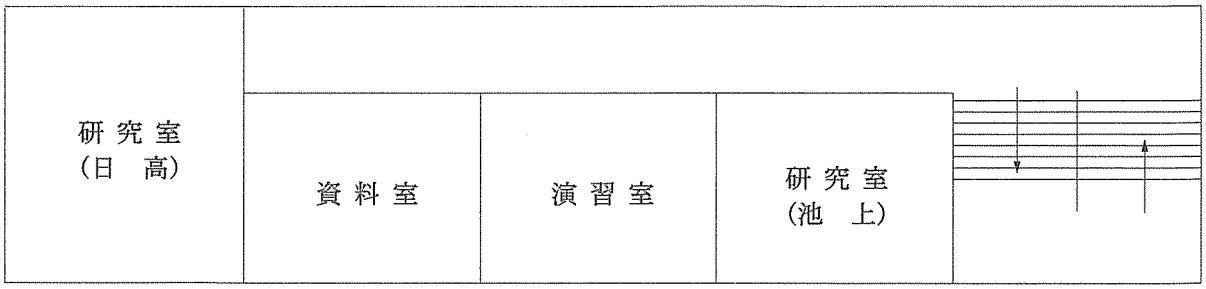

9号館（教養教育運営機構1号館）

1階

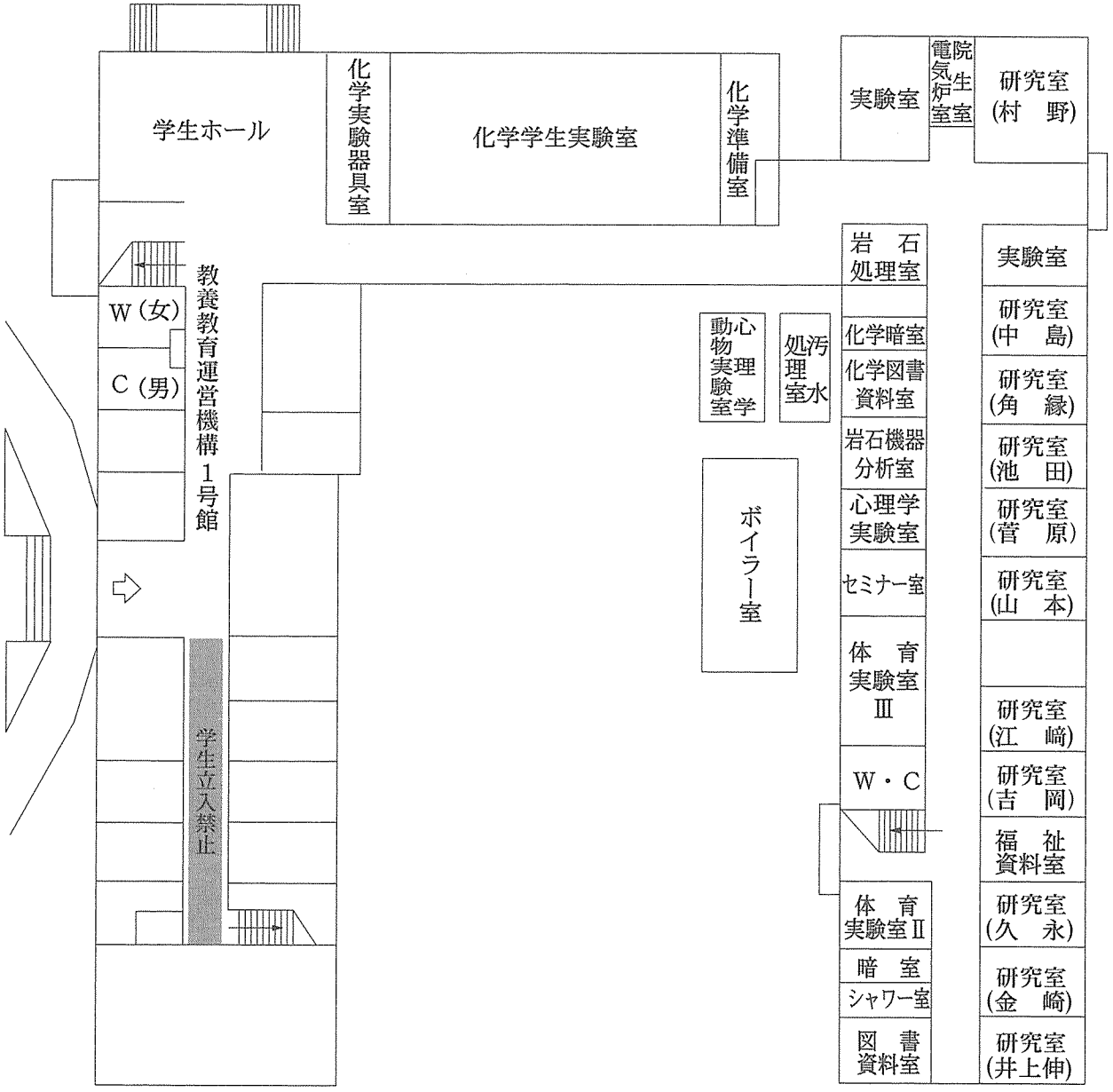

Ⓢ　スクリーン
Ⓜ　マイク
Ⓐ　暗　幕
Ⓥ　ビデオ

2階

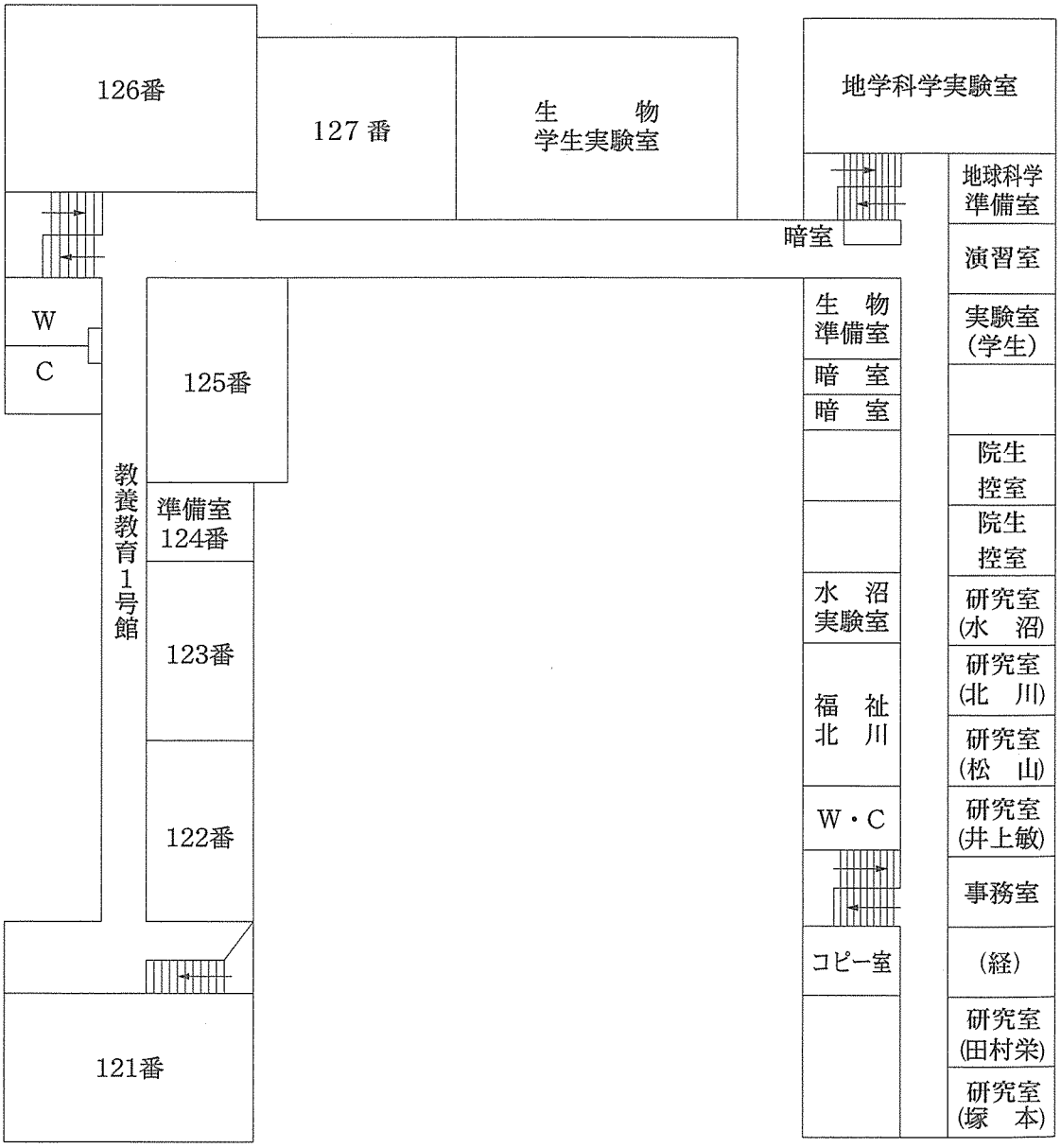
126番
127番
生　物
学生実験室
地学科学実験室
地球科学
準備室
演習室
暗室
W
C
125番
生　物
準備室
実験室
(学生)
暗　室
暗　室
院生
控室
院生
控室
教養教育1号館
準備室
124番
123番
水　沼
実験室
研究室
(水　沼)
福　祉
北　川
研究室
(北　川)
研究室
(松　山)
122番
W・C
研究室
(井上敏)
事務室
コピー室
(経)
121番
研究室
(田村栄)
研究室
(塚　本)

3階

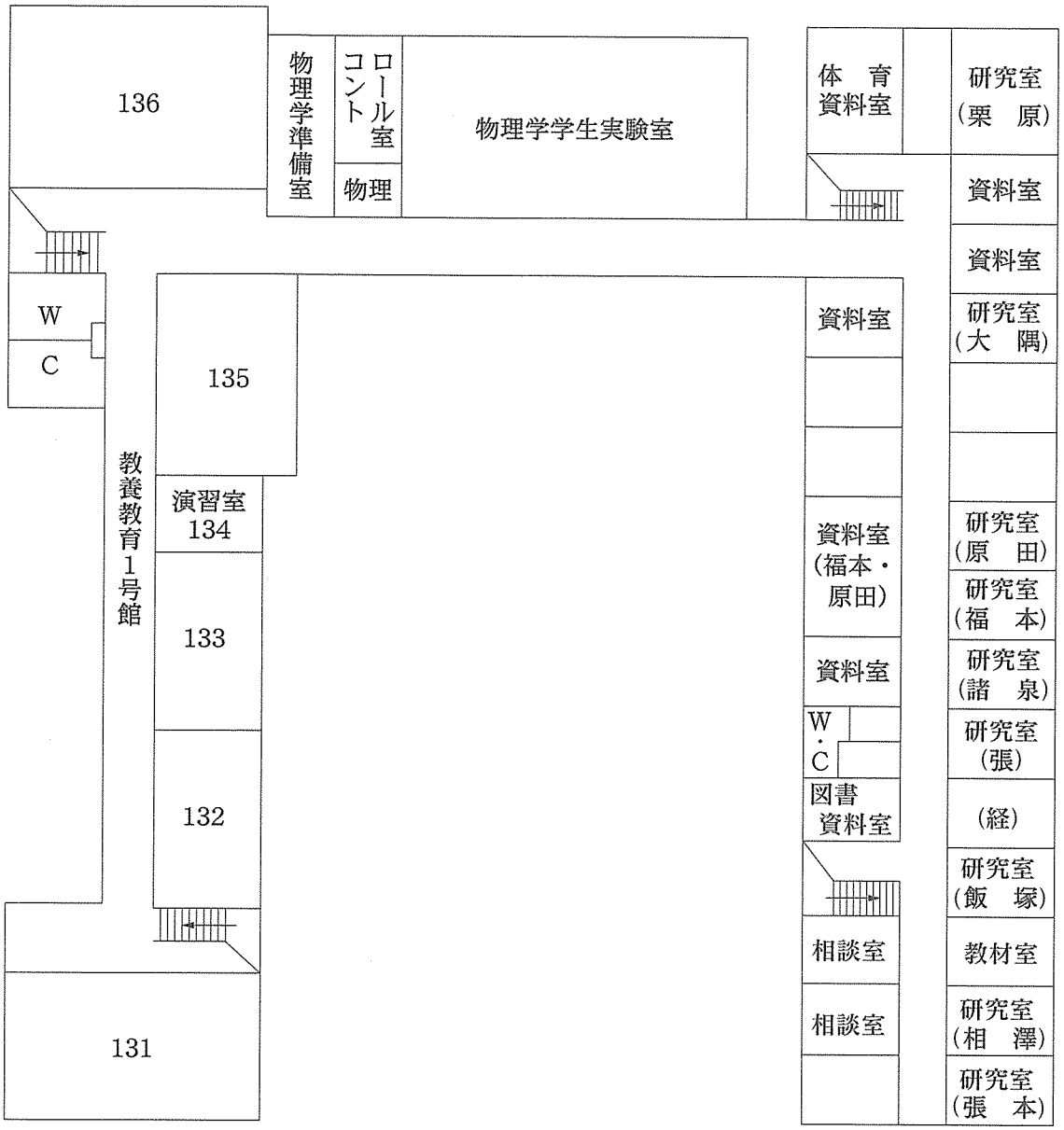
136
物理学準備室
ロール室
コント
物理
物理学学生実験室
体育資料室
研究室（栗原）
資料室
資料室
研究室（大隅）
W
C
135
資料室
演習室134
133
132
131
教養教育1号館
資料室（福本・原田）
資料室
W・C
図書資料室
相談室
相談室
研究室（原田）
研究室（福本）
研究室（諸泉）
研究室（張）
（経）
研究室（飯塚）
教材室
研究室（相澤）
研究室（張本）

10号館（教養教育運営機構２号館）

２　階

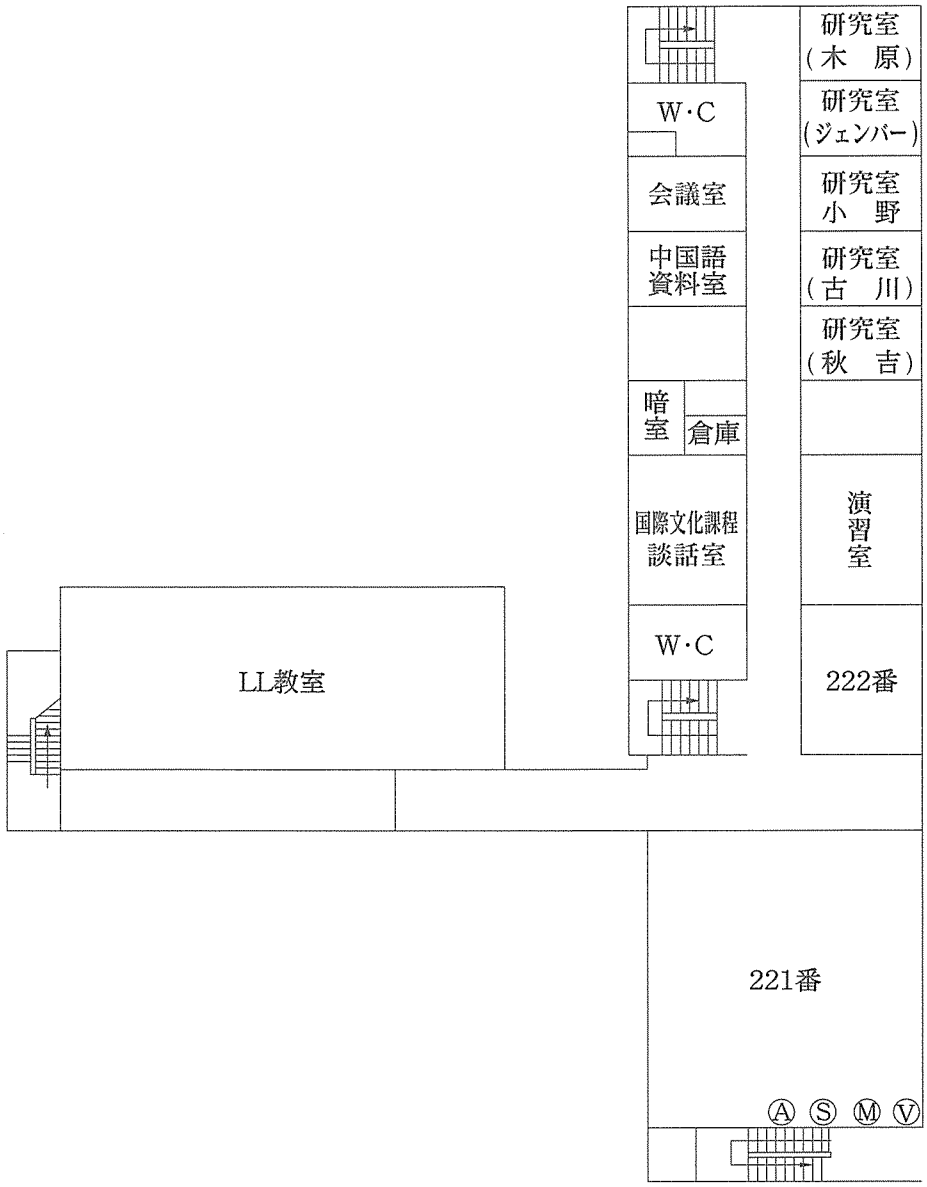

3 階

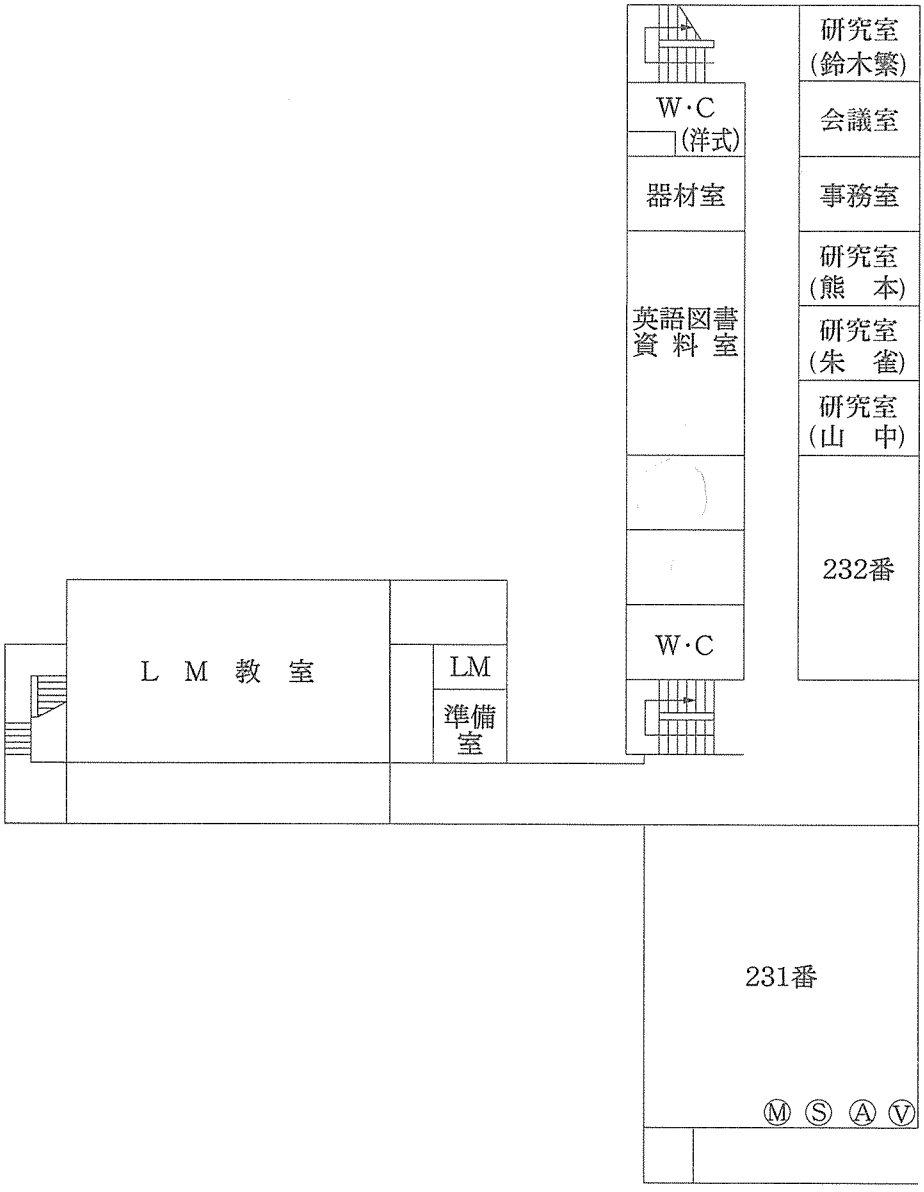
研究室
(鈴木繁)
W・C
(洋式)
会議室
器材室
事務室
研究室
(熊　本)
英語図書
資料室
研究室
(朱　雀)
研究室
(山　中)
232番
W・C
L M 教 室
LM
準備
室
231番
Ⓜ Ⓢ Ⓐ Ⓥ

4 階

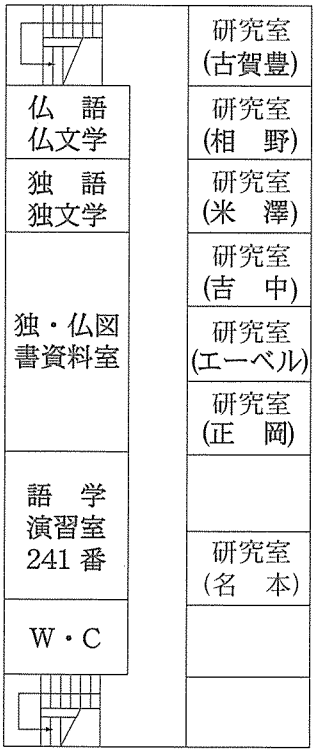
研究室
(古賀豊)
仏　語
仏文学
研究室
(相　野)
独　語
独文学
研究室
(米　澤)
研究室
(吉　中)
独・仏図
書資料室
研究室
(エーベル)
研究室
(正　岡)
語　学
演習室
241 番
研究室
(名　本)
W・C

経済学部教室配置図

1 階

注：室内数字は電話内線番号

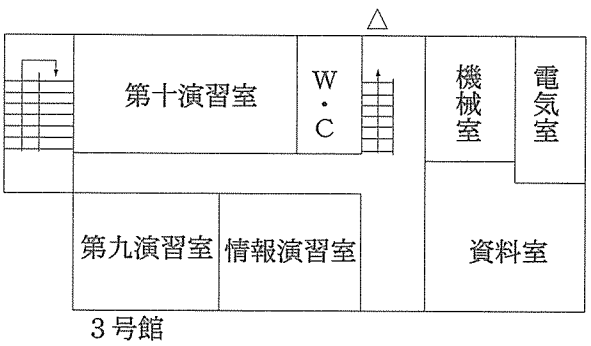

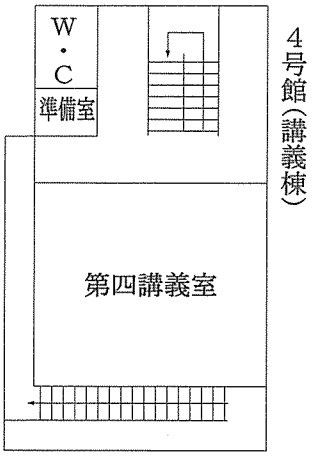

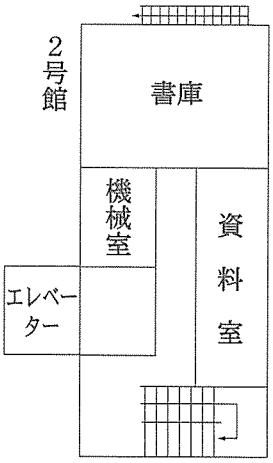

1 号 館

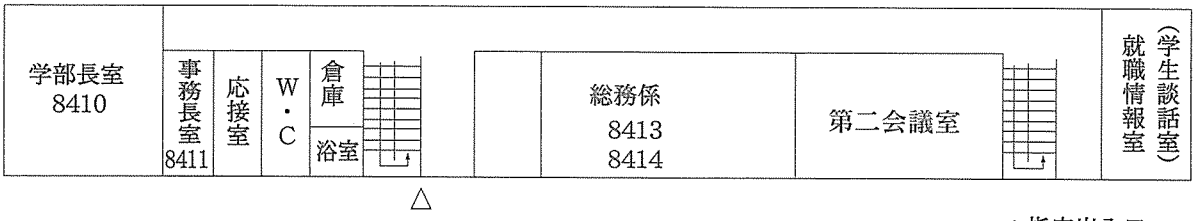

△＊指定出入口

2 階

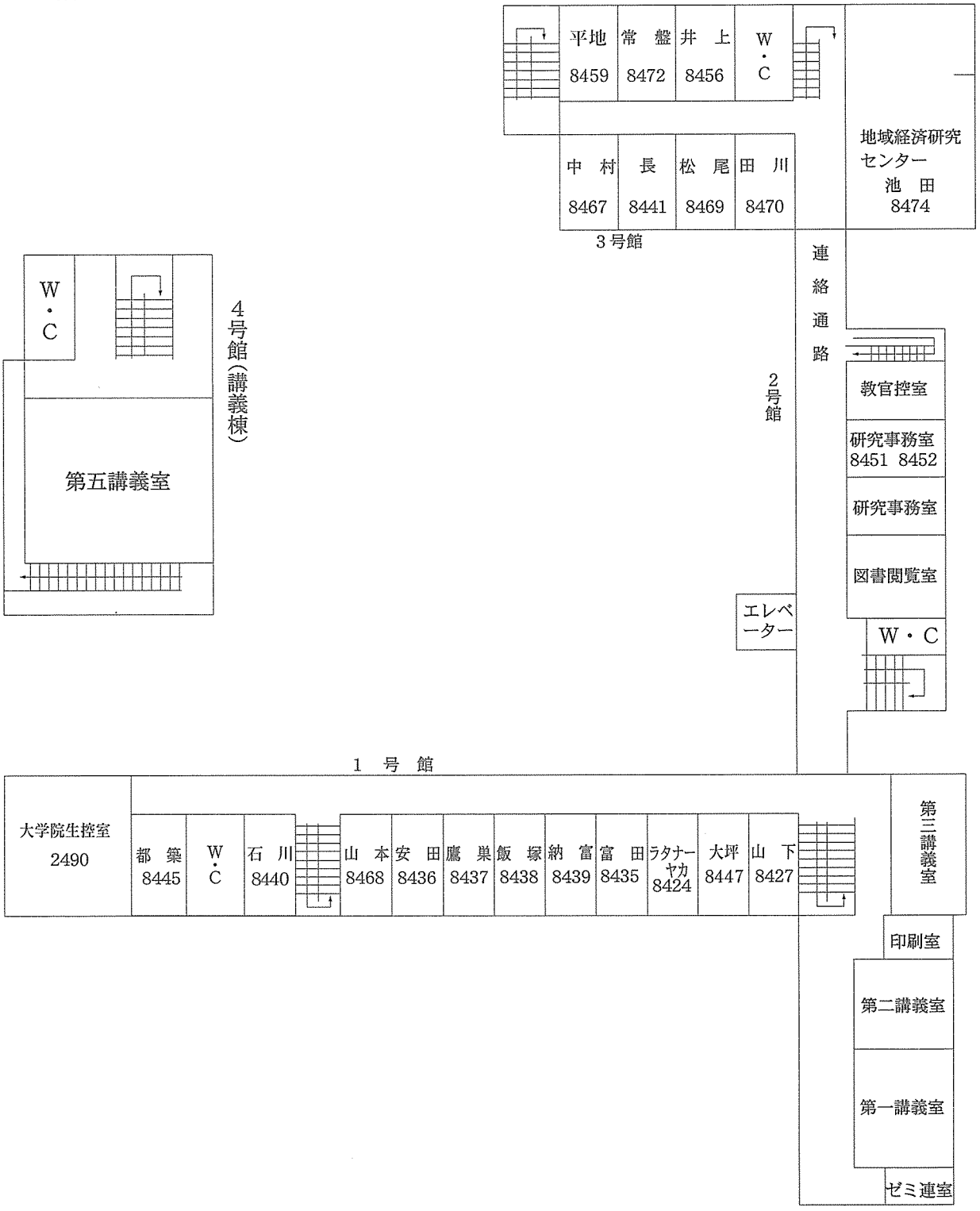
平地 8459
常盤 8472
井上 8456
W・C
中村 8467
長 8441
松尾 8469
田川 8470
3号館
地域経済研究センター
池田 8474
連絡通路
2号館
教官控室
研究事務室 8451 8452
研究事務室
図書閲覧室
W・C
エレベーター
W・C
4号館(講義棟)
第五講義室
1 号 館
大学院生控室 2490
都築 8445
W・C
石川 8440
山本 8468
安田 8436
鷹巣 8437
飯塚 8438
納富 8439
富田 8435
ラタナーヤカ 8424
大坪 8447
山下 8427
第三講義室
印刷室
第二講義室
第一講義室
ゼミ連室

3 階

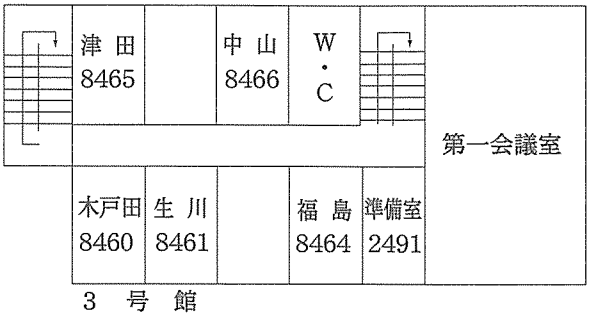
津田
8465
中山
8466
W・C
第一会議室
木戸田
8460
生川
8461
福島
8464
準備室
2491
3 号 館

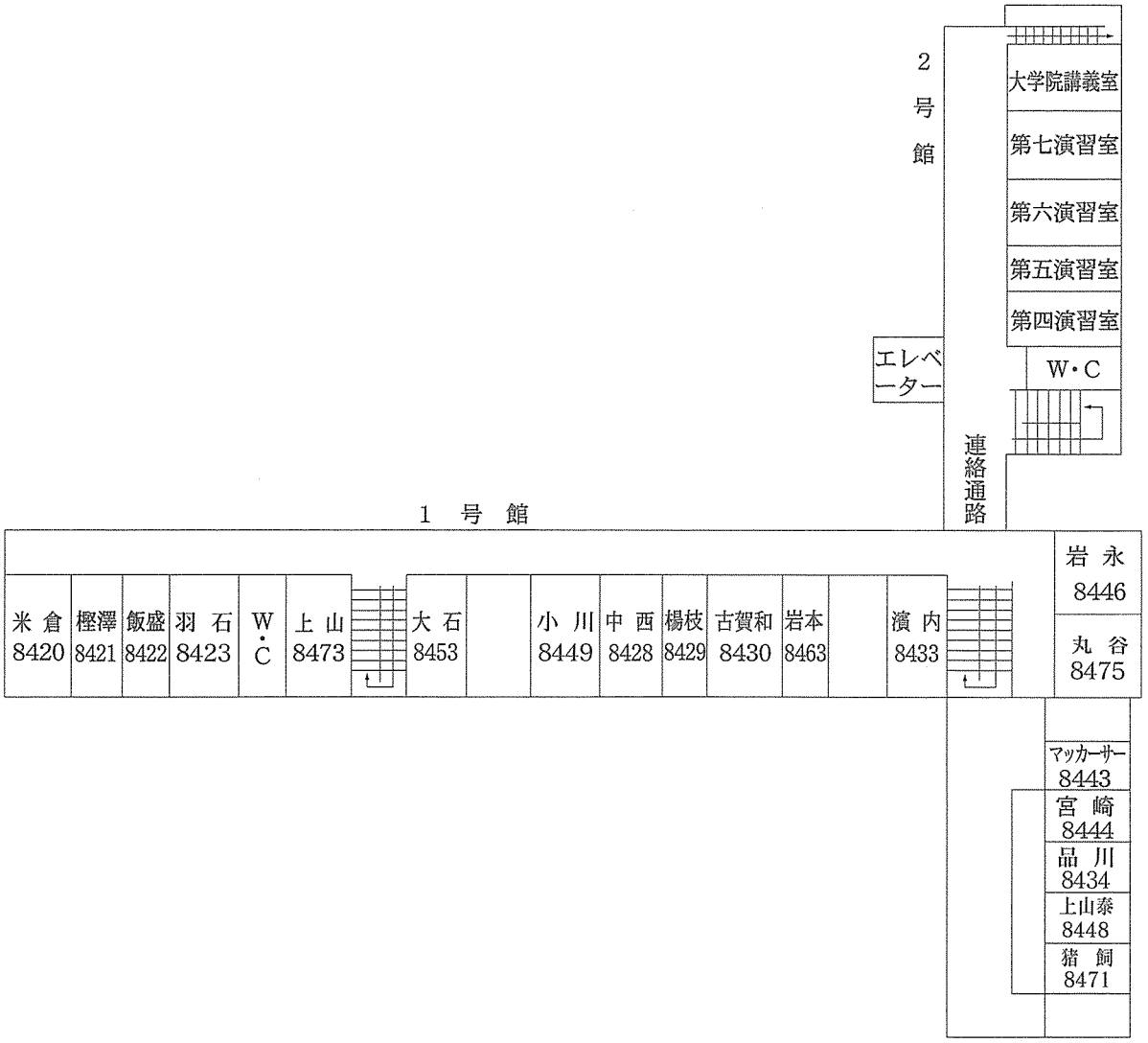
2 号 館
大学院講義室
第七演習室
第六演習室
第五演習室
第四演習室
W・C
エレベーター
連絡通路
1 号 館
岩永
8446
丸谷
8475
米倉
8420
樫澤
8421
飯盛
8422
羽石
8423
W・C
上山
8473
大石
8453
小川
8449
中西
8428
楊枝
8429
古賀和
8430
岩本
8463
濱内
8433
マッカーサー
8443
宮崎
8444
品川
8434
上山泰
8448
猪飼
8471

佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図

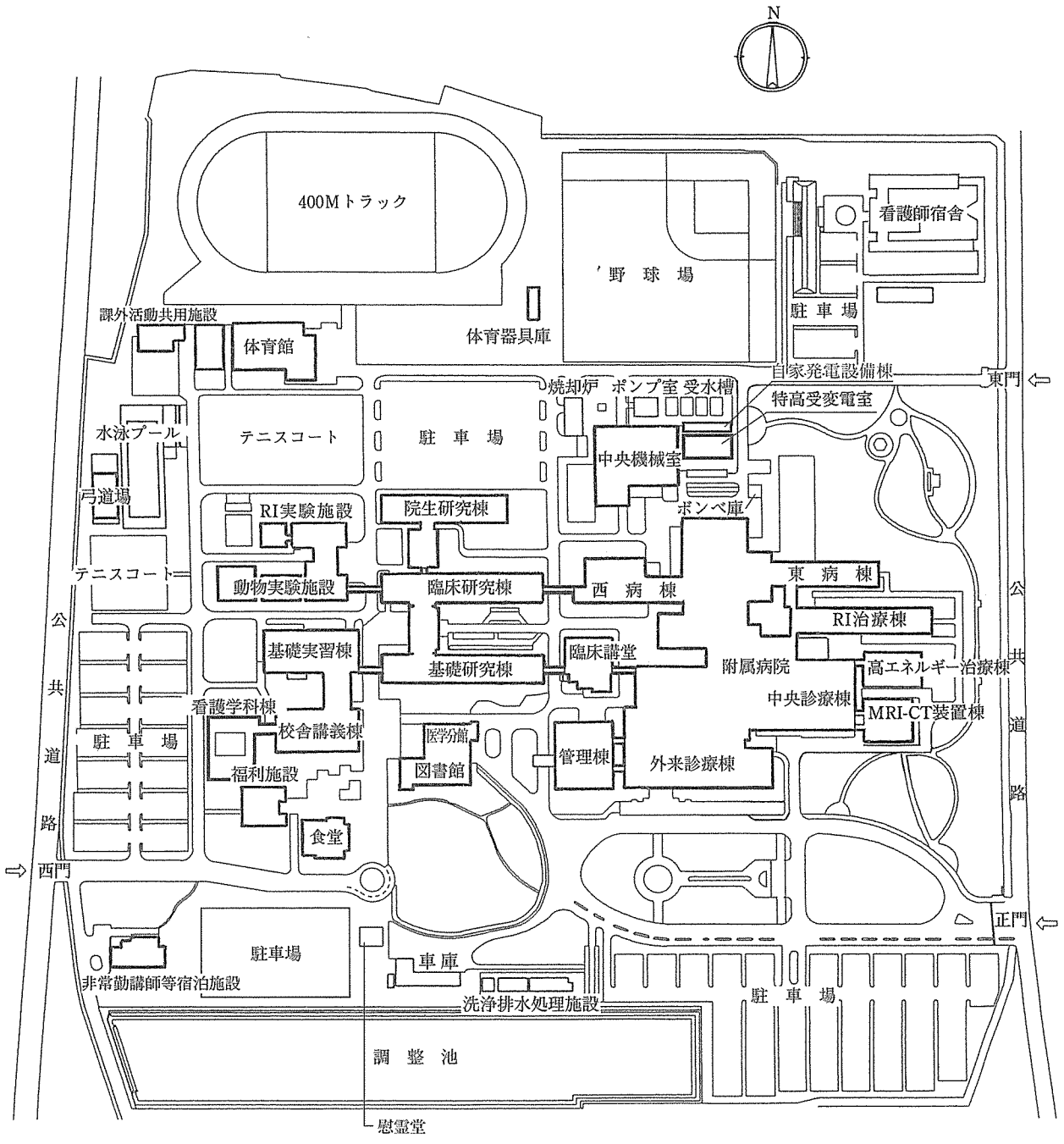

院生棟、臨床研究棟、基礎研究棟平面図

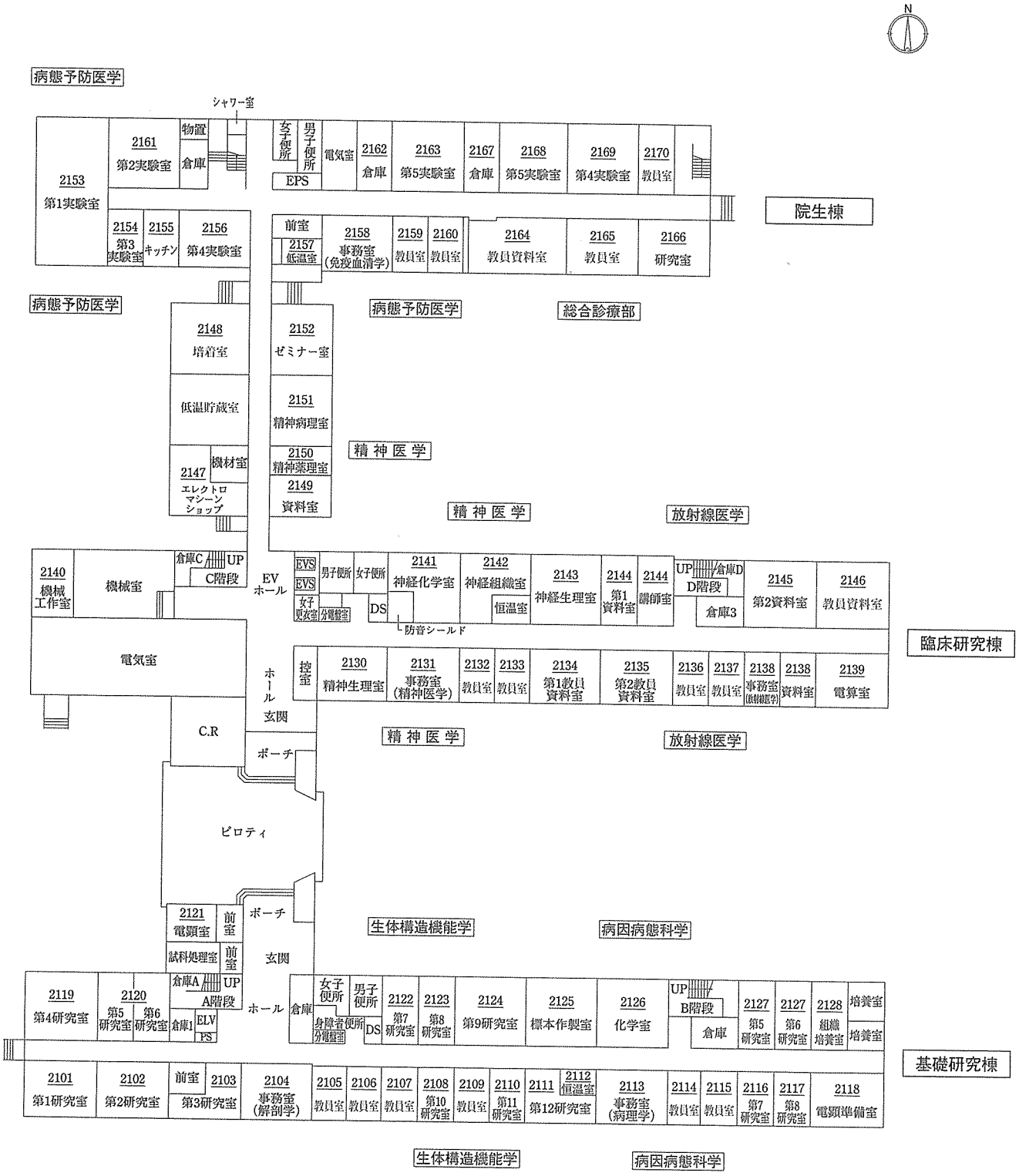

1 階

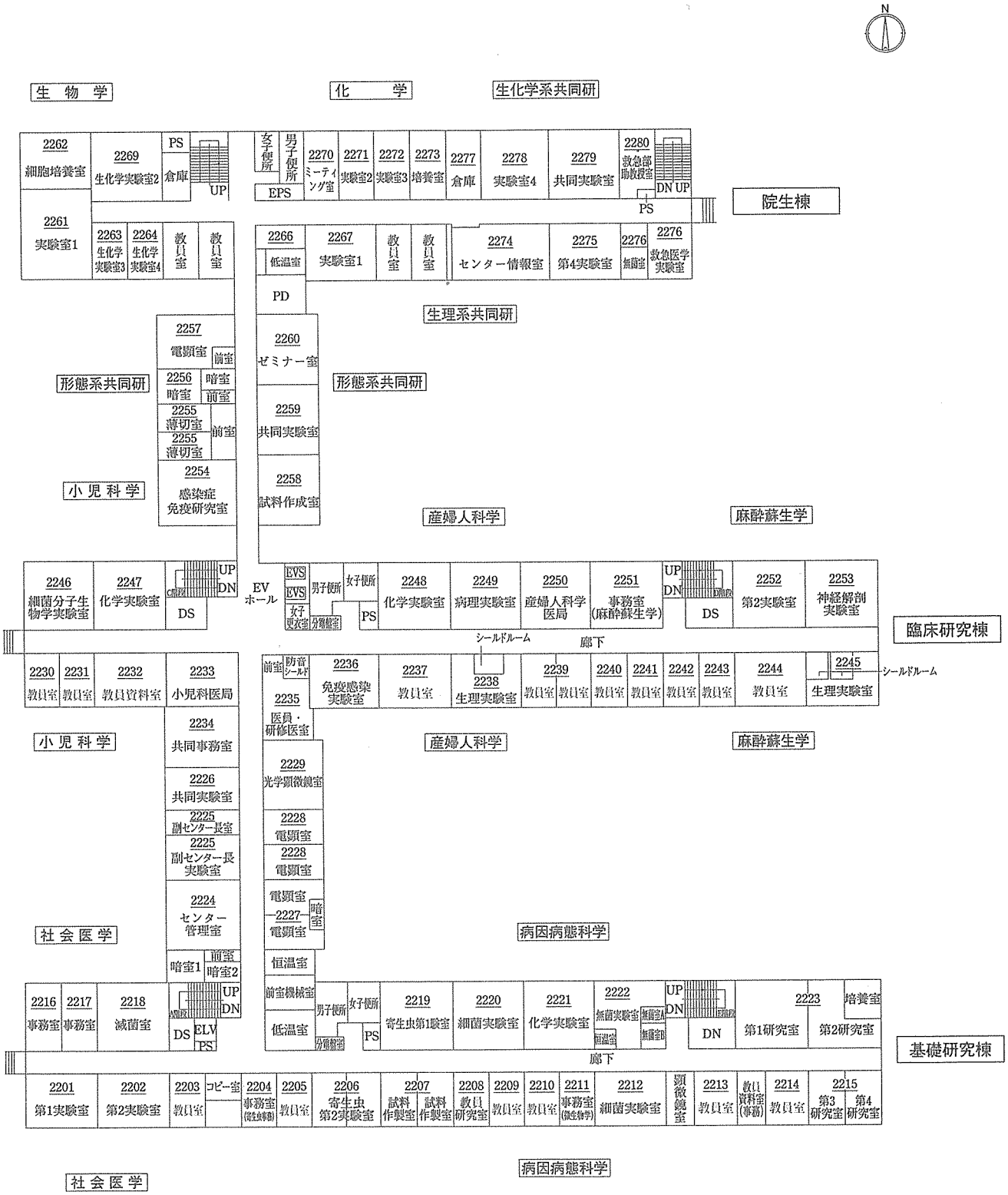
N
生物学
化学
生化学系共同研
2262 細胞培養室
2269 生化学実験室2
PS
倉庫
UP
女子便所
男子便所
2270 ミーティング室
2271 実験室2
2272 実験室3
2273 培養室
2277 倉庫
2278 実験室4
2279 共同実験室
2280 救急部助教授室
DN UP
PS
院生棟
2261 実験室1
2263 生化学実験室3
2264 生化学実験室4
教員室
教員室
2266 低温室
2267 実験室1
教員室
教員室
2274 センター情報室
2275 第4実験室
2276 無菌室
2276 救急医学実験室
PD
生理系共同研
2257 電顕室
前室
形態系共同研
2256 暗室
暗室
前室
2255 薄切室
2255 薄切室
前室
2260 ゼミナー室
形態系共同研
2259 共同実験室
小児科学
2254 感染症免疫研究室
2258 試料作成室
産婦人科学
麻酔蘇生学
2246 細菌分子生物学実験室
2247 化学実験室
UP
DN
DS
EV ホール
EVS
EVS
男子便所
女子便所
女子更衣室
分煙喫煙室
PS
2248 化学実験室
2249 病理実験室
2250 産婦人科学医局
2251 事務室(麻酔蘇生学)
UP
DN
DS
2252 第2実験室
2253 神経解剖実験室
臨床研究棟
シールドルーム
廊下
2230 教員室
2231 教員室
2232 教員資料室
2233 小児科医局
前室
防音シールド
2236 免疫感染実験室
2237 教員室
2238 生理実験室
2239 教員室
2240 教員室
2241 教員室
2242 教員室
2243 教員室
2244 教員室
2245 生理実験室
シールドルーム
2235 医員・研修医室
小児科学
2234 共同事務室
産婦人科学
麻酔蘇生学
2226 共同実験室
2225 副センター長室
2225 副センター長実験室
2229 光学顕微鏡室
2228 電顕室
2228 電顕室
2224 センター管理室
電顕室
2227 暗室
電顕室
社会医学
病因病態科学
暗室1
前室
暗室2
恒温室
2216 事務室
2217 事務室
2218 滅菌室
UP
DN
DS
ELV
PS
前室機械室
低温室
男子便所
女子便所
分煙喫煙室
PS
2219 寄生虫第1実験室
2220 細菌実験室
2221 化学実験室
2222 無菌実験室
無菌室A
恒温室
無菌室B
UP
DN
DN
2223 第1研究室
2223 第2研究室
培養室
廊下
基礎研究棟
2201 第1実験室
2202 第2実験室
2203 教員室
コピー室
2204 事務室(微生物動)
2205 教員室
2206 寄生虫第2実験室
2207 試料作製室
2207 試料作製室
2208 教員研究室
2209 教員室
2210 教員室
2211 事務室(微生物学)
2212 細菌実験室
顕微鏡室
2213 教員室
教員資料室(事務)
2214 教員室
2215 第3研究室
2215 第4研究室
社会医学
病因病態科学

2 階

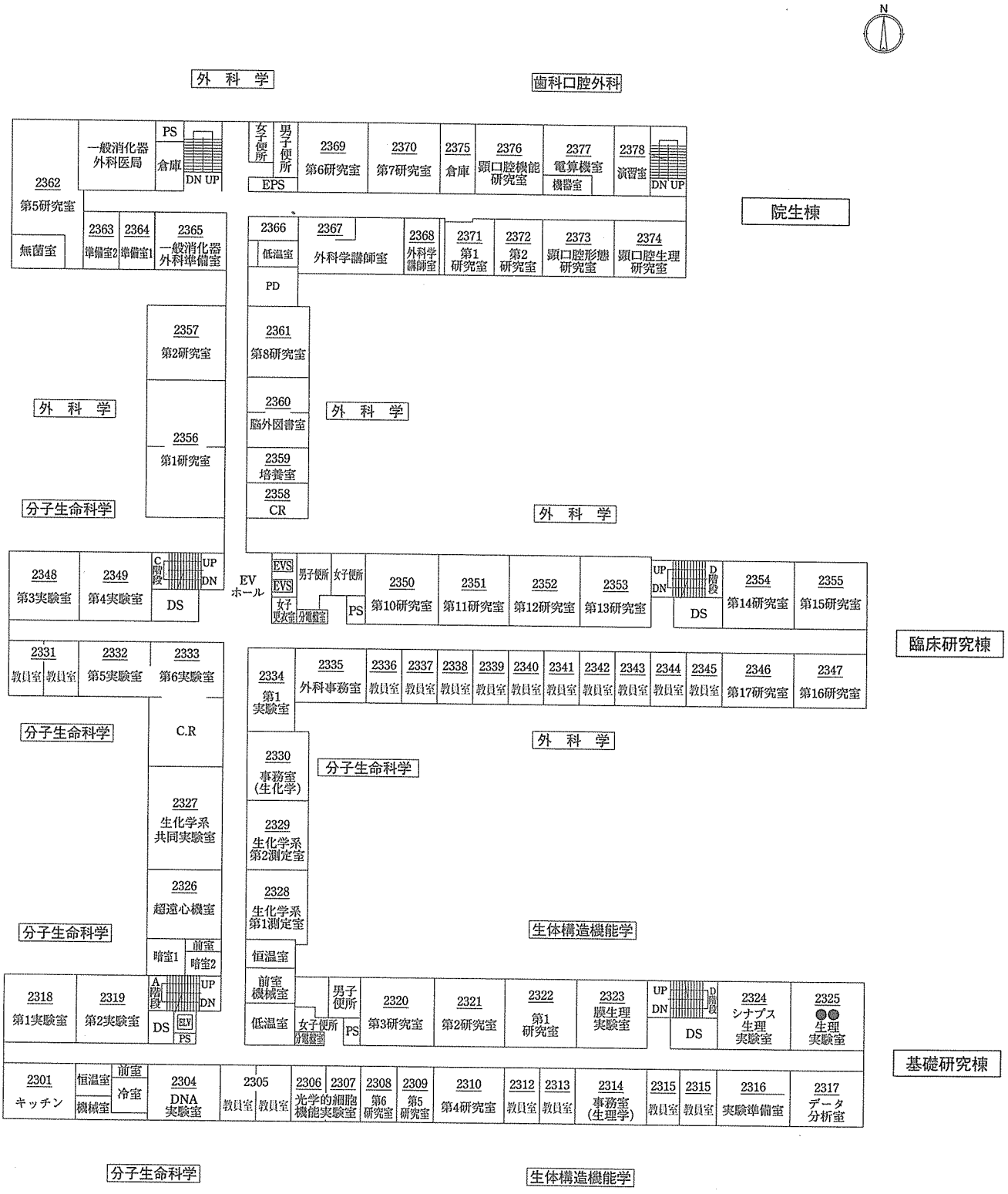
N
外科学
歯科口腔外科
2362 第5研究室
一般消化器外科医局
PS
倉庫
DN UP
女子便所
男子便所
EPS
2369 第6研究室
2370 第7研究室
2375 倉庫
2376 顎口腔機能研究室
2377 電算機室
機器室
2378 演習室
DN UP
院生棟
無菌室
2363 準備室2
2364 準備室1
2365 一般消化器外科準備室
2366 低温室
PD
2367 外科学講師室
2368 外科学講師室
2371 第1研究室
2372 第2研究室
2373 顎口腔形態研究室
2374 顎口腔生理研究室
2357 第2研究室
2361 第8研究室
外科学
2360 脳外図書室
外科学
2356 第1研究室
2359 培養室
2358 CR
分子生命科学
外科学
2348 第3実験室
2349 第4実験室
C階段
UP
DN
DS
EV ホール
EVS
EVS
男子便所
女子便所
女子更衣室
分電盤室
PS
2350 第10研究室
2351 第11研究室
2352 第12研究室
2353 第13研究室
UP
DN
D階段
DS
2354 第14研究室
2355 第15研究室
臨床研究棟
2331 教員室
2332 教員室
2333 第5実験室
第6実験室
2334 第1実験室
2335 外科事務室
2336 教員室
2337 教員室
2338 教員室
2339 教員室
2340 教員室
2341 教員室
2342 教員室
2343 教員室
2344 教員室
2345 教員室
2346 第17研究室
2347 第16研究室
分子生命科学
C.R
外科学
2330 事務室(生化学)
分子生命科学
2327 生化学系共同実験室
2329 生化学系第2測定室
2326 超遠心機室
2328 生化学系第1測定室
分子生命科学
暗室1
前室
暗室2
恒温室
生体構造機能学
2318 第1実験室
2319 第2実験室
A階段
UP
DN
DS
ELV
PS
前室機械室
低温室
男子便所
女子便所
分電盤室
PS
2320 第3研究室
2321 第2研究室
2322 第1研究室
2323 膜生理実験室
UP
DN
D階段
DS
2324 シナプス生理実験室
2325 生理実験室
基礎研究棟
2301 キッチン
恒温室
機械室
前室
冷室
2304 DNA実験室
2305 教員室
教員室
2306 光学的機能実験室
2307 細胞
2308 第6研究室
2309 第5研究室
2310 第4研究室
2312 教員室
2313 教員室
2314 事務室(生理学)
2315 教員室
2315 教員室
2316 実験準備室
2317 データ分析室
分子生命科学
生体構造機能学

3 階

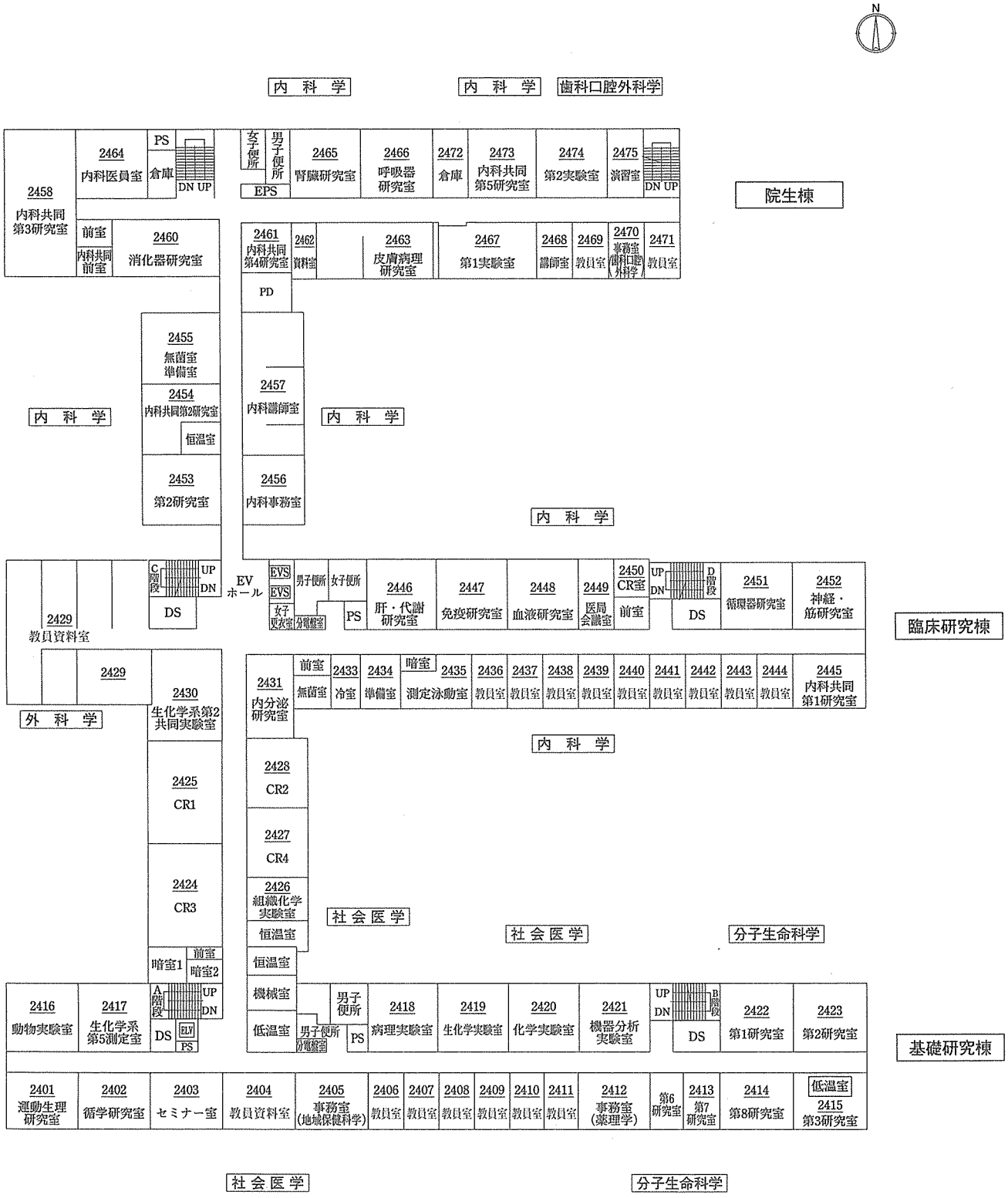
N
内科学
内科学
歯科口腔外科学
2458 内科共同第3研究室
2464 内科医員室
PS
倉庫
DN UP
女子便所
男子便所
EPS
2465 腎臓研究室
2466 呼吸器研究室
2472 倉庫
2473 内科共同第5研究室
2474 第2実験室
2475 演習室
DN UP
院生棟
前室
内科共同前室
2460 消化器研究室
2461 内科共同第4研究室
2462 資料室
2463 皮膚病理研究室
2467 第1実験室
2468 講師室
2469 教員室
2470 事務室 歯科口腔外科学
2471 教員室
PD
2455 無菌室準備室
2454 内科共同第2研究室
恒温室
2453 第2研究室
2457 内科講師室
2456 内科事務室
内科学
内科学
内科学
2429 教員資料室
C階段 UP DN
DS
EV ホール
EVS
EVS
女子更衣室
男子便所
女子便所
分電盤室
PS
2446 肝・代謝研究室
2447 免疫研究室
2448 血液研究室
2449 医局会議室
2450 CR室
前室
UP DN
D階段
DS
2451 循環器研究室
2452 神経・筋研究室
臨床研究棟
2429
2430 生化学系第2共同実験室
外科学
2431 内分泌研究室
前室
無菌室
2433 冷室
2434 準備室
暗室
測定泳動室
2435 教員室
2436 教員室
2437 教員室
2438 教員室
2439 教員室
2440 教員室
2441 教員室
2442 教員室
2443 教員室
2444 教員室
2445 内科共同第1研究室
内科学
2428 CR2
2425 CR1
2427 CR4
2424 CR3
2426 組織化学実験室
恒温室
社会医学
社会医学
分子生命科学
暗室1
前室
暗室2
恒温室
機械室
低温室
A階段 UP DN
DS
ELV
PS
男子便所
分電盤室
PS
2416 動物実験室
2417 生化学系第5測定室
2418 病理実験室
2419 生化学実験室
2420 化学実験室
2421 機器分析実験室
UP DN
B階段
DS
2422 第1研究室
2423 第2研究室
基礎研究棟
2401 運動生理研究室
2402 循学研究室
2403 セミナー室
2404 教員資料室
2405 事務室(地域保健科学)
2406 教員室
2407 教員室
2408 教員室
2409 教員室
2410 教員室
2411 教員室
2412 事務室(薬理学)
第6研究室
2413 第7研究室
2414 第8研究室
低温室
2415 第3研究室
社会医学
分子生命科学

4 階

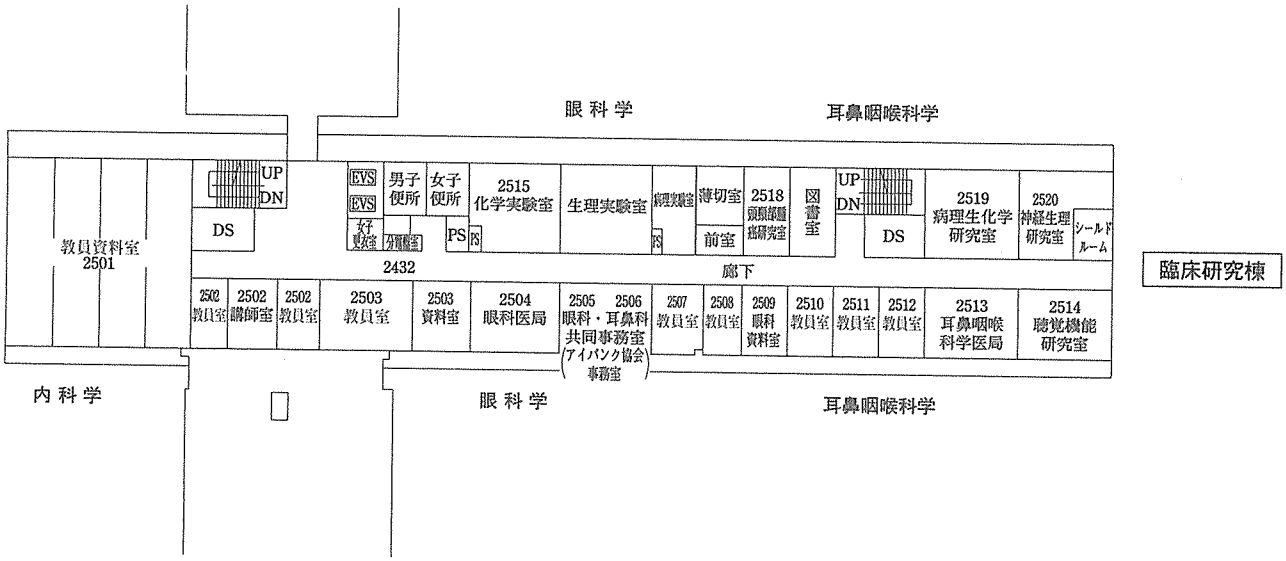
眼科学
耳鼻咽喉科学
教員資料室
2501
UP
DN
DS
EVS
EVS
男子便所
女子便所
2515
化学実験室
生理実験室
病理実験室
PS
PS
薄切室
前室
2518
頭頸部腫瘍研究室
図書室
UP
DN
DS
2519
病理生化学研究室
2520
神経生理研究室
シールド
ルーム
2432
廊下
2501
教員室
2502
講師室
2502
教員室
2503
教員室
2503
資料室
2504
眼科医局
2505 2506
眼科・耳鼻科
共同事務室
(アイバンク協会
事務室)
2507
教員室
2508
教員室
2509
眼科
資料室
2510
教員室
2511
教員室
2512
教員室
2513
耳鼻咽喉
科学医局
2514
聴覚機能
研究室
内科学
眼科学
耳鼻咽喉科学
臨床研究棟

5 階

校舎講義棟平面図

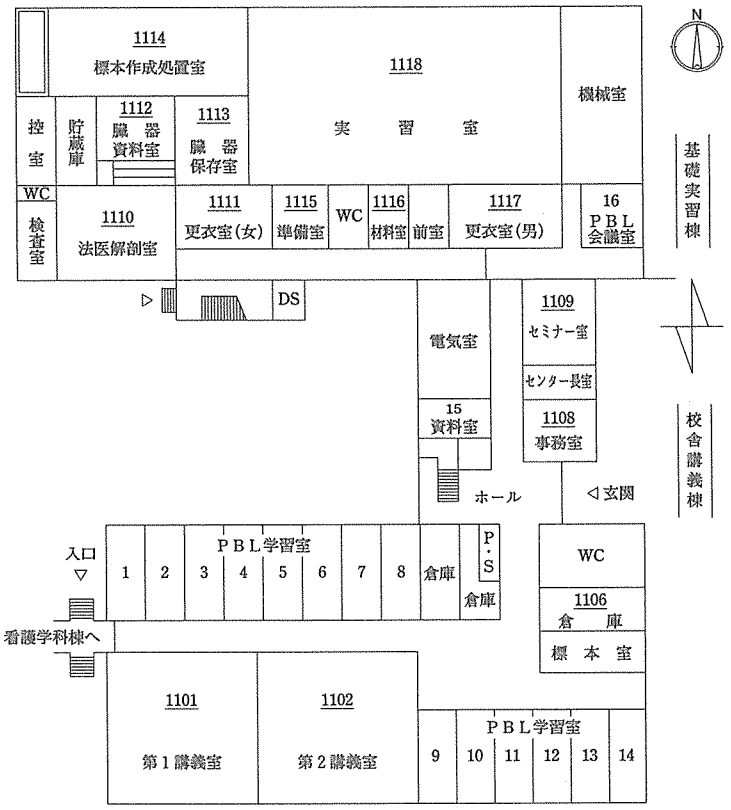

1　階

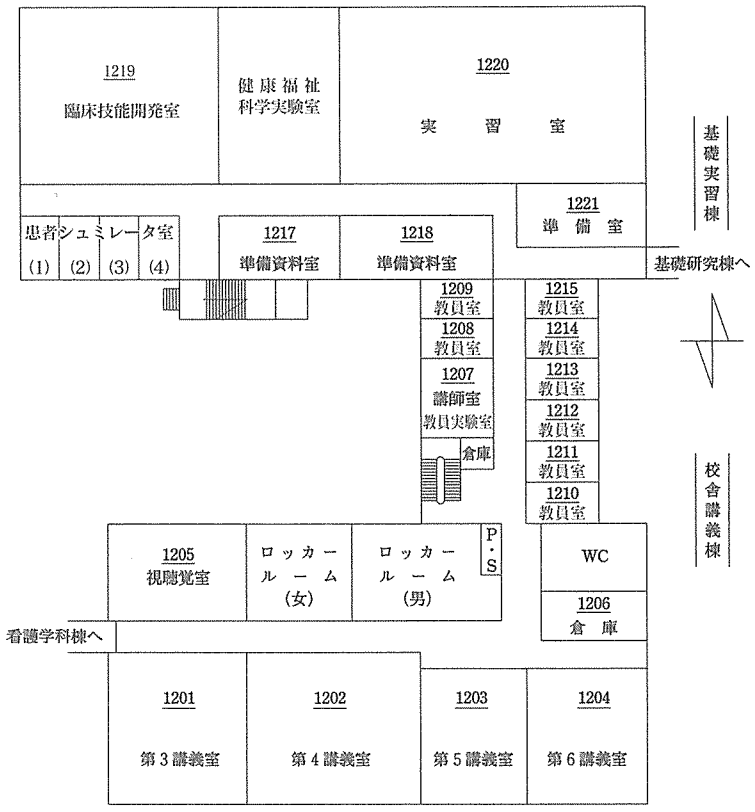

2　階

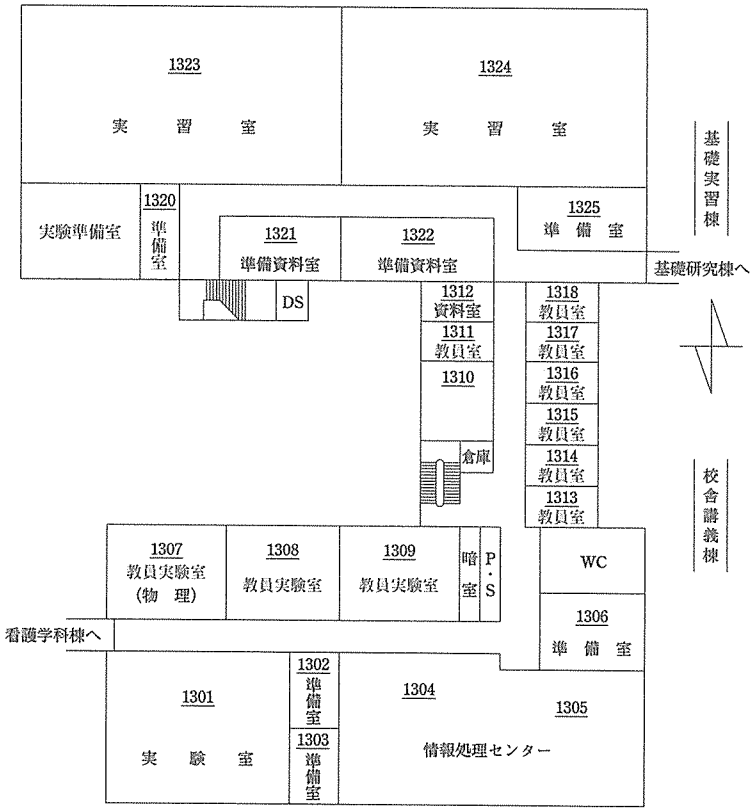
1323
実　習　室
1324
実　習　室
基礎実習棟
実験準備室
1320
準備室
1321
準備資料室
1322
準備資料室
1325
準　備　室
基礎研究棟へ
DS
1312
資料室
1311
教員室
1310
倉庫
1318
教員室
1317
教員室
1316
教員室
1315
教員室
1314
教員室
1313
教員室
校舎講義棟
1307
教員実験室
（物　理）
1308
教員実験室
1309
教員実験室
暗室
P・S
WC
1306
準　備　室
看護学科棟へ
1301
実　験　室
1302
準備室
1303
準備室
1304
情報処理センター
1305

3　階

看護学科棟平面図

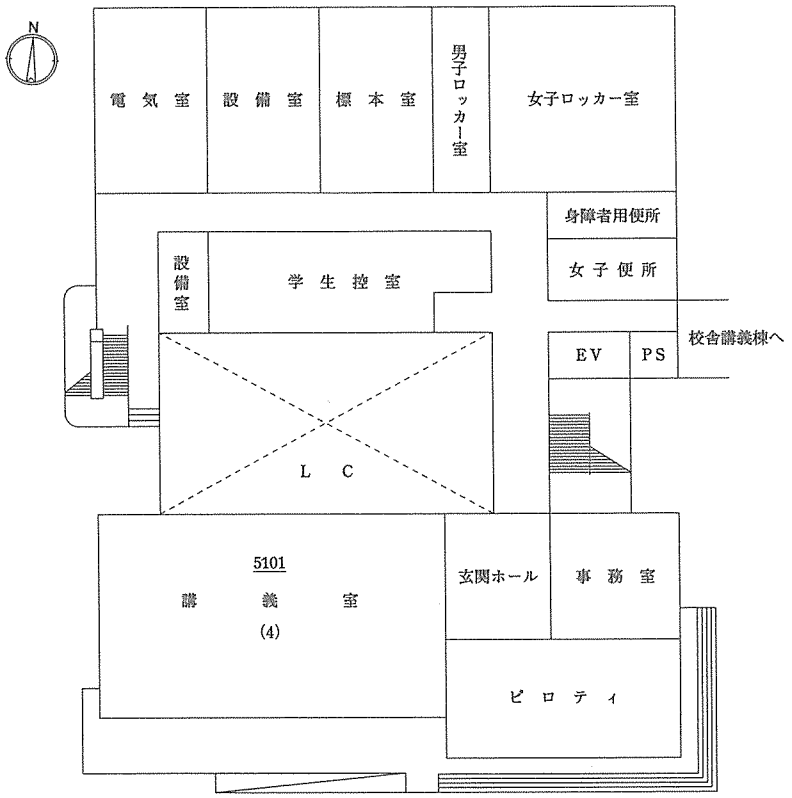

1 階

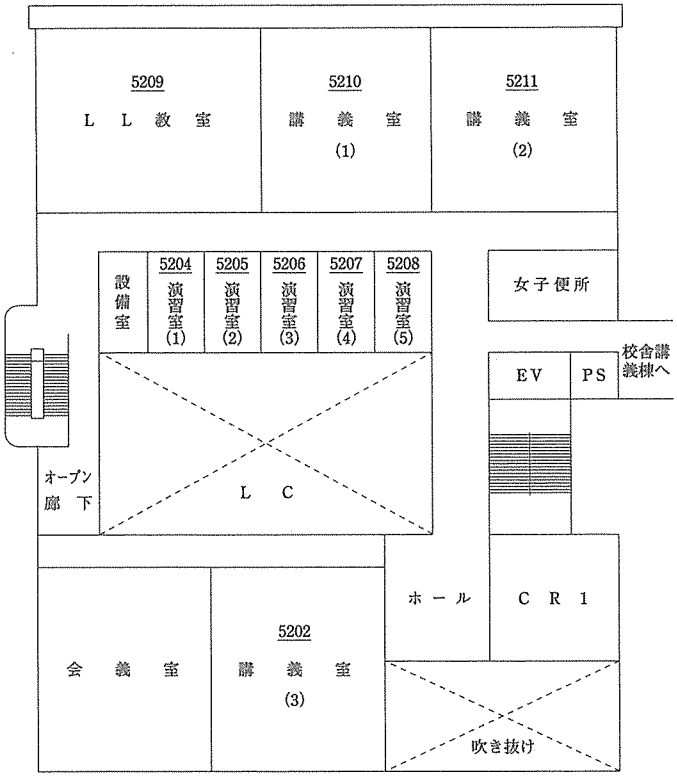

2 階

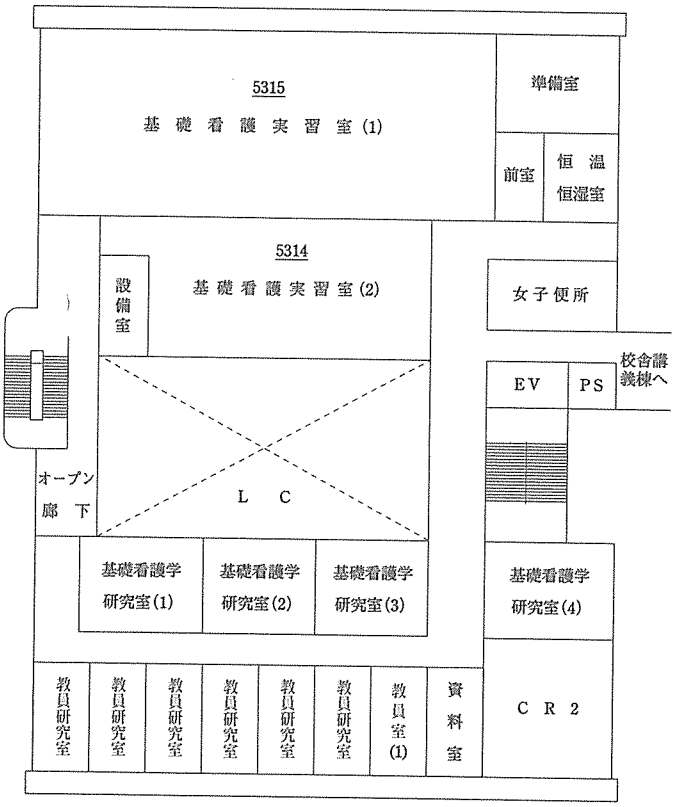
5315
基礎看護実習室(1)
準備室
前室
恒温
恒湿室
5314
基礎看護実習室(2)
設備室
女子便所
校舎講義棟へ
EV
PS
オープン廊下
L C
基礎看護学研究室(1)
基礎看護学研究室(2)
基礎看護学研究室(3)
基礎看護学研究室(4)
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員室(1)
資料室
C R 2

3 階

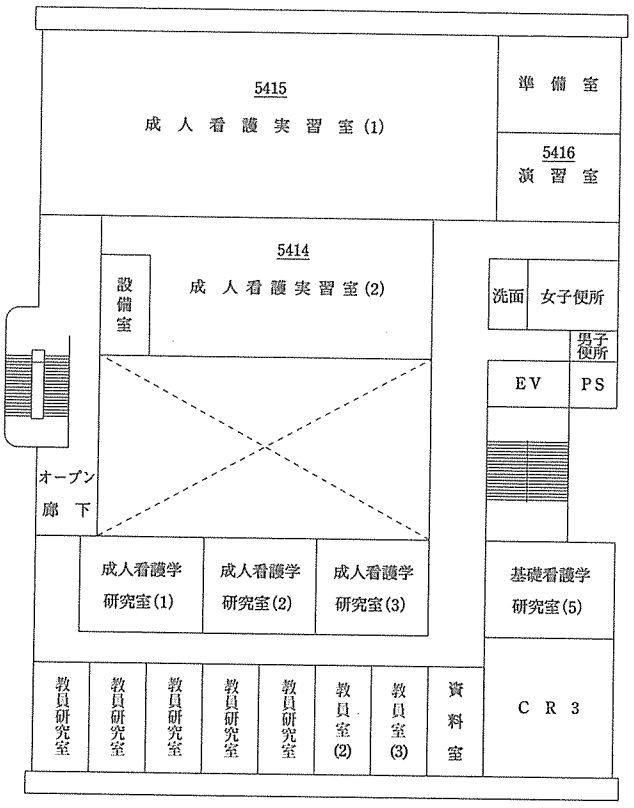
5415
成人看護実習室(1)
準備室
5416
演習室
5414
成人看護実習室(2)
設備室
洗面
女子便所
男子便所
EV
PS
オープン廊下
成人看護学研究室(1)
成人看護学研究室(2)
成人看護学研究室(3)
基礎看護学研究室(5)
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員室(2)
教員室(3)
資料室
C R 3

4 階

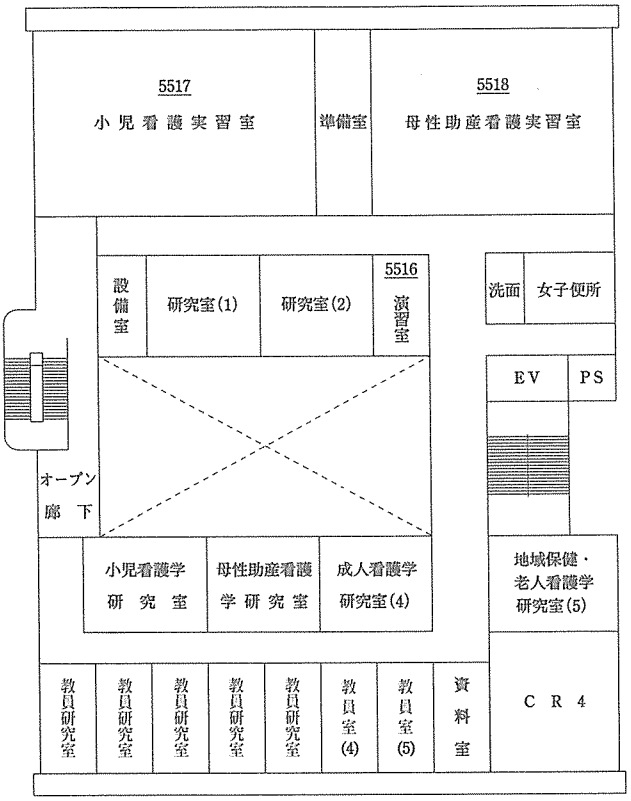
5517
小児看護実習室
準備室
5518
母性助産看護実習室
設備室
研究室(1)
研究室(2)
5516
演習室
洗面
女子便所
EV
PS
オープン
廊下
小児看護学
研究室
母性助産看護
学研究室
成人看護学
研究室(4)
地域保健・
老人看護学
研究室(5)
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員室
(4)
教員室
(5)
資料室
CR4

5 階

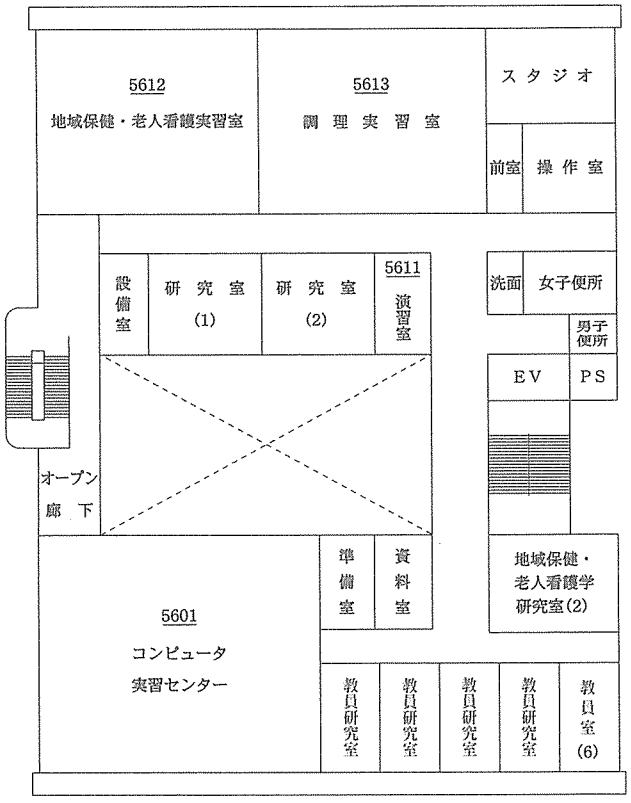
5612
地域保健・老人看護実習室
5613
調理実習室
スタジオ
前室
操作室
設備室
研究室
(1)
研究室
(2)
5611
演習室
洗面
女子便所
男子
便所
EV
PS
オープン
廊下
5601
コンピュータ
実習センター
準備室
資料室
地域保健・
老人看護学
研究室(2)
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員研究室
教員室
(6)

6 階

臨床講堂平面図

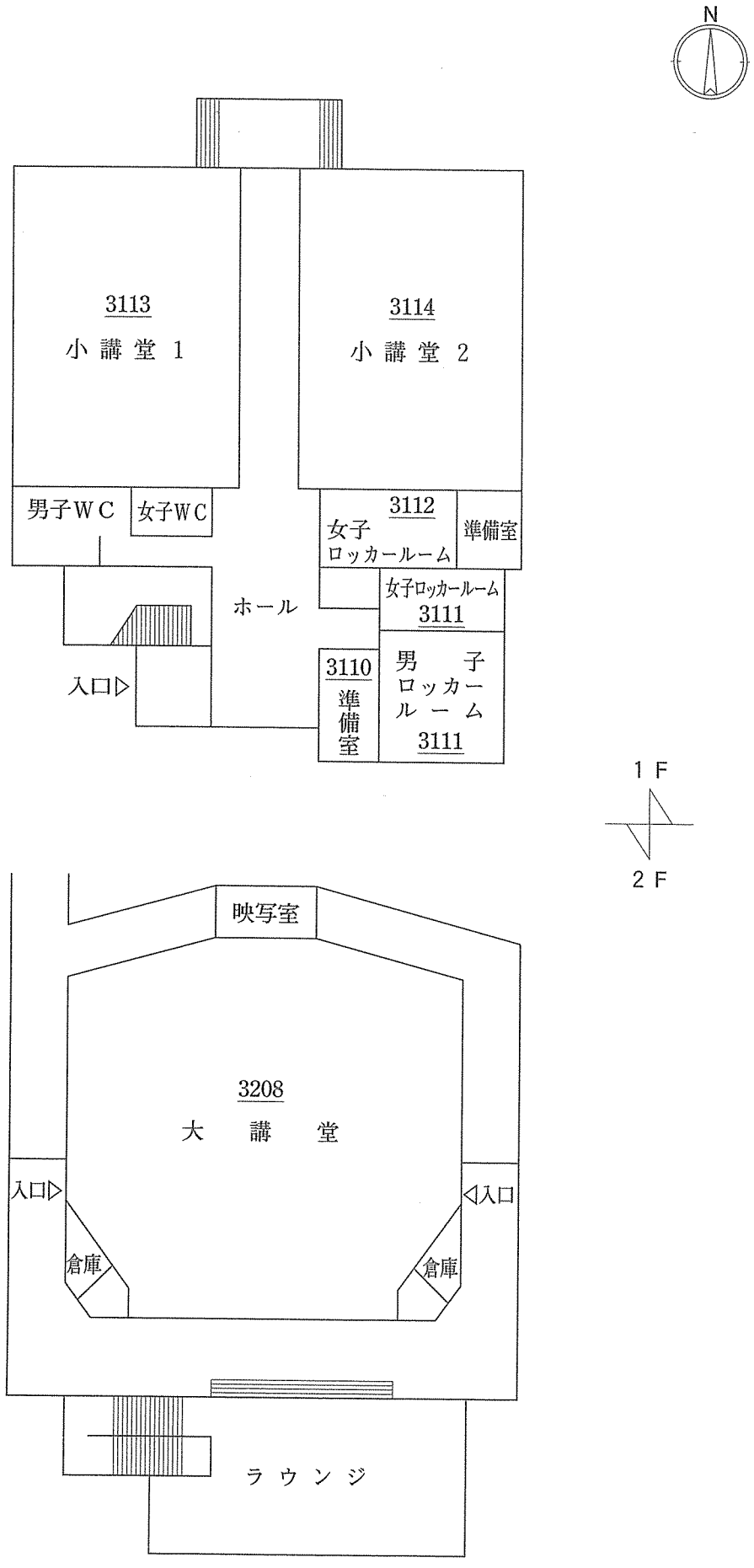
N
3113
小講堂1
3114
小講堂2
男子WC
女子WC
3112
女子
ロッカールーム
準備室
ホール
女子ロッカールーム
3111
入口▷
3110
準備室
男子
ロッカー
ルーム
3111
1F
2F
映写室
3208
大講堂
入口▷
◁入口
倉庫
倉庫
ラウンジ

医学部会館平面図

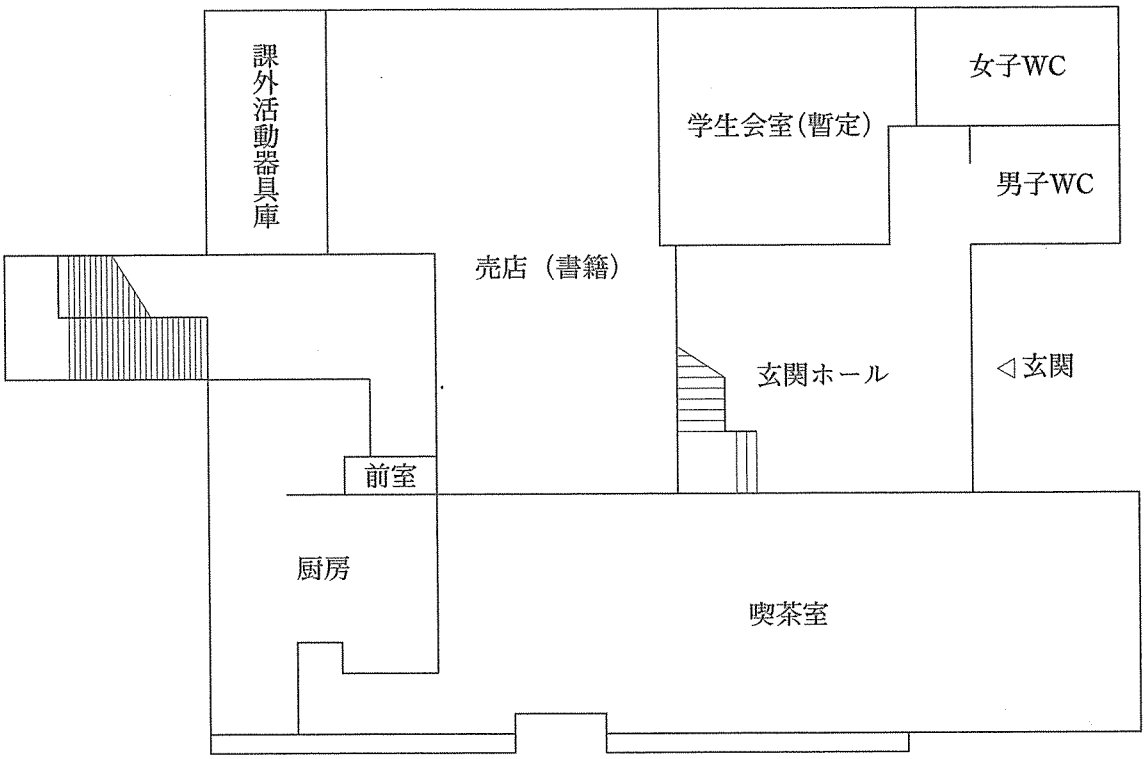
課外活動器具庫
売店（書籍）
学生会室(暫定)
女子WC
男子WC
玄関ホール
◁玄関
前室
厨房
喫茶室

N

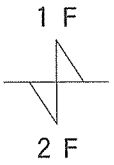
1 F
2 F

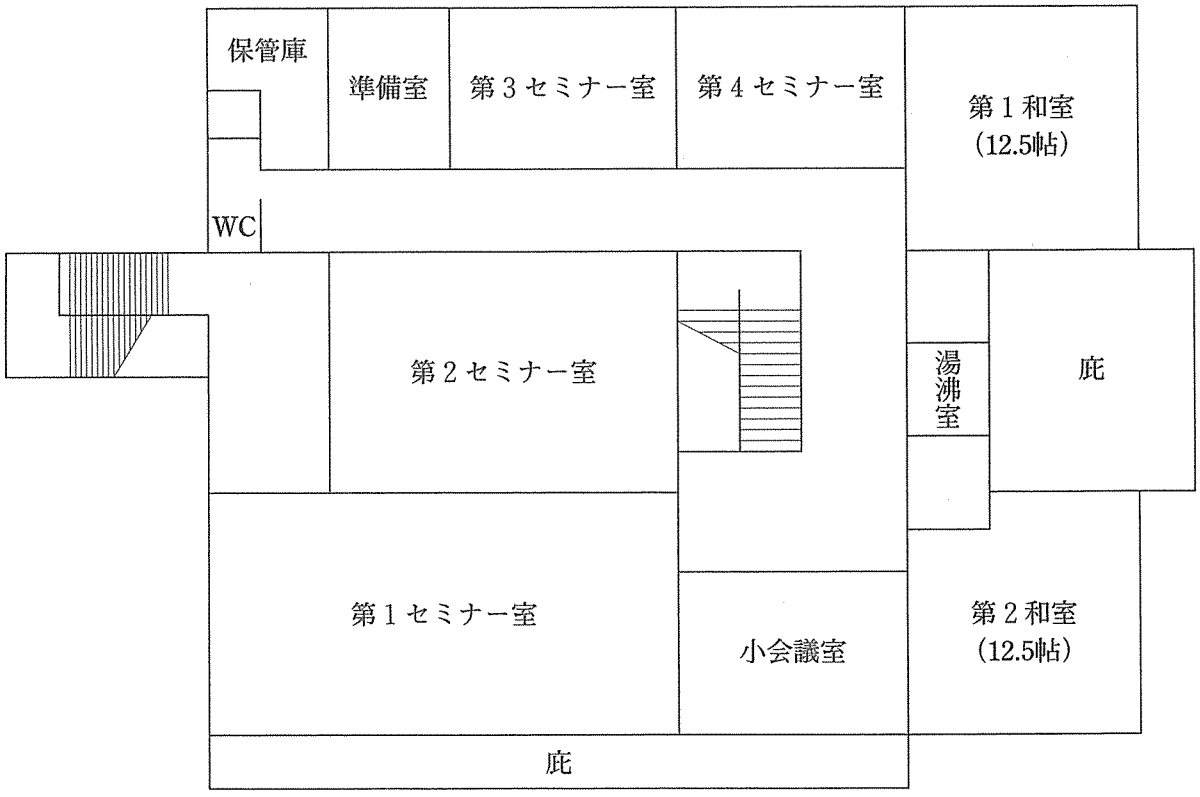
保管庫
準備室
第３セミナー室
第４セミナー室
第１和室
(12.5帖)
WC
第２セミナー室
湯沸室
庇
第１セミナー室
小会議室
第２和室
(12.5帖)
庇

附属病院各診療科等配置図

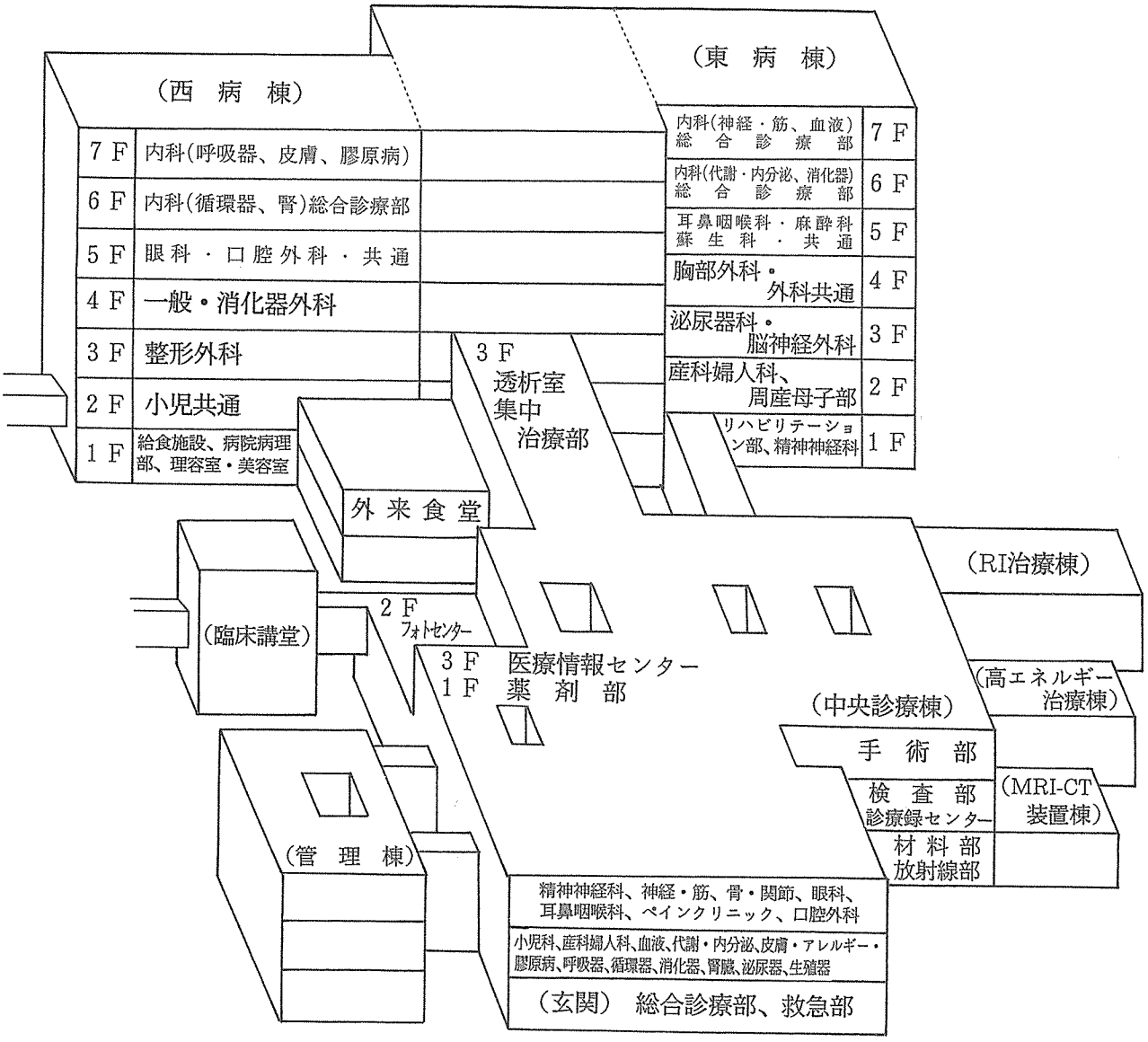

体育館、格技体育館及びトレーニングマシン室平面図

体育館平面図

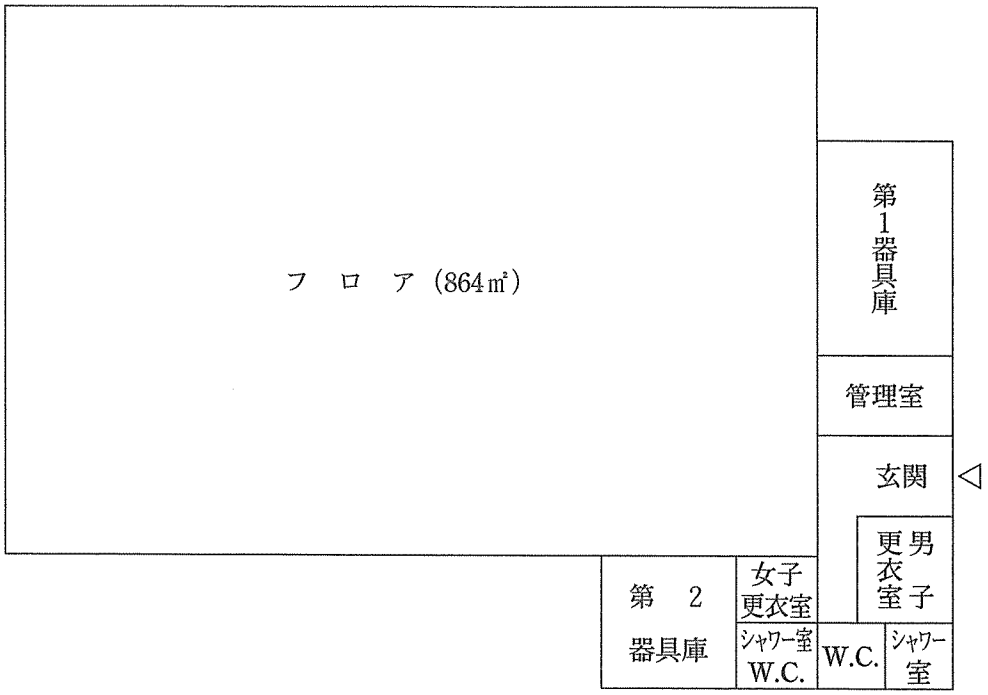

格技体育館及びトレーニングマシン室平面図

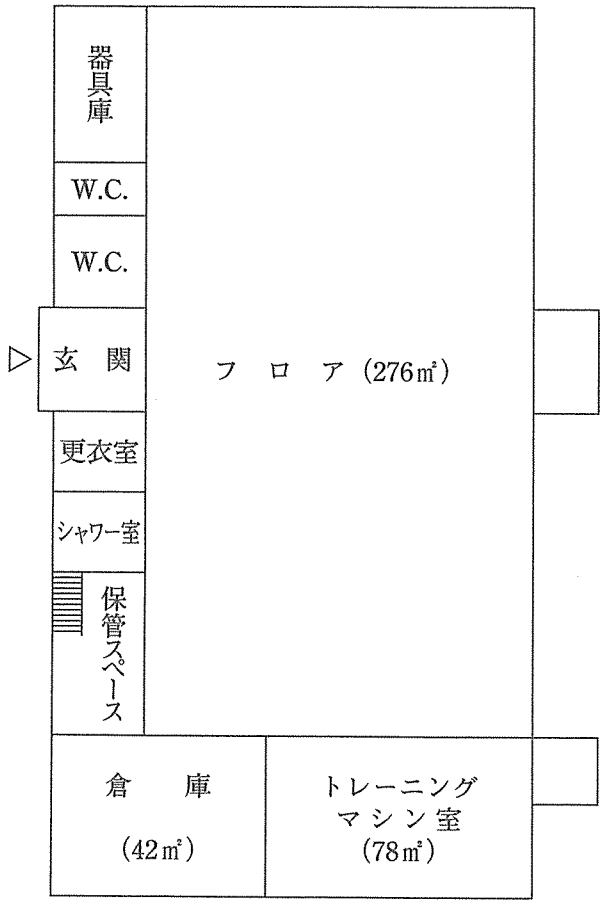

課外活動共用施設平面図

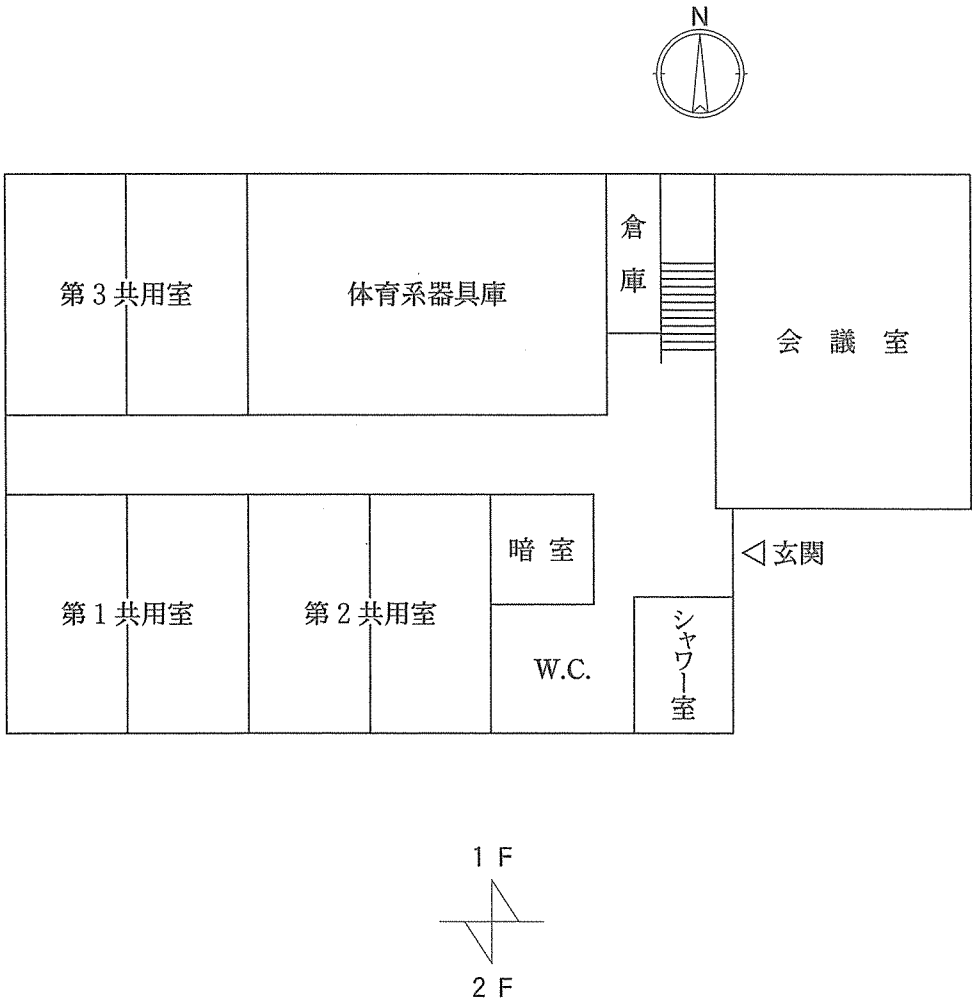

水泳プール平面図

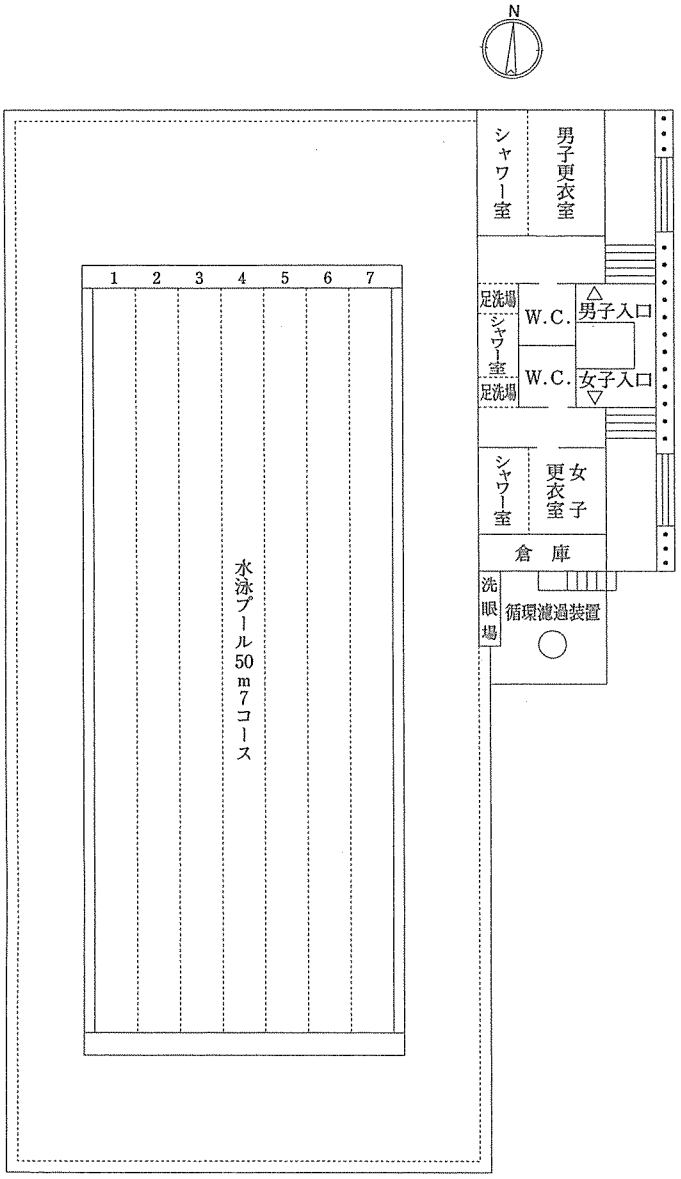

弓道場平面図

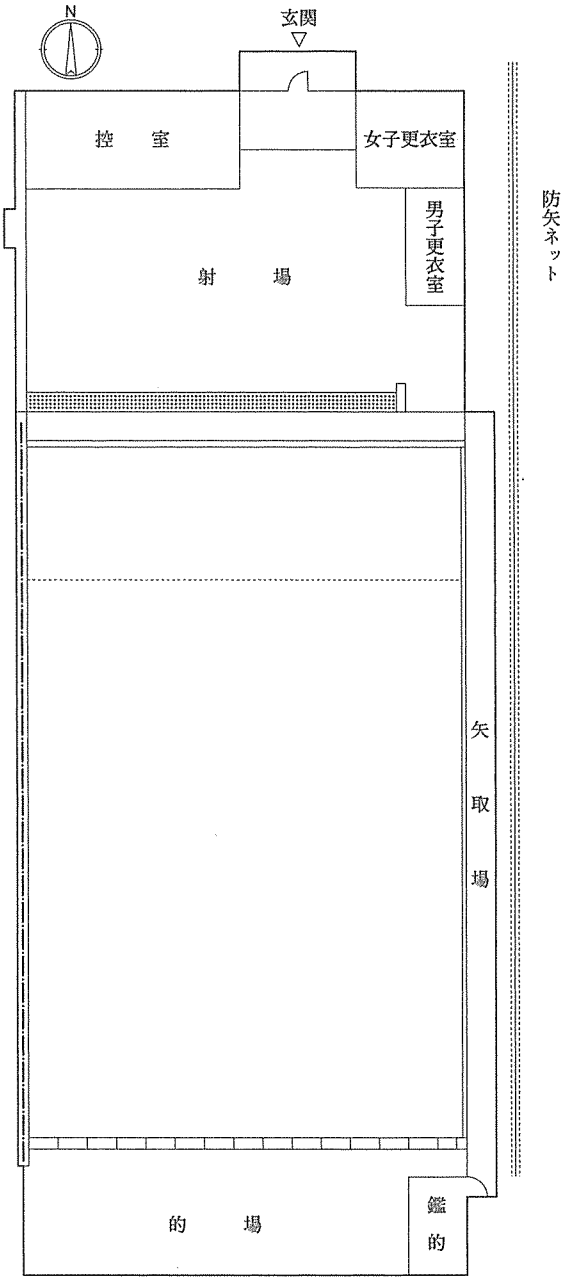

附属図書館医学分館平面図

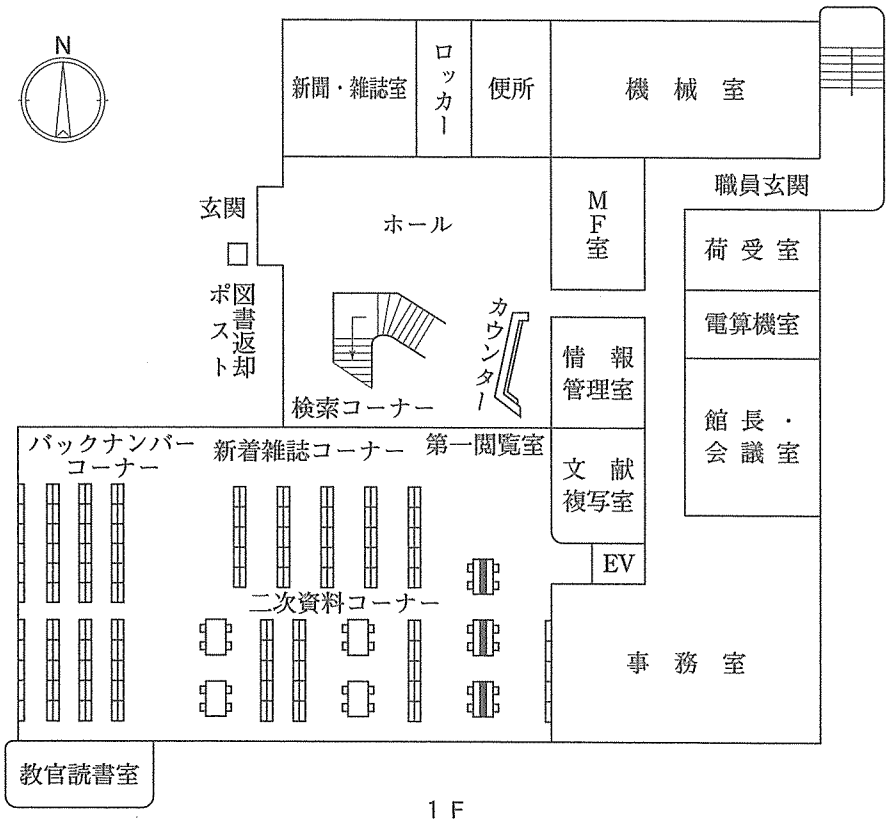

理工学部建物配置図

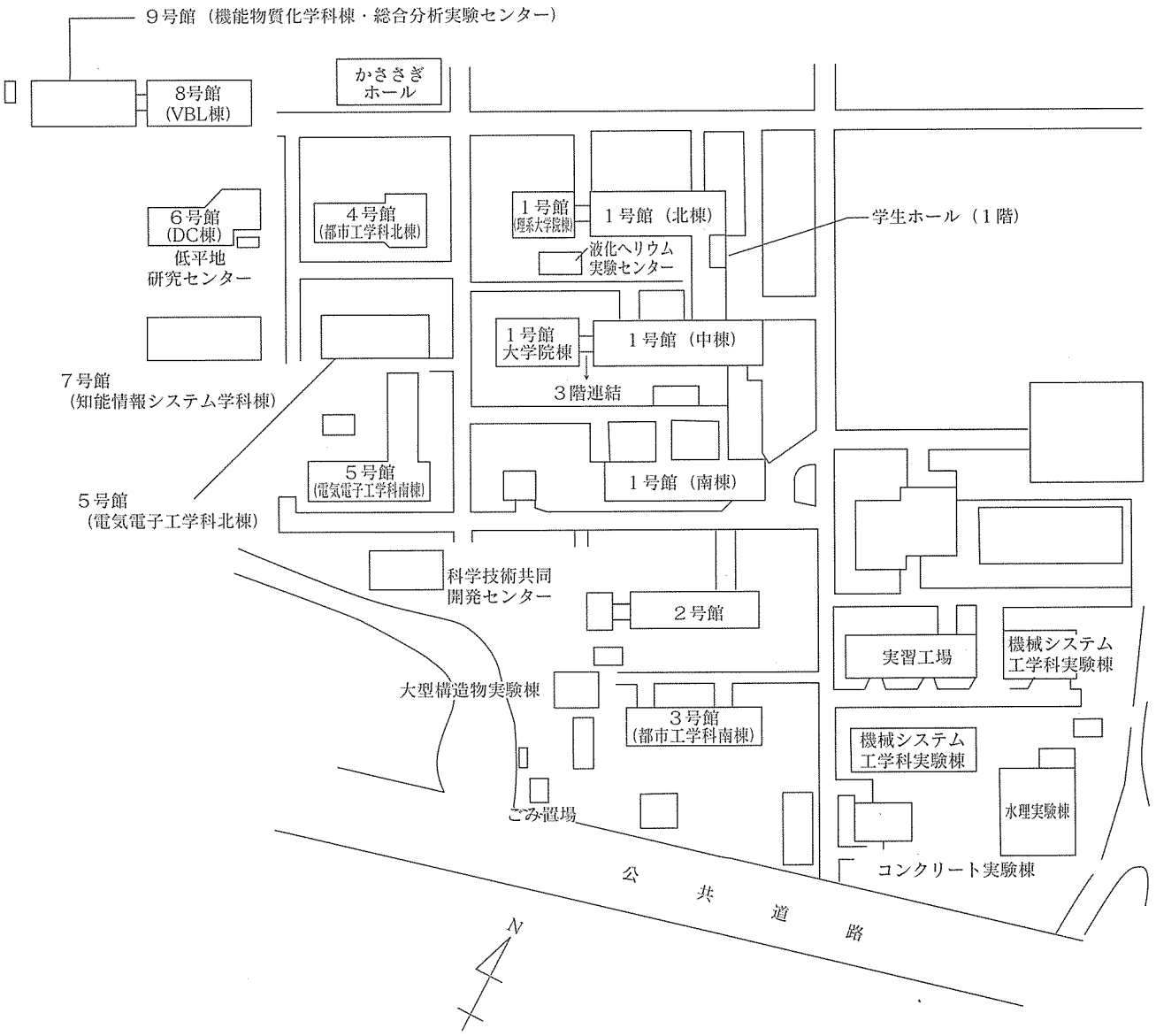
９号館（機能物質化学科棟・総合分析実験センター）
8号館
(VBL棟)
かささぎ
ホール
６号館
(DC棟)
低平地
研究センター
４号館
(都市工学科北棟)
１号館
理系大学院棟
１号館（北棟）
液化ヘリウム
実験センター
学生ホール（１階）
１号館
大学院棟
１号館（中棟）
３階連結
７号館
(知能情報システム学科棟)
５号館
(電気電子工学科南棟)
１号館（南棟）
５号館
(電気電子工学科北棟)
科学技術共同
開発センター
２号館
実習工場
機械システム
工学科実験棟
大型構造物実験棟
３号館
(都市工学科南棟)
機械システム
工学科実験棟
水理実験棟
ごみ置場
コンクリート実験棟
公　共　道　路
N

1号館（本館）

1号館

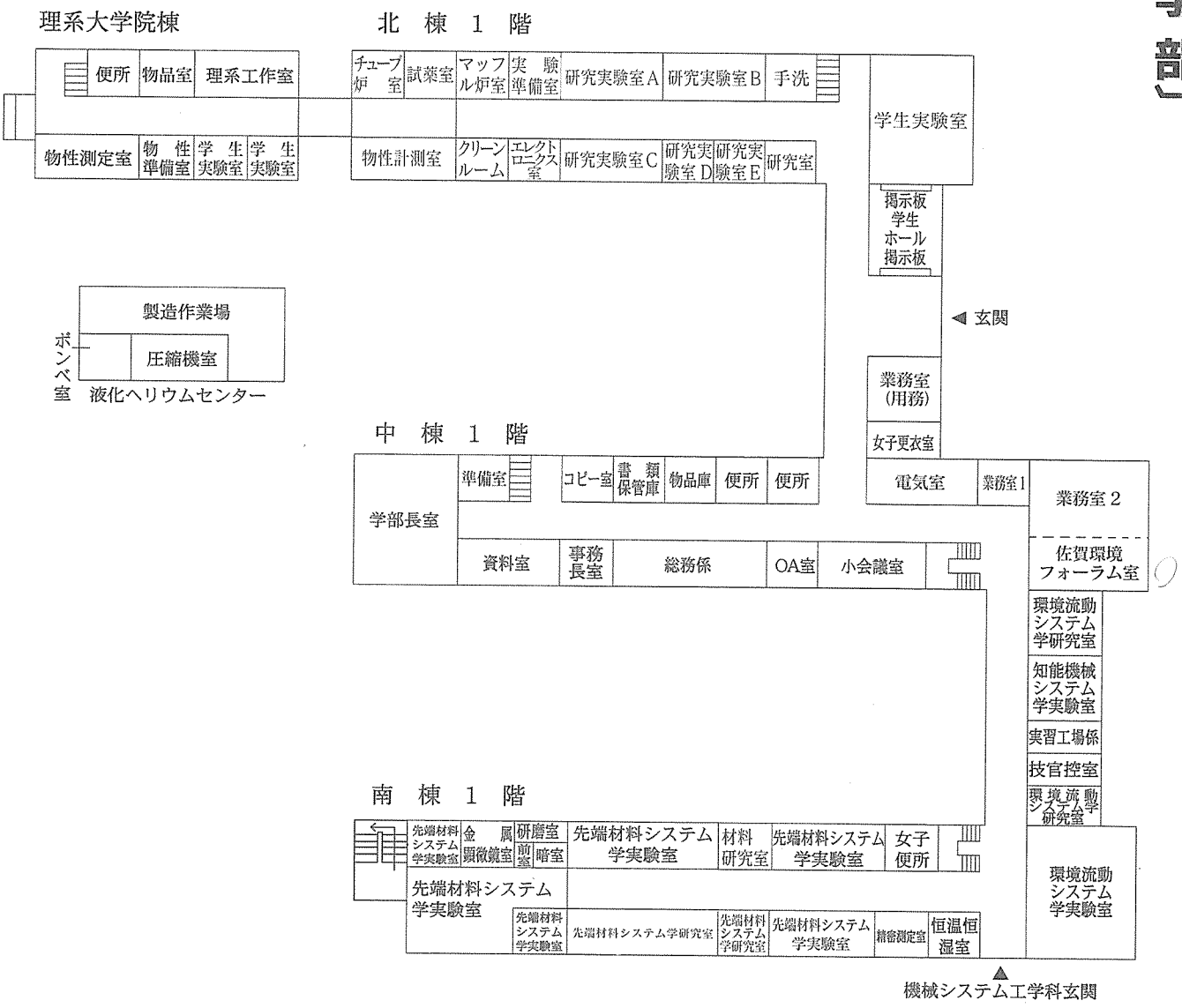
理系大学院棟
北　棟　1　階
便所
物品室
理系工作室
チューブ炉室
試薬室
マッフル炉室
実験準備室
研究実験室A
研究実験室B
手洗
学生実験室
物性測定室
物性準備室
学生実験室
学生実験室
物性計測室
クリーンルーム
エレクトロニクス室
研究実験室C
研究実験室D
研究実験室E
研究室
掲示板
学生ホール掲示板
◀ 玄関
製造作業場
ボンベ室
圧縮機室
液化ヘリウムセンター
業務室（用務）
女子更衣室
中　棟　1　階
学部長室
準備室
コピー室
書類保管庫
物品庫
便所
便所
電気室
業務室1
業務室2
佐賀環境フォーラム室
資料室
事務長室
総務係
OA室
小会議室
環境流動システム学研究室
知能機械システム学実験室
実習工場係
技官控室
環境流動システム学研究室
南　棟　1　階
先端材料システム学実験室
金属顕微鏡室
研磨室
前室
暗室
先端材料システム学実験室
材料研究室
先端材料システム学実験室
女子便所
先端材料システム学実験室
先端材料システム学実験室
先端材料システム学研究室
先端材料システム学研究室
先端材料システム学実験室
精密測定室
恒温恒湿室
環境流動システム学実験室
▲
機械システム工学科玄関

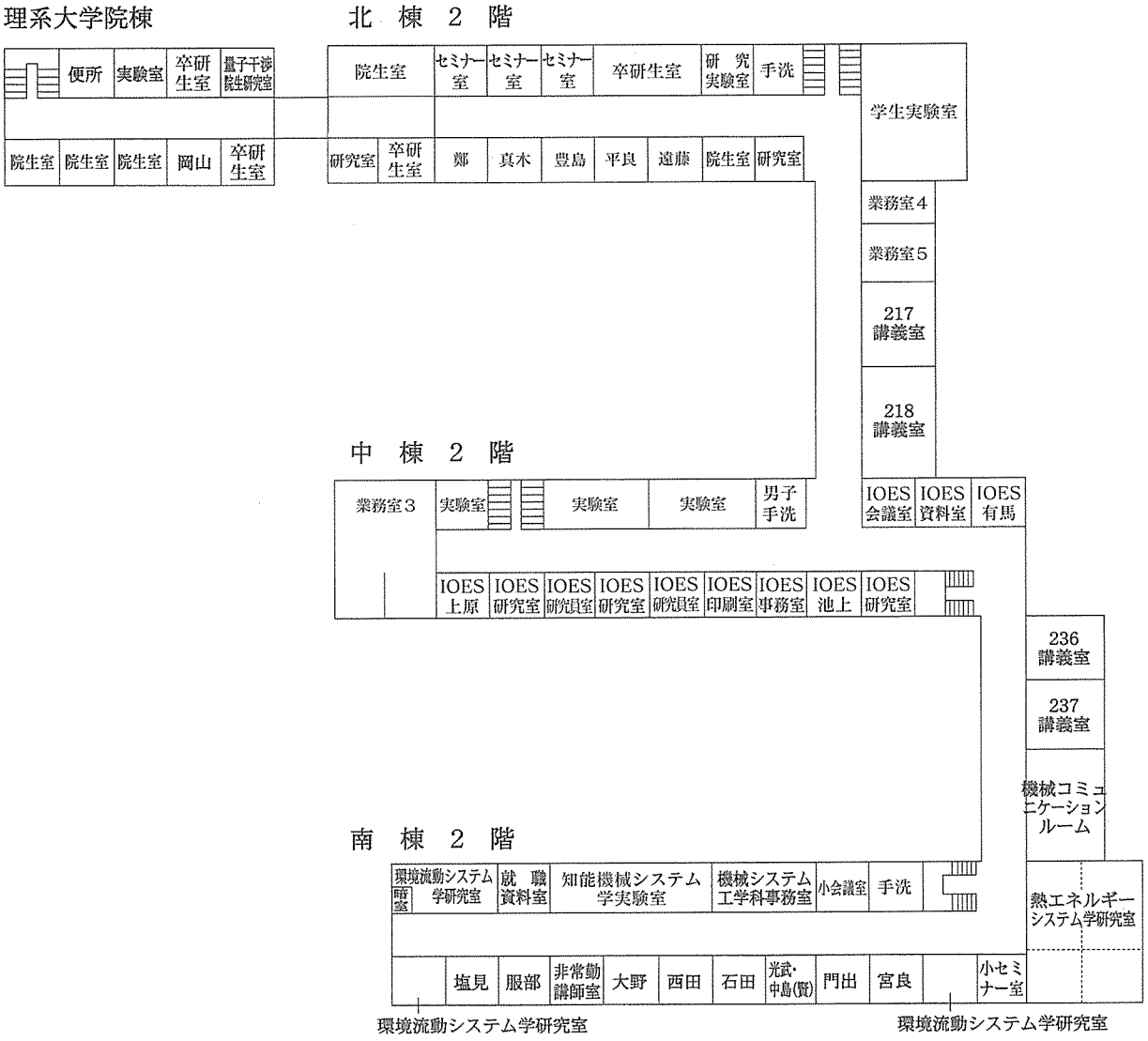
理系大学院棟
便所
実験室
卒研生室
量子干渉院生研究室
院生室
院生室
院生室
岡山
卒研生室
北 棟 2 階
院生室
セミナー室
セミナー室
セミナー室
卒研生室
研究実験室
手洗
研究室
卒研生室
鄭
真木
豊島
平良
遠藤
院生室
研究室
学生実験室
業務室4
業務室5
217講義室
218講義室
中 棟 2 階
業務室3
実験室
実験室
実験室
男子手洗
IOES会議室
IOES資料室
IOES有馬
IOES上原
IOES研究室
IOES研究員室
IOES研究室
IOES研究員室
IOES印刷室
IOES事務室
IOES池上
IOES研究室
236講義室
237講義室
機械コミュニケーションルーム
南 棟 2 階
環境流動システム学研究室
就職資料室
知能機械システム学実験室
機械システム工学科事務室
小会議室
手洗
熱エネルギーシステム学研究室
塩見
服部
非常勤講師室
大野
西田
石田
光武・中島(賢)
門出
宮良
小セミナー室
環境流動システム学研究室
環境流動システム学研究室

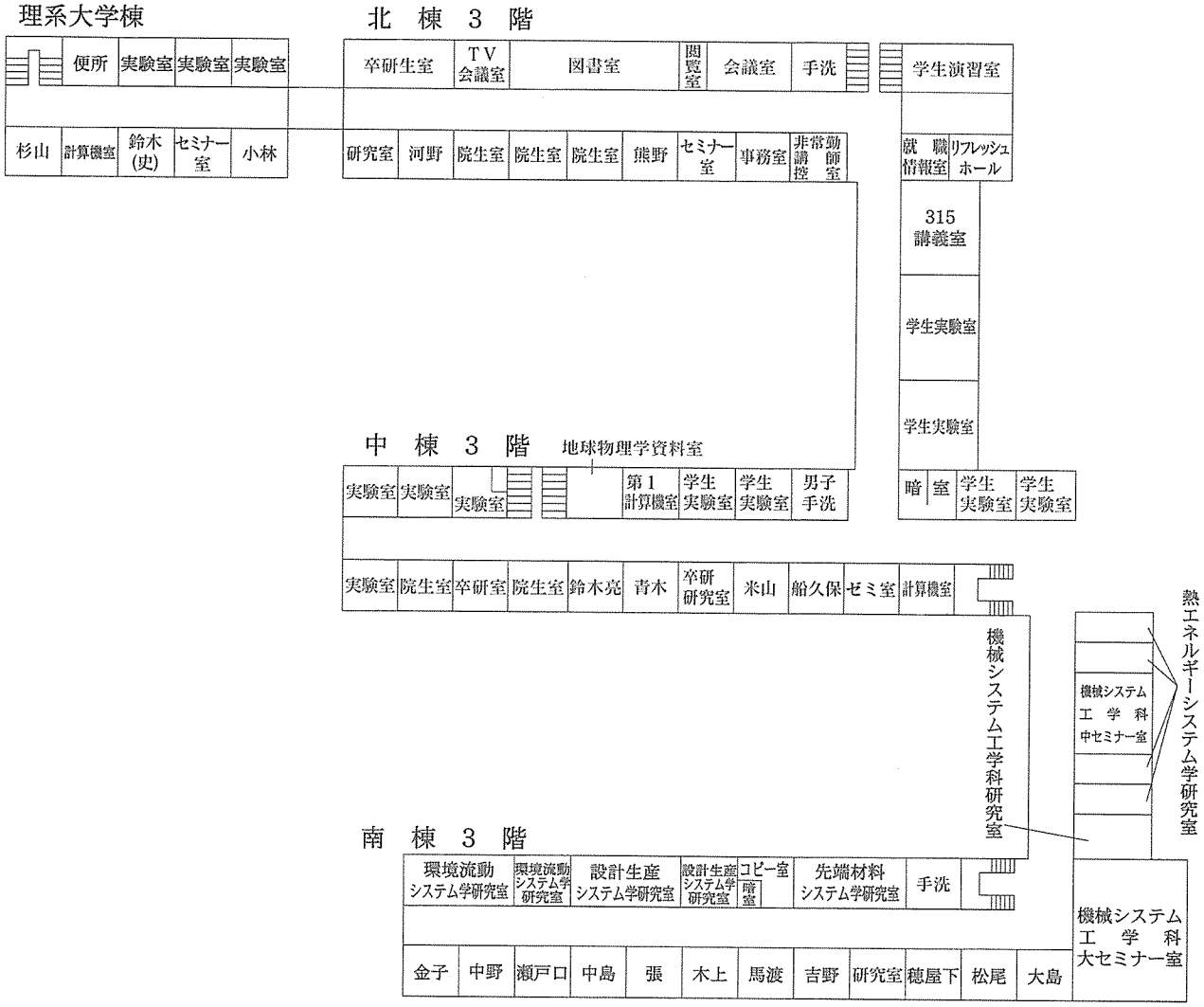
理系大学棟
便所
実験室
実験室
実験室
杉山
計算機室
鈴木(史)
セミナー室
小林
北 棟 3 階
卒研生室
TV会議室
図書室
閲覧室
会議室
手洗
研究室
河野
院生室
院生室
院生室
熊野
セミナー室
事務室
非常勤講師控室
学生演習室
就職情報室
リフレッシュホール
315講義室
学生実験室
学生実験室
暗室
学生実験室
学生実験室
中 棟 3 階
地球物理学資料室
実験室
実験室
実験室
第1計算機室
学生実験室
学生実験室
男子手洗
実験室
院生室
卒研室
院生室
鈴木亮
青木
卒研研究室
米山
船久保
ゼミ室
計算機室
機械システム工学科研究室
熱エネルギーシステム学研究室
機械システム工学科中セミナー室
南 棟 3 階
環境流動システム学研究室
環境流動システム学研究室
設計生産システム学研究室
設計生産システム学研究室
コピー室
暗室
先端材料システム学研究室
手洗
機械システム工学科大セミナー室
金子
中野
瀬戸口
中島
張
木上
馬渡
吉野
研究室
穂屋下
松尾
大島

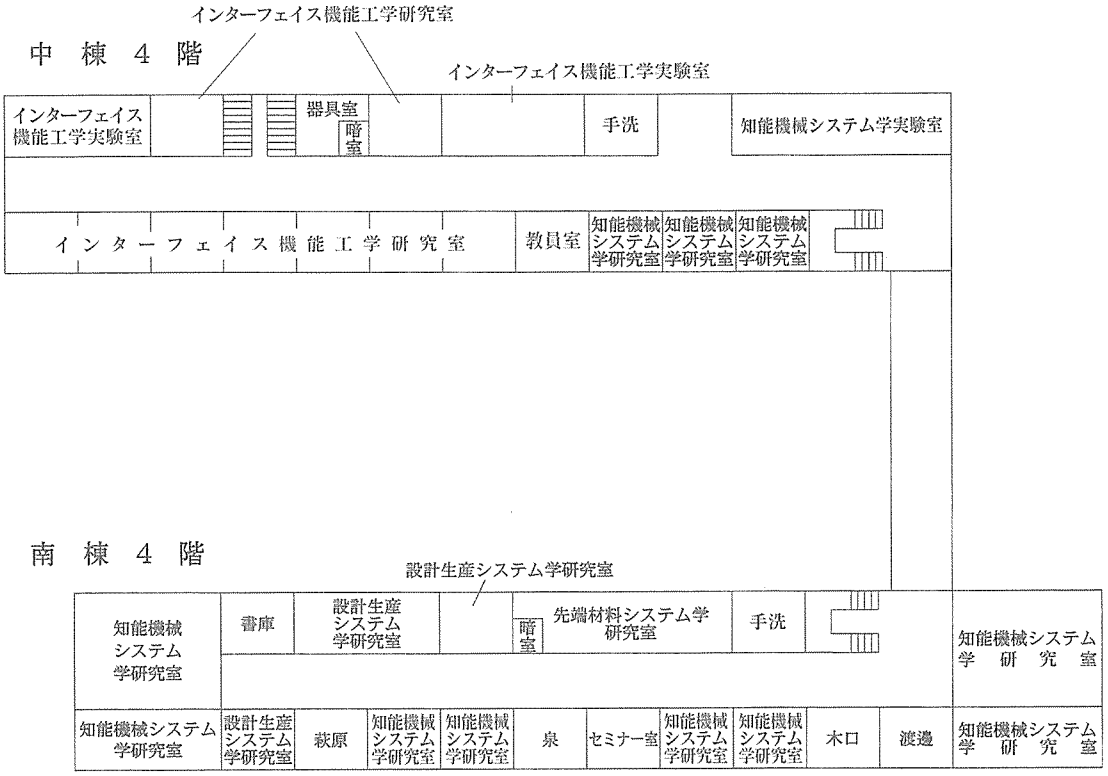
中 棟 4 階
インターフェイス機能工学研究室
インターフェイス機能工学実験室
インターフェイス機能工学実験室
器具室
暗室
手洗
知能機械システム学実験室
インターフェイス機能工学研究室
教員室
知能機械システム学研究室
知能機械システム学研究室
知能機械システム学研究室
南 棟 4 階
設計生産システム学研究室
知能機械システム学研究室
書庫
設計生産システム学研究室
暗室
先端材料システム学研究室
手洗
知能機械システム学研究室
知能機械システム学研究室
設計生産システム学研究室
萩原
知能機械システム学研究室
知能機械システム学研究室
泉
セミナー室
知能機械システム学研究室
知能機械システム学研究室
木口
渡邊
知能機械システム学研究室

大学院棟

1階

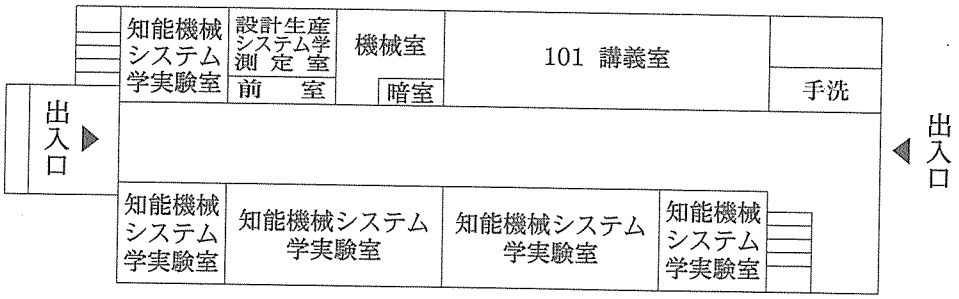

2階

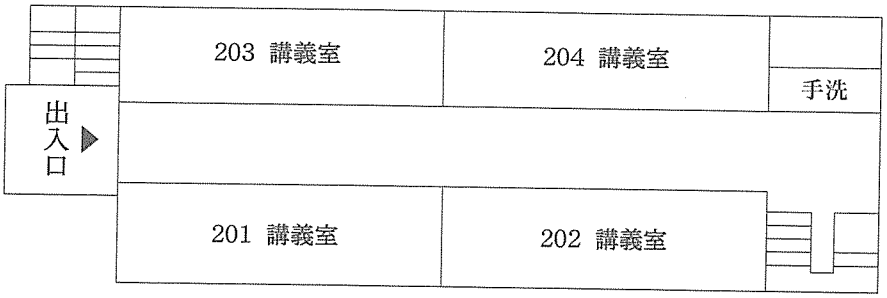

3階

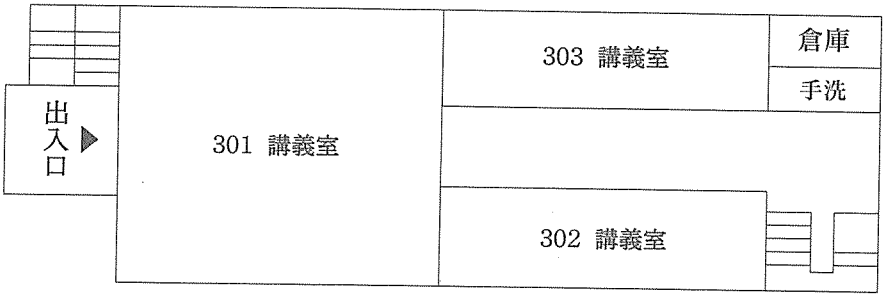

4階

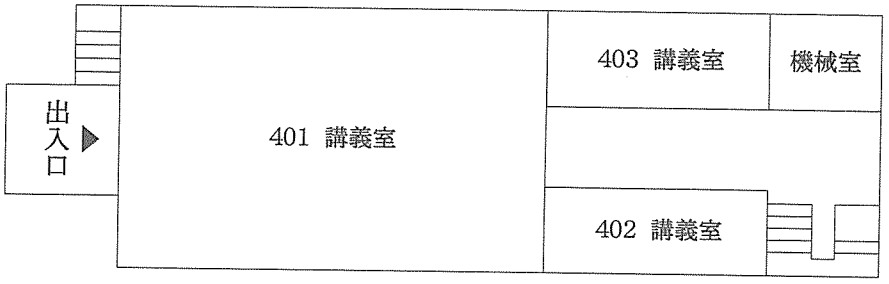

2号館

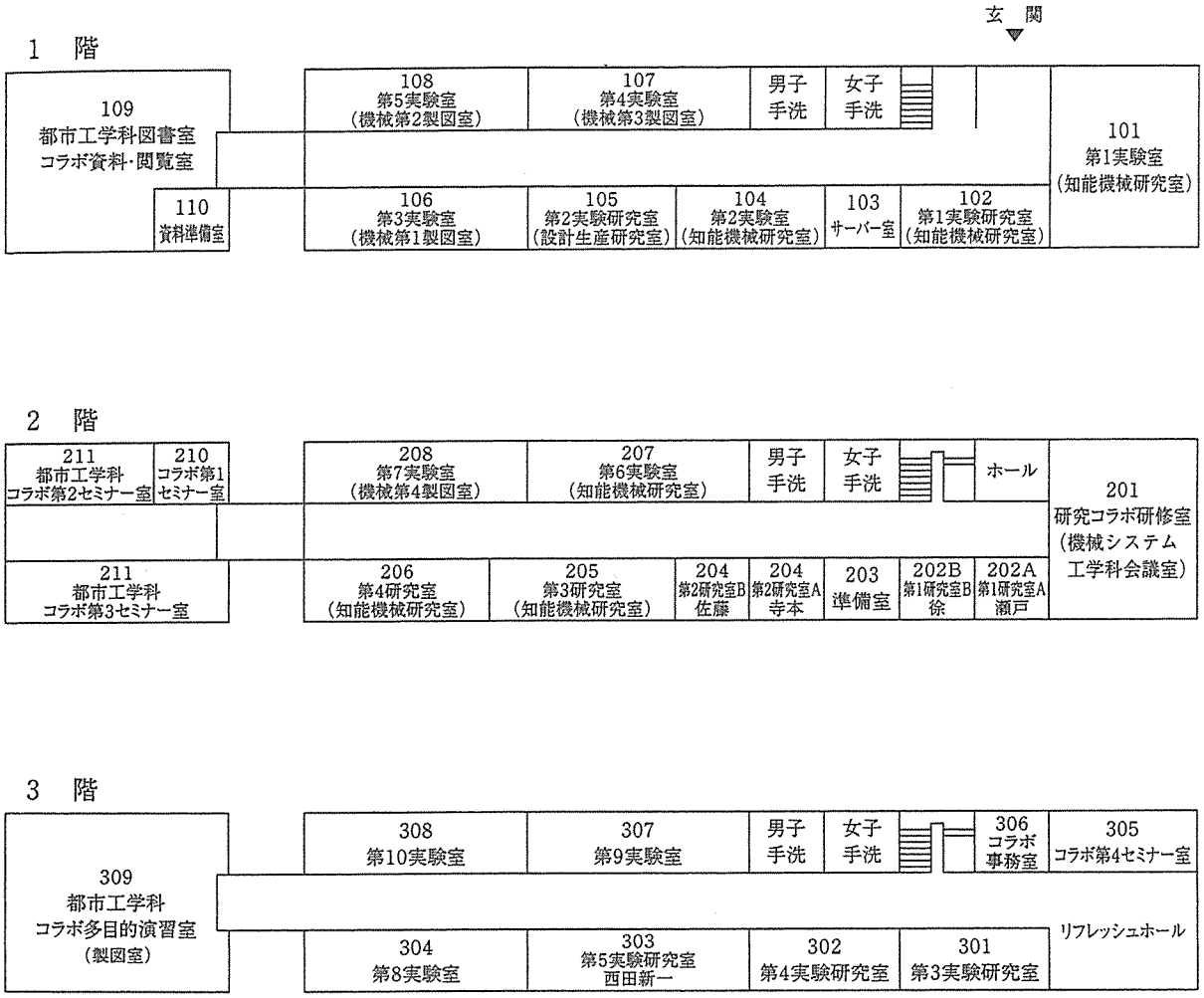
玄関
1 階
109
都市工学科図書室
コラボ資料・閲覧室
110
資料準備室
108
第5実験室
(機械第2製図室)
107
第4実験室
(機械第3製図室)
男子
手洗
女子
手洗
101
第1実験室
(知能機械研究室)
106
第3実験室
(機械第1製図室)
105
第2実験研究室
(設計生産研究室)
104
第2実験室
(知能機械研究室)
103
サーバー室
102
第1実験研究室
(知能機械研究室)
2 階
211
都市工学科
コラボ第2セミナー室
210
コラボ第1
セミナー室
208
第7実験室
(機械第4製図室)
207
第6実験室
(知能機械研究室)
男子
手洗
女子
手洗
ホール
201
研究コラボ研修室
(機械システム
工学科会議室)
211
都市工学科
コラボ第3セミナー室
206
第4研究室
(知能機械研究室)
205
第3研究室
(知能機械研究室)
204
第2研究室B
佐藤
204
第2研究室A
寺本
203
準備室
202B
第1研究室B
徐
202A
第1研究室A
瀬戸
3 階
309
都市工学科
コラボ多目的演習室
(製図室)
308
第10実験室
307
第9実験室
男子
手洗
女子
手洗
306
コラボ
事務室
305
コラボ第4セミナー室
リフレッシュホール
304
第8実験室
303
第5実験研究室
西田新一
302
第4実験研究室
301
第3実験研究室

３号館（都市工学科南棟）

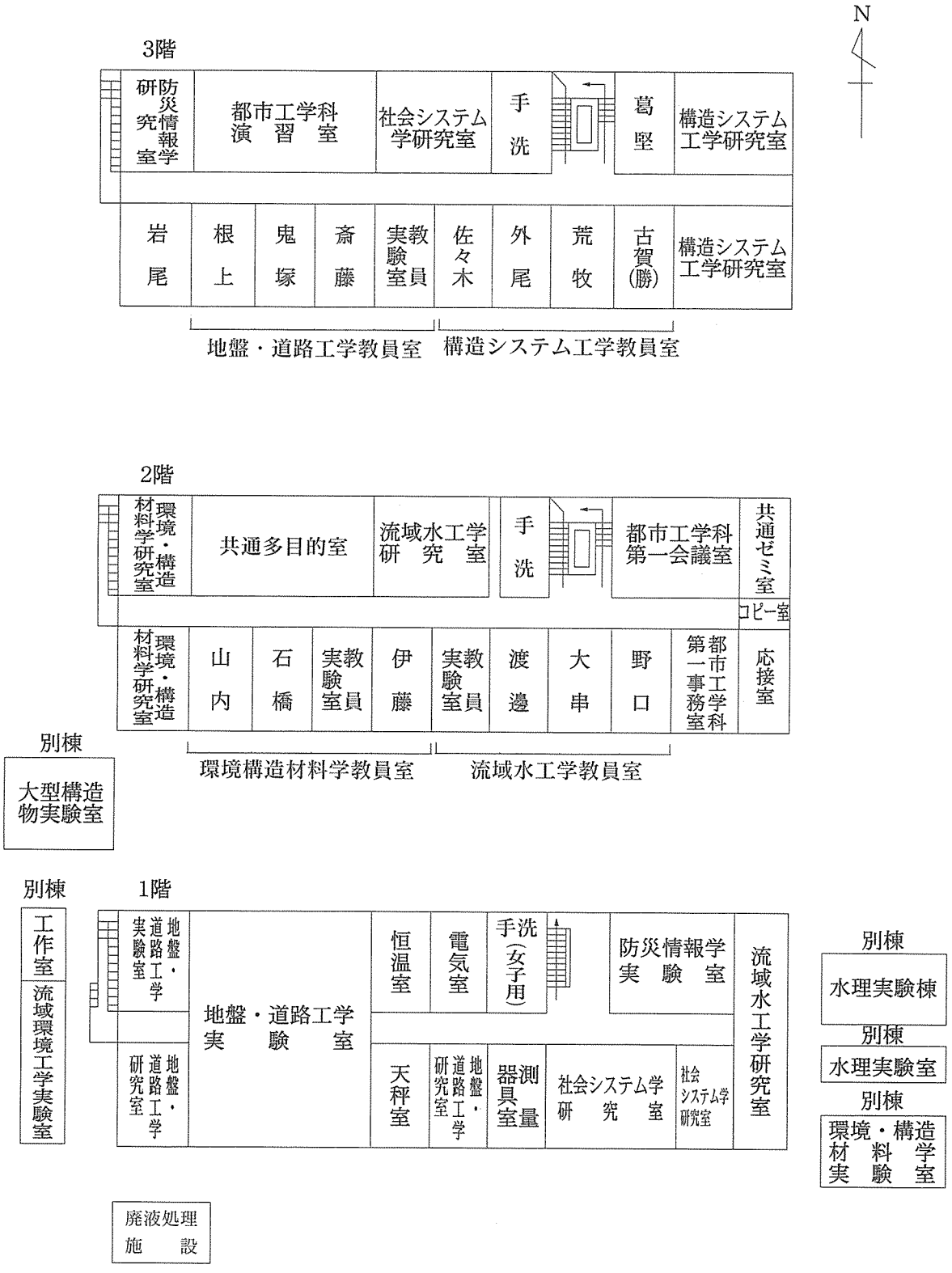
N
3階
防災情報学研究室
都市工学科演習室
社会システム学研究室
手洗
葛堅
構造システム工学研究室
岩尾
根上
鬼塚
斎藤
実教験室員
佐々木
外尾
荒牧
古賀(勝)
構造システム工学研究室
地盤・道路工学教員室
構造システム工学教員室
2階
環境・構造材料学研究室
共通多目的室
流域水工学研究室
手洗
都市工学科第一会議室
共通ゼミ室
コピー室
環境・構造材料学研究室
山内
石橋
教実験室員
伊藤
教実験室員
渡邊
大串
野口
都市工学科第一事務室
応接室
環境構造材料学教員室
流域水工学教員室
別棟
大型構造物実験室
別棟
1階
工作室
流域環境工学実験室
地盤・道路工学実験室
地盤・道路工学研究室
地盤・道路工学実験室
恒温室
電気室
手洗(女子用)
防災情報学実験室
流域水工学研究室
天秤室
地盤・道路工学研究室
測量器具室
社会システム学研究室
社会システム学研究室
別棟
水理実験棟
別棟
水理実験室
別棟
環境・構造材料学実験室
廃液処理施設

４号館（都市工学科北棟）（旧建設工学科棟）

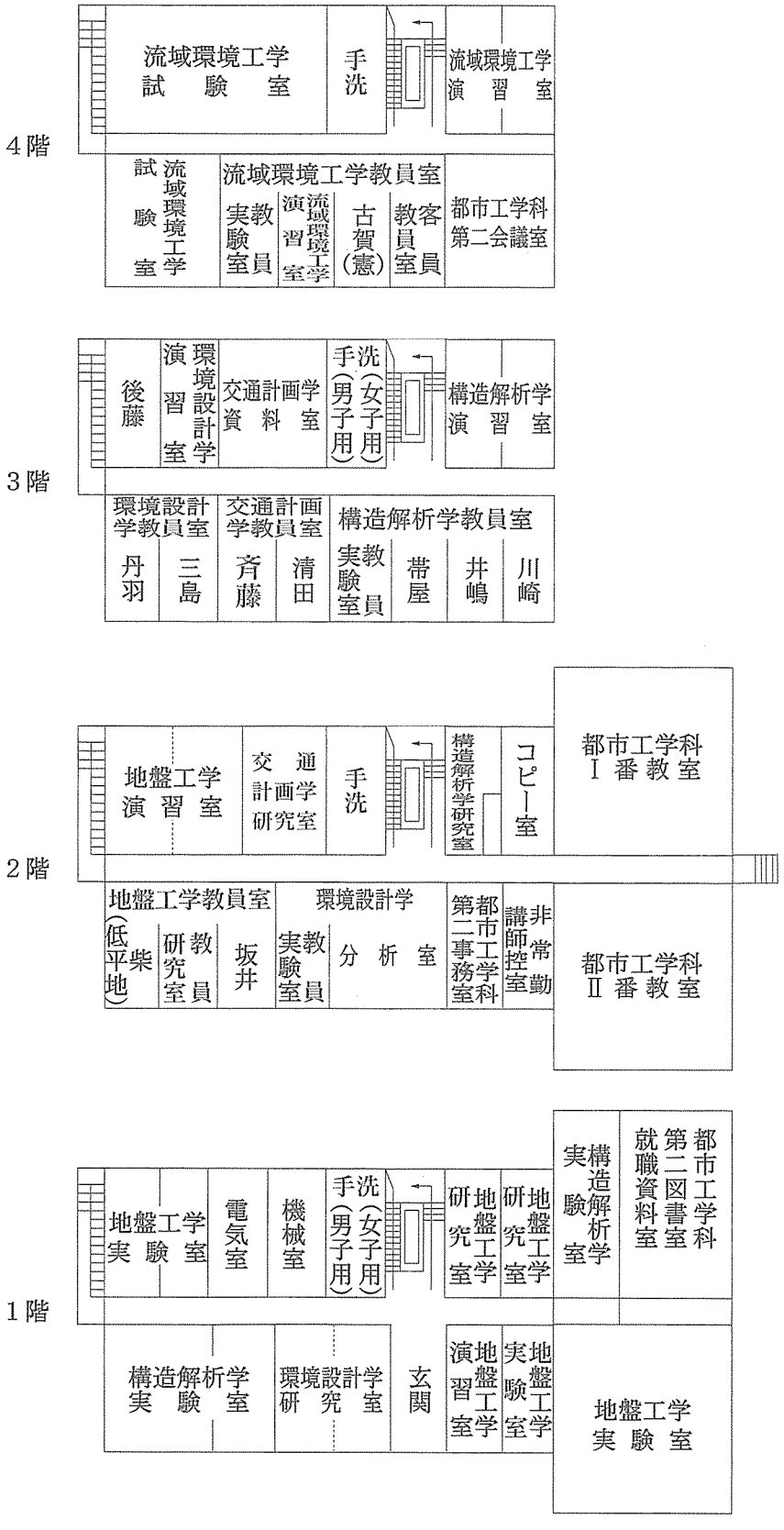

5号館　電気電子工学科棟

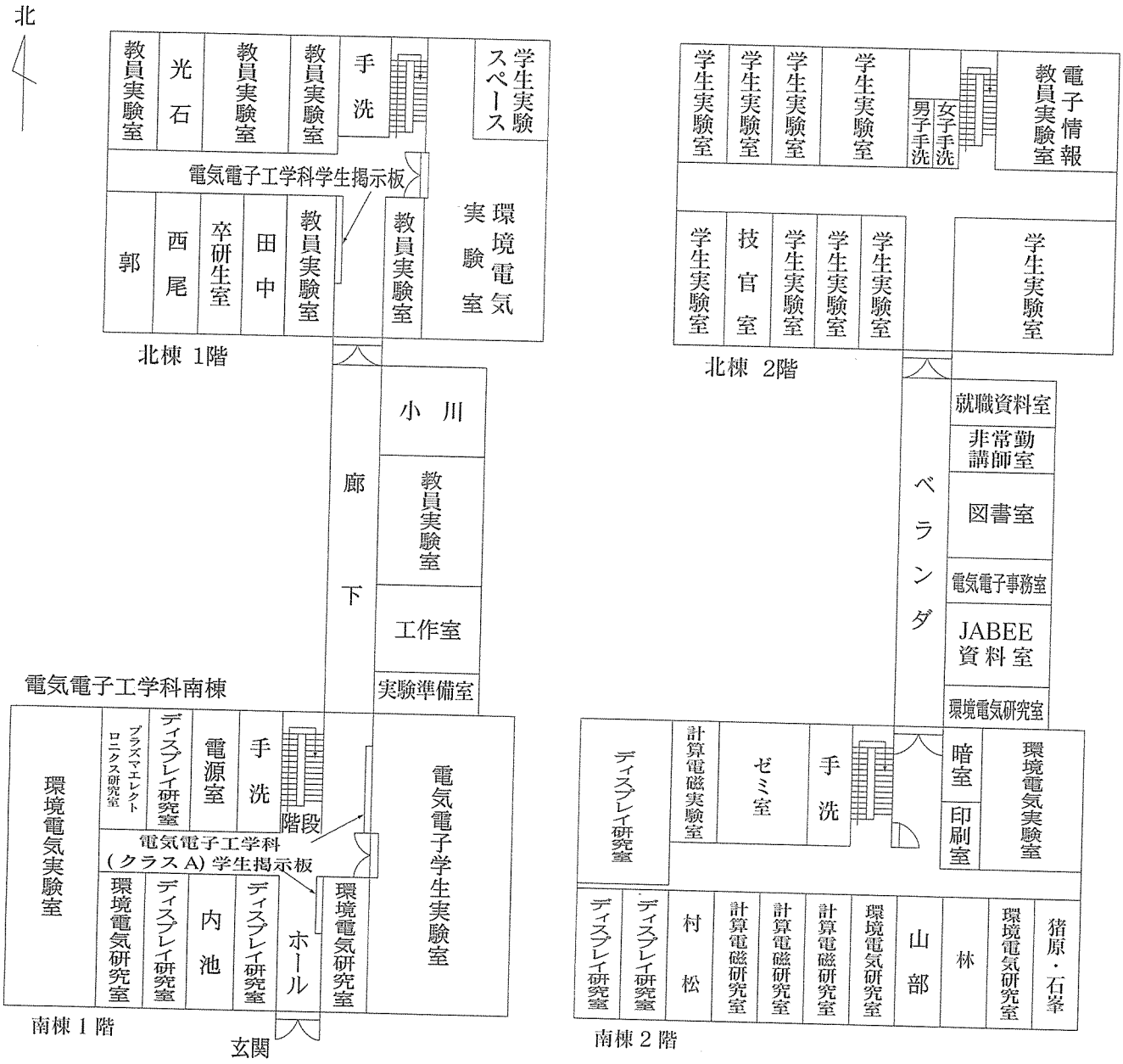

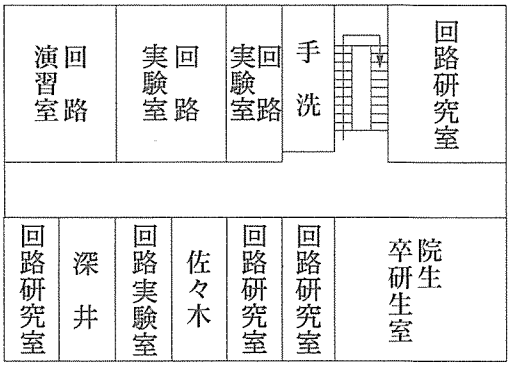

北　棟　3　階

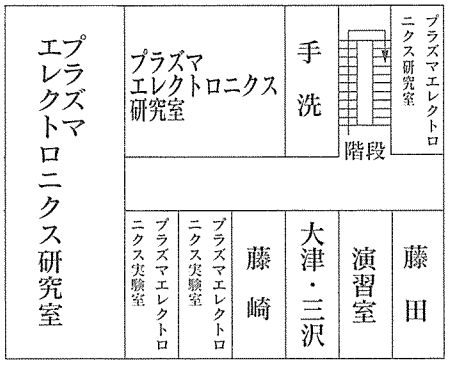

南　棟　3　階

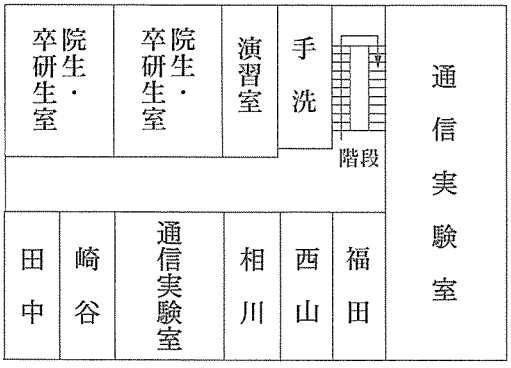

北　棟　4　階

6号館（DC棟）低平地研究センター

3 階

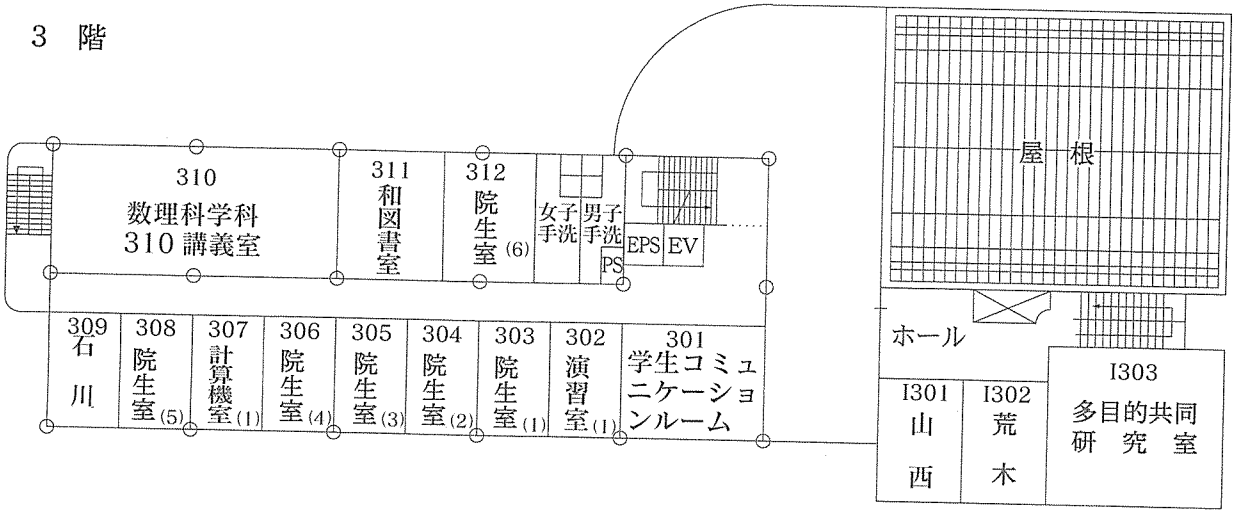

2 階

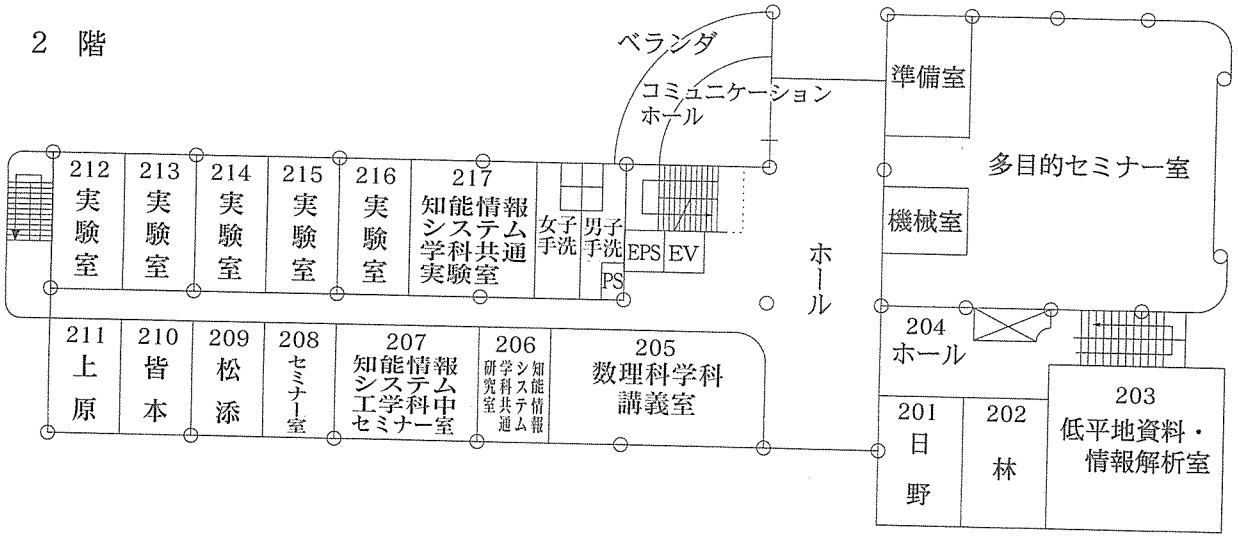

1 階

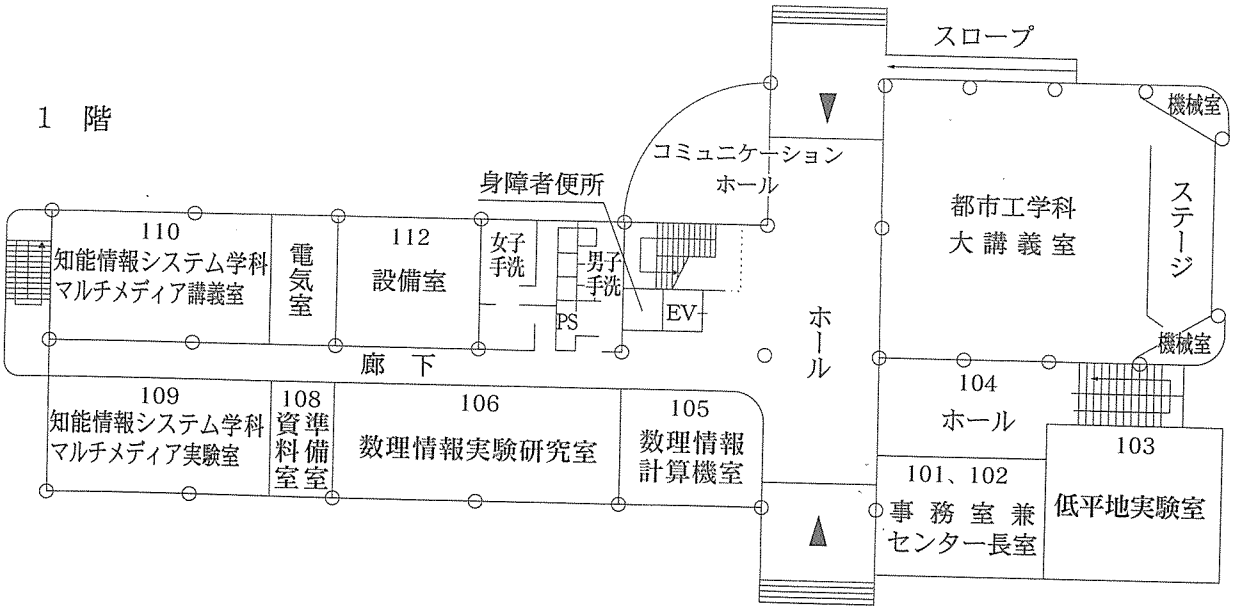

6階

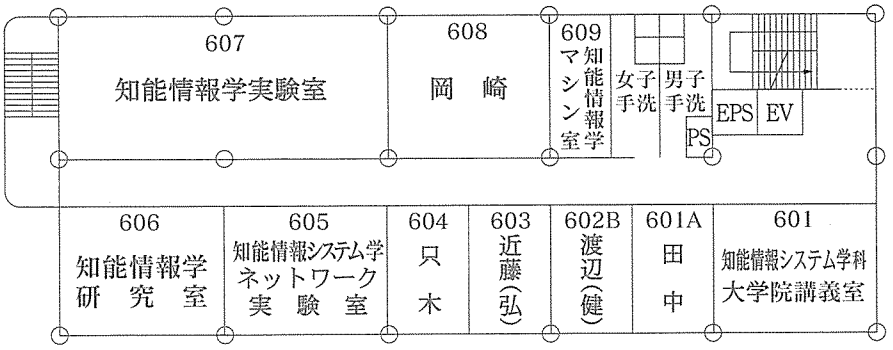
607
知能情報学実験室
608
岡　崎
609
知能情報学マシン室
女子手洗
男子手洗
EPS
EV
PS
606
知能情報学研究室
605
知能情報システム学ネットワーク実験室
604
只　木
603
近藤(弘)
602B
渡辺(健)
601A
田　中
601
知能情報システム学科大学院講義室

5階

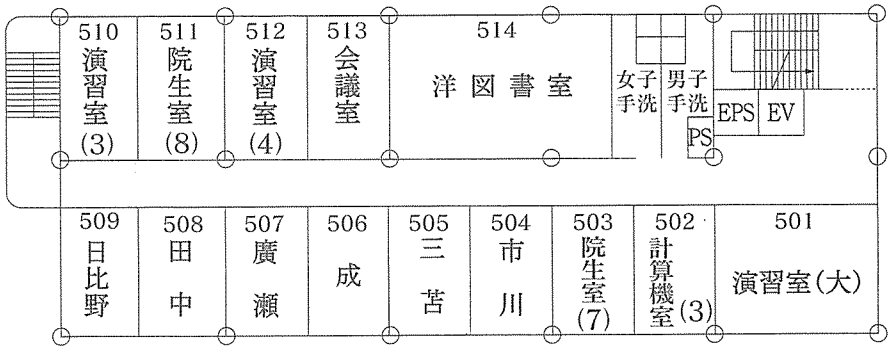
510
演習室(3)
511
院生室(8)
512
演習室(4)
513
会議室
514
洋図書室
女子手洗
男子手洗
EPS
EV
PS
509
日比野
508
田　中
507
廣　瀬
506
成
505
三　苫
504
市　川
503
院生室(7)
502
計算機室(3)
501
演習室(大)

4階

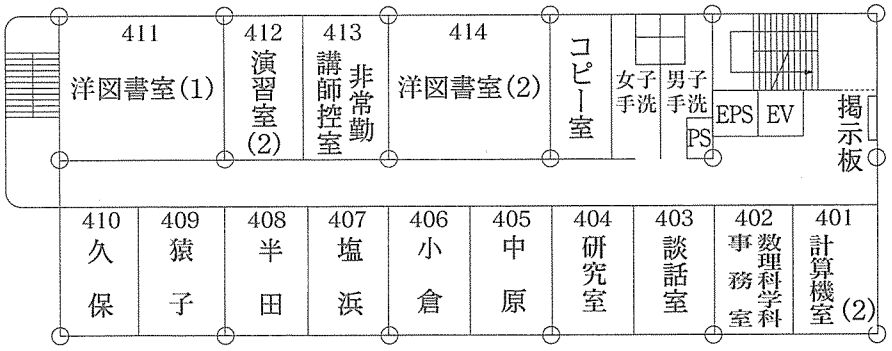
411
洋図書室(1)
412
演習室(2)
413
非常勤講師控室
414
洋図書室(2)
コピー室
女子手洗
男子手洗
EPS
EV
PS
掲示板
410
久　保
409
猿　子
408
半　田
407
塩　浜
406
小　倉
405
中　原
404
研究室
403
談話室
402
数理科学科事務室
401
計算機室(2)

7号館　（知能情報システム学科棟）

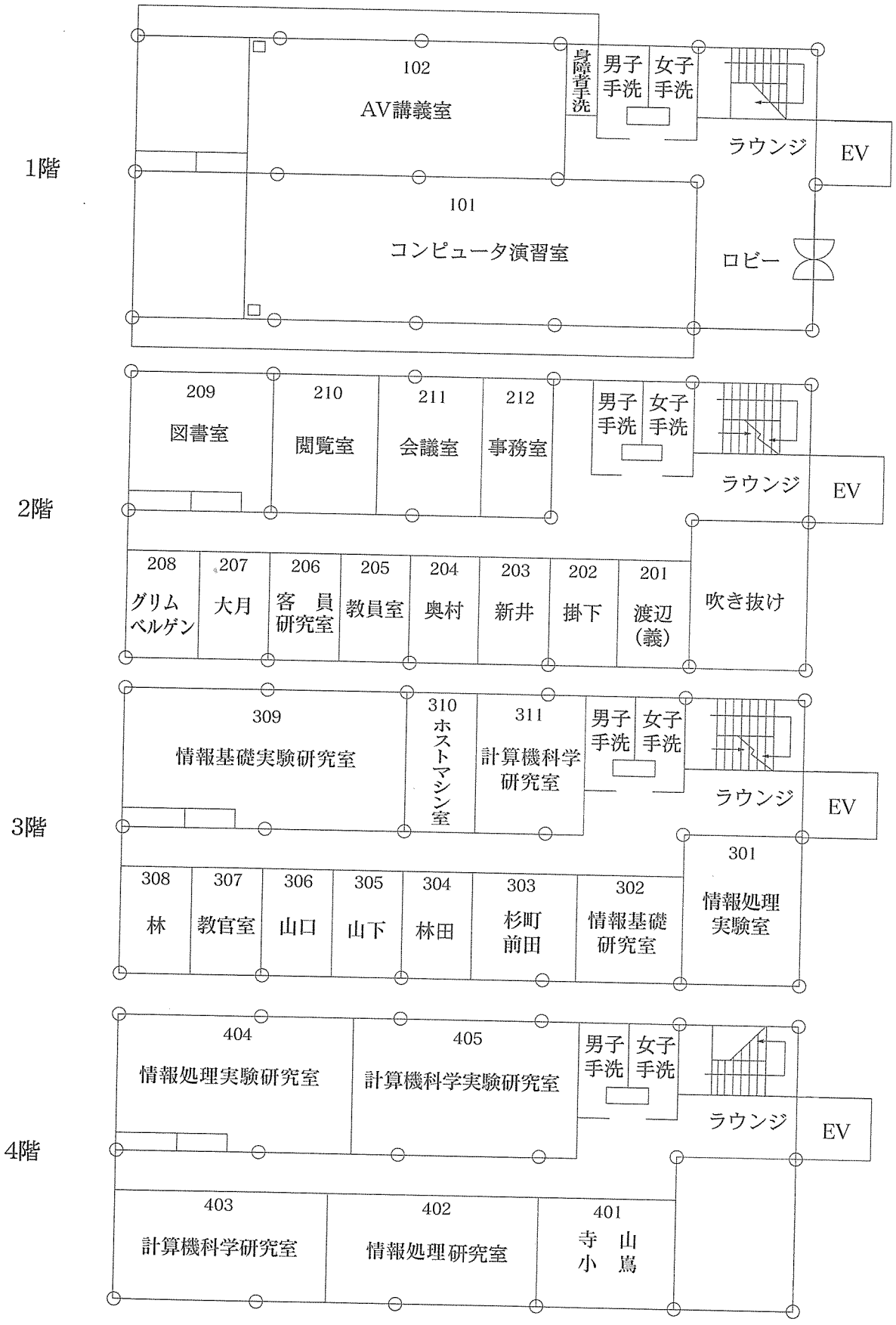

８号館（ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー棟）

１階

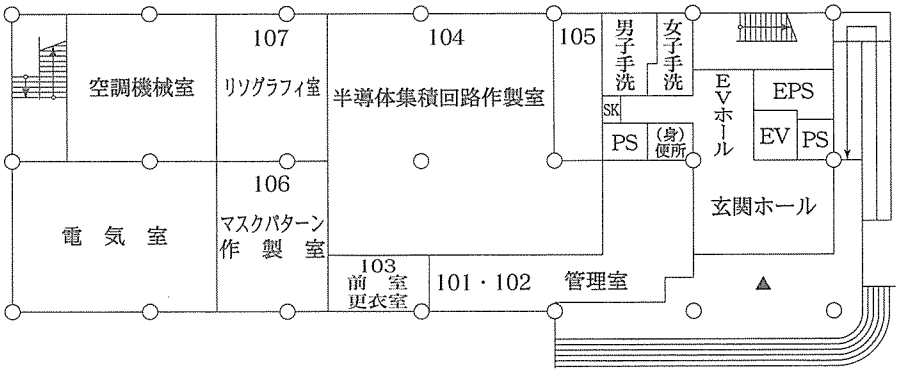

２階

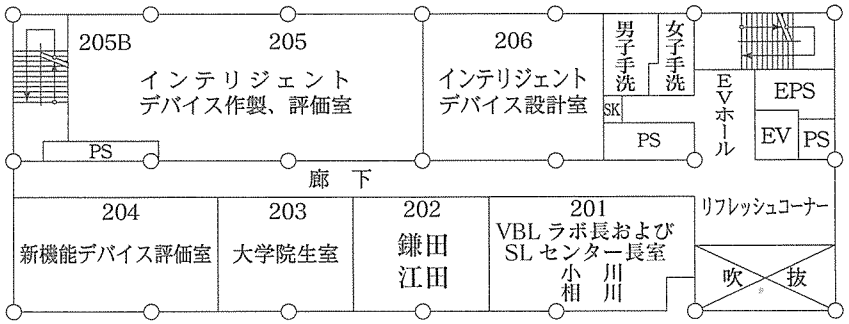

３階

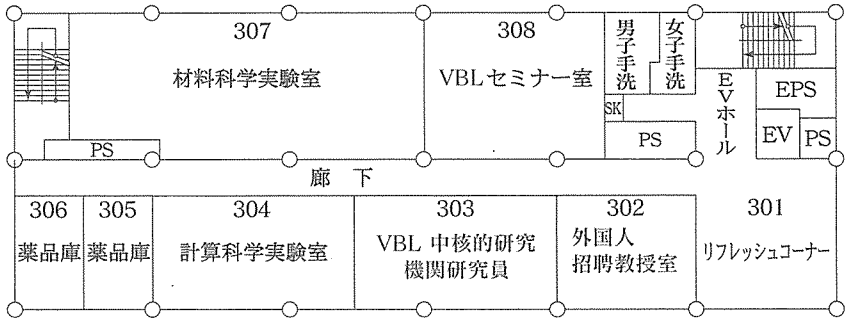

４階

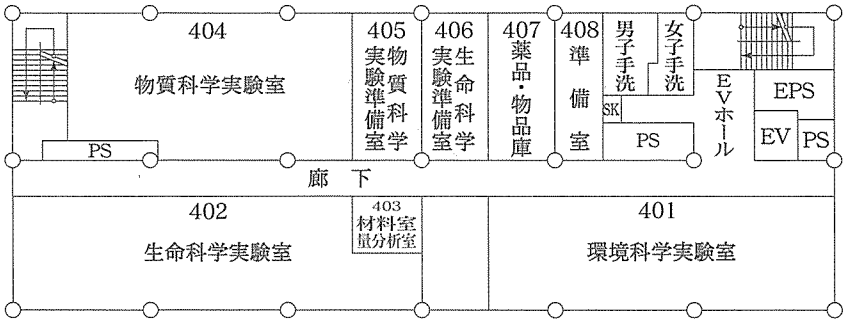

5階

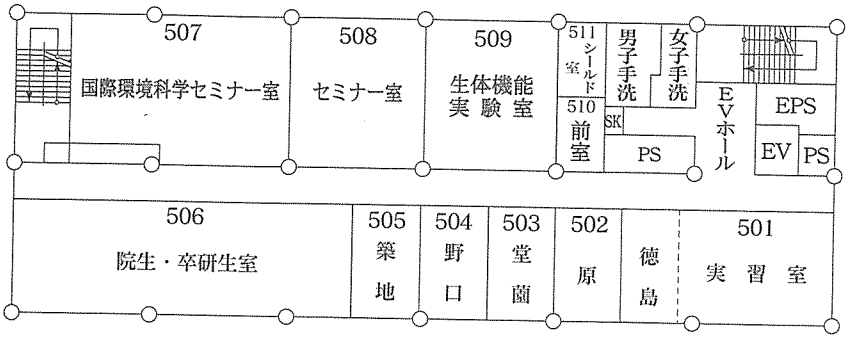
507
国際環境科学セミナー室
508
セミナー室
509
生体機能実験室
511 シールド室
510 前室
男子手洗
女子手洗
SK
PS
EVホール
EPS
EV
PS
506
院生・卒研生室
505 築地
504 野口
503 堂薗
502 原
徳島
501
実習室

6階

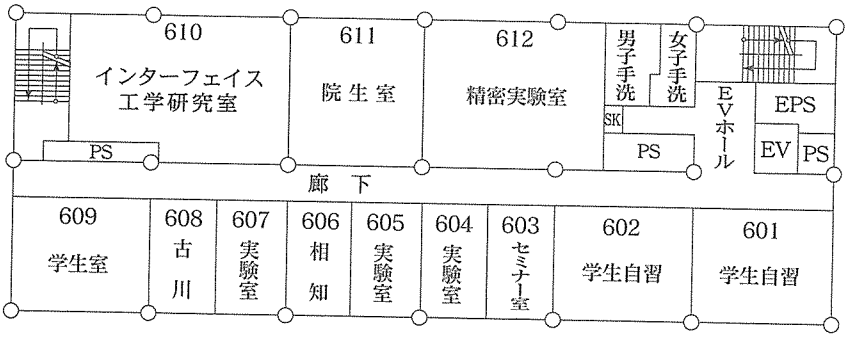
610
インターフェイス工学研究室
611
院生室
612
精密実験室
男子手洗
女子手洗
SK
PS
EVホール
EPS
EV
PS
廊下
609
学生室
608 古川
607 実験室
606 相知
605 実験室
604 実験室
603 セミナー室
602
学生自習
601
学生自習

7階

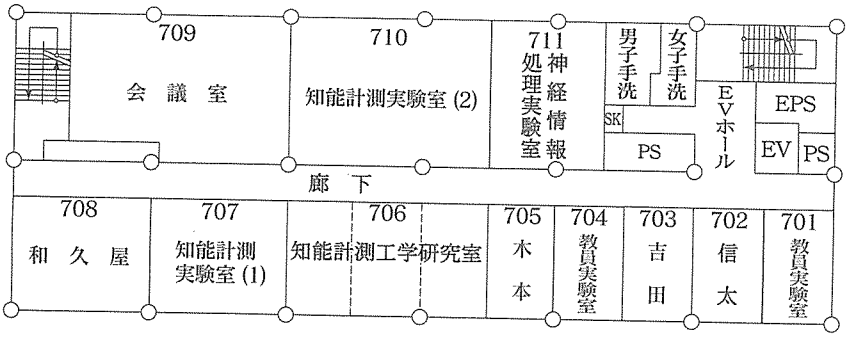
709
会議室
710
知能計測実験室 (2)
711 神経情報処理実験室
男子手洗
女子手洗
SK
PS
EVホール
EPS
EV
PS
廊下
708
和久屋
707
知能計測実験室 (1)
706
知能計測工学研究室
705 木本
704 教員実験室
703 吉田
702 信太
701 教員実験室

8階

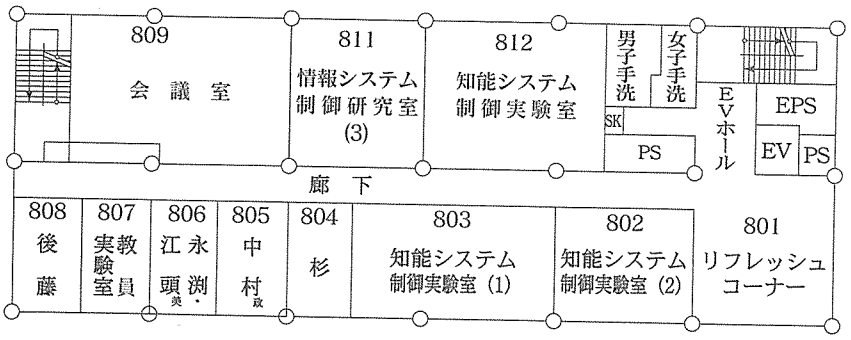
809
会議室
811
情報システム制御研究室 (3)
812
知能システム制御実験室
男子手洗
女子手洗
SK
PS
EVホール
EPS
EV
PS
廊下
808 後藤
807 実験室 教員
806 江頭 永渕 英・
805 中村 政
804 杉
803
知能システム制御実験室 (1)
802
知能システム制御実験室 (2)
801
リフレッシュコーナー

理工学部９号館（機能物質化学科・総合分析実験センター）

1F

	116 超伝導磁石室	115 核磁気共鳴測定室	114 電子顕微鏡室	112 電顕実験室 / 113 暗室	111 分子分光測定室	110 質量分析室	109 情報処理室	108 ドライルーム	女子手洗	男子手洗
107 X線構造解析室		105 前室 / 106 X線マイクロアナライザ室	104 分子物性測定室			103 材料評価室（池田）	102 センター長室	101 事務室	玄関ホール	

（総合分析実験センター）

2F

（機能物質化学科）

	214 細胞培養実験室(4)	213 研究実験室(3)	212 共同実験室(1)						女子手洗	男子手洗
211 細胞培養実験室(3) / 210 細胞培養実験室(2)	209 細胞培養実験室(1)	208 生体機能解析室	207 研究実験室(1)	206 永野幸	205 研究実験室(2)	204 生体物質機能解析室	203 西本	202 中村	201 野口	リフレッシュホール

3F

	309 共同実験室(5)			308 共同実験室(4)			女子手洗	男子手洗
307 芳尾	306	306 共同実験室(3)（磯野）	305 共同実験室(2)	305 井上	303 共同実験準備室(2)（鳥飼）	302 矢田	301 渡	リフレッシュホール

4F

	407 共同実験室(9)			406 共同実験室(8)			女子手洗	男子手洗
	405 共同実験室(7)	404 江良・木田	403 永野	402 共同実験準備室	401 大渡・大島		リフレッシュホール	

5F

(機能物質化学科)

	513	512	511	510	女子手洗	男子手洗	
	有機材料化学実験室	有機合成実験室(3)	有機合成実験室(2)	有機合成実験室(1)			

509	508	507	506	505	504	503	502	501	
大石・蔵森	院生室	院生室		堀	大和	サーバー室	暗室	竹下	リフレッシュホール

6F

	612	611	610	609	女子手洗	男子手洗	
	合成化学実験室(3) (花本)	合成化学実験室(2) (長田)	セミナー室(2)	セミナー室(1)			

608	607	606	605	604	603	602	601	
合成化学実験室(1) (兒玉)	無機化学実験室(4) (山田)	兒玉	北村	花本	山田	図書室	事務室	リフレッシュホール

7F

	713	712	711	710	女子手洗	男子手洗	
	分析化学実験室(3) (宮島)	分析化学実験室(2) (高涼)	分析化学実験室(1) (田端)	無機化学実験室(1) (時井)			

709	708	707	706	706	704	703	702	701	
合成化学実験室(4) (北村)	合成化学測定室(2) (北村)	宮島	院生室 (高涼)	高　涼	田端	時井	無機化学測定室 (田端)	無機化学測定室(1) (時井)	リフレッシュホール

8F

	813	812	811	810	女子手洗	男子手洗	
	物理化学実験室(3) (西河)	物理化学実験室(2) (中島)	無機化学実験室(3) (江守)	無機化学実験室(2) (鯉川)			

809	809	807	806	805	804	803	802	801	
物理化学実験室(1) (滝澤)	滝澤	院生室 滝澤・中島	西河	中島	院生室 中島・江守	江守	鯉川	無機化学測定室(1) 江守・鯉川	リフレッシュホール

農学部教室配置図

農学部１号館

（１階）

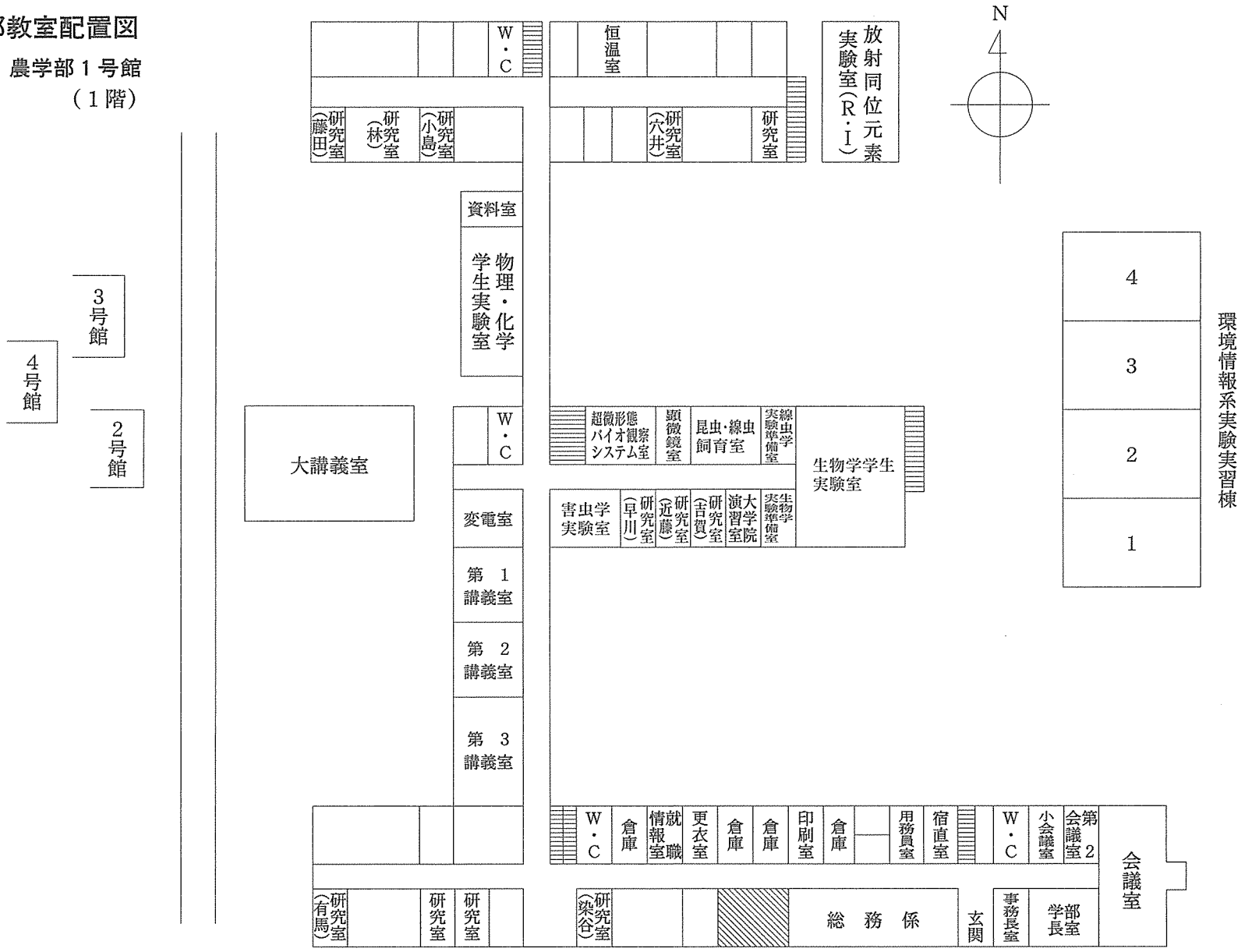

農学部１号館

（２階）

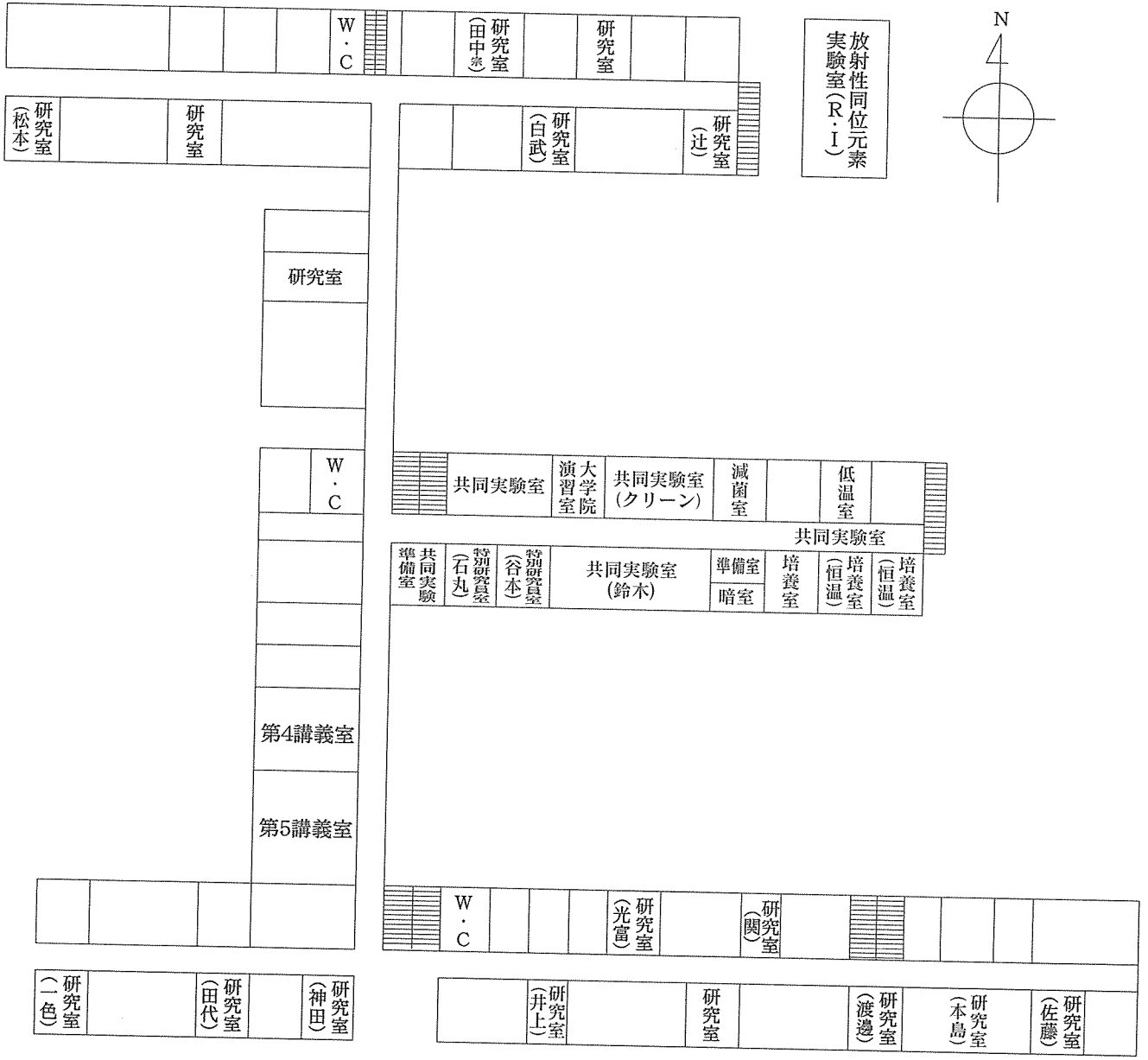

〔附　北　記〕

農学部１号館
（３階）

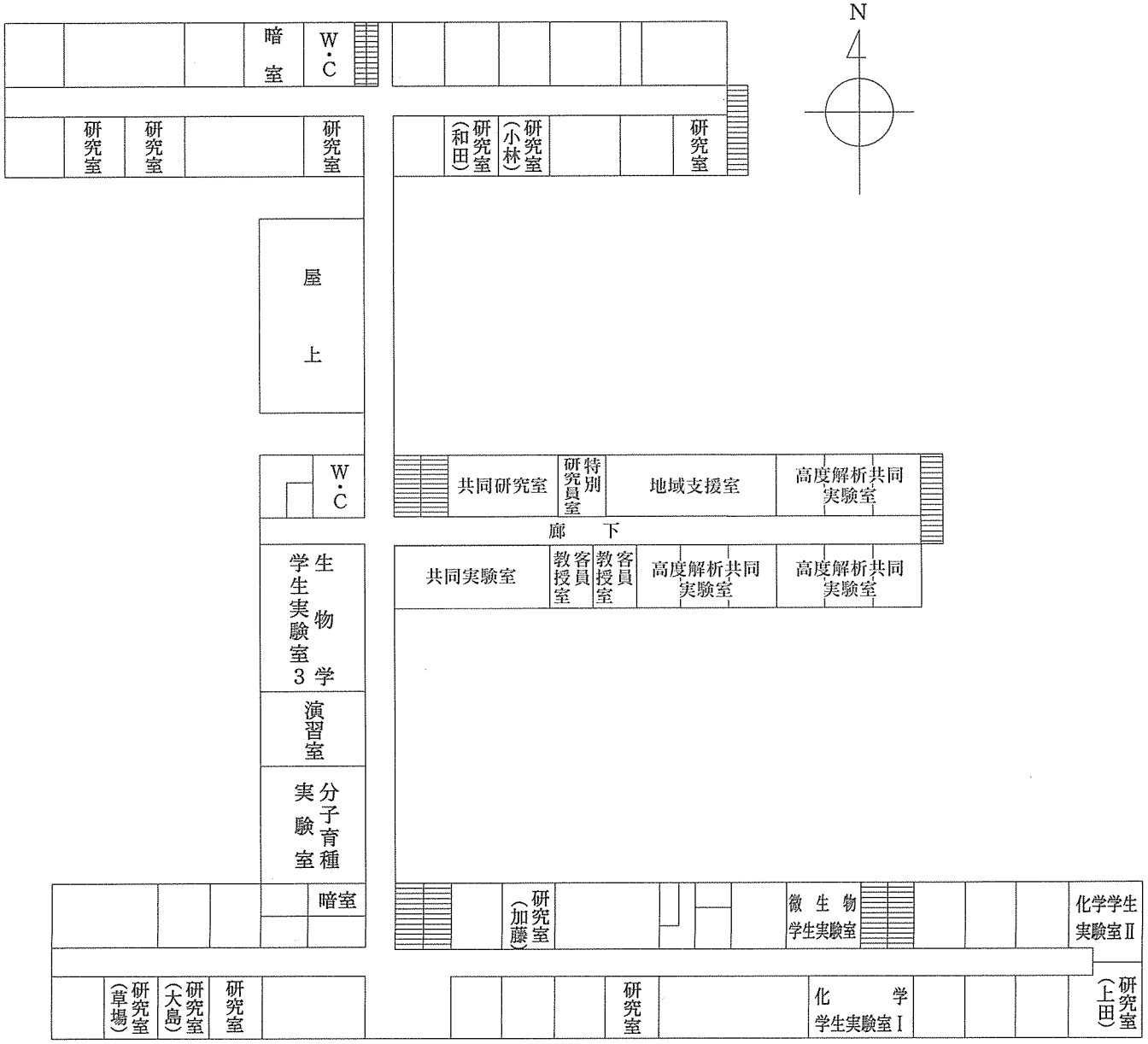
N
暗室
W・C
研究室
研究室
研究室
研究室（和田）
研究室（小林）
研究室
屋上
W・C
共同研究室
特別研究員室
地域支援室
高度解析共同実験室
廊下
生物学生実験室３
共同実験室
客員教授室
客員教授室
高度解析共同実験室
高度解析共同実験室
演習室
分子育種実験室
暗室
研究室（加藤）
微生物学生実験室
化学学生実験室Ⅱ
研究室（草場）
研究室（大島）
研究室
研究室
研究室
化学学生実験室Ⅰ
研究室（上田）

農学部２号館

（１階）

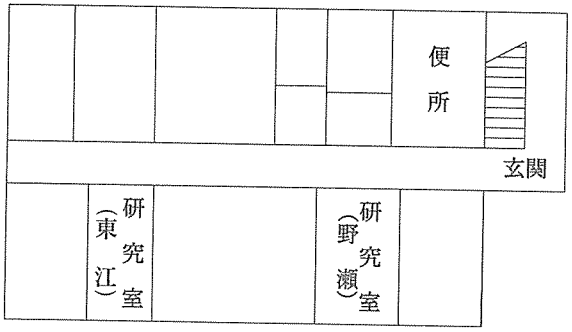

（２階）

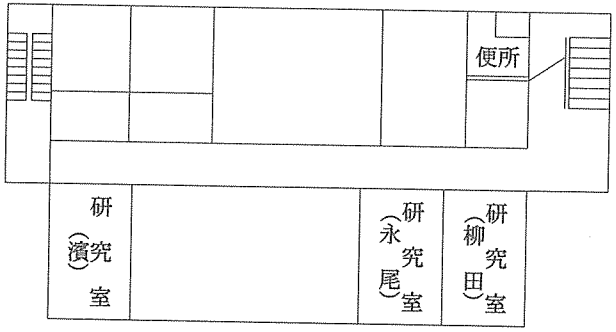

農学部３号館

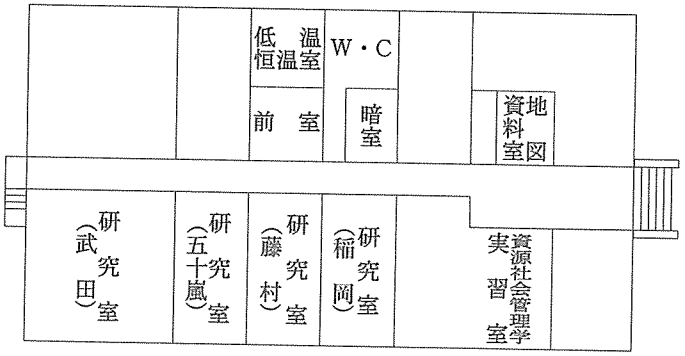

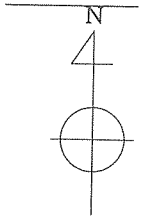

農学部４号館

（１階）

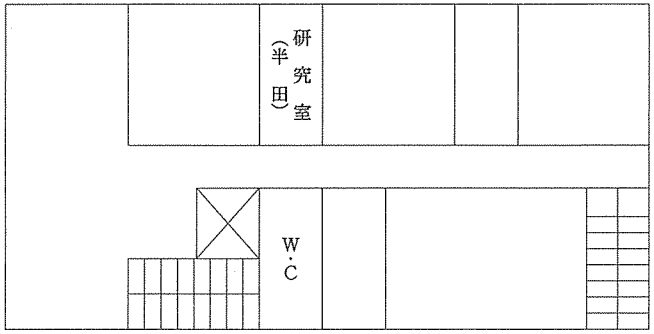

（２階）

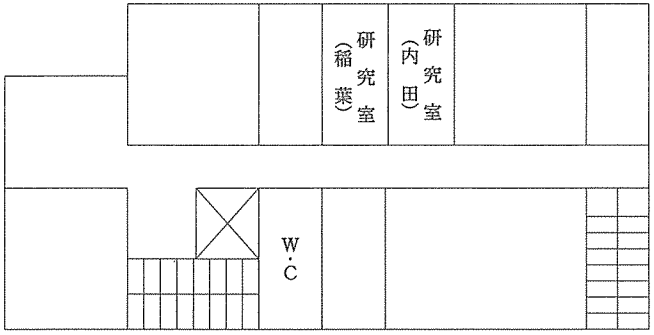

（３階）

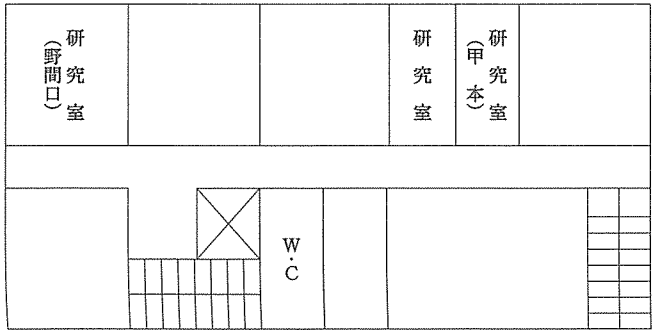

（４階）

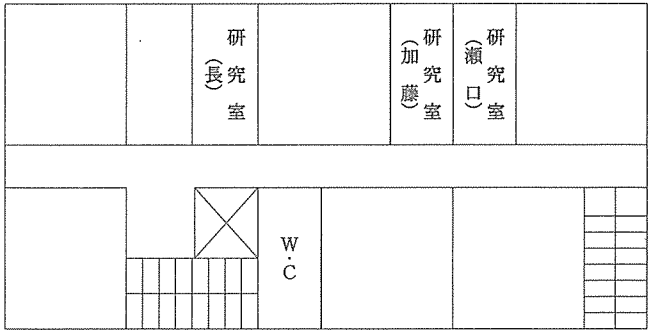

（５階）

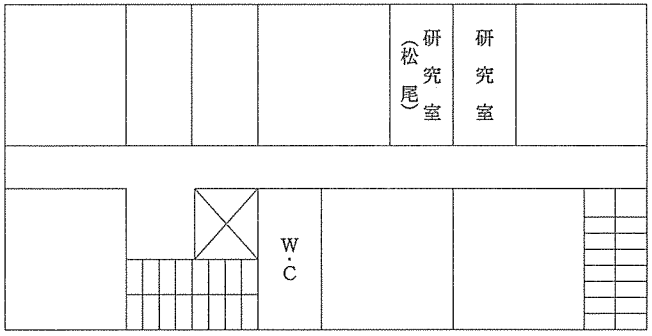

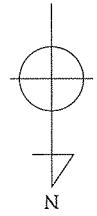

〔留学生センター〕

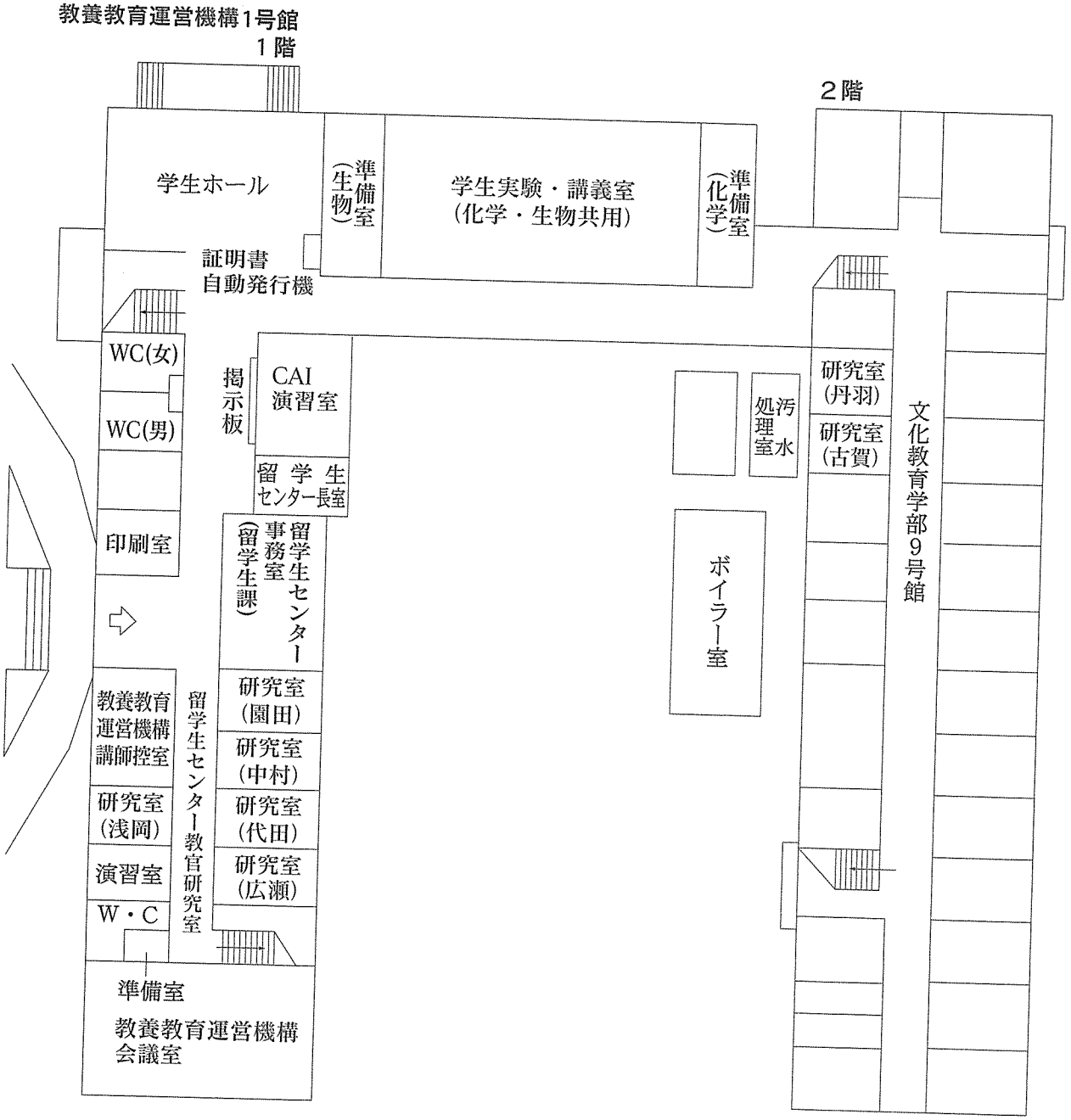
教養教育運営機構1号館
1階
2階
学生ホール
準備室（生物）
学生実験・講義室（化学・生物共用）
準備室（化学）
証明書自動発行機
WC(女)
WC(男)
印刷室
掲示板
CAI演習室
留学生センター長室
留学生センター事務室（留学生課）
教養教育運営機構講師控室
研究室（浅岡）
演習室
W・C
留学生センター教官研究室
研究室（園田）
研究室（中村）
研究室（代田）
研究室（広瀬）
準備室
教養教育運営機構会議室
ボイラー室
汚水処理室
研究室（丹羽）
研究室（古賀）
文化教育学部9号館

佐賀大学文化教育学部
附属中学校配置図

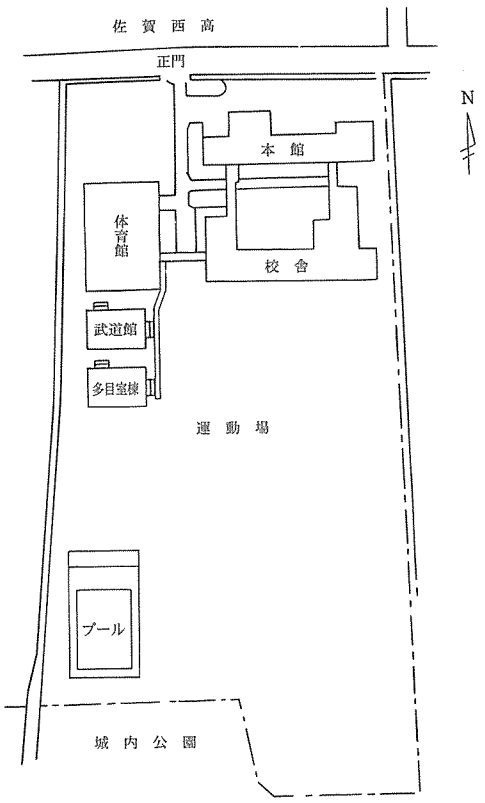

佐賀大学文化教育学部
附属小学校配置図

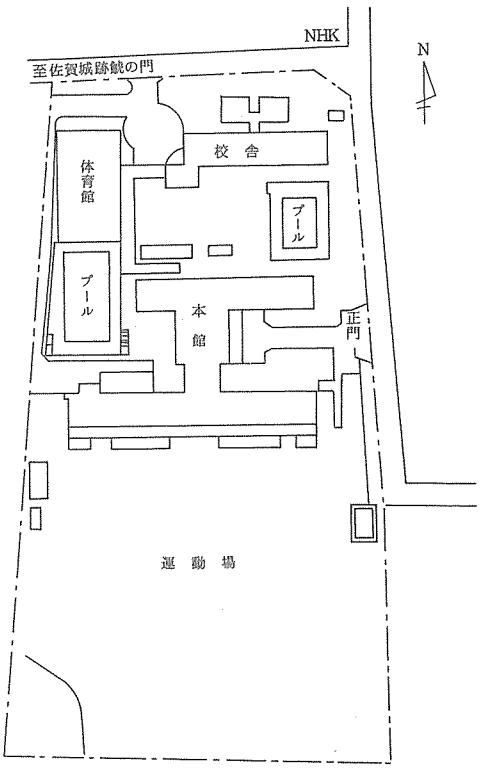

佐賀大学文化教育学部
附属養護学校配置図

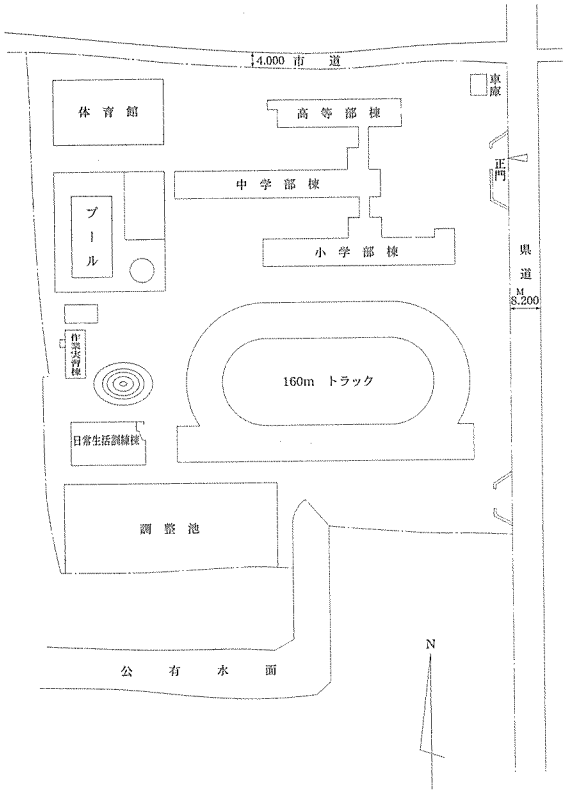

佐賀大学文化教育学部
附属幼稚園配置図

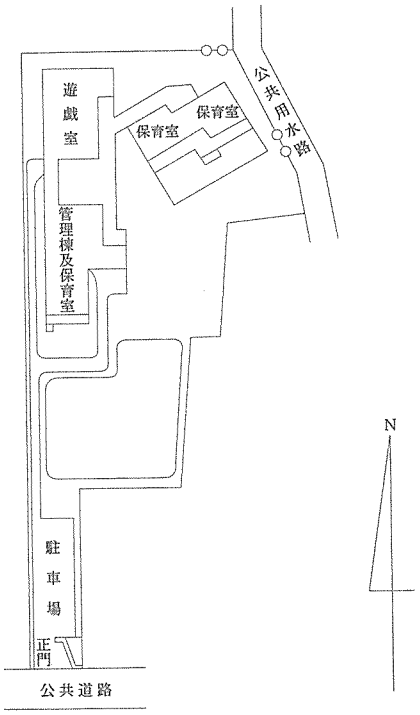

〔佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター配置図〕

【佐賀市内位置図】

至 三瀬トンネル
長崎自動車道
附属資源循環フィールド科学教育研究センター
川久保
金立
尼寺
国道263号線
鍋島キャンパス
医学部
いがや
至 福岡
国道34号線
至 長崎
警察署
さが
市役所
県道
国道207号線
県庁
国道264号線
附属幼稚園
至 久留米
本庄キャンパス
大学本部
文化教育学部
経済学部
理工学部
農学部
教養教育運営機構
附属図書館
附属中学校
附属小学校
N
国道208号線
附属養護学校
至 柳川

平成16年度
学生便覧

平成16年3月25日印刷
平成16年3月31日発行
編集 佐賀市本庄町1
佐賀大学学務部
印刷 株式会社 三光

平成16年１月16日制定

学　部	学 科等	氏　名